

海幹校戦略研究

 JAPAN MARITIME SELF-DEFENSE FORCE COMMAND AND STAFF COLLEGE REVIEW

 第 1 2 巻第 1 号 (通巻第 2 4 号) 2 0 2 2 年 6 月

| 巻頭言 | 特 集 | 関口 雄輝 | 2 |
|---|-----|-------|-----|
| <hr/> | | | |
| 「平和と戦争」二分法的世界観への挑戦 | | 長谷川 惇 | 6 |
| — Gray Zone の限界と Competition Continuum への転換 — | | | |
| 2014 年クリミア併合過程におけるハイブリッド戦の考察 | | 稲垣 芳朗 | 26 |
| — なぜロシアは短期間でクリミアを併合できたのか — | | | |
| ロシアの北極をめぐる対 NATO 戦略の変遷 | | 高橋 慶多 | 50 |
| — ノルウェーの介在に着目して — | | | |
| トランプ政権の核態勢の変化 | | 田中 信也 | 72 |
| — NPR2010 と NPR2018 の比較から — | | | |
| 米国の同盟に実体を与える価値の共有について | | 北山 貴弘 | 92 |
| — 米国と台湾の非公式な同盟を事例として — | | | |
| サイバー空間における効果的な抑止メカニズム | | 熊取谷 行 | 111 |
| 【研究ノート】 | | | |
| ソーシャル・メディア時代における戦略的情報発信 | | 加藤 太輔 | 128 |
| — 「客体からの拡散」によるナラティブの定着へ — | | | |
| | | 平泉 竜也 | |
| <hr/> | | | |
| 零式艦上戦闘機の開発背景 | | 梅原 博和 | 152 |
| — 超々ジュラルミン開発・量産から零式艦上戦闘機への繋がり — | | | |
| 【特別寄稿】 | | | |
| ASBM (対艦弾道ミサイル) 対処能力の発展と前方展開兵力 | | 布施 哲 | 172 |
| の脆弱性の克服 | | | |
| — 米海軍の新型電子戦システムを中心に — | | | |

 英文要旨

執筆者紹介

編集委員会よりお知らせ

表紙：国連総会（令和 4 年 3 月 24 日ウクライナに関する緊急特別会議）

巻頭言

私たちは今、国際政治の大きな転換点に在ります。

日本では余寒厳しくも桜の便りがそろそろ感じられていた 2 月 24 日、遠く離れた欧州では、ロシアがウクライナに対し軍事侵攻を開始しました。第二次世界大戦から 77 年、もはや起きることはない誰もが思っていた国家同士の「戦争」が、21 世紀の今起こったのです。国際社会は当然のようにロシアに対し非難の声をあげ、国際連合を中心に停戦に向けた努力がなされましたが、今日に至るもそれは叶っていません。今、目前にあるのは国際連合、特に国連安全保障理事会の常任理事国であり核兵器を保有する大国が為した非道を止めることができない「グローバルな安全保障枠組」の弱点です。表紙の写真は、2 月 28 日から 3 月 2 日までの間に開かれた国連総会緊急特別会合の様子です。これは、1950 年に朝鮮戦争が勃発した際、常任理事国による拒否権の行使によって安保理が機能不全に陥ったことをきっかけに定められた制度で、国際の平和と安全の維持に係る責任を安保理が果たせない場合、総会がその役割を代替するものです。今回、安保理の要請で実に 40 年ぶりに開かれたこの会合で、ロシアの即時撤退を求める決議が賛成 141 か国、反対 5 か国、棄権 58 か国により採択されました。

ウクライナに対するロシアの軍事侵攻によって、国際安全保障システムに極めて大きなネガティブインパクトが与えられたと危惧しています。多くの安全保障専門家や研究者から様々な分析・評価が出されていますが、私は次の 3 つの点から極めて深刻な影響があると考えています。

第 1 は世界の安全保障システムの信頼性に与える悪影響です。具体的には集団安全保障体制と同盟の信頼性の低下です。プーチン(Vladimir Putin)大統領が核兵器の使用を示唆する発言をしたことにより、米国や北大西洋条約機構(NATO)はウクライナに部隊を派遣しないことを早々に表明しました。一部専門家の間では、ロシアの“escalate to de-escalate strategy”(ディエスカレーション戦略)による影響が論じられています。これは大量の核兵器を保有するロシアが「限定的な核使用」の脅しをかけることによって NATO 諸国は核戦争へのエスカレートを恐れ、ウクライナの支援について慎重にならざるを得ない、という冷徹な現実を示しています。今後の事態の推移と主要国の対応を慎重に観察する必要がありますが、国連を中心とする集団安全保障体制と既存の安全保障枠組みの信頼性が低下したことは否めない事実だと危惧しています。

第 2 は核不拡散条約(NPT)体制の枠組みとロジック崩壊の危険です。NPT 体制下で核保有が認められている大国であるロシアが、核攻撃の恫喝を使用したことにより、NPT 体制の枠組みとそのロジックが崩れたことは、

安全保障システム上の極めて重大な問題だと考えられます。誤解を恐れず単純に表現すると、「核保有5か国は、自ら核兵器を使用しないこと及び核戦争抑止のためののみ核戦力を保有するので、非核保有国が核兵器を保有することを認めず、核兵器の拡散を防止する」という理屈でNPT体制が維持されてきました。今年1月、当該5か国は核保有国間の戦争回避と核軍拡競争の防止について共同声明を発表しました。その中で「我々（核保有5か国）は核戦争には勝者は所在せず、決して戦ってはならないことを確認する」、「（また）核兵器は、それが存在し続ける限りは、攻撃や戦争を抑止する防衛目的のために保有されるべきものであることを確認する」と宣言し、核兵器の使用を避けるという原則を改めて確認しました。その翌月に起こった今回のウクライナ軍事侵攻に際してロシアが核兵器を使用する意図を示したという事実は、5大国の共同宣言ですら空虚な「言葉遊び」に変えてしまったことだけではなく、NPT体制を支えてきたロジックそのものを崩壊させたと言えます。また、そのことが、今後非核保有国が核武装化する「理屈」と「正当性」を与えるきっかけとなり、世界各地で核拡散が進行する恐れありと言っても過言ではありません。

第3は米国の「核の傘」の信頼性低下の恐れです。今回ロシアが不法にウクライナに軍事侵攻しましたが、米国はロシアとの核戦争を回避するという理由で軍事侵攻しないことを早々に表明しました。単純に言えば米ロの直接対決は核戦争の危険が高いから米国は介入しない、という理屈です。これは米国の同盟国にとっては大きな衝撃を与える発言でした。ロシアや中国のような核保有国に対峙するとき、他国を守るために軍事介入はしない、さらには他国を守るために自国の核兵器を使用しないという国家としての決断をする可能性が高くなります。結果として米国が提供する「核の傘」の信頼性が著しく低下することになります。

ロシアのウクライナ軍事侵攻は、先述の安全保障体制のテクニカルな部分への悪影響のみならず、今後の安全保障体制や国際レジームにも大きな影響や変化をもたらすものと考えています。

冷戦の終結によって「リベラルデモクラシー」の下で市場経済が発展し、国家間の小規模な衝突はあっても大規模な戦争は生起せず、総じて平和と繁栄は続いていくという考えは幻想となった感があります。特にロシアと国境を接し、あるいは旧ソ連から独立した国々にかつての地政学的なリスクを思い出させ、その結果として旧冷戦時代の国境線を超えた経済分野での結び付きやネットワーク維持の合理性が安全保障上の脅威によって色あせていく恐れを感じます。さらにそれが世界に波及した場合、最終的にはアナーキーな環境下で各国が自身の生存を貪欲に追及し、自国安全の最大化に傾注するサバイバルな世界に陥っていく可能性は否定できません。一橋大学大学院の福富満久教授はロシアのウクライナ侵攻が成功した場合、

それがデファクトスタンダード (世界標準) となり、大国の小国略奪は許される「秩序なき弱肉強食の時代」になると指摘しています。

このような大きな変化に直面している私たちは、その変化にどのように対応していけば良いのでしょうか。本号では、今日のグローバルな安全保障環境で複雑に入り組んだ国際関係の下で生じる様々な「変化」を読み解き、先に述べた大きな変化にも応じ得る何かしらの示唆を導出することとしました。また、前号に引き続き既卒学生の研究成果集中掲載号とし、昨年修業した第 68 期指揮幕僚課程及び第 80 期高級課程を中心に掲載しています。

最初の当校教官である長谷川 3 佐の論文は、冷戦時代からポスト冷戦期、そして今日に至る間に米国内で議論され、明らかとなった、平和か戦争かという「二分法的世界観」の矛盾及び有用性の低下と、それらによってもたらされた“Competition Continuum” (協調/武力紛争未満の競争/武力紛争が混在する「永続的な競争の世界」) の概念及び既存の”Gray Zone”概念との関係性等について明らかにしています。

第 80 期高級課程学生であった稲垣 1 佐の論文は、2014 年に生じた「クリミア併合」の渦中に見られた「ハイブリッド戦」と呼ばれる活動について、その効用を分析・評価しています。なお、本稿は 2020 年 8 月に脱稿されたものであることから、文中で用いられている地名については脱稿当時の一般的な表記となっています。

第 68 期指揮幕僚課程学生であった高橋 3 佐の英国海軍第一海軍卿賞受賞論文は、ロシアのウクライナ侵攻の理由と考えられる対 NATO 戦略に関し、考察のアリーナを地球温暖化で注目される北極に求め、特にノルウェーという北欧の小国がもたらす影響に着目しつつ、ロシアの思惑の変遷について明らかにしています。

第 80 期高級課程学生であった田中 1 佐の論文は、その時々々の安全保障環境を背景に米国が自身の保有する核兵器の運用に係る考え方を示す「Nuclear Posture Review (NPR)」に注目し、オバマ (Barack Obama) 政権とトランプ (Donald Trump) 政権のそれを比較することで、米国内に生じた核兵器の役割に係る概念変化について論じています。

第 68 期指揮幕僚課程学生であった北山 3 佐の論文は、米中関係の緊張が一層の高まりを見せる中、「非公式な同盟」を理論的に分析することで米国と台湾との関係が、その歴史的背景及び変化の過程も含め簡潔に整理されており、米台関係を改めてレビューするに適した内容となっています。国際政治において「非公式」とは何を意味するのか、さらには同盟関係における実態形成の重要性と日米同盟へのインプリケーションにも言及する内容となっています。

第 80 期高級課程学生であった熊取谷 1 佐の論文は、新たな作戦領域であるサイバー空間では従来の抑止メカニズム (懲罰的抑止/拒否的抑止)

を機能させることが極めて難しいため、それらに代わる新たな抑止メカニズムの導出が必要であるとして、それに正面から取り組んでいます。

第 82 期高級課程学生であった加藤 1 佐と平泉 2 佐の共同執筆による論考は、中国とロシアが実行しているいわゆる「誘導工作」の事例からその実態を概観し、ソーシャル・メディア時代の情報発信の在り方について論じています。さらに米海軍が 2018 年と 19 年に発刊した「Social Media Handbook」を取り上げ、米国の先進的の様で実は現実社会の過早な変化に遅れまいとする姿を明確にするとともに、防衛省・自衛隊へのインプリケーションにも言及しています。

また、本号では、特集外として第 67 期指揮幕僚課程学生であった梅原 3 佐の論文を掲載しました。この論文は、先の大戦で名をはせ、最近ではジブリ映画に登場して再び脚光を浴びたゼロ戦、正しくは「零式艦上戦闘機」の開発について、特に驚異の運動性能を支えた機体素材である超々ジュラルミンにフォーカスし、当時技術後進国であった日本が超々ジュラルミンの開発からゼロ戦の開発までわずか 5 年で成し遂げた「奇跡」の理由について明らかにしています。

さらに、本号では、テレビ朝日ワシントン支局長の布施哲氏に「ASBM (対艦弾道ミサイル) 対処能力の発展と前方展開兵力の脆弱性の克服—米海軍の新型電子戦システムを中心に—」というタイトルで、中国の A2/AD 能力の中核たる ASBM に対する米海軍内の脅威認識の変化と、対抗手段開発の進捗状況等についてご寄稿いただきました。

本号に掲載した論文等が読者の研究の一助となれば、幸いです。

新型コロナウイルスとの戦いはなかなか終わりが見えませんが、本校がこれまで主催していた研究会等については、感染防止策を徹底した上で出来得る最良の形での再開を模索しています。再開の折には奮ってご参加いただきますとともに、本誌並びに本校のホームページに掲げるコラム等への忌憚のない御意見の送付について、引き続きご協力の程をお願いいたします。

(海上自衛隊幹部学校副校長 戦略研究会会長 海将補 関口 雄輝)

「平和と戦争」二分法的世界観への挑戦

— Gray Zone の限界と Competition Continuum への転換 —

長谷川 惇

はじめに

本稿の目的は、米軍が提唱した Competition Continuum (CC) という概念と Gray Zone (GZ) という概念の関係性を明らかにしようとするものである。

CC とは、世界を「協調 (cooperation)、武力紛争未満の競争 (competition below armed conflict)、武力紛争 (armed conflict) が混在する永続的な競争の世界」と捉える考え方であり、平和か戦争かという伝統的な二分法的世界観の代替概念として 2018 年に米軍が提唱した概念である¹。他方、GZ とは 2015 年に米軍の一部で提唱された概念であり、米国では「平和と戦争との間にある概念的な領域」として理解されている²。両者は、平和と戦争という二分法的世界観に対する批判的性質を持つ点で共通性がある。

CC は、統合ドクトリンとして採用 (ドクトリン化) するための最初のステップであるドクトリンノートの段階にある³。ただし、米軍の他のドクトリンや公文書において CC への言及が認められることから、実態として米軍全体において CC の適用が始まっていることが伺われる⁴。世界でも有数の規模と実力を誇る米軍におけるドクトリンの変化は、国際政治上の他の主体にも影響を及ぼし得る⁵。ここに、GZ と CC の関係性についての米軍

¹ Joint Chiefs of Staff (JCS), *Joint Concept for Integrated Campaigning (JCIC)*, March 16, 2018.

² United States Special Operations Command (USSOCOM), *White Paper: The Gray Zone*, September 9, 2015.

³ JCS, *Joint Doctrine Note 1-19: Competition Continuum (JDN 1-19)*, June 3, 2019, p. 1.

⁴ E.g., Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *Officer Professional Military Education Policy*, CJCSI 1800.01F, May 15, 2020; U.S. Army Training and Doctrine Command (TRADOC), *TRADOC Pamphlet 525-3-1: The U.S. Army in Multi-Domain Operations 2028*, December 6, 2018; U.S. Air Force, *Air Force Doctrine Publication 3-05: Special Operations*, Last Updated February 1, 2020; Headquarters, Department of the Army, *Chief of Staff Paper #2: The Army in Military Competition*, March 1, 2021.

⁵ Geoffrey Till, “The New U.S. Maritime Strategy: Another View from Outside,” *Naval War College Review*, Vol. 68, No. 4, Autumn 2015, p. 34.

の考えを理解する意義が認められる。

CC と GZ の関係を論じた先行研究として、GZ を CC が区分するところの「武力紛争未満の競争」の一形態とみなすものがある⁶。また、CC を GZ での事態に対処するための方策とみなす議論もある⁷。確かに、CC を提唱した *Joint Concept for Integrated Campaigning (JCIC)* には GZ に関する議論が参考文献として明記されており、両者には関連性が認められる⁸。

しかしながら、CC を提唱した *JCIC* を始め、CC を採用した米軍公文書には GZ の用語が全く使用されていない。二分法的世界観に対する批判的性質という共通点に鑑みても、CC を採用した米軍公文書において GZ への言及がないことは不自然である。なぜ米軍は GZ に言及することなく CC を説明したのだろうか。

本稿ではこの疑問に着目し、米軍において生じた、「二分法的世界観への不満の表明、GZ の提唱、CC のドクトリンノート化」という一連の世界観の変化の過程を分析することで、CC と GZ の関係の再整理を試みる。本稿ではこの過程を世界観という概念の変化と捉え、分析枠組みとしてポズナー (George Posner) らが提唱した概念変化モデルを用いる⁹。

本稿の構成は次のとおりである。第 1 節では、分析枠組みであるポズナーらの概念変化モデルについて説明し、平和と戦争という二分法的世界観が近年まで米国の安全保障環境において有用な世界観であった背景を分析する。第 2 節では、2010 年代以降、二分法的世界観に代わるものとして GZ が議論されるようになった背景を分析する。第 3 節では、GZ が CC に置き換えられつつある要因を明らかにする。

⁶ E.g., Shawn Kadlec, “HMA in the Gray Zone,” *The Journal of Conventional Weapons Destruction*, Vol. 23, Iss. 3, January 2020, pp. 5-9; Susan Levine, “Beyond Bean Bags and Rubber Bullets Intermediate Force Capabilities across the Competition Continuum,” *Joint Force Quarterly*, Vol. 100, 1st Quarter, 2021, pp. 19-24.

⁷ E.g., Stephen Marr, Nicholas Hargreaves-Heald, Hiram Reynolds, and Hannah Smith, *Stability in Multi-Domain Battle*, U.S. Army Peacekeeping and Stability Operations Institute, June 2018; Adam A. Paul, *Capitalizing on US Coast Guard Authorities and Capabilities across the Competition Continuum with the Return of Great Power*, Naval War College, May 15, 2020, apps.dtic.mil/sti/citations/AD1107065.

⁸ JCS, *JCIC*, p. 36.

⁹ George J. Posner, Kenneth A Strike, Peter W. Hewson, and William A. Gertzog, “Accommodation of a Scientific Conception: Toward a Theory of Conceptual Change,” *Science Education*, Vol. 66, Iss. 2, April 1982, pp. 211-227.

1 「平和と戦争」の論理的矛盾

(1) 概念変化モデル

本稿の分析枠組みであるポズナーらの概念変化モデルは、生徒や学生の学習過程を解明しようとする学習科学の分野で提唱された理論であり、ある中心的な概念が別の概念に取って代わられる条件を説明したものである。概念変化モデルは、学習者が代替概念を受け入れるのは次の 4 つの条件が満たされた場合であると説明する。第 1 に、既存の概念に対する不満 (dissatisfaction) が存在すること、第 2 に、新たな概念が理解可能 (intelligible) であること、第 3 に、新たな概念がもつもらしい (plausible) こと、第 4 に、新たな概念が今後の研究にとって有益 (possibility of a fruitful research program) であることである¹⁰。

本稿では、本モデルを軍事分野における概念変化の分析に用いることの妥当性を次の 4 点に求める。第 1 に、学習科学は研究対象である学習過程をサイエンスとアートという 2 つの観点から捉えようとする点である¹¹。サイエンスとアートという視点は、軍事学にも欠くことのできないものであり、両者の大枠のアプローチは共通している¹²。第 2 に、学習科学は学習「過程」を対象とする。本稿は、軍事組織における認識の変化がドクトリンへと反映される「過程」を分析対象とするため、本モデルとの親和性がある。第 3 に、ポズナーらは、概念変化モデルを科学哲学 (philosophy of science) から導出し、認識論的な枠組みであると主張している¹³。ポズナーらは、科学哲学から演繹的に理論化を行い、それを教育現場に適用したのであるから、理論の適用対象は教育現場に限られない。第 4 に、ポズナーらの議論において、学習は合理的な活動とみなされていることである¹⁴。学習の主体である学習者を合理的とみなすアプローチは、国家や組織を一定程度に合理的な主体とみなす軍事学と整合的である。

¹⁰ Ibid, p. 214.

¹¹ R. K. ソーヤー編『学習科学ハンドブック 第二版 第 1 巻 ー基礎／方法論』森敏昭、秋田喜代美、大島純、白水始監訳、望月俊男、益川弘如編訳、北大路書房、2018 年、12 頁。

¹² Bernard Brodie, "Strategy as an Art and a Science," *Naval War College Review*, Vol. 12, No. 2, February 1959, pp. 2, 16.

¹³ Kenneth A. Strike and George J. Posner, "A Revisionist Theory of Conceptual Change," Richard A. Duschl and Richard J. Hamilton eds., *Philosophy of Science, Cognitive Psychology, and Educational Theory and Practice*, SUNY Press, 1992, pp. 155-156.

¹⁴ Posner et al., "Accommodation of a Scientific Conception," p. 212.

以上から、米軍のドクトリンにおける世界観の変化を説明するには、概念変化モデルを用いて分析的に論じることが重要である。

(2) 二分法的世界観の矛盾

概念変化モデルによれば、概念変化に先んじて先行概念に不満が存在している必要がある。本稿における先行概念への不満とは、二分法的世界観に対する米軍の不満である。本稿ではこの不満を、二分法的世界観に内在する論理的矛盾であると分析する。

矛盾の第 1 は、戦争の定義に学術的なコンセンサスがない点である。戦争研究の古典である『戦争論』で知られるクラウゼヴィッツ (Carl von Clausewitz) は、戦争を「相手に自らの意志を強要するための実力の行使」と定義した¹⁵。他方で、戦争を「別々ではあるが類似した存在同士の暴力的な接触」と極めて広範に定義する議論もある¹⁶。さらにオングストローム (Jan Angstrom) とワイデン (J. J. Widen) によれば、戦争は「組織化された大規模な暴力的紛争」とも定義される¹⁷。このような戦争の理解は、紛争は戦争であるための必要条件であることを示す一方で、十分条件ではないことを示唆する¹⁸。平和とは戦争が無いだけであって、紛争が無いというのではない¹⁹。

しかし、戦争研究は戦争と紛争を区分する明確な境界を提供しない。戦争の要素に「大規模な暴力」を含む議論が存在する一方で、「戦争は、その暴力的性質によってのみ平和と区別される、単に特殊な種類の紛争でしかない」とする議論も存在する²⁰。また、戦争の定義に戦闘で死亡した戦闘員の人数を含める研究もあるが、犠牲者数を戦争の定義の要件とするアプローチは結果論を扱わざるを得ない点で万能ではない²¹。戦争と紛争を峻別しよ

¹⁵ カール・フォン・クラウゼヴィッツ『縮訳版 戦争論』加藤秀治郎訳、日本経済新聞社、2020 年、39 頁。

¹⁶ Quincy Wright, *A Study of War*, Vol. I, The University of Chicago Press, 1942, p. 8.

¹⁷ ヤン・オングストローム、J. J. ワイデン『軍事理論の教科書 一戦争のダイナミクスを学ぶ』北川敬三監訳、勁草書房、2021 年、38 頁。

¹⁸ 同上、39 頁。

¹⁹ ジョン・ガーネット「戦争の原因と平和の条件」加藤朗訳、ジョン・ベイリス、ジェームズ・ウィルツ、コリン・グレイ編『戦略論 一現代世界の軍事と戦争』石津朋之監訳、勁草書房、2012 年、57 頁。

²⁰ 同上。

²¹ Meredith Reid Sarkees, “The COW Typology of War: Defining and Categorizing Wars (Version 4 of the Data) by Meredith Reid Sarkees,” *The Correlates of War Project*, 2010, correlatesofwar.org/data-sets/COW-war.

うとしても、その境界は論者により様々なのである。

第 2 に、何を戦争と呼称するのかが政治的に決定され得る点である²²。戦争という言葉を使うことの前提として、その言葉によって説明したい社会現象が存在するのであり、そこには恣意性が存在する²³。武力紛争の指導者は、国際連合（国連）憲章や戦時国際法といった、戦争に関する諸規範に規定される権利と義務に利害を見いだすからである。例えば、ブッシュ（George W. Bush）政権は国連安全保障理事会（国連安保理）決議によって武力行使の正当性を担保したうえで「対テロ戦争（Global War on Terrorism）」を開始した²⁴。他方、第三国に中立義務が生ずるのを避けるために、敢えて紛争の両当事者とも「戦争」と認めなかった例としては「支那事変（日中戦争）」が挙げられる²⁵。

このように、何が戦争であり何がそうでないかを区別する境界は、学術的にも実務的にも一致した見解は得られていない。それにもかかわらず、戦争に関する議論の多くにおいて平和とは戦争の不在であると解釈されてきた²⁶。戦争と区分される事象の範囲を人為的に設定し、その範囲外の事象を平和と区別することに方法論上の利便性が認められてきたためである²⁷。そして、平和と戦争という人為的な区分に有用性を認めてきたのは、米軍のドクトリンも同様であった²⁸。

(3) 二分法的世界観と整合的であった米国の安全保障環境

二分法的世界観は論理的に矛盾するという問題を抱えていたにもかかわらず、この世界観は近年にいたるまで米軍に採用されてきた。概念変化モデルを用いれば、その理由は新たな世界観を欲する程の不満が生じなかったためと説明できる。確かに、冷戦期から 2000 年代までの間、米国の安全保障環境は二分法的世界観の中で整理可能な状況であった。

²² Nick Mansfield, *Theorizing War: From Hobbes to Badiou*, Palgrave Macmillan, 2008, p. 2; オングストローム、ワイデン『軍事理論の教科書』24 頁。

²³ Mansfield, *Theorizing War*, p. 3.

²⁴ UN Doc., S/RES/1368, September 12, 2001; UN Doc., S/RES/1373, September 28, 2001.

²⁵ 等松春夫「特集にあたり 一日中戦争の多角的再検討」『軍事史学会』第 43 巻第 3・4 合併号、2008 年 3 月、11 頁。

²⁶ Kristine Höglund and Mimmi Söderberg Kovacs, “Beyond the Absence of War: The Diversity of Peace in Post-Settlement Societies,” *Review of International Studies*, Vol. 36, Iss. 2, April 2010, p. 368.

²⁷ 多湖淳『戦争とは何か』中公新書、2020 年、5-6 頁。

²⁸ JCS, *JDN 1-19*, p. 1

冷戦期の米国の安全保障上の最大の関心は、ワルシャワ条約機構 (Warsaw Treaty Organization: WTO) 軍による西欧への軍事侵攻、そしてソビエト連邦 (ソ連) による米国への直接攻撃の回避にあった²⁹。1950 年 6 月に勃発した朝鮮戦争以降、米国は対ソ軍事戦略の中核に核兵器を据えた³⁰。1960 年代、米ソ両国は第二撃能力 (Second Strike Capability) の残存性を確保するに至り米ソ関係は「相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction: MAD)」によって規定されることになった。この結果、米ソ両国は互いの勢力拡大をけん制、阻止するための方策として代理戦争 (proxy war) を採用するようになった³¹。実際、米軍は冷戦期にベトナム戦争をはじめ、多くの代理戦争を実施している³²。冷戦期の米ソの対立は、「米ソの直接的な対決 (全面的な核戦争)」と「それ以外の軍事作戦 (代理戦争)」という枠組で二分することが可能であったのである。

1991 年 12 月のソ連崩壊から 2001 年 9 月の米国同時多発テロ (9.11) に至るまでの期間 (ポスト冷戦期) の米国の安全保障上の主たる関心は、ソ連崩壊によって訪れた平和をいかにして維持するのかに向けられた。父ブッシュ (George H. W. Bush) 政権は、「平和の領域 (zone of peace)」である民主主義の勢力圏を拡大することが米国の安全に資するとの論理を展開し、この論理はクリントン (Bill Clinton) 政権にも引き継がれた³³。

この「平和の領域」を脅かす要因として懸念されたのが冷戦構造の解消によって顕在化・激化した地域紛争や内戦、その他の社会的不安定であった³⁴。同様の懸念は北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty

²⁹ Fred Charles Iklé and Albert Wohlstetter, *Discriminate Deterrence: Report of the Commission on Integrated Long-Term Strategy*, January 11, 1988, p. 33.

³⁰ “A Report to the National Security Council by the Executive Secretary on Basic National Security Policy,” *National Security Council Report*, NSC 162/2, October 30, 1953, pp. 5, 11, 22, fas.org/irp/offdocs/nsc-hst/nsc-162-2.pdf; 戸崎洋史「米国の外交・安全保障政策における核兵器の役割」日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター編『国際安全保障秩序再構築と「核」: 核政策および核軍縮・不拡散政策の「変革」』2007 年、48 頁。

³¹ John Lewis Gaddis, *The Long Peace*, Oxford University Press, 1987, pp. 230-231.

³² 冷戦期に米軍が実施した主な軍事作戦は次を参照、USSOCOM, *White Paper*, p. 2.

³³ Office of the Secretary of Defense, *Defense Strategy for the 1990s: The Regional Defense Strategy*, January 1993, pp. 1, 3-4; The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, February 1996, pp. 2-3.

³⁴ Office of the Secretary of Defense, *Defense Strategy for the 1990s*, pp. 3, 5-7; Secretary of Defense, *Bottom-Up Review*, October 1993, p. 2; Office of the

Organization: NATO) 内部からも表明されるとともに、法の支配、民主主義、基本的人権といったリベラルな価値観が広く国際的に受け入れられるに伴い、国連においても国際社会が軍事力の行使を含む形でこのような紛争に介入することの必要性が認められるようになる³⁵。その結果、米国や NATO 諸国が自国の領域外で武力を行使するという状況が生じた³⁶。

このような米国及び NATO による自国領域外における軍事介入は、戦争ではない軍事活動として整理された。これらは、米軍では「戦争以外の軍事作戦 (Military Operation Other than War: MOOTW)」、NATO では「非 5 条任務 (Non-Article 5 Operation)」、「危機対応 (crisis response)」、「危機管理 (crisis management)」として、自国領域への侵略に対処するための「戦争」(米軍) と「防衛」(NATO) に対置された³⁷。

しかし、MOOTW や非 5 条任務は、平和執行 (peace enforcement) から人道支援 (humanitarian assistance) に至るまで、多様な軍事活動を含むものである³⁸。例えば、1999 年 3 月から 6 月にかけて実施された NATO によるコソボ空爆 (Operation Allied Force) は、参加兵力は空母 3 隻、航空機約 1,200 機を含む大規模なものであったが、戦争ではなく MOOTW、防衛ではなく非 5 条任務と理解された³⁹。図 1 の破線枠が示すように、戦闘行動 (combat) と非戦闘行動 (noncombat) が混在する領域は、二分法的世界観の平和として整理されたのである。

Secretary of Defense, *Report of the Quadrennial Defense Review*, May 1997, pp. 3-5.

³⁵ Manfred Wörner, “A Vigorous Alliance: A Motor for Peaceful Change in Europe,” *NATO Review*, Vol. 40, No. 6, December 1992, p. 3; Boutros Boutros-Ghali, “An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peace-making and Peace-keeping,” *Report of the Secretary General Pursuant to the Statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992, A/47/277-S/24111*, June 17, 1992.

³⁶ 例えば、ボスニアのセルビア人勢力に対する NATO の空爆 (1994 年 4 月、1995 年 8-9 月)、UN Doc., S/RES/836, June 4, 1993, para. 10.

³⁷ JCS, *Joint Pub 3-0: Doctrine for Joint Operations*, September 9, 1993, pp. I-2-I-5; 吉崎知典「危機管理」広瀬佳一、吉崎知典編著『冷戦後の NATO—“ハイブリッド同盟”への挑戦』ミネルヴァ書房、2012 年、195、208 頁; JCS, *Joint Pub 3-07: Joint Doctrine for Military Operations Other than War*, June 16, 1995, p. I-2; “Speech by the Secretary General of NATO Mr. Manfred Wörner to the IISS in Brussels,” September 10, 1993, www.nato.int/cps/en/natohq/opinions_24174.htm?selectedLocale=en.

³⁸ JCS, *Joint Pub 3-07*, p. I-2.

³⁹ Anthony H. Cordesman, *The Lessons and Non-Lessons of the Air and Missile Campaign in Kosovo*, Center for Strategic & International Studies, September 2003, pp. 30-32.

図 1 : 「戦争」と「MOOTW」の区分

| RANGE OF MILITARY OPERATIONS | | | |
|---|------------------------------------|--|--|
| | Military Operations | General US Goals | Representative Examples |
| C O M B A T | War | Fight & Win | Large Scale Combat Operations Attack / Defend / Blockade |
| | Military Operations Other Than War | Deter War & Resolve Conflict | Peace Enforcement Counterterrorism Show of Force/Raid/Strike Peacekeeping/NEO Nation Assistance Counterinsurgency |
| N O N C O M B A T | | Promote Peace & Support US Civil Authorities | Freedom of Navigation Counterdrug Humanitarian Assistance Protection of Shipping US Civil Support |

(出典) JCS, *Joint Pub 3-07: Joint Doctrine for Military Operations Other than War*, June 16, 1995, p. I-2, Figure I-1 を元に筆者作成。

9.11 以降の米国は、国際的なテロ組織アルカイダとイスラム原理主義組織タリバンとの戦争状態に陥ったという点で、二分法的世界観の戦争側に移行した。米国の安全保障上の関心は、平和の維持から戦争目的の達成に移行したのである。ブッシュ政権が用いた対テロ戦争というレトリックには批判もあるが、国連憲章第 51 条に基づく自衛権を発動したという点で、アフガニスタンにおける米国の軍事作戦「不朽の自由作戦 (Operation Enduring Freedom)」は、米国にとっての戦争であった⁴⁰。

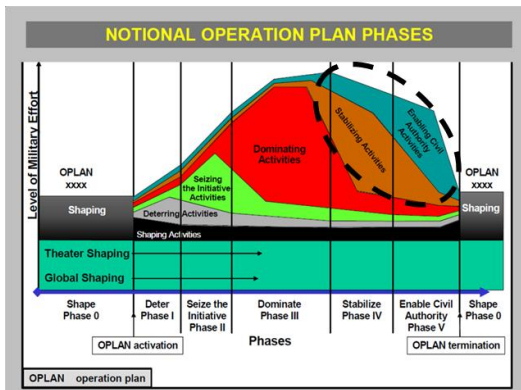
ただし、対テロ戦争はポスト冷戦期までの米国の戦争観と異なる点もあった。それは、戦争における米軍の役割が敵を軍事的に打倒すること以外にも拡大したことである。ブッシュ政権は、民主化なども含む多角的で長期的な取り組みによってテロリズムの根絶を目指した⁴¹。このようなアプローチは米軍のドクトリンにも採用される。1995 年版の *Joint Publication 5-0 (JP5-0)* では、事態を「平時 (peace time)」と「危機 (crisis)」に区分していたのに対し、2006 年版の *JP5-0* では、事態を「平時から戦争、さらに

⁴⁰ Lawrence Freedman, “The Third War?” *Survival*, Vol. 43, Iss. 4, 2001, p. 63; “Letter Dated 7 October 2001 from the Permanent Representative of the United States of America to the United Nations Addressed to the President of the Security Council,” S/2001/946, October 7, 2001; S/RES/1368; S/RES/1373.

⁴¹ The White House, “Address to Joint Session of Congress and the American People,” *The President’s Remarks*, September 20, 2001, georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2001/09/20010920-8.html; The White House, *National Strategy for Combating Terrorism*, February 2003; The White House, *National Strategy for Combating Terrorism*, September 2006.

平時に戻るまでの各フェーズ（phase）」と「各フェーズでの軍の活動レベル」の2軸の図で示す「6フェーズモデル」が採用された（図2）⁴²。

図2：「6フェーズモデル」における非戦闘行動の領域



（出典）JCS, *Joint Publication 5-0: Joint Operation Planning*, December 26, 2006, p. IV-34, Figure IV-8 を元に筆者作成。

本モデルは、「平和と戦争の間に中間的な事態が存在することを想定している分、ニュアンスに富んだ認識を示したものとされるが、「戦争は平和から一時的に逸脱した事態であり戦争終結後には再び平和に復帰する」という認識を前提にしているとされる⁴³。

図2の破線枠線が示すように、本モデルは戦争の目的を達成するための軍事作戦に非戦闘行動を含む点で特徴的である。イラク戦争において、米軍は安定化活動（stabilizing activities）の一環として生活インフラの復旧などの復興支援を実施した⁴⁴。また、2006年12月に更新された米陸軍の対反乱（Counterinsurgency: COIN）作戦ドクトリンにおいても、軍事作

⁴² JCS, *Joint Pub 5-0: Doctrine for Planning Joint Operations*, April 13, 1995, pp. III-3-III-16; JCS, *Joint Publication 5-0: Joint Operation Planning*, December 26, 2006, pp. IV-32-IV-38; 菊地茂雄「米陸軍・マルチドメイン作戦（MDO）コンセプト―「21世紀の諸兵科連合」と新たな戦い方の模索」『防衛研究所紀要』第22巻第1号、2019年11月、29頁。

⁴³ 菊地「米陸軍・マルチドメイン作戦（MDO）コンセプト」31頁。

⁴⁴ David Petraeus, “The Landon Lecture at the Kansas State University,” *Landon Lecture Series on Public Issues*, April 27, 2009, www.k-state.edu/landon/speakers/david-petraeus/transcript.html.

戦として復興支援を含む多様な非戦闘活動が含まれるようになった⁴⁵。ポスト冷戦期に MOOTW として分類された軍事活動の一部は、9.11 以降、安定化や COIN といった活動を介して戦争の一部として認識されるようになったのである⁴⁶。

このようなドクトリンの変化は、現実の事象が二分法的世界観によって必ずしも明快に区分できるわけではないことを米軍自身が認識していたことを示唆している。しかし、このような気づきは冷戦期から長く続く二分法的世界観の妥当性を覆すまでには至らなかった。その一因は、米軍の対テロ戦、安定化、COIN といった一連の軍事作戦が、軍事的な規模や質の面で米国に大きく劣る国や勢力を相手に実施されたことに求められよう。ポスト冷戦期における MOOTW や非 5 条任務としての武力行使にも共通することであるが、戦略的な非対称性、優位性が存在する状況で軍事作戦を遂行できた米軍にとって、二分法的世界観の論理的な矛盾を克服する誘因は小さかったものと考えられる⁴⁷。

2 新たな安全保障上の課題と GZ の登場

(1) 二分法的世界観への不満と GZ 概念

2008 年以降、中国やロシアによる他国への強制行動や主権侵害が顕在化してきたことで、米軍における二分法的世界観の有用性が低下し始めた。ロシアによるグルジア侵攻 (2008 年) やクリミア併合 (2014 年)、中国による東シナ海・南シナ海における現状変更の試みに直面し、米国は自国が主導してきたリベラルな価値観に基づく国際秩序が明確な挑戦を受けていると認識するに至った⁴⁸。これらの現状変更が戦争という方法によらずになされたことも問題であった。国家間の戦争を抑止するための米国を中心と

⁴⁵ US Army and Marine Corps, *FM3-24/MCWP3-33.5: Counterinsurgency*, December 2006, pp. 5-1-5-5.

⁴⁶ Hardy P. Merrill, "Filling the Gap Between War and Peace: Creating a Stability Command," *Small War Journal*, April 23, 2017, smallwarjournal.com/jrnl/art/filling-the-gap-between-war-and-peace-creating-a-stability-command.

⁴⁷ Steven Metz and Douglas V. Johnson II, *Asymmetry and U.S. Military Strategy: Definition, Background, and Strategic Concepts*, Strategic Studies Institute, U.S. Army War College, 2001, p. 9.

⁴⁸ Joint Chiefs of Staff, *The National Military Strategy of the United States of America 2015*, July 1, 2015, pp. 1-3; The White House, *National Security Strategy of the United States of America (NSS2017)*, December 18, 2017, p. 25; U.S. Department of Defense, *Summary of the 2018 National Defense Strategy*, January 19, 2018, p. 2.

する同盟国のネットワークが、戦争には至らない烈度の強制行動を抑止できていないことが明らかになったからである。

ここに至り、米国は二分法的世界観では対処の難しい問題に直面していると自覚するようになった⁴⁹。2015 年 9 月、米特殊作戦軍 (United States Special Operations Command: USSOCOM) は、「GZ 白書 (*White Paper: The Gray Zone*)」を公表した。GZ 白書は、二分法的世界観に代わる概念として GZ の概念を採用した初の米軍公文書である⁵⁰。GZ 白書は、クリミア半島の併合を含むウクライナ東部におけるロシアの行動と、イスラム過激派組織であるイラク・レバントのイスラム国の活動を念頭に、米国が「平和か戦争かという伝統的な枠組みから外れた紛争」、つまり「GZ における課題 (Gray Zone Challenges)」に直面しているとの認識を示した⁵¹。

GZ の議論は、東シナ海と南シナ海における中国の強圧的な行動に関する議論にも用いられるようになる⁵²。GZ 白書の公表以前から、米海軍艦艇「インペカブル (USNS Impeccable)」に対する海上民兵による進路妨害 (2009 年) や南シナ海における人工島の造成など、既存の海洋秩序に反した中国の海洋活動を問題視する米国の論者は多く、中国の非伝統的な軍事活動を分析するための概念として、GZ が受容される下地が存在していたといえる⁵³。

GZ に関する最初の包括的な議論を展開したのはマザー (Michael Mazarr) である。マザーは、米国が直面する GZ の課題は、米国主導の国際秩序に対する主体の修正主義的志向、代償の大きな大規模侵略に代わる方策とし

⁴⁹ Nadia Schadlow, “Peace and War: The Space between,” *War on the Rocks*, August 18, 2014, warontherocks.com/2014/08/peace-and-war-the-space-between/.

⁵⁰ USSOCOM, *White Paper*, p. 1.

⁵¹ Ibid.; Joseph L. Votel, “Statement before the House Armed Services Committee Subcommittee on Emerging Threats and Capabilities,” March 18, 2015, docs.house.gov/meetings/AS/AS26/20150318/103157/HMTG-114-AS26-Wstate-Votel USAJ-20150318.pdf.

⁵² E.g., Denny Roy, “China’s Strategy to Undermine the U.S. in Asia: Win in the ‘Gray Zone,’” *The National Interest*, September 18, 2015, nationalinterest.org/blog/the-buzz/chinas-strategy-undermine-the-us-asia-win-the-gray-zone-13874.

⁵³ E. g., Robert Haddick, “America has no Answer to China’s Salami-Slicing,” *War on the Rocks*, February 6, 2014, warontherocks.com/2014/02/america-has-no-answer-to-chinas-salami-slicing/; Patrick M. Cronin, “Countering China’s Maritime Coercion: How to Impose Costs on Coercion, Deter Intimidation, and Offset Unilateral Changes to the Status quo,” *The Diplomat*, February 27, 2015, thediplomat.com/2015/02/countering-chinas-maritime-coercion/.

での戦略的漸進性、サイバー兵器や沿岸警備隊といった非伝統的手段という 3 つの要素によって構成されると分析し、「修正主義国家」は相手国との対立的な事態を意図的に GZ に留めていると指摘する⁵⁴。

GZ を活用しようとするインセンティブについて、ヒックス (Kathleen Hicks) らは、米国、ロシア、中国といった主要国の強大な通常戦力及び核戦力によって安全保障上の競争激化が抑止されているからであると論じる⁵⁵。グリーン (Michael Green) らはこのインセンティブを「安定—不安定のパラドクス (stability-instability paradox)」として説明する⁵⁶。「安定—不安定のパラドクス」とは、冷戦期にスナイダー (Glenn Snyder) が提唱した「戦略レベルにおける恐怖の均衡が安定することで、下位のレベルの安定性が低下する」という考え方である⁵⁷。そして、事態を敢えて GZ に留めようとする中国やロシアのアプローチに対して米国が適切に対応できていないという問題は、二分法的世界観の有用性に関する問題として米国に認識されるようになる⁵⁸。

他方で、GZ が自らの思考枠組を規定する概念として米軍全体に受け入れられたとは言い難い。米軍制服組の最高位である統合参謀本部議長は、平和と戦争という 2 つの概念だけでは不十分であるとの認識を表明したものの、GZ には言及していない⁵⁹。また、米陸軍が開発したマルチドメインバトル (MDB) 構想では GZ への言及が認められたが、その発展版であるマルチドメインオペレーション構想からは GZ の語は消えている⁶⁰。管見の限り、「GZ 白書」以降、GZ の考え方を論じた米軍の公式文書は公表されて

⁵⁴ Michael J. Mazarr, “Mastering the Gray Zone: Understanding a Changing Era of Conflict,” *Advancing Strategic Thought Series*, Strategic Studies Institute, U.S. Army War College, December 2015, pp. 2-5, 86, 89-90.

⁵⁵ Kathleen H. Hicks, Alice Hunt Friend, Joseph Federici, Hijab Shah, Megan Donahoe, Matthew Conklin, Asya Akca, Michael Matlaga, and Lindsey Sheppard, *By Other Means Part I: Campaigning in the Gray Zone*, Center for Strategic & International Studies, 2019, pp. 6, 27.

⁵⁶ Michael J. Green, Kathleen H. Hicks, Zack Cooper, John Schaus, and Jake Douglas, *Countering Coercion in Maritime Asia: The Theory and Practice of Gray Zone Deterrence*, Center for Strategic & International Studies, 2017, p. 25.

⁵⁷ Glenn Snyder, “The Balance of Power and the Balance of Terror,” Paul Seabury ed., *Balance of Power*, Chandler, 1965, pp. 198-199.

⁵⁸ The White House, *NSS 2017*, pp. 27-28.

⁵⁹ Colin Clark, “CJCS Dunford Calls for Strategic Shifts: ‘At Peace or at War is Insufficient,’” *Breaking Defense*, September 21, 2016, breakingdefense.com/2016/09/cjcs-dunford-calls-for-strategic-shifts-at-peace-or-at-war-is-insufficient/.

⁶⁰ TRADOC, *Multi-Domain Battle: Evolution of Combined Arms for the 21st Century 2025-2040, ver. 1.0*, December 2017, p. 12; TRADOC, *TRADOC Pamphlet 525-3-1*.

いない。GZ は、二分法的世界観に対する不満を受けて提唱されたものの、ドクトリン上の代替概念としては受け入れられなかったのである。

概念変化モデルを用いれば、GZ が米軍のドクトリンとして採用に至らなかった理由は、理解可能であること、もっともらしいこと、有益であることなどのいずれかの条件を満たさなかったためと考えられる。GZ の言わんとすることは、世の事象は必ずしも平和か戦争かに区分できるわけではないということであり、理解可能性に問題があったとは考え難い。また、米軍の軍事作戦の実績に鑑みれば、GZ のもっともらしさは米軍自身の経験が実証していると言えよう。問題は、有益であるか否か、つまり GZ をドクトリンとして採用するに値するか否かという点にある。

(2) GZ の有益性とその限界

2015 年末から 2016 年初頭にかけて、エルカス (Adam Elkus) とマザーは GZ という用語の必要性を巡る論争を展開した。エルカスは、GZ という言葉が捉える現象には新規性がなく制限戦争 (limited wars)、強要 (compellence)、代理戦争、政治戦 (political warfare) といった既存の用語で説明可能であるとして新たな用語を「発明」することの愚を糾弾した。これに対しマザーは、現実の問題として既存の概念や用語ではロシアや中国が行っている攻勢的なアプローチを捉えることができていないと指摘し、これらの活動を理解するためには GZ の概念が必要であると応じた⁶¹。

また、2020 年にはストーカー (Donald Stoker) とホワイトサイド (Craig Whiteside) が、GZ が明確な定義を欠くこと、ハラスメントやスパイ行為と戦争を混同していることなどを指摘し、GZ という用語の使用を止めるよう主張した⁶²。この主張に対し、シャドロー (Nadia Schadlow) は、現実

⁶¹ 論争の全容は以下を参照、Adam Elkus, “50 Shades of Gray: Why the Gray Wars Concept Lacks Strategic Sense,” *War on the Rocks*, December 15, 2015, warontherocks.com/2015/12/50-shades-of-gray-why-the-gray-wars-concept-lacks-strategic-sense/; Michael J. Mazarr, “Struggle in the Gray Zone and World Order,” *War on the Rocks*, December 22, 2015, warontherocks.com/2015/12/struggle-in-the-gray-zone-and-world-order/; Adam Elkus, “Abandon All Hope, Ye Who Enter Here: You Cannot Save the Gray Zone Concept,” *War on the Rocks*, December 30, 2015, warontherocks.com/2015/12/abandon-all-hope-ye-who-enter-here-you-cannot-save-the-gray-zone-concept/; Michael J. Mazarr, “The Strange Debates of Strategy,” *War on the Rocks*, January 14, 2016, warontherocks.com/2016/01/the-strange-debates-of-strategy/.

⁶² Donald Stoker and Craig Whiteside, “Blurred Lines: Gray-Zone Conflict and Hybrid War: Two Failures of American Strategic Thinking,” *Naval War College Review*, Vol. 73, No. 1, Winter 2020, pp. 18-27.

世界の事象の全てが平和と戦争に区分できるものではないこと、戦略的な競争相手が発展させている GZ の考え方を研究する必要があることなどを論拠として、GZ の概念の有用性を主張した⁶³。

これらの議論から導出される GZ の有益性は、米国主導の世界秩序が侵害されている、という文脈を提供したことと言えよう。GZ を用いた議論は、中国やロシアによる強制的な個々の活動を、軍事・非軍事を問わず米国への挑戦という大きな文脈で理解することを促した。

他方、GZ をドクトリン化するにあたっては 2 つの弱点に直面する。第 1 に、GZ を定義することの困難性である。GZ を平和でも戦争でもない領域と消極的に説明する場合、GZ は平和と戦争の定義によって規定される。しかし、第 1 節で論じたとおり、何を戦争と捉えるのかは学術的にも政治的にも一致した見解は存在しない。

また、GZ を能動的に定義したとしても、GZ が捉えようとする事象があまりにも多様であるため、戦略や政策の策定に貢献しないほどに幅広いものになってしまう⁶⁴。図 3 に示すとおり、GZ が提示する世界観をそのままドクトリンに用いようとしても、「様々な事象に対応するために様々な軍事作戦を実施する」といった程度の大雑把な方針しか示すことができないであろう。

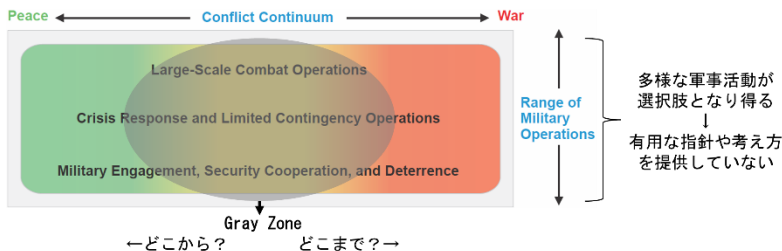
更に、平和から戦争に至るスペクトラムの中で GZ を定義するには、平和と GZ の境界、GZ と戦争の境界を確定させる必要もある。しかし、これらの境界についても一致した見解は得られていない⁶⁵。

⁶³ Schadow, “Peace and War”; Nadia Schadow, “Research & Debate: It’s a Gray, Gray World,” *Naval War College Review*, Vol. 73, No. 3, Summer 2020, pp. 139-143.

⁶⁴ Nathan P. Freier, Charles R. Burnett, William J. Cain, Jr., Christopher D. Compton, Sean M. Hankard, Robert S. Hume, Gary R. Kramlich II, J. Matthew Lissner, Tobin A. Magsig, Daniel E. Mouton, Michael S. Muztafago, James M. Schultze, John F. Troxell, and Dennis G. Wille, *Outplayed: Regaining Strategic Initiative in the Gray Zone*, Strategic Studies Institute, U.S. Army War College, 2016, p. 4.

⁶⁵ Belinda Bragg, “Specifying & Systematizing How We Think about the Gray Zone,” *NSI*, June 27, 2016, pp. 2-3, 6, nsiteam.com/specifying-and-systematizing-the-gray-zone/.

図 3: 「平和—戦争」スペクトラムにおける軍事作戦の区分



(出典) JCS, *Joint Publication 3-0: Joint Operations, Incorporating Change 1*, October 22, 2018, p. V-4, Figure V-2 を元に筆者作成。

GZ の第 2 の弱点は、敢えて軍事ドクトリン化する有用性が小さいことである。GZ を用いた議論は、ロシアや中国といった競争相手の手口の分析に貢献したが、既に生じた事象を分析するのに有用な枠組みが、必ずしも将来に備えた安全保障上の計画や戦略の策定に寄与するわけではない⁶⁶。GZ の議論は米軍に処方箋を提供するものではなかった。

むしろ GZ が米軍に提供したのは、二分法的世界観に基づいた既存のドクトリンは現実には起こり得ない理想的なケースを表しているに過ぎないという、非現実性と自己限定性を認識させることであった⁶⁷。GZ は既存のドクトリンの限界を指摘する以上の有用性を米軍に与えられなかったのである。

結局のところ GZ は二分法的世界観に対するアンチテーゼの言い換えに過ぎない。概念定義の困難性と有益性の小ささによって、GZ は米軍のドクトリンとして採用されなかったと考えられる。

3 CC への転換

(1) 「平和と戦争」観からの転換

CC は、競争を国際関係の基本的な側面と位置づけ、同様の認識は英軍でも示されるようになってきている⁶⁸。しかし、国際関係の様相を協調と競争、そ

⁶⁶ Ibid., p. 1.

⁶⁷ Antulio J. Echevarria II, "Operating in the Gray Zone: An Alternative Paradigm for U.S. Military Strategy," *Advancing Strategic Thought Series*, Strategic Studies Institute, U.S. Army War College, April 2016, pp. 39-41.

⁶⁸ John Grady, "Defense Chief: U.K. Needs to Develop 'Capability and Deterrence' in the High North," *USNI News*, October 19, 2021,

して紛争で捉えようとする考え方は新しいものではない。例えば、山本吉宣は国家間関係を「協争的な関係」と表現し、国家間関係は協調と競争／紛争の間を振り子のように行き来するものと論じる⁶⁹。ヤング(Oran Young)は国際的な危機を論じるにあたり、純粹協調 (Pure Cooperation) と純粹紛争 (Pure Conflict) の二つの理念的な極を対置した⁷⁰。純粹協調と純粹紛争はそれぞれ平和と戦争に置換される⁷¹。

戦争と平和に代わり、協調、武力紛争未満の競争、武力紛争の様相に区分する CC の考え方には、2 つの点でドクトリンとしての有用性が認められる。第 1 に、GZ で問題となった境界の定義が明確である点である。CC では、武力紛争未満の競争と武力紛争の境界については、米軍による武力行使 (using armed force) の有無という客観的かつ明確な条件によって区分される⁷²。また、最も烈度の高い区分を武力紛争としたことで、武力紛争と戦争の境界を確定しようとする議論に触れる必要もなくなった。例えば、2001 年に始まった米軍のアフガニスタン侵攻は、戦争なのか、紛争なのか、それとも平和なのかという議論の対象になろう。しかし CC の整理に従えば、2001 年から 2021 年までの間、米軍は武力を行使し続けたと言え、全期間を通して武力紛争と整理される。

協調と武力紛争未満の競争の区分について CC は明示的な基準を示していないが、米国の戦略的な競争相手として、「既存の安全保障秩序を覆そうとする敵対者」が想定されている⁷³。ウェント (Alexander Wendt) は、主体同士の関係が協調的になるか競争的になるかは、主体同士がどのような相互作用を重ねてきたのかという文脈に影響されると論じる⁷⁴。ウェントの議論を踏まえれば、相手の性質が協調相手なのか競争相手なのかは、米国と米国主導の国際秩序への相手の振る舞いに対する米国による累積評価に

news.usni.org/2021/10/19/defense-chief-u-k-needs-to-develop-capability-and-deterrence-in-the-high-north.

⁶⁹ 山本吉宣「インド太平洋概念をめぐって」『アジア (特に南シナ海・インド洋) における安全保障秩序』日本国際問題研究所、2013 年、11-12 頁。

⁷⁰ Oran R. Young, *The Politics of Force: Bargaining during International Crises*, Princeton University Press, 1968, p. 17; Pure Cooperation と Pure Conflict の訳は次から引用、土山實男『安全保障の国際政治学 一焦りと驕り [第二版]』有斐閣、2014 年、245 頁。

⁷¹ 土山『安全保障の国際政治学』245 頁。

⁷² JCS, *JDN 1-19*, p. 4.

⁷³ *Ibid.*, p. 8.

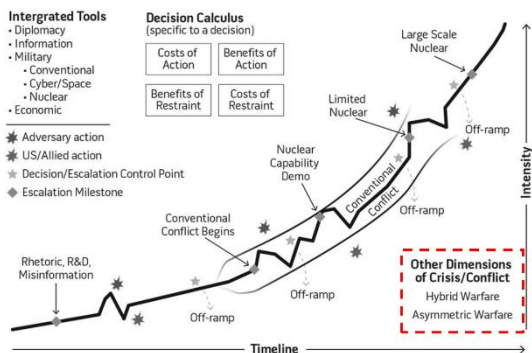
⁷⁴ Alexander Wendt, "Anarchy is What States Make of It: The Social Construction of Power Politics," *International Organization*, Vol. 46, No. 2, Spring 1992, pp. 406-407.

よって決定される。相手の意図を読み違えるという誤算が生ずる可能性は残るものの、文脈依存による協調と競争の区別可能性は、中国やロシアの野心と敵意を感じつつも効果的な行動をとれないでいた米軍の問題認識には叶うものであろう。

(2) 時間軸を排したモデルへの転換

第 2 に、CC が時間軸を排したモデルである点にもドクトリンとしての有用性が認められる。競争を協調、武力紛争未満の競争、武力紛争の連続体 (continuum) として捉えることで、特定の事象をモデルケースとするエスカレーションモデルよりも汎用的なモデルを用いることが可能となる。既存のドクトリンにおいて多く用いられてきた (時間軸) × (烈度) の座標上に示される線形のエスカレーションモデルは、当該モデルが想定しない事象については捉えることができなかった。図 4 の破線枠内に示されるように、核戦争へのエスカレーションを想定したモデルでは、中国やロシアによる「ハイブリッド戦」や GZ を活用した事象を捉えることができなかった。数学的な比喩を用いれば、特定の事象をモデルケースとするエスカレーションモデルは、正弦波 ($\sin \theta$) や余弦波 ($\cos \theta$) を描くことに似ている。

図 4 : 特定の事象のみを想定するエスカレーションモデル
Figure. Spectrum of Conflict with Nuclear Adversary



(出典) William T. Eliason, “An Interview with Cecil D. Haney,” *Joint Force Quarterly*, Vol. 83, 4th Quarter, October 2016, p. 71 をもとに筆者作成

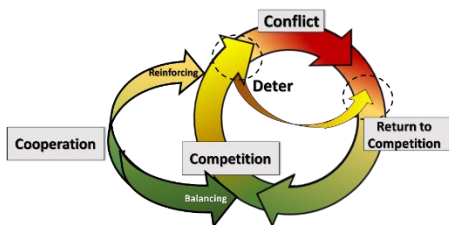
他方、CC は図 5 のように規定され、図 6 のような円環によって説明されることもある。これらは、数学的な比喩を用いれば単振動と円運動を図

示したものに例えることができる。

図 5 : Competition Continuum



図 6 : CC の円環モデル



(出典) 図 5 : JCS, *JCIC*, p. 8 から抜粋 ; 図 6 : Kelly McCoy, “In the Beginning, There Was Competition: The Old Idea Behind the New American Way of War,” *Modern War Institute at West Point*, April 11, 2018, mwi.usma.edu/beginning-competition-old-idea-behind-new-american-way-war/から抜粋

正弦波・余弦波的なエスカレーションモデルを単振動や円環モデルに変換することで時間軸が排されることになる。これが競争を連続体として捉えなおす際の核心部分と言えよう。不可逆的に進行する時間軸を排することにより、米軍は多様な形態をとる競争や紛争をドクトリンの中に捉えることが可能になる。このようなドクトリンの変化は、「特定の種類の脅威や紛争の形態を無視する傾向は米国の戦略的パフォーマンスを阻害しており、米国の戦略やドクトリンにおいて、多様なタイプの紛争を明確に認識しなければ、米軍はコストのかかる反動的 (reactive) な適応を永遠に続けることになる」という批判に応えるものであると同時に、非軍事的手段も含めて多様なアプローチを仕掛けてくる競争相手に対抗するための工夫を講じたものでもある⁷⁵。

とはいえ、このように時間軸を排した CC の意義について、米軍自身が認識しているかは不明な部分もある。例えば、図 6 の作成者である米陸軍士官は、左から右に進行する時間軸を図 5 に付記して CC を理解しており、開始終了という時間的観念を含まない連続体の核心部分を捨象してしまっている⁷⁶。

⁷⁵ Frank G. Hoffman, “Examining Complex Forms of Conflict: Gray Zone and Hybrid Challenges,” *PRISM*, Vol. 7, No. 4, November 2018, p. 31.

⁷⁶ Kelly McCoy, “In the Beginning, There Was Competition: The Old Idea Behind the New American Way of War,” *Modern War Institute at West Point*,

また、図 6 の円環モデルにおいて協調が円環の外に配されている点からは、CC は一定期間内の事象への適用を想定していると推測される。ウェントが指摘したように、競争的な認識が生じてしまった主体間において協調的な関係を構築することは困難を伴う⁷⁷。CC は、協調の相手として同盟国やパートナーを想定しており、競争状態にある主体との関係については特定の分野における協調関係が成立し得ると言及するに留めている⁷⁸。また、競争相手との関係を協調的なものへと転換させるような取り組みについての言及はない。協調を円環の外に位置付けるということは、困難と長期間を要する協調関係への復帰が想定されない程度の時間枠内において CC が適用されることを示唆するものであろう。

以上から、CC は時間軸を取り扱ったモデルとして理解可能ではあるものの、実際には中国やロシアとの関係が競争的のままである期間において適用されることが想定されていると言える。ドクトリンとは今この時のためのものであり、情勢に変化に応じて見直されるものである⁷⁹。「長い平和」⁸⁰と言われた冷戦期のように長期的な競争が予想される大国間競争の時代において、時間軸を排した CC は現状に適した概念とみなされたのであろう。CC が米軍のドクトリンとして定着するかは、今後、CC に基づく下位ドクトリンが開発されるか否かにかかっている。CC の有用性は未だ検証段階にあると言えよう。

おわりに

平和と戦争という二分法的世界観には論理的な矛盾が存在するにも関わらず、米軍は冷戦期から 2000 年代まで本世界観に基づくドクトリンを採用してきた。それは、二分法的世界観が同時期の米国の安全保障上の関心事項を捉えるのに適していた、もしくは不具合がなかったからである。

しかし、2000 年代後半に入り、中国やロシアによる一方的な現状変更を抑止できなかったという問題認識から、米軍において二分法的世界観に対する不満が生じるようになった。GZ は、このような不満を解消するための新たな思考枠組として提示されたものであった。しかし、GZ は二分法的世界

April 11, 2018, mwi.usma.edu/beginning-competition-old-idea-behind-new-american-way-war/.

⁷⁷ Wendt, "Anarchy is What States Make of It," p. 418.

⁷⁸ JCS, *JCIC*, p. 7; JCS, *JDN 1-19*, pp. 2, 4, 7.

⁷⁹ Till, "The New U.S. Maritime Strategy," pp. 34-35.

⁸⁰ Gaddis, *The Long Peace*.

界観に対するアンチテーゼ以上のものを提供するものではなく、米軍がドクトリンとして採用するには有用性を欠くものであった。

CC は、安全保障戦略上の相手主体との関係の性質を評価するための枠組みである。CC はアンチテーゼとしての GZ の考え方を踏襲しつつ、米軍による武力行使の有無という客観的事実と、相手の行動に対する米国自身の評価を以て運用できるように設計されている。また、時間軸を排したことで、特定のケースを想定するエスカレーションモデルよりも多様な競争形態に適応できるようにもなっている。

GZ は相手の活動の性質を平和・GZ・戦争の 3 区分で説明しようとする試みであった。これに対し CC は、米軍の武力行使の有無と相手主体との関係の性質によって状況を捉えようとするものである。GZ と CC では捉えようとする対象が異なるため、互いを説明し合うことはできないのである。

以上の考察を踏まえ、米軍による CC の提唱が示唆することについて 3 点述べる。第 1 に、米軍は GZ という概念を用いて安全保障環境を理解しようすることに限界を認め、正式に使用することを止めたと考えられる。

第 2 に、今後米軍の主眼が、戦争ではなく、中国やロシアとの長期的な競争における活動に置かれるであろうということである。大規模な戦争に勝利するための態勢を構築することで他国からの武力攻撃を抑止することの重要性は変わらないであろうが、今後の米軍は、競争者とみなした相手に対しては、様々な分野において、特に静的な抑止態勢が十分に効果を発揮しないエスカレーションラダーの下層領域において積極的に対応していくことになる。米国政府は、現時点で直面している課題を中国やロシアとの長期的な競争と認識している⁸¹。米軍はこの認識に沿って、CC の適用を推進していくものと考えられる。

最後に、米軍の活動を捉える際に、米国が他国との関係をどう認識しているのか(協調的/競争的)、という文脈がより重視されることになる。今後、米軍は中国やロシアとの関係が競争状態にあるという文脈に沿って個々の事象を分析・評価する傾向を強めていくことが予想される。米軍は、個々の事象を微視的に分析するよりも、対米関係の大きな潮流の中でそれらの事象が強調方向へのベクトルとして作用するのか、競争方向へのベクトルとして作用するのかという巨視的な観点で評価するようになるであろう。このような観点は、日本の安全保障政策を考える際にも必要とされるのではないだろうか。

⁸¹ The White House, *Renewing America's Advantages: Interim National Security Strategic Guidance*, March 3, 2021, p. 20.

2014 年クリミア併合過程におけるハイブリッド戦の考察

— なぜロシアは短期間でクリミアを併合できたのか —

稲垣 芳朗

本稿における外国の地名等は、脱稿当時 (2020 年 8 月 20 日) の一般的な表記によるものである。(編集委員会)

はじめに

2014 年 3 月 18 日、ロシアのプーチン (Vladimir Putin) 大統領は、ウクライナ領であったクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシアへの編入を決定し、議会の承認を得た。2 月 27 日にクリミアの中心都市シンフェロポリで武装集団が行政府庁舎を占拠してから 20 日余り、何故、ロシアは 3 週間足らずの短期間、かつ、ほとんど無血で、クリミアを併合することができたのだろうか。

「クリミアはそもそもロシア領土である。フルシチョフ (Nikita Khrushchev) の宥和政策で一時的にウクライナの帰属となっただけだ」というのはロシアの主張である¹。

クリミア併合作戦では、ロシアが軍事キャンペーンと並行して情報戦を中心とする非軍事キャンペーンを展開したことが分かっている。それは、ロシアとクリミアとの間の特殊な関係性を利用した戦略的なキャンペーンであった。この軍事・非軍事的手段を複合的に組み合わせる手法を欧米の専門家は「ハイブリッド戦 (戦略)」と呼んで警戒感を強めた²。ハイブリッド戦を巡る議論は欧米諸国を巻き込み活発化し、今やハイブリッド戦は将来戦をめぐる議論の中心となりつつある³。日本政府もまた「平成 26 年度

¹ 『外交』編集部「資料 ウクライナ情勢」『外交』Vol.25、2014 年 5 月、34 頁、2014 年 3 月 18 日プーチン大統領演説要旨「クリミアはロシアの不可分の一部」「1954 年のフルシチョフによるクリミアのウクライナへの移管の決定は当時の憲法に違反」等。

² フィオナ・ヒル、クリフォード・G・ガディ『プーチンの世界 皇帝になった工作員』濱野大道、千葉敏生訳、新潮社、2016 年、402 頁。

³ 坂口賀朗「最近のロシアにおける将来戦をめぐる議論」『防衛研究所紀要』第 22 巻第 2 号、2020 年 1 月、94、103 頁。

以降に係る防衛計画の大綱について」(26 大綱)の見直すきっかけの一つとしてハイブリッド戦への対応の必要性を挙げている⁴。

他方、クリミア併合後の 2014 年 4 月以降に発生したウクライナ東部への介入は激しい内戦へと発展した。ロシアは短期間、かつ、可能な限り交戦を回避しながらウクライナに自国の要求を飲ませようとしたが、戦略目標であったウクライナの中立化は達成できず作戦は失敗したと指摘される⁵。クリミアとウクライナ東部という作戦環境が近似した状況で、どちらもロシアがハイブリッド戦を実行したと類推されるにもかかわらず、結果に大きな差異が生じた。何故か。

一般的に作戦環境とも言うべき、状況に左右されず事前にその影響を見積もり可能な非偶発的な要素を十分に考慮した戦略に基づく作戦であれば、当該作戦が成功する可能性は高くなる。しかし、「戦場の霧」は世の常であり、あらゆる事象の発生時機や指導者の情勢判断によって生じる偶発的な事象が戦況を左右することがある。とすれば、クリミアとウクライナ東部での結果をもたらした要因として作戦の過程で生じた偶発的事象の影響を排除すべきではない。

クリミアでの作戦があまりに鮮やかに成功したため、ハイブリッド戦の効用が過大に評価された一方、偶発的な事象による影響が過小評価されている可能性がある。そこで、本稿ではクリミア併合作戦におけるハイブリッド戦の効用を検証することを目的に作戦に影響を及ぼした諸要因を分析する。

まず、第 1 節でクリミア併合作戦の背景にあった非偶発的要素が作戦に及ぼした影響を分析する。第 2 節ではロシアのハイブリッド戦及びそれに

⁴ 森永輔「ロシアのクリミア併合から戦い方が変わった 小野寺五典・前防衛相に聞く新たな防衛大綱」『日経ビジネスウェブ版』2018 年 11 月 20 日、business.nikkei.com/atcl/report/16/082800235/111400011/；『令和元年度版防衛白書』第 1 章第 1 節に次の記述が認められる。「軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法、いわゆる「ハイブリッド戦」が採られることがあり、相手方に軍事面に止まらない複雑な対応を強いている。(中略)いわゆるグレーゾーンの事態が国家間の競争の一環として長期にわたり継続する傾向にあり、今後、さらに増加・拡大していく可能性がある」

⁵ 小泉悠『軍事大国ロシア 新たな世界戦略と行動原理』作品社、2016 年、101 頁；一方、廣瀬陽子は「ウクライナの NATO 加盟を阻止するというロシアの最大の目的は達成できていることに鑑みれば、失敗とは言えない」と指摘しているが、本稿ではクリミア併合作戦の短期間、かつ、ほぼ無血で作戦を完了した点に着目した、廣瀬陽子「ロシアが展開するハイブリッド戦の脅威 エストニアから考える新しい戦争の形」『現代ビジネスウェブ版』2019 年 7 月 8 日、gendai.ismedia.jp/articles/-/65415。

関する議論を概観し、ハイブリッド戦が成功する条件を検討する。第 3 節ではハイブリッド戦を一般化したモデルに基づきクリミア作戦を分析し、ロシアがクリミアでハイブリッド戦を展開したことを確認するとともに、ハイブリッド戦の成功条件を満足できたかについて検討する。第 4 節では、作戦を遂行する中で生じた偶発的な事象（偶発的要素）が作戦に及ぼした影響を分析し、クリミア作戦におけるハイブリッド戦の効用について検討する。

1 非偶発的要素

当時、現地で取材を行った真野森作は「クリミアの自治権維持と平和が重要」といった住民の声を多く確認しており⁶、これは当時、クリミア内に急進的な独立運動は生起していなかったことを示している。他方でロシア系住民は、クーデターによって成立したキエフの暫定政府が国家言語基本政策法を廃止したことで、ロシア語話者への迫害について危機感を抱いており、親ウクライナ住民もクリミアの自治権が縮小されることには敏感であった⁷。

(1) 民族、言語

クリミア半島はウクライナの中では例外的に、ロシア人が住民の多数派を占める地域であった。ウクライナにおけるロシア語話者の割合は人口の約 30%であったが、ロシア語話者は特に東部及びクリミア自治共和国に多く、東部ドネツク州では 74.9%、クリミア自治共和国では 77.0%、セヴァストポリ特別市では 90.6%に及んでいた。ソ連時代からクリミアに住むロシア系住民は、クリミアはロシアの一部という意識が強く、独立後、たび

⁶ 真野森作『ルボ プーチンの戦争 「皇帝」はなぜウクライナを狙ったのか』筑摩書房、2018 年、第 1 章、28-117 頁。

⁷ 『外交』編集部「資料 ウクライナ情勢」31 頁。親ロシア派のヤヌコーヴィチ (Viktor Yanukovich) は 2012 年 7 月、主にロシア語を公用語とすることを目的とした国家言語政策基本法を制定し、公用語のウクライナ語に加え、各州の人口 1 割以上を占める少数派の言語も公的な場所での使用を認める方針を打ち出した。2014 年 2 月 22 日、ウクライナ最高議会はヤヌコーヴィチ大統領の解任と暫定政権の発足を宣言、同日、2012 年の国家言語政策基本法を撤回した。28 日、トゥルチーノフ (Oleksandr Turchynov) はロシアからの反発を受け、2012 年国家言語基本政策法の撤回を中止し、ロシア語の地方言語としての地位を維持するとした。

たび政権を担うウクライナ民族主義政党及びその親欧州的な政策に反感と警戒感を持っていた⁸。

結果として、ロシアの諜報員は容易にクリミア社会に溶け込み、市民とともに自警団を組織し、活動することが可能であった。併合作戦時、ロシア特殊部隊は、クリミアの警察組織又は治安部隊のふりをして、反ロシアの抗議活動を取り締まり、鎮圧することができた。加えて、ウクライナ軍人の中には投降後にロシア軍での勤務を希望するものも多かった⁹。

(2) 経 済

政変で政権を追われたヤヌコーヴィチ (Viktor Yanukovich) は、ロシア系住民の権利を保護する政策が支持された一方、汚職に塗れた腐敗した政治姿勢は支持されていなかった。ウクライナでの政治不信はロシア派、ウクライナ派を問わず、根深いものがあつた¹⁰。特に自治権を持つクリミアでは、不安定なウクライナ中央政府よりも、強く安定したプーチン・ロシアを慕うロシア系住民も少なくなかつた。同時に、キエフ政府は長年にわたりクリミアを冷遇してきており、その結果、クリミアの経済は停滞し、ウクライナよりもロシアとの経済関係強化を求める声も強かつた。当時の国民一人当たりの GDP はウクライナが 3,000 ドル余りに対し、ロシアは 12,000 ドル強であり、特に軍人や年金生活者にはロシアに帰属した方が有益と考える者が多かつた¹¹。

また、ロシアからウクライナへの天然ガス供給は、ウクライナ経済の生命線であつた。ロシアは政変後、ウクライナへの天然ガス売却価格を引き上げた。ウクライナ産業界の多くがロシアからの受注にほぼ完全に依存しており、全ての部門がロシアの天然ガスに頼って発電をしていた¹²。ロシアと対立した場合のウクライナ経済の破綻は目に見えており、この点においてもクリミアではロシアへの帰属が合理的と考える者が多かつた。

⁸ 同上；スーザン・リチャーズ「クリミアとロシアのアイデンティティ ロシアはクリミアを手放さない」『フォーリン・アフェアーズ・リポート』No. 4、2014 年 4 月、50 頁。

⁹ 小泉悠『帝国ロシアの地政学「勢力圏で読むユーラシア戦略」』東京堂出版、2019 年、150 頁。

¹⁰ リチャーズ「クリミアとロシアのアイデンティティ」52-53 頁。

¹¹ Michael Kofman, Katya Migacheva, Brian Nichiporuk, Andrew Radin, Olesya Tkacheva, and Jenny Oberholtzer, *Lessons from Russia's Operations in Crimea and Eastern Ukraine*, RAND Corporation, 2017, p. 17.

¹² ヒル、ガディ『プーチンの世界』434 頁。

(3) 軍 事

ロシアは、1997 年に黒海艦隊を 2017 年までセヴァストポリ港に駐留させる権利を得ていた¹³。2010 年 4 月、政権を取ったヤヌコーヴィチはロシアがウクライナに供給する天然ガスの価格割引協定と引き換えに、ロシア艦隊のセヴァストポリ軍港駐留期間を 2042 年まで延長することを認めるハルキウ条約に調印していた¹⁴。そもそも、ロシア黒海艦隊の拠点、伝統的にセヴァストポリ軍港であり、セヴァストポリ市民の多くは、ロシア黒海艦隊に対して親しみを感じ、かつ、友好的な勢力とみなしていた。クリミア市民はロシア軍、ウクライナ軍双方とも「我らの軍」とみなし、両軍が市民に銃口を向けることは想定していなかったし、両軍も互いが交戦することを想定できなかった¹⁵。

当時、ロシアは黒海艦隊に約 12,000 名を擁しており、歩兵部隊として第 810 独立海兵旅団をセヴァストポリに駐留させていた。海上兵力は、潜水艦 7 隻、水上艦艇 7 隻、航空兵力は 1 個戦闘機・戦闘爆撃機混成連隊を擁していた¹⁶。また、非正規集団として、クリミア・コサックと呼ばれる親ロシアの民族主義勢力を動員可能であった¹⁷。

対して、ウクライナ軍の公式発表では、当時クリミアに重火砲を含む 18,800 名の部隊を駐留させており、そのほとんどが海軍所属であった¹⁸。空軍部隊はクリミア南西部のセヴァストポリ近くのベルベク空軍基地に Mig-29 戦闘機が 45 機配備されていたが、可動機は 4~6 機であったという。また、即応態勢は不明なものの、防空システムは Buk-M1 及び S-300 地对空ミサイルが配備されていた。2 月の段階でウクライナ国防大臣は、

¹³ 山崎雅弘『クリミア併合 2014 世界を驚愕させたプーチンの“無血電撃戦”』『戦史ノート (電子書籍版)』Vol. 65、六角堂出版、2017 年。1997 年 5 月に調印されたロシアーウクライナ友好協力条約において、ロシアはセヴァストポリ軍港がウクライナ領であることを確認した上で、ロシア海軍艦隊を 2017 年まで同港に駐留させる権利を得ていた。同条約の有効期限は 20 年で、一方が期間満了日から 1 年以上前に通告しなければ、その後は 5 年ずつ自動更新される仕組みであった。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 真野『ルポ プーチンの戦争』68 頁。「3 月 4 日 (中略) シンフェロポリ近くのウクライナ軍駐屯地では (中略)、しばらく動きを観察しているとウクライナ兵が届いたばかりのパンと牛乳を塹越しに覆面兵士へ分け与える姿が見えた。包囲する側と立て籠もる側。奇妙な均衡状態が保たれている。」

¹⁶ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, p. 6.

¹⁷ キア・ジャイルズ「『ハイブリッド戦争』とロシアの陸上戦力」『平成 30 年度国際シンポジウム「新しい戦略環境と陸上防衛力の役割」』防衛研究所編、2019 年、87-102 頁。

¹⁸ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 5-6.

ロシアと軍事衝突が発生した場合、1,500～2,000名の兵力を本土から動員可能と見積もっていた¹⁹。

正規軍の数と火力の点では、ウクライナ軍が優勢であり、特に装甲戦闘車、大砲等の重装備ではウクライナ側が圧倒していたが、ウクライナ軍の対ロシア即応態勢は不十分であった。対して、ロシアは本土から部隊をクリミアへ輸送可能であり、併合作戦では空挺団及び特殊作戦軍が初期に展開し、黒海艦隊が主要港を封鎖して、クリミア内の軍事拠点の制圧に成功した²⁰。

（4）地形、行政組織

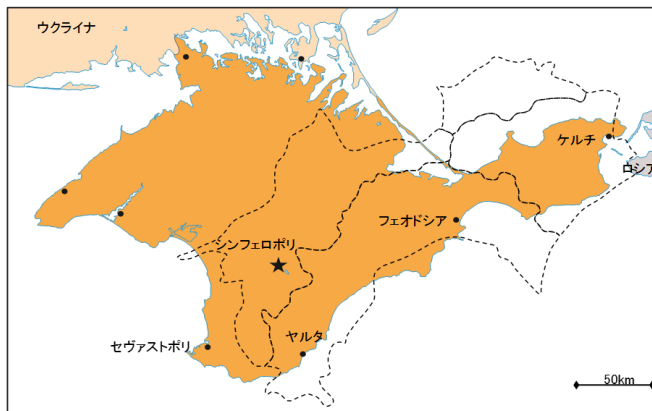
ア 地形

図1-1に示す通り、クリミア半島は、本土からの封鎖に適した地形であった。封鎖を制御するためのポイントはかなり少なく、ウクライナと陸続きの北部は幹線道路の封鎖でその交通遮断は容易であった。海路は東部の港町ケルチがフェリー交通の玄関口だが、ケルチの他に海上輸送に供するフェリー港は存在しない。したがって、ロシア黒海艦隊はセヴァストポリ、ヤルタといった軍港及びケルチを港外から封鎖すれば、クリミアへの海上交通を遮断できた。海路を遮断された場合、半島への進入は、陸上の隘路を経由しなければならなかった。つまり、クリミア半島は本土からの反撃に対する防御に適するため、海上交通をロシアが制御し、占領軍への後方支援を維持することで、クリミア半島内での籠城戦を継続することができた。

¹⁹ Ibid.

²⁰ 小泉『軍事大国ロシア』161-162頁。

図1-1 クリミア半島全図



（出典）Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations in Crimea and Eastern Ukraine*, p. 7, Figure 2.1 をもとに筆者作成。参考のため、同縮尺の四国を重畳した。

イ 行政組織

クリミア自治共和国は独自の政治、歴史、領域を持っていたため、その領土及び住民をウクライナから明確に分離することができた。そのため、クリミアの住民はもとより、ロシア、ウクライナ双方とも、クリミアの範囲に関する認識に齟齬がなく、地理的境界やそこに住む住民の帰属を巡る係争は生じなかった。これは、クリミアの独立から併合に至る過程が短期間で終了したことに大きく寄与した。

（5）非偶発的要素の影響

クリミア特有の非偶発的要素はいずれもロシアによるクリミア併合に肯定的に作用した。ロシアとの文化的つながりは、侵略に対する市民の抵抗を減らし、ロシアの活動を容易にした。また、ロシア軍は既にクリミア半島の同居人であった。侵略軍が友好的、かつ、合法であると認められれば、一般的に侵略と併合は大幅に容易となることは真理である。

半島という地理的特徴は、要衝をいち早く制御したロシアが軍事キャンペーンを迅速、かつ、平易に達成できた大きな要因となった。また、クリミア自治共和国としての長い歴史は、行政的にクリミアをウクライナから切り離すことを容易にした。

2 ロシアのハイブリッド戦

作戦を成功させるためには、前節でみた好条件を十分に活用した戦い方を採用すべきである。クリミア作戦では「ハイブリッド戦(戦略)」がこれに該当した。本節ではロシアのハイブリッド戦についての議論を整理した上で、次節でクリミア作戦においてハイブリッド戦が奏功したかについて確認する。

(1) グラシモフ・ドクトリン

2013年2月、ロシア軍参謀総長のグラシモフ(Valery Gerasimov)将軍は「予測における科学の価値(The Value of Science Is in the Foresight)」と題した論文を発表し、「新世代の戦争」として将来の戦争の輪郭を概説した²¹。いわゆる「グラシモフ・ドクトリン」と呼ばれるものである。グラシモフはロシアに対する外部からの脅威及び西欧諸国がアラブ世界で行った新しいタイプの戦争からロシアを守る必要性に言及し、これがロシアの行うべき新たな戦争の形であるとした²²。米ニューヨーク大のガレオッティ(Mark Galeotti)によれば、グラシモフのこのアプローチは被害者意識に立脚した発想であり、西側の作戦を分析することによって、グラシモフは自らの軍事ドクトリンにたどり着いたとする。ガレオッティは、また、グラシモフは様々な国内の省庁間及び軍事、情報、諜報間の調整を重視していると指摘した²³。

グラシモフは「21世紀における戦争は、国民国家体制の下で築かれた古典的な戦争の形式及び手順に当てはまらないものとなりつつあり、非軍事的手段の主なものとして政治、経済、情報、人道、その他幅広く使用され、一般市民の意思を獲得するために適用される。一方、敵対的な諜報活動及び特殊作戦部隊の活動を含む軍事手段は、こうした非軍事手段を補完する目的で使用される」と主張する²⁴。

²¹ 英文翻訳された論文については、Valery Vasilyevich Gerasimov, “The Value of Science Is in the Foresight - New Challenges Demand Rethinking the forms and Methods of Carrying out Combat Operations-,” *Military Review*, January-February 2016, pp. 23-29 を参照した。

²² 小泉悠「ウクライナ危機にみるロシアの介入戦略」『国際問題』No. 658、2017年1月、39頁。

²³ Andras Racz, “Russia’s Hybrid War in Ukraine: Breaking the Enemy’s Ability to Resist,” *FIIA Finnish Institute of International Affairs Report*, No. 43, 2015, pp. 48-49.

²⁴ 小泉「ウクライナ危機にみるロシアの介入戦略」41頁。

デンマーク国際問題研究所のハンセン (Flemming Hansen) によれば、
 グラシモフは現代の戦争の主な特徴を①宣言されていないこと、②キネ
 ティックな手段とノンキネティックな手段とが緊密に連携して幅広く使用
 されること、③軍事領域とその他の領域との区別が曖昧になること、④戦
 いは物理的な領域だけでなく、情報空間でも行われるようになることとし
 ており²⁵、現代の戦争が変質していることにより、戦争の政治的目標の達成
 に対する軍事的手段と非軍事的手段の貢献の比率は 1:4 であることが理想
 であるとした²⁶。

(2) ハイブリッド戦

グラシモフ・ドクトリンを研究した専門家は、それに基づくロシアの戦
 い方を「ハイブリッド戦(戦略)」と呼び、ハイブリッド戦は「戦争の性質
 ではなく、行動を変えただけ」であるものの²⁷、ロシア軍事学アカデミー客
 員会員バルトーシュ (Alexander Barthosh) 準博士(軍事学)は「外交活
 動で用いられる不意打ちの達成、主導権の確保、心理的優位の確保のため
 に軍事的手段と非軍事的手段を統合した形で用いること、大規模かつ活発
 な情報、電子及びサイバー作戦の遂行、経済的圧力と結合した軍事、諜報
 活動を偽装した形で秘密裏に遂行すること」と表現した²⁸。

また、フィンランド国際問題研究所 (FIIA) のラッツ (Andras Racz)
 によれば、ハイブリッド戦は対象国の固有の構造的弱点を探り、それを利用
 することで成り立つ。加えて、ハイブリッド戦とは、非軍事的手段だけで
 対象国を機能不全に陥れるということではない。実際には、通常の軍事力
 も重要な役割を果たしており、軍事的優位性は他の戦争と同様、勝利の
 ための必要条件であることに変わりはない。通常の戦争との違いは、ハイ
 ブリッド戦では、通常の軍事力は主に抑止力として使用され、明示的な侵
 略の手段としては使用されないことだとする²⁹。他方、前出のハンセンは、
 ハイブリッド戦を「基本的に意図的に相手を弱体化させることを目的とし
 たあらゆる種類の行動・手段を包含するもの」であり、その本質は制御さ

²⁵ Flemming Splidsboel Hansen, "Russian Hybrid Warfare: A Study of Disinformation," *DIIS Danish Institute for International Studies*, 2017, pp. 8-13.

²⁶ 坂口「最近のロシアにおける将来戦をめぐる議論」95頁；なお、小泉『軍事大国ロシア』では「非軍事的手段と軍事的手段の割合は 6:4」と紹介する。

²⁷ Catalin Alin Costea, "Russia's Hybrid War in Ukraine (2014-2018)," SETA, 2019, p. 15.

²⁸ 坂口「最近のロシアにおける将来戦をめぐる議論」95-96頁。

²⁹ Racz, "Russia's Hybrid War," pp. 87-93.

れた混沌であり、侵略国は「カオスポタン」を操作して標的国の混沌 (混乱) レベルを調整するものと表現する³⁰。

まとめれば、ゲラシモフの言う「新世代の戦争」、すなわち、ハイブリッド戦とは「軍事的手段と非軍事的手段 (外交、経済、政治、社会、情報) の組み合わせで構築された戦い方」であり、軍事力による介入は隠蔽しつつ、烈度を制御して政治目的を達成する戦略であると言える。

(3) ハイブリッド戦が成功する条件

小泉悠はハイブリッド戦が最大限の効果を挙げるのは、ごく短期、かつ、平穩に軍事行動を完了させ、相手国の反発や政治的成本を最低限に抑制できる場合に限られるとする³¹。その意味でクリミアは、ハイブリッド戦が奏功する好条件の揃った稀なケースであると指摘し、奏功した条件として元ウクライナ安全保障会議書記であったホルブーリン (Volodymyr Horbulin) による分析を以下のとおり引用している³²。

- ① 中央政府の弱体化及び政権交代による一時的な無政府状態
- ② 中央と地方の見解不一致の増大
- ③ ウクライナ保安機関の心理的、物質的状态の不十分さ
- ④ 各種武力機関の対立
- ⑤ クリミアに関する情報戦及びプロパガンダの展開

次節では、ハイブリッド戦によるロシアの努力 (活動) が上記の目標達成に寄与したかについて、段階別に確認していく。

3 クリミア作戦におけるハイブリッド戦の分析

前出のラッツは、ロシアのハイブリッド戦を分析し、段階別に一般化を試みた。それによるとロシアのハイブリッド戦は 3 段階からなり、各段階はさらにそれぞれ 3 つに区分され、合計 9 つの区分から構成される (表 3-1)。

なお、各段階内の細区分は、時系列での前後関係及び優先順位は明確にされておらず、同時に進行することも想定される。また、最後の安定化

³⁰ Hansen, "Russian Hybrid Warfare," pp. 8-13.

³¹ 小泉『軍事大国ロシア』191-192 頁。

³² 同上；小泉は次を引用、Владимир Горбулин (Volodymyr Horbulin), "“Гибридная война” как ключевой инструмент российской геостратегии реванша (ロシアの復讐のための地政学的戦略における重要な手段としての「ハイブリッド戦争」)," ZN,ua, January 23, 2015, zn.ua/internal/gibridnaya-voyna-kak-klyuchevoy-instrument-rossiyskoy-geostrategii-revansha-.html.

段階はクリミア併合では実質的に生じなかったため、本稿では考察の対象外とした。

表 3-1 ラッツによるハイブリッド戦のモデル

| 段階 | 細 部 区 分 | 活 動 |
|------|---------|--|
| 準備段階 | 戦略的準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・標的国の国家行政、経済、武装勢力の脆弱性の調査 ・標的国内の忠実な NGO、メディアのネットワーク確立 ・国際的な聴衆に影響を与える外交・メディアの立場を確立 |
| | 政治的準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・標的国の中央当局への不満の煽動 ・分離主義運動を強化、民族的、宗教的、社会的緊張の煽動 ・標的国に対する情報操作の実施 ・政治家、行政官、武装勢力将校の買収・獲得 ・現地の政治家や実業家との関係を確立 ・現地の組織犯罪との関係を確立 |
| | 軍事作戦準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・政治的圧力と偽情報活動を開始 ・獲得した国内勢力の動員 ・軍事演習を口実とした軍の動員 |
| 攻撃段階 | 危機の誘発 | <ul style="list-style-type: none"> ・標的国で大規模な反政府デモや暴動を組織 ・現地の民間人を装った特殊部隊を潜入させ、破壊工作攻撃 ・中央政府を攪乱するため、標的国の至る所で攻撃を実施 ・メディアによる情報キャンペーンを開始 ・正規軍による軍事的圧力の顕示 |
| | 中央権力の排除 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の行政施設、通信インフラを奪取し中央権力を無力化 ・標的国中央政府のメディアを封鎖し、通信と情報の独占を確立 ・標的国中央政府の現地武装勢力の無力化(基地の封鎖、指揮官の籠絡) ・外交、メディア、経済、軍事の圧力を継続 |

| | | |
|-------|------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・国際的世論の誘導、標的国の信用を失墜 |
| | 代替政治権力確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・代替的な政治団体を宣言 ・標的国中央政府の行政機関を新たに設立された政治団体に置き換え、それによって正統性を主張 ・メディアによる新しい政治団体の正統性を強化 ・情報の独占を通じた標的国中央政府からの地元住民を疎外化 ・軍事力による標的国中央政府の反撃を撃退 |
| 安定化段階 | 政治的安定化 | <ul style="list-style-type: none"> ・外交・メディアを通じ標的国からの「民主的」な分離・独立を推進 ・新「国家」が侵略国に援助要請を表明 |
| | 標的地域の分離 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵略国が新国家を併合 ・又は軍事的プレゼンスを確立、新国家の下に標的国中央政府との戦闘を開始 ・又は「平和維持」や「危機管理」を口実にした進駐・占領 |
| | 平和維持のための介入 | <ul style="list-style-type: none"> ・標的国の主権を制限。深刻な経済的苦難、政治的不安定化による危機・紛争を創出 ・標的国の政治的・軍事的同盟への参加を阻止 |

(出所) Racz, “Russia’s Hybrid War,” pp. 57-64 をもとに筆者作成。

(1) 準備段階

ア 戦略的準備

危機発生以前からロシア国内メディアの統合が進められており、大手のメディア数社は「Russia Today (RT)」として統合された³³。他方、ソ連解体以来、ウクライナ国内のロシア語メディアはロシア企業に譲渡され、ウクライナ国内のロシア語放送は、ほぼロシア国内からの発信となった。旧ソ連地域では、伝統的に他のメディアを圧倒して、テレビが最も影響力のあるメディアだったこともあり、ウクライナ国内のロシア語話者は、ロシアが発信する情報の影響下に置かれていた。

³³ ヒル、ガディ『プーチンの世界』418 頁。

イ 政治的準備

クリミアでの情報キャンペーンはロシア連邦軍参謀本部情報総局(GRU)が主導し、サイバースペースにおいても愛国的なハッカーがウクライナの銀行やウェブサイトを攻撃した³⁴。

メディアを通じた情報発信の一方、クリミアではユーロマイダン運動に対抗した³⁵、一見、草の根運動的なキャンペーンによる戦略的情報発信が展開された³⁶。この活動で使われたメッセージは、メディアを通じて発信されていた「ユーロマイダンはファシストの過激派が煽動」「ウクライナ危機は西欧諸国の陰謀」といったメッセージと共鳴し、クリミアの自治拡大を要求する署名活動と結びついていった³⁷。

ウ 軍事作戦準備

ヤヌコーヴィチ失脚後の 2 月 22 日、ウクライナ議会が国家言語政策基本法を撤廃したことを逆手に取り、ロシアはウクライナ暫定政府が排他的な民族主義政策を採っているとの印象操作を行った³⁸。

³⁴ 同上、405 頁。

³⁵ 「ユーロマイダン」とは親欧州派による反政府運動であり、キエフの独立広場(マイダン)に集まった多数の市民が議会庁舎へ詰めかけた。この運動は欧州への統合を求めるという意味で「ユーロマイダン」と呼ばれた。

³⁶ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 79-85.

³⁷ ヒル、ガディ『プーチンの世界』405 頁。

³⁸ Kofman et al., “Lessons from Russia's Operations,” pp. 79-85.

米 RAND 研究所は、この時のロシアのウクライナに関する戦略的コミュニケーションのメッセージングテーマを次表のとおり分析している。

| 一般的なテーマ | ウクライナ政府について | 欧米諸国について |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・クリミアは歴史的にロシアに帰属 ・1954 年のクリミアをウクライナの帰属に変更した決定は間違い ・クリミアのロシア人及びロシア語話者は極右ナショナリストの差し迫った脅威下 ・ロシアはクリミアの騒動に不関与 ・3 月 16 日の独立に関する住民投票結果は正当 ・ウクライナ人兵士は自発的に武器を放棄し、ロシ | <ul style="list-style-type: none"> ・ウクライナ政府は米国・西欧諸国の利益のために行動 ・ユーロマイダン運動は暴力的な超国家主義者が煽動 ・ウクライナ大統領は非合法的なクーデターで打倒 ・ウクライナの親 EU 派はナチの支持者とファシスト ・ウクライナは経済的に破綻。ロシアの支援が不可欠 ・ウクライナは人工国家 | <ul style="list-style-type: none"> ・欧米諸国はウクライナ騒動の黒幕 ・米国の目的は NATO を拡大し、ロシアの封じ込め ・米国は欧州に対し対ロシア制裁を発動するよう圧力 ・ロシアはソソヴォのように国境を変更し、新政権を樹立するような西欧的な介入は行わない。 ・西欧諸国は天然ガス及び貿易に関しロシアに依存 ・西欧の民主主義は終焉 |

2 月 24 日、ロシア系住民の安全確保を理由にセヴァストポリ軍港に所属する第 810 海兵旅団が武装装甲車で市庁舎前に展開した³⁹。また、25 日、アリゲーター級揚陸艦が 200 名のロシア特殊作戦軍を搭載し、セヴァストポリ軍港に到着した⁴⁰。さらに暫定政府から解散を命じられたバルクト部隊⁴¹の元隊員も親ロシア勢力として動員されることとなった。

2 月 26 日以降、ウクライナ国境と近いロシア西部地域では、ロシア軍地上部隊、防空部隊、航空部隊に加え、北方艦隊とバルト艦隊も参加した、15 万人規模の兵力による大規模な軍事演習が実施された⁴²。

(2) 攻撃段階

ア 危機の誘発

2 月 26 日以降、ロシアメディアはウクライナの政権交代は非合法であるとのメッセージを積極的に発信し始めた⁴³。2 月 27 日、武装集団に占拠されたクリミア議会はこの日のうちにキエフ暫定政権を激しく非難する声明を発表し、5 月 25 日に自治権拡大の是非を問う住民投票を実施することを採決した⁴⁴。同 27 日から 28 日にかけて、正体を隠したロシア軍はクリミア全土に展開し、空港、ウクライナ軍駐屯地を瞬く間に制圧した⁴⁵。クリミア半島のウクライナ兵は、これら正体不明の軍隊によって兵營に押し込められ、包囲されてしまった⁴⁶。一方、2 月 26 日から始まったロシア軍の演習では、およそ 40 機の IL-76 輸送機により、クリミア東部に隣接するアナ

| | | |
|----------|--|---|
| アへの恭順を表明 | であり、1991 年以前には不存在 ・ウクライナ語は存在せず、ロシア語とポーランド語の混合 | し、内部崩壊が始まっている。 ・欧米はロシアの隆興を恐れ、ロシアに対し封じ込め政策を実施 |
|----------|--|---|

³⁹ 小泉『『帝国ロシア』の地政学』151 頁。

⁴⁰ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 85-95

⁴¹ 「バルクト (イヌワシ)」はヤヌコーヴィチ政権下の内務省所属治安維持部隊で反政府運動の鎮圧に当たっていたことから、暫定政府からは敵対勢力と見做されていた。

⁴² 山添博史「東アジアにおけるロシア軍の継続性と新展開」『ポスト TPP におけるアジア太平洋地域の経済秩序の新展開』日本国際問題研究所、2017 年 9 月、21-23 頁。

⁴³ チャールズ・クローヴァー『ユーラシアニズム ロシア新ナショナリズムの台頭』越智道雄訳、NHK 出版、2016 年、507-513 頁。

⁴⁴ 小泉『『帝国ロシア』の地政学』150-151 頁。

⁴⁵ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 6-12, 85-95.

⁴⁶ 小泉『『帝国ロシア』の地政学』151-152 頁。

パに空挺団と特殊部隊が展開した。これはロシア北方への展開訓練を名目としていた⁴⁷。

3月1日になって、ロシア上院は2009年に改定したロシア国防法の規定に基づき、ウクライナにおけるロシア軍の使用を承認した⁴⁸。同法では、無条件での国外軍事介入は認められていないため、3月1日に至るまでのクリミア半島で軍事活動を行ったのはクリミアの自警団であり、ロシア軍は関与していないとロシアは主張していた⁴⁹。同日、元ベルクトの部隊がクリミア半島北部のペレコブ海峡とチョンガル半島対岸に展開して検問所を設置し、周囲には塹壕などの防御施設を構築して交通を封鎖した。この封鎖でウクライナ軍の大部隊がクリミア半島へ突入することは不可能となった⁵⁰。

イ 中央権力の排除

3月2日、この2日前にウクライナ海軍総司令官に指名されたばかりのベレヅフスキー(Denis Berezovsky)海軍少将がウクライナからの亡命を表明した⁵¹。ロシア軍は、艦艇によりウクライナ海軍基地を港外から封鎖した。加えて、プロパガンダにより心理的に圧力をかけ、ウクライナ海軍の各指揮官に降伏を促した⁵²。3月3日、セヴァストポリ近郊のベルバク軍空港に配備されていたウクライナ空軍がクリミア自治共和国に投降した。

47 ジャイルズ「『ハイブリッド戦争』とロシアの陸上戦力」91-93頁。空挺団とスペツナズは、いずれも陸軍から独立した最高司令部が参謀本部を通じて運用する精鋭の直轄部隊である。

48 兵頭慎治「軍事的視点で読み解くロシアのクリミア編入」『外交』Vol. 25、2014年5月、38頁。ロシア国防法では①ロシア領外の部隊への攻撃、②ロシアに対する他国からの要請、③ロシア領外のロシア国民の保護、④海賊取締・航行船舶の安全確保の場合には、ロシア軍を国外に派遣することが可能。

49 同上、39頁。なお、同日(3月1日)行われた国連安保理事会緊急会合において、ロシアのチュルキン国連大使は「南部クリミアのロシア軍の対応は、地元当局の要請に基づくものだ」としてロシア軍の活動を事実上認めた上で正当化した；3月1日から2日にかけて、ロシア軍はクリミア半島における数的不利を補うため、クリミア東部ケルチ港に大型揚陸艦を使った兵員輸送を実行した、山崎「クリミア併合」。

50 Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 85-95.

51 山崎「クリミア併合」、同司令官はクリミア自治共和国アクショーノフ首相と共に記者会見を行い、今後は「クリミア自治共和国海軍司令官」として共和国に忠誠を誓うと宣言した。

52 真野『ルポ プーチンの戦争』67、69頁、「ロシア黒海艦隊司令官がクリミア半島に展開するウクライナ兵士に対し、即時投降を求めた上で、4日午前5時までに投降しない場合、攻撃を開始するとの警告を発した」との報道が一時流れたが、誤報としてロシア側からも正式に否定された。情報戦の一環として行われた可能性も否定できないものの、これによる投降者はなかった。

3 月 6 日以降、ロシアはケルチ港において陸軍の揚陸を開始し、歩兵大隊、砲兵部隊、防空部隊、対艦ミサイル部隊を配備し、クリミア北部の封鎖を強化した。これら部隊は、ウクライナ本土とクリミアとの地上通信手段を遮断し、携帯電話の電波も洋上から妨害した。加えて、ウクライナ軍を封じ込めている基地の電力を遮断した⁵³。また、国境付近に集結した部隊により、強力な電子戦兵器を多数配置し電子妨害をかけ、ウクライナ軍等の指揮統制系、レーダー、測位システム、UAV等を機能不全とならしめた⁵⁴。3 月 9 日以降、ロシアは 9 つのウクライナのテレビチャンネルを停止し、ロシアのチャンネルのみにアクセスできるように操作した⁵⁵。

ウ 代替政治権力の確立

3 月 11 日、クリミア議会はクリミア自治共和国とセヴァストポリ市はウクライナから独立し、ロシアを新たな帰属先とすることを決定した。

(3) ハイブリッド戦は成功したか

ここではハイブリッド戦の目標達成状況を評価するため、前項で示した各段階における諸活動をホルブーリンの 5 条件別に再分類した（表 3-2）。

なお、関連した活動が未実施の場合は「▲」、意図的に実施された場合は「○」、ロシアが意図的に実施したか不明だが、事実上、実施された場合は「●」で示している。

表 3-2 ホルブーリンの 5 条件別ハイブリッド戦モデルの再分類

| ホルブーリンによる 5 条件 | 活動内容 | 実施の 有無 |
|-------------------------------------|----------------------------|-----------|
| 【条件 1】中央政府の弱体化及び政権交代による一時的な無政府状態の作為 | 標的国の中央当局への不満の煽動 | ○ |
| | 分離主義運動を強化、民族的、宗教的、社会的緊張の煽動 | ○ |
| | 現地の組織犯罪との関係を確立 | ▲ |
| | 現地の政治家や実業家との関係を確立 | ● |
| | 中央政府を攪乱するため、標的国の至る所で攻撃を実施 | ▲ |

⁵³ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 6-12, 85-95.

⁵⁴ Todd Harrison, Kaitlyn Johnson, Thomas G. Roberts, Tyler Way, and Makena Young, "Space Threat Assessment 2020," Center for Strategic & International Studies, March 2020, p. 3.

⁵⁵ クリミア内でウクライナの放送が視聴可能だったと伝えられており、衛星放送を通じウクライナのチャンネルへのアクセスは可能だったと推察される。

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 【条件 2】中央と地方の見解不一致の増大を作為 | 標的国で大規模な反政府デモや暴動を組織 | ○ |
| | 対象地域の行政施設、通信インフラを奪取し中央権力を無力化 | ○ |
| | 標的国中央政府のメディアを封鎖し、通信と情報の独占を確立 | ▲ |
| | 代替的な政治団体を宣言 | ○ |
| | 標的国中央政府の行政機関を新たに設立された政治団体に置き換え、それによって正統性を主張 | ▲ |
| | メディアによる新しい政治団体の正統性を強化 | ▲ |
| 【条件 3】ウクライナ保安機関の心理的、物質的状态の不十分さを利用 | 政治家、行政官、武装勢力将校の買収・獲得 | ▲ |
| | 現地の民間人を装った特殊部隊を潜入させ、破壊工作攻撃 | ○ |
| | 標的国中央政府の現地武装勢力の無力化 (基地の封鎖) (指揮官の斃絡) | ▲ |
| 【条件 4】各種武力機関の対立を煽動 | 獲得した国内勢力の動員 | ○ |
| | 軍事演習を口実とした軍の動員 | ○ |
| | 正規軍による軍事的圧力の顕示 | ○ |
| | 外交、メディア、経済、軍事の圧力を継続 | ○ |
| | 軍事力による標的国中央政府の反撃を撃退 | ▲ |
| 【条件 5】クリミアに関する情報戦及びプロパガンダの展開 | 標的国内の忠実な NGO、メディアのネットワーク確立 | ○ |
| | 国際的な聴衆に影響を与える外交・メディアの立場を確立 | ▲ |
| | 政治的圧力と偽情報活動を開始 | ○ |
| | メディアによる情報キャンペーンを開始 | ○ |
| | 国際的世論の誘導、標的国の信用を失墜 | ▲ |
| | 情報の独占を通じた標的国中央政府からの地元住民を疎外化 | ▲ |

(出典) Horbulin, “(ロシアの復讐のための地政学的戦略における重要な手段としての「ハイブリッド戦争」)”の 5 条件を元に筆者作成。

表 3-2 から分かることは次の 2 点である。

第 1 は、5 条件の獲得に向けた活動、すなわち、ハイブリット戦目標達成に向けた活動の履行が不十分であったということである。【条件 4】を除き、関連する活動の半数以上が「▲」又は「●」であり、ロシアが目標達成に向け、意図的に諸活動を推進できたとは言えない結果であった。

第 2 は、その後、対ロシア制裁が発動され、国際社会でロシアが孤立したことからも明らかのように、ハイブリッド戦の主要キャンペーンである情報戦は不首尾に終わったことである。【条件 5】に関連する活動の実施率は 3/6 に留まっており、さらに、ロシアはウクライナ国内の世論、国際的な世論の獲得にも失敗したことを示す世論調査結果もある⁵⁶。

すなわち、クリミア併合作戦におけるハイブリッド戦はロシアの意図に基づいて奏功したとは言い難く、ロシア自身の活動だけでは、ハイブリッド戦の成功条件を獲得できなかったのである。

4 偶発的要素

ロシアはハイブリッド戦の目標を自力で達成できなかったが、結果的にハイブリッド戦は奏功し、クリミア併合作戦は成功している。つまり、ロシアの自助努力以外の何かが作用し、作戦の成功をもたらしたと考えるのが妥当である。

作戦が推移する中で、偶発的に発生した事象が想定以上に効果や影響を及ぼすことで、所期の条件（目標）を獲得し、または形骸化、無用化することがある。例えば RAND 研究所はロシア軍の奇襲が短期間での作戦終結に効果的であったと分析する⁵⁷。筆者はこれに加えて、危機に際してウクライナ暫定政府がとった不適切な対応、さらに欧米メディアの「報道の中立性」がハイブリッド戦成功の条件を整えたと考えている。

⁵⁶ 30%のウクライナ人しか、ロシアメディアを「信用できる」又は「ある程度信用できる」としておらず、クリミアで起きている事象についてロシア側の報道は、ほとんど信用されておらず、そのため、ロシアのクリミアに対する活動について好意的に受け止めている割合は、親ロシアとされるウクライナ南部でも 35%、東部では 28%、その他の地域ではわずか 3%にとどまっていた、Maria Snegovaya, "Putin's Information Warfare in Ukraine: Soviet Origins of Russia's Hybrid Warfare," *Russia Report*, No. 1, Institute for the Study of War, September 2015, p. 19; Joanna Szostek, "The Limitations of Russian Propaganda in Ukraine," *Open Democracy*, June 11, 2014, www.opendemocracy.net/en/odr/limitations-of-russian-propaganda-in-ukraine/.

⁵⁷ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 22-28.

(1) 奇襲の成功

ア 結果的に最適の時機となった介入

侵攻が行われた時機がウクライナ暫定政府にとっても、また、西欧諸国にとっても完全に不意を突かれたものであった可能性が極めて高い⁵⁸。キエフは政変後の混乱の只中であつたし、欧米諸国もチェチェン、ジョージアへの介入で国際的な批判にさらされたロシアがウクライナの政変に乗じて、しかもキエフではなくクリミアに介入するとまでは予想していなかったと思われる⁵⁹。折しもクリミアと同じ黒海沿岸の都市ソチでは冬季オリンピックが開催されたばかりであり、国際社会のロシアをめぐる雰囲気は総じて祝祭的であつた⁶⁰。

実はロシアにとってもウクライナとの間で経済協力や軍事協定の延長等を 2012 年に結んだばかりであつたことから、親ロシア的な政策をとるヤヌコーヴィチ政権の早期崩壊は予想外の展開であり、ヤヌコーヴィチの逃亡によりプーチンは介入せざるを得ない状況に追い込まれたことが類推される⁶¹。そのため、ロシアは欧米諸国の介入を警戒し、早期介入に踏み切つたが、それが結果的にウクライナ及び欧米諸国の裏をかく形の奇襲となつた⁶²。

⁵⁸ ブライアン・D・テイラー「プーチンの目的はロシア国内にある—クリミア侵略とロシアの国内政治」『フォーリン・アフェアーズ・リポート』No. 4、2014 年 4 月、54 頁；「プーチン大統領がクリミアの軍事攻略という意表を突く行動に出たために、欧米の指導者達は混乱に直面した」。また、アイバン・クラステフは「米政府高官はロシアを関与させない限り、ウクライナ問題の解決はあり得ないとコメントを出していた」と指摘しており、欧米諸国にとってロシアの軍事介入は予想外だったといえる、アイバン・クラステフ「クリミアは手始めに過ぎない」『フォーリン・アフェアーズ・リポート』No. 4、2014 年 4 月、61 頁。

⁵⁹ 袴田茂樹「プーチンの野望 ユーラシア同盟と世界新秩序」『外交』Vol. 25、2014 年 5 月、25 頁。

⁶⁰ 小泉『帝国ロシアの地政学』150 頁。

⁶¹ ヒル、ガディ『プーチンの世界』433、461、505 頁。「プーチンは当初、守銭奴で気の弱いヤヌコーヴィチが大統領に就任したおかげでウクライナの状況をうまくコントロールできると考えていた。」「(ヨーロッパ高官達の) 話によれば、ヤヌコーヴィチの逃亡にはプーチンも他の全員と同じように驚いたという。この進展に対して、プーチンは完全に裏切られたと感じ、ヨーロッパ各国がこれを裏で操っているのだと疑った。」

⁶² 袴田「プーチンの野望」27 頁。袴田は「ロシアのクリミア併合は、突然に思いつかれたのではない。それは 2008 年のグルジア戦争(中略)の延長線上にある。(中略) 2006 年 6 月にプーチン政権が「領土保全」重視から「自決権」重視に軸足を移した」としてクリミア侵攻の計画性を指摘する意見もあるが、具体的な時機までは言及していない。

イ 迅速な展開に適した兵力組成

奇襲の効果は、敵の予想を超えた迅速な部隊展開により増幅した。ロシアは隠密裏に部隊を展開するため、輸送力の限界も考慮し、精鋭部隊のみからなる小規模・高機動力の兵力組成を採用せざるを得なかった。こうした部隊のみを使用したことが、敵の意思決定を上回る速度で部隊を展開させ、前述のとおり、強力な火力を備えて数的に優位なウクライナ軍を包囲し、無力化する結果をもたらした。また、予想以上に迅速に部隊が展開したため、部隊は抵抗に遭遇することもなく、逆に現地クリミア人からは「ポライトグリーンマン(礼儀正しい緑の男たち)」と呼ばれる自警団として、歓迎すらされた。これは、チェチェンやジョージアへの介入とは全く対照的な事象であった⁶³。

精鋭部隊を中心とした部隊編成は、重火器火力を有さない機動部隊に特化することでもあった。ロシア軍は、これらの軽装備の機動部隊を空中からの火力支援と空輸能力で補うことで、機甲部隊及び歩兵部隊の到着を待つことなく、作戦を遂行し、クリミア半島の制圧に成功した⁶⁴。

ロシア軍の奇襲は、結果的に最適なタイミングで行われ、迅速な展開に適した兵力組成との相乗効果を発揮し、ホルブーリンの示した【条件3】ウクライナ保安機関の心理的、物質的状態の不十分さを露呈させ、【条件4】各武力機関の対立ではウクライナ側を圧倒できたのである。

(2) ウクライナ政府の不適切な対応

ア 政権移行直後の混乱

ウクライナ暫定政府は、政変によりヤヌコーヴィチを追放した直後であり、政権過渡期の混乱にあった⁶⁵。そのため、ロシアの作戦が開始された時、主権国家の政府として適切に反応できなかった。RAND研究所の調査によれば、ウクライナ暫定政府指導部の会議記録は、事態のエスカレーションに対する恐怖から、行動を起こすことへの指導部の不安を伝えている⁶⁶。こ

⁶³ クローヴァー『ユーラシアニズム』513頁。

⁶⁴ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 22-28.

⁶⁵ クローヴァー『ユーラシアニズム』513頁。

⁶⁶ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 22-28; ウクライナ諜報機関は、妨害工作か否かは明らかではないものの、政府の重要な意思決定に際し、ウクライナ軍と治安部隊の士気が低下しており、暫定政府の決定が軍や治安部隊に受け入れられなかったと報告している。そのため、ウクライナ暫定政府は、軍と治安部隊の政権への忠誠を疑い、特にクリミアに駐留する海軍は既にロシアへ寝返ったものと考えに至った。

これは 2 つの結果をもたらした。第 1 にクリミア半島で軍の動員命令が下されなかったこと、第 2 にキエフ政府がクリミアでの動乱を外国による侵略として対応しなかったため、外形上は内政問題となり国際社会は介入を躊躇し、様子見したことである。

また、侵攻部隊員・作業員の多くが民間人の服を着用しており、仮にデモの鎮圧に際してロシア語話者を殺害した場合、ロシア語話者の保護を口実にロシアの介入を招くことになり、ウクライナ側は、実質的に武力を使用する可能性をほとんど失っていた⁶⁷。その上、ウクライナ暫定政府は治安維持部隊であるベルクトを解散しており⁶⁸、物理的に国内治安維持能力を失っていた。ウクライナは動乱初期の非常に重要な時期に暴動に対して無防備な状態を自ら作り出してしまった。さらに、RAND 研究所の調査では、ロシアのプロパガンダにより、ウクライナ暫定政府の正当性に対する疑念がクリミア地元警察官の間にも広がっており、多くの警察官は政府の命令に正当性があるのか分からなくなっていたという⁶⁹。

他方、クリミアのロシアへの帰属を問う住民投票の期日が 5 月 25 日から 3 月 16 日に前倒しされた事実から、モスクワとセヴァストポリとの指導部間で、クリミア併合に至る計画は仔細に練られていなかった可能性もある。しかしながら、クリミアの占領が予想以上の速度で完了したことを受け、ロシアは追加的に併合を決断し、住民投票の期日を前倒しした可能性も否定できない。場当たりの対応だった可能性もあるが、電光石火の政治日程が結果的にキエフの対応をさらに後手に回らせたとも言える⁷⁰。キエフはクーデターによる政権移行直後の混乱を収める前にクリミア併合を看過してしまったのである。キエフ政府は【条件 1】一時的な無政府状態を自ら作り出してしまったのであった。

イ ウクライナ政府の反ロシア政策

ロシア語に公用語としての地位を与える根拠となっていた国家言語政策基本法を廃止したことでロシア語話者のウクライナ人は、これを暫定政府の反ロシア主義の象徴とみなし、ロシア語話者が大多数を占めるクリミア人がロシアを支持することを助長した⁷¹。

⁶⁷ ヒル、ガディ『ブーチンの世界』438 頁。

⁶⁸ クローヴァー『ユーラシアニズム』507-509 頁。

⁶⁹ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp. 22-28.

⁷⁰ クローヴァー『ユーラシアニズム』513 頁。

⁷¹ ヒル、ガディ『ブーチンの世界』435 頁；小泉「ウクライナ危機にみるロシアの介入戦略」43 頁。

2月24日、ウクライナ極右政党が治安維持のため、戦闘員をクリミアに派遣すると発表した⁷²。この発表をロシア語メディアは、クリミアに住む人々(ロシア系住民)に対する危険が差し迫っていると報じた。この情報を受け、クリミアに逃れていたベルクトの元隊員とクリミア・コサック兵は、ウクライナとの国境に検問所を設置し、塹壕などの防御施設を構築した⁷³。また、このニュースはクリミア半島内でのウクライナ政府に対する抗議活動を激化させ、クリミア半島の混乱はロシアに介入を正当化する口実を与えることになった。さらに、2月25日、ベルクト部隊がウクライナ暫定政府により、セヴァストポリに送り返された上に解散を命じられたことは、クリミア人の暫定政府に対する不信感を増幅することとなった⁷⁴。セヴァストポリ市民は、暫定政府のベルクトに対する処置は屈辱的であると、帰還したベルクト部隊を英雄として迎え、彼らにはモスクワが発行したロシアパスポートが与えられた⁷⁵。一連のキエフの反ロシア政策は、ロシア系住民の多いクリミアにおいて【条件2】中央と地方の見解不一致の増大を助長する結果を招いたのである。

(3) 報道の中立性が招いたロシアのナラティブ拡散

欧米のメディアは、バランスのとれた報道という民主主義の原則に沿って、ロシア側の報道にも十分な放送時間が提供されるよう配慮し、その結果、ロシア系テレビの欧米語で放送されるニュースチャンネルを通じ、ロシア政府により統制された情報がインターネットを含め欧米メディアで報道されることになった⁷⁶。その中で、ロシアはウクライナとの政治的な交渉を模索しており、軍による介入は行わないとのメッセージを欧米諸国に送り続け、ロシアは紛争を凍結するための外交努力を継続しており、出口を模索していると印象付けた。また、ロシアは巧みにコソヴォの事例を挙げながら、クリミア人の民族自決を支持する立場を表明し⁷⁷、一方でウクライナ暫定政府がクーデターによる非合法なものであることを宣伝し、国際世論を攪乱した⁷⁸。こうした情報の混乱は、キエフ政府の不適切な対応と相

⁷² Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, p. 7.

⁷³ 山崎「クリミア併合」。

⁷⁴ ベルクトのメンバーにはウクライナ東部及びクリミア出身者が多かった、真野『ルポ プーチンの戦争』38頁。

⁷⁵ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp22-28.

⁷⁶ Racz, "Russia's Hybrid War," pp. 81-82.

⁷⁷ 小泉『帝国ロシアの地政学』151頁；真野『ルポ プーチンの戦争』72頁；袴田『プーチンの野望』28頁。

⁷⁸ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp22-28.

まっけて国際社会の対応を遅らせ、ロシア軍の奇襲効果を高めた。中立的報道という民主主義の原則が、思わぬ形で【条件5】ロシアの情報戦、プロパガンダの展開を支援することになった。

（4）ハイブリッド戦の効用

このように、偶然が重なって生じた奇襲の成功、ウクライナ暫定政府の不適切な対応、報道の中立性によって生じたロシア側ナラティブの拡散、といったクリミア併合作戦を遂行する中で偶発的に生じた事象の影響により、ロシアは自助努力では達成できなかったハイブリッド戦の目標を獲得した。すなわち、偶発的要素がロシア自身の努力を補完し、ハイブリッド戦の効用を発揮させたのである。つまり、ロシアによるハイブリッド戦の効果は不十分であったにもかかわらず、作戦の中で生じた偶発的要素が作用し、結果的にハイブリッド戦が奏功したのであった。

他方、偶発的要素が効果を発揮するためには、不測の事態、機会に対応できるだけの事前の準備が不可欠である。特に奇襲の成功は軍事的に重要な要素であった。ロシアの電光石火の軍事作戦はキエフ政府の対応する時間を奪い、国際社会に情報の錯乱が生じた短期間に事態の終結を可能にした。そして、奇襲は洗練されたロシア軍の能力に依るところが大であった。2012年以降、ロシア軍は抜き打ちの大規模展開訓練を実施してきており、クリミア作戦では、演習と称してロシア軍はウクライナ国境に迅速、かつ、大規模に展開した。特に、海上・航空輸送能力は、その信頼性と即応性を示したとされる⁷⁹。また、抜き打ちの部隊検閲や大規模演習のパターンを巧みに組み合わせて、効果的に部隊を移動させ、最終的にウクライナ国境に部隊を集結させており、その大規模な移動に隠れて、先に述べた小規模侵略部隊がクリミア半島に動員されていたことが分かっている⁸⁰。その結果、クリミア半島内での工作と大規模軍の機動展開が完璧にシンクロし、相乗効果をもたらしたとも言える。また、宇宙やサイバー等、利用を想定し得る領域に係る軍事演習をクリミア併合作戦と並行して実施したと言われる⁸¹。2012年からの抜き打ち検閲がクリミア侵攻を想定してきたとは考えにくい

⁷⁹ Kofman et al., *Lessons from Russia's Operations*, pp22-28.

⁸⁰ ヒル、ガディ『プーチンの世界』406-408頁。

⁸¹ 同上、399-400頁。ヒルとガディによれば、クリミア介入の時点ではロシア軍の体制は不十分であり、様々な分野での軍事演習を並行し、分析結果を作戦にインプットしたという。

が、2008 年以降行われてきたロシアの軍改革及び訓練の成果が発揮されたと見るべきである。

一方、ロシアはクリミアへの正式な関与を否定し続けることで、理論的には、事態が計画通りに進まなかった場合、いつでも攻撃を中止することができた。すなわち、状況の推移を見ながら、ステルス部隊を撤退させ、一般市民を装った工作員による反政府活動を終了し、公には面目を失うことなく、クリミアから撤退することもできたのである。関与を否定しつつ、状況に応じて烈度を変えられる柔軟な対処を可能としたのもハイブリッド戦であった。その意味で、介入戦略としてのハイブリッド戦は有効であった。

おわりに

本稿では、クリミア併合作戦への影響因子を状況の変化に左右されない非偶発的要素とその他の因子に分けて分析した。そして、ハイブリッド戦が奏功する条件としてホルブーリンの 5 条件に着目し、ハイブリッド戦を一般化したラッツのモデルに基づき、クリミア作戦における 5 条件の達成状況を評価した。その結果、ロシア自身の活動だけでは 5 条件を達成できず、作戦の過程で生じた偶発的要素がロシアの活動を補完したとの結論に至った。つまり、ロシアも予期しない最適のタイミングでの奇襲が軍事的な形勢を決定付け、キエフが採り続けた反ロシア政策がクリミアの対キエフ不信を助長し、欧米メディアの中立的報道がロシア側のナラティブを拡散し、情報を攪乱させ、総じてロシアに有利な状況を作り出したのである。

クリミア併合作戦では、ロシア軍は物理的には武力を行使せず、クリミア市民の意思を獲得し、政治目的を達成した。これは一見、軍事力を補用として扱ったように見えるが、内実は特殊部隊を中心に行われた奇襲作戦であり、軍事キャンペーンが主用であったと評価すべきである。グラシモフは「非軍事的手段は一般市民の意思を獲得するために適用され、軍事手段は、こうした非軍事手段を補完する目的で使用され、軍事的手段と非軍事的手段の貢献の比率は 1:4 を理想」としたが、クリミア併合作戦では事前の準備・訓練を含め、軍事が占める割合は相当に高かったと評価すべきである。つまり、ハイブリッド戦には、強力な軍事力の裏付けが必要と言えるのではないだろうか。

ロシアの北極をめぐる対 NATO 戦略の変遷

— ノルウェーの介在に着目して —

高橋 慶多

本稿は、執筆者が海上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程の安全保障研究として執筆し、最優秀論文として英国海軍から第 1 海軍卿賞を受賞したものである。

第 1 海軍卿賞は、平成 25 年 12 月に本校を訪問した英国第 1 海軍卿兼海軍参謀長のジョージ・ザンベラス海軍大将からの「海上自衛隊と英海軍の友好の証として、海上自衛隊幹部学校において執筆された優秀な論文に対して賞を授与したい」との提案により設立され、今回で 7 回目の受賞となる。（編集委員会）

はじめに

かつて氷によって閉ざされていた北極¹は、気候変動に伴う融氷によって利益関係国の戦略的関心を惹起させ、今や地政学的な緊張を高めている²。特に一般的な議論では東欧を中心として捉えられる、ロシアと北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization : NATO）間における紛争の火種もまた北極で燻っており、同地域を舞台とした冷戦再発の恐れすら語られている³。

北極において最も長い沿岸線とこれに付随する広大な海洋領域を有するロシアは、2007 年 8 月の北極点海底への国旗設置から、北極における利益獲得の堅固な意思を明らかにした⁴。一方で北極国家間の協力と調和を目的

¹ 本稿における「北極」は、北緯 66 度 33 分以上の地域という定義に基づく。

² Mikhail Zakharov, “NATO vs. Russia in the Arctic: How to prepare for the coming crisis,” January 2, 2021, atlanticforum.com/content/nato-vs-russia-arctic-how-to-prepare-coming-crisis (Accessed on June 2, 2020).

³ カトリーン・スティープン「にらみ合いの行方」『日経サイエンス』2019 年 11 月、50 頁。

⁴ 兵頭慎治「ロシアの北極政策—ロシアが北極を戦略的に重視する理由—」『防衛研究所紀要』第 16 巻第 1 号、2013 年 11 月、13 頁。

とする北極評議会（Arctic Council : AC）を通じて、協調的な北極のガバナンスに貢献すると表明し、積極的に活動を進めている⁵。

他方、北極沿岸国はジョージア紛争及びウクライナ危機以来、ロシアに対する警戒を強めており、特に陸、海上の両面で国境を接するノルウェーは顕著である。ノルウェーは1949年のNATO加盟以来、その庇護の確保とロシア（ソ連）に必要な以上の脅威を抱かせないという配慮を通じて、安全保障を追求してきた⁶。そして冷戦以来再び緊迫する北極で、ノルウェーはロシアの脅威に対して、NATOの安心供与を強く求めている⁷。しかしロシアとしても、図1に示すとおり、他の北極沿岸国の多くがNATO加盟国であり、これらに囲まれているという戦略環境は脅威に他ならない⁸。そして北極加盟国の中でも、特にノルウェーが北極へNATOを引き込んでいると非難している⁹。

北極の安全保障に関してはこれまで数多くの研究がなされている。石原敬浩は、北極において安全保障化と軍事化のいずれが進行しているのかに着目したが¹⁰、この観点において戦略国際研究所のコンリー（Heather Conley）など、ロシアが北極に軍事化をもたらしているとの見方が多数を占めている¹¹。その一方で、ロシアの視点からアプローチを試みたものは少ない。さらに視点を転じるとNATOが加盟国間で足並みが揃わず、関与にも消極的であったものの¹²、今日に至っては北極で活発に行動していること

⁵ アレクサンダー・セルグーニン「北極法秩序形成へのロシアのアプローチ」幡谷咲子訳、稲垣治、柴田明徳編著『北極国際法秩序の展望』東信堂、2013年、86-98頁。ACはカナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及びアメリカの北極沿岸8か国を中心に運営されている。

⁶ 大島美徳「冷戦」初期の選択」大島美徳、岡本健志編著『ノルウェーを知るための60章』明石書店、2014年、78-79頁。

⁷ Frank B. Jensen, "Norway's defense minister: Change and stability in the High North," December 2, 2019, www.defensenews.com/outlook/2019/12/02/Norways-defense-minister-change-and-stability-in-the-high-north/ (Accessed on December 20, 2020).

⁸ カナダ、デンマーク、ノルウェー、アイスランド及びアメリカが加盟国であり、フィンランド及びスウェーデンは中立を主張している。Alexander Sergunin and Valery Konyshov, "Russia in the Arctic: Hard or Soft Power?" *Soviet and post soviet politics and society*, ibidem Press, 2015を参照。

⁹ Peter B. Danilov, "Russia Warns Against Pulling NATO into the Arctic," January 17, 2020, www.highnorhtnews.com/en/russia-warns-against-pulling-nato-arctic (Accessed on April 29, 2020).

¹⁰ 石原敬浩「北極海と安全保障」『国際問題』第627号、2013年12月、56頁。

¹¹ ヘザー・A・コンリー「北極圏と大國間競争」『フォーリン・アフェアーズ・リポート』2019年11月号、76-81頁。

¹² 例えばカナダは、北極でNATOが役割を担うことがロシアを刺激し、地域を不安定化させると危惧し、その関与に否定的であった。Gerald E. Connolly, "NATO and

に関して、実はノルウェーの働きかけによるところが大きい¹³。しかしノルウェー国際問題研究所のリンダグレン (Wrenn Lindgren) らが指摘するように、北極を舞台とした大国間関係の中で、ノルウェーという地域小国が注目されることは稀である¹⁴。すなわち先行研究では、北極におけるロシアの対 NATO 脅威感が分析されておらず、またこれに影響を与えているノルウェーというアクターに関心が払われていないといえる。

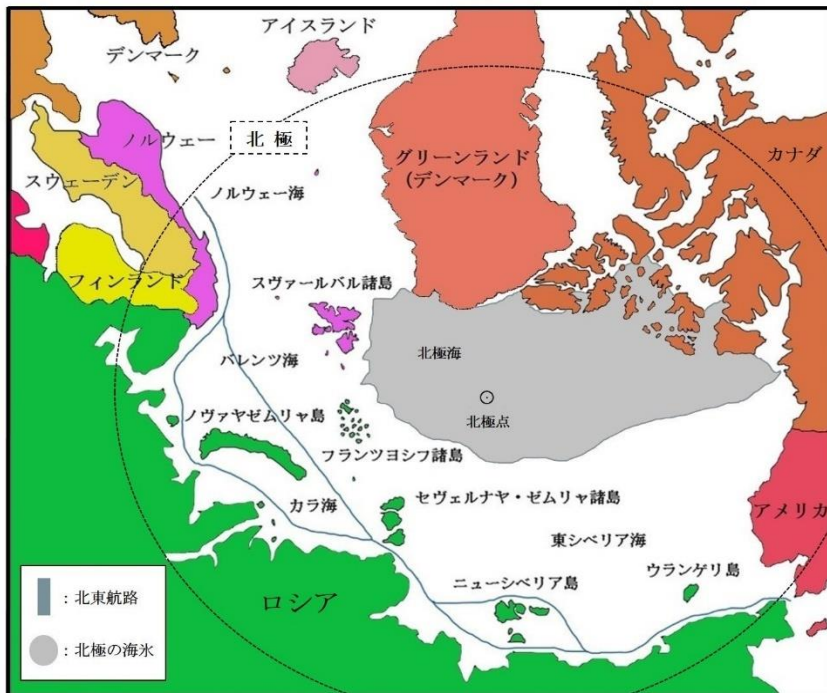
そこで本稿における問いを、北極をめぐるロシアの対 NATO 戦略がどのような変遷を辿り、またその要因は何であるのかに設定する。そしてこの問いに対し、北極におけるロシアと NATO 間関係にノルウェーという地域小国が影響を及ぼしているという仮説を立てる。論証方法としては、まずロシアの主要戦略文書を原文から比較し、北極に対する戦略の変遷を対 NATO という切り口から導出する。そして当要因をノルウェーが NATO をどのように動かし、そしてそれをロシアがどのように見ていたのかという観点から分析することで、北極における 3 者間関係を俯瞰するものとする。

security in the Arctic,” October 7, 2017, www.nato-pa-int/download-file?filename=sites/2017-11/2017%20-%20172%20PCTR%2017%20E%20rev.1%20fin%20-%20NATO%20AND%20SECURITY%20IN%20THE%20ARCTIC.pdf (Accessed on November 5, 2020).

¹³ Malte Humpert, “Norway’s Border with Russia Shapes Its Arctic Policy New Study Concludes,” August 14, 2018, www.highnorthnews.com/en/norways-border-russia-shapes-its-arctic-policy-new-study-concludes (Accessed on June 2, 2020).

¹⁴ Wrenn Y. Lindgren and Nina Græger, “The Challenges and Dynamics of Alliance Policies: Norway, NATO and the High North,” *Global Allies: Comparing US Allies in the 21st Century*, July 2017.

図 1 ロシアから見た北極と他沿岸国



(出所) Google Earth を基に筆者作成¹⁵

1 北極に対するロシア戦略の変遷 ～対 NATO の観点から～

2008 年 9 月、ロシアは「2020 年までの北極におけるロシア連邦の国家政策の基本 (以下、「北極政策の基本」)」を策定し、北極に対する政策指針を初めて示した¹⁶。

本節では、この北極政策の基本から 2018 年までを対象期間とし、北極に対するロシア戦略の変遷を対 NATO という観点から導出する。手順としては、ロシア戦略文書上の文言等から変化点を抽出し、それぞれの戦略的事態を独自に定義する。なお事態の定義にあたっては表 1 に示す、ロシア

¹⁵ 海氷は 2020 年 9 月の観測値に基づいて描画した、jaxa.jp/press/2020/09/20200923-2_j.html (Accessed on June 2, 2020)。

¹⁶ Дмитрий А. Медведев, “Основы государственной политики Российской Федерации в Арктике на период до 2020 года и дальнейшую перспективу,” March 27, 2009, rg.ru/2009/03/30/arktika-osnovy-dok.html (Accessed on June 2, 2020)。

の戦略文書たる軍事ドクトリンで規定される「軍事的安全保障」、「軍事的危険」、「軍事的脅威」及び「軍事紛争」を指標として用いることとする。

表 1 指標として用いるロシア戦略用語の位置づけ

| | 用語 | 文書上の規定内容 |
|--|--|-----------------------------|
| | 軍事紛争 (военный конфликт) | 敵対する主体との問題を軍事力により解決する状態。 |
| | 軍事的脅威 (военная угроза) | 敵対する主体間で軍事紛争が生起する可能性がある状態。 |
| | 軍事的危険 (военная опасность) | 特定の条件下で軍事的脅威に発展する可能性がある状態。 |
| | 軍事的安全保障 (военная безопасность) | 軍事的脅威が存在せず、国家の利益が保護されている状態。 |

(出所) 軍事ドクトリン¹⁷を基に筆者作成

(1) 競争期 (2008 年 9 月～2012 年 5 月)

競争期とは、北極沿岸国との資源争いが生起しているものの、軍事的安全保障下にあつて、ロシアが安定を認識していた事態と定義する。

2009 年 5 月、メドヴェージェフ (Dmitrii Medvedev) 大統領は「2020 年までのロシア連邦国家安全保障戦略 (以下、「2009 年安保戦略」)」を承認した。ここでは北極国境付近での資源を巡る他沿岸国との競争が軍事の問題に発展する可能性を指摘し、北極の国境管理を強化する旨が明記されている¹⁸。なお国境管理の強化に関しては、国防費から新たな予算は投入されておらず、既存兵力による国境警備態勢の強化を意図したものと理解される¹⁹。またラブロフ (Sergey Lavrov) 外相も北極を紛争地域とは見なしていないと述べており²⁰、2009 年時点では、ロシアは北極において資源争いに備えた、限定的な国境警備に主眼を置いていたと考えられる。

¹⁷ 各用語は 1 章 6 節で規定され、軍事的安全保障は a 項、軍事的危険は b 項、軍事的脅威は v 項、軍事紛争は r 項参照。なお当概念は改訂されることなく、現在まで継承されている。Дмитрий А.Медведев, “Военная доктрина Российской Федерации,” February 5, 2010, kremlin.ru/supplement/461. (Accessed on June 2, 2020).

¹⁸ Дмитрий А.Медведев, “Стратегия национальной безопасности Российской Федерации до 2020 года,” May 13, 2009, kremlin.ru/ supplement/424 (Accessed on June 2, 2020), 2 章 11、12 及び 42 節参照。

¹⁹ 岡田美保「ロシアの北極政策—日本への含意—」『国際安全保障』第 42 巻第 1 号、2014 年 6 月、40-42 頁。

²⁰ 北極評議会外相会合での発言であり、RIA Novosti, April 29, 2009. を参照。

その後 2010 年 2 月、ロシアは 10 年ぶりに軍事ドクトリンを改訂 (以下、「2010 年軍事ドクトリン」) し、「軍事的危険」として NATO 拡大によるロシア国境付近への軍事インフラの接近を、「軍事的脅威」には国家関係の急激な悪化などを挙げた²¹。この 2010 年軍事ドクトリンは北極に直接言及はしていないものの、改訂のわずか 2 か月後にロシア軍が北極点への降下訓練を敢行する²²など、2009 年時点からはロシアの北極における軍事力の意義が異なってきたように見受けられる。

この変化をもたらしたロシアの認識は、以降の戦略文書などに表れている。2010 年 12 月に策定された「2030 年までのロシア連邦の海洋活動の発展戦略 (以下、「海洋発展戦略」)」では、ロシアは海洋主権に対する侵害の存在を指摘した上で、長期的な海軍力の強化と作戦能力の向上を目指している²³。また 2011 年 7 月にセルジュコフ (Anatolii Serdyukov) 国防相は、ノルウェーなどの北極沿岸国が軍事力強化を進める現状に対抗するため、北極へ新旅団を駐留させると発表した²⁴。そして 2012 年 5 月、プーチン (Vladimir Putin) 大統領は「軍及び国防産業の近代化に関する大統領令 (以下、「軍の近代化に関する大統領令」)」により、北極におけるロシアの戦略的利益を擁護するため、海軍力を増強させるよう指示している²⁵。

2012 年 5 月まで、ロシアの北極戦略は国境管理を主眼としていたが、北極沿岸国との資源競争が激化したとの認識に至り、軍の近代化に関する大統領令をもって、軍事力強化の段階へ移行したのである。

(2) 対立期 (2012 年 5 月～2015 年 7 月)

対立期とは北極沿岸国との競争が NATO との対立に発展し、北極における緊張が軍事的危険にまで高まったと、ロシアが認識した事態と定義する。

²¹ Медведев, “Военная доктрина 2010.” 2 章 8 節及び 10 節参照。

²² Долюс приращения, “Кэзнно обрушилс на планы России сбросить в Арктике военно-воздушный десант,” July 4, 2010, inosmi.ru/amp/usa/20100407/159082190.html (Accessed on June 10, 2020).

²³ Владимир В. Путин, “Стратегия развития морской деятельности Российской Федерации до 2030 года,” December 8, 2010, rg.ru/2010/12/21/mordeyatelnost-site-dok.html. (Accessed on June 10, 2020), 1 章及び 2 章参照。

²⁴ Mia Bennett, “Russia, Like Other Arctic States, Solidifies Northern Military Presence,” *Foreign Policy Association*, July 4, 2011.

²⁵ Владимир В. Путин, “О реализации планов (программ) строительства и развития Вооруженных Сил Российской Федерации, других войск, воинских формирований и органов и модернизации оборонно-промышленного комплекса,” May 7, 2012, rg.ru/2012/05/09/vpk-dok.html (Accessed on June 2, 2020).

2012 年 9 月、北方艦隊が北極海の北東航路上に位置するカラ海において大規模な戦闘訓練を行う²⁶など、軍の近代化に関する大統領令以降、ロシアは北極での軍事的プレゼンスを強化している。

その後 2013 年 2 月、ロシアは「2020 年までのロシア連邦北極圏の発展と国家安全保障に関する戦略 (以下、「北極発展戦略」)」を策定し、北極における軍事的危険や軍事的脅威に対する十分な戦闘・動員確保などを課題として明記した²⁷。北極発展戦略に基づくロシアの見解は公式発言にも表れており、2013 年 12 月、プーチン大統領は北極のインフラと部隊整備を特に重視するように指示を下している²⁸。そしてこれを受けて、西部 (欧州)、南部 (コーカサス、中央アジア) 及び東部 (極東) に引き続く第 4 の戦略正面として、北極に北部統合司令部が設置された²⁹。

ロシアには旧ソ連地域などを自らの縄張りである「影響圏」ととらえ、その離脱や不安定化に対して過剰に反応する傾向が強く、昨今のクリミアやウクライナにおけるロシアの動向はまさにこの証左といえる³⁰。そして新たな戦略正面及びその司令部の設置から鑑みるに、ロシアは北極を重要かつ妥協の余地のない「洋上影響圏」と見なしていると考えられる³¹。

また 2014 年 12 月、ロシアは 2010 年軍事ドクトリンを改訂 (以下、「2014 年軍事ドクトリン」) し、軍の基本任務に北極における国益の確保を追加した。また NATO を引き続き軍事的危険に位置付けつつも、軍事的ポテンシャルの強化など、その動向に関する記載を新たに加えている³²。北極発展戦略とその後のロシアの動向から鑑みるに、この 2014 年軍事ドクトリンにお

²⁶ ドミトリー・リフトキン「北氷洋への熱い視線」RUSSIA BEYOND、2013 年 9 月 17 日、jp.rbth.com/science/2013/09/17/45145 (2020 年 6 月 14 日アクセス)。

²⁷ Владимир В.Путин, “Стратегия развития Арктической зоны Российской Федерации и обеспечения национальной безопасности на период до 2020 года,” February 20, 2013, egalacts.ru/doc/strategija-razvitiija-arkticheskoi-zony-rossiiskoi-federatsii-i/ (Accessed on June 2, 2020), 3 章 18 節参照。

²⁸ Presidential Administration of Russia, “Expanded meeting of the Defense Ministry Board,” December 10, 2013, en.kremlin.ru/events/president/News/19816 (Accessed on June 10, 2020)。

²⁹ RIA Novosti, December 01, 2014。

³⁰ ロシアにとってバルト 3 国を除く旧ソ連地域は「地上影響圏」であり、特にウクライナは最重要の存在と位置付けている。兵頭慎治「ロシアの影響圏的発想と北極・極東地域」『ロシア極東・シベリア地域開発と日本の経済安全保障』日本国際問題研究所、2021 年 6 月、31 頁を参照。

³¹ 兵頭「ロシアの影響圏的発想と北極・極東地域」36-38 頁。

³² Владимир В.Путин, “Военная доктрина Российской Федерации,” December 30, 2014, rg.ru/2014/12/30/doktrina-dok.html (Accessed on June 10, 2020)。2 章 32 節及び 2 章 12 節 a 項参照。

ける、軍事的危険としての NATO の動向は、北極をも含んだ認識と考えられる³³。

さらに 2015 年 7 月には、ロシア連邦海洋ドクトリンが改訂(以下、「2015 年海洋ドクトリン」)され、北極における地域の方針として、戦略的な安定性確保のため、北方艦隊の強化などが掲げられた³⁴。なおロゴジン(Dmitry Rogozin) 副首相は、2015 年海洋ドクトリンは NATO の戦略的活発化に対抗するため、北極を重視して策定したのものであると説明した³⁵。ロシアは、北極における NATO をさらに強く意識するようになったといえよう。

2015 年 7 月まで、ロシアは軍事的危険たる NATO との対立を展開した。そしてロシアは NATO が北極の戦略的安定を損なうと認識し、2015 年海洋ドクトリンで軍事的措置を含む方針を示すに至った。ロシアの対 NATO 北極戦略は、軍事的危険からさらに烈度を増した段階へ移行したのである。

(3) 対峙期 (2015 年 7 月～(2018 年))

対峙期とは、NATO との対立が軍事的脅威に相応するまで深化し、ロシアが軍事紛争へ発展する可能性を認識した事態と定義する。

ロシアは 2015 年 12 月に国家安全保障戦略を改訂(以下、「2015 年安保戦略」)し、NATO 加盟国による軍事的活動の活発化や国境への軍事的インフラの接近を国家安全保障上の脅威に挙げた³⁶。当記述は北極に対する NATO のプレゼンス強化を含むものと考えられ、2016 年 11 月に承認された「ロシア連邦の対外政策概念(以下、「対外政策概念」)」では、NATO と加盟国による封じ込めに危機感を示し、北極に軍事的対立を持ち込む動向

³³ 3 章 18 節 6 項で記される北極における脅威が、2014 年軍事ドクトリンで言及する NATO の動向と合致している。プーチン, “Стратегия развития Арктической” を参照。

³⁴ Владимир В.Путин, “Морская доктрина Российской Федерации,” July 26, 2015, docs. cntd.ru/document/555631869 (Accessed on June 8, 2020). 3 章 59-61 節参照。

³⁵ 一般財団法人ラヂオプレス『ロシア月報』第 885 号、2017 年 3 月、125 頁。

³⁶ Владимир В.Путин, “Стратегия национальной безопасности Российской Федерации,” December 31, 2015, kremlin.ru/acts/bank/40391 (Accessed on June 8, 2020), 2 章 15 節参照。

を非難している³⁷。そしてロシアは北極海に点在する自国領島嶼に軍事拠点
を構築する³⁸など、さらなる軍事的プレゼンスの強化を図っている。

2018 年時点でロシアは引き続き NATO を軍事的危険に位置づけている
が、戦略文書の規定上、もはやその動向は軍事的脅威に相応しており³⁹、メ
ドヴェージェフ首相も「ロシアに対する NATO 軍事力の指向は絶対的脅威
である」と発言した⁴⁰。ロシアの対 NATO 北極戦略は緊張を高めながら、
軍事紛争へ発展する危険性をはらんでいるのである。

表 2 ロシアの対 NATO 北極戦略の変遷過程

| 期 間 | 2008年9月～2012年5月 | 2012年5月～2015年7月 | 2015年7月～(2018年) |
|-------------------|--|--|---|
| 事 態 | 競 争 | 対 立 | 対 峙 |
| 指 標 | 軍事的安全保障 | 軍事的危険 | 軍事的脅威 |
| 主 な 戦 略 文 書 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 北極政策の基本 ■ 2009年安保戦略 ■ 2010年軍事ドクトリン ■ 海洋発展戦略 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 軍の近代化に関する 大統領令 ■ 北極発展戦略 ■ 2014年軍事ドクトリン | <ul style="list-style-type: none"> ■ 2015年海洋ドクトリン ■ 2015年安保戦略 ■ 対外政策概念 |

(出所) ロシアの戦略文書を基に筆者作成

2 ロシアの対 NATO 北極戦略の変遷に関する要因分析

(1) ノルウェーという影響因子の導出

北極をめぐるロシアの対 NATO 戦略は、競争、対立そして対峙へとエ
スカレーションを遂げている。この要因分析を行うにあたり、ロシアの対
NATO 認識を変化させた影響因子を導出する必要がある。この観点から、

³⁷ Владимир В.Путин, “Концепция внешней политики Российской Федерации,” January 12, 2016, www.mid.ru/foreign_policy/official_documents/-/asset_publisher/CptlCk6BZ29/content/id/2542248 (Accessed on June 8, 2020), 4 章 61 節及び 76 節参照。

³⁸ ノヴァヤゼムリャ列島、フランツヨシフ諸島、セヴェルナヤ・ゼムリャ諸島、ニューシベリア島及びウラングリ島に基地、飛行場、防空レーダー施設などの軍事施設が建設されている。Tatyana Ruskova, “Russian military strengthen their presence in the Arctic,” November 6, 2015, www.rbth.com/multimedia/infographics/201511/06/russian-military-strengthen-their-presence-in-the-arctic_537821 (Accessed on June 2, 2020)。

³⁹ 軍事的脅威として定義される、「軍事的及び政治的情勢の先鋭化」に該当すると考えられる。Путин, “Военная доктрина 2014”, 2 章 14 節 a 項を参照。

⁴⁰ 一般財団法人ラヂオプレス『ロシア月報』第 902 号、2018 年 8 月、55 頁。

ロシアでは北極加盟国の中でも特に、ノルウェーが NATO への大いなるロビー活動を展開しているとの見方が強い⁴¹。ロシアが「NATO を北極へ引き込むことで、既存の平和、安定、協力が損なわれている」などと、ノルウェーを度々名指しで批判している⁴²ことはまさにその表れといえる。実際にノルウェーは、国防費対 GDP 費の数値が NATO 加盟国中上位に位置するとともに、NATO の演習と任務への参加率も高い。また、加盟国政府の戦略文書に対するキーワード分析では、「ロシア」の頻出度がバルト 3 国に並ぶほど多い⁴³。ここからノルウェーは、北極加盟国の中でも特にロシアへの強い脅威認識を持つとともに、これに対する NATO の役割を重視しているといえる。そしてこれをロシアから見れば、ノルウェーが NATO の脅威を北極へもたらしていると映るのである。

そこで本節では、ノルウェーをロシアの対 NATO 認識を変化させた影響因子と位置付け、このノルウェーがもたらす NATO の動向に着目して、各エスカレーションにおける要因分析を行う。

(2) 競争～対立へのエスカレーション要因

ア ノルウェーが引き出す NATO の関与

ノルウェーの安全保障政策はロシアを強く意識している。2006 年に策定された High North 戦略では、軍事力による危機対応能力の向上を目指す一方で、隣国ロシアとの幅広い協力の推進を志向している⁴⁴。2010 年 4 月、スヴァールバル諸島とノヴァヤゼムリヤ島の国境画定により、長年未解決であった、バレンツ海と北極海の海上境界線に関する協定に至ったことはまさにその結実といえる。調印に際してストルテンベルグ(Jens Stoltenberg)首相は、ロシアとの協力から北極の安全を強化し、沿岸国としての役割と責任を積極的に果たしていくと述べている⁴⁵。

⁴¹ Конышев В.Н and Сергунин А.А, “Арктика в международной политике: сотрудничество или соперничество?” *М-РИСИ*, 2011, p.93.

⁴² Danilov, “Russia Warns Against Pulling NATO into the Arctic.”

⁴³ 2014 年から 2018 年における加盟国の各データが集計処理して示されている。ノルウェーは対象 22 か国の統計データ上、国防費対 GDP 費は 7 位、演習参加率は 10 位そして任務参加率は 2 位である。広瀬佳一、清水隆「NATO 加盟国の負担共有問題—ポスト・クリミア期における同盟の課題」『戦略研究』第 25 号、2019 年、116-119 頁を参照。

⁴⁴ Norwegian Ministry of Foreign Affairs, “The Norwegian Government’s High North Strategy,” December 1, 2006, www.regjeringen.no/globalassets/upload/ud/vedlegg/trategin.pdf (Accessed on September 22, 2020).

⁴⁵ Norwegian Ministry of Foreign Affairs, “The agreement on delimitation and cooperation in the Barents Sea and Arctic Ocean signed,” September 9, 2010,

一方、2007 年の対外政策指針ではロシアへの脅威認識を示すとともに、NATO が防衛政策の礎石であると明記している⁴⁶。これを援護するように、2009 年 1 月、スヘッフエル (Jaap de Hoop Scheffer) NATO 事務総長が冷戦後初めて北極への関与を示唆した⁴⁷が、この背景にノルウェーの強い働きかけがあったことが、他ならぬスヘッフエルによって語られている⁴⁸。

また NATO はジョージア紛争後、加盟国から安心供与を迫られ、2010 年 11 月に新たな戦略概念 (以下、「2010 年戦略概念」) を採択し、集団防衛、危機管理及び協調的安全保障を中核的任務として掲げた⁴⁹。冷戦後 NATO が集団防衛を強調したのは初めてのことであり⁵⁰、この本来任務への回帰に関しても、NATO に対して北極におけるロシアの脅威を政治問題化するという、ノルウェーの努力が一つの契機となっている⁵¹。

さらにノルウェーは 2006 年以来、軍事演習“Cold Response: CR”を主催し、NATO 加盟国等とのパートナーシップ形成に努めている⁵²。NATO は 2014 年まで、北極に対して主体的かつ具体的な行動を起こしていない。しかしノルウェーによる CR を通じた加盟国の協同は、北極に NATO の存在感を顕示することにつながっており⁵³、結果としてノルウェーは NATO の関与を引き出すことに成功していたといえよう。

regjeringen.no/no/documentarkiv/stoltenberg-il/smk/Nyheter-og-pressemedlinger/2010/avtalen/id614254 (Accessed on September 21, 2020).

⁴⁶ Office of the Norwegian Prime Minister, “The Soria Moria declaration on international policy,” February 2, 2007.

⁴⁷ NATO HQ, “Speech by NATO Secretary General Jaap de Hoop Scheffer on security prospects in the High North,” January 29, 2009, www.nato.int/cps/en/natohq/opinions_50077.htm (Accessed on August 10, 2020).

⁴⁸ NATO HQ, “Joint press point: with NATO secretary General Jaap de Hoop Scheffer and the Prime Minister of Iceland Geir H. Haarde,” March 13, 2008, www.nato.int/docu/speech/2008/s080226a.html (Accessed on September 21, 2020).

⁴⁹ NATO HQ, “NATO Strategic Concept 2010,” November 19, 2010, www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf_publications/20120214_strategic-concept-2010-eng.pdf (Accessed on August 13, 2020).

⁵⁰ 鶴岡路人「国際安全保障環境の変化と 2010 年戦略概念」広瀬佳一、吉崎知典編著『冷戦後の NATO—ハイブリッド同盟への挑戦—』ミネルヴァ書房、2012 年、181 頁。

⁵¹ Paal Hilde and Helene Widerberg, “Norway and NATO: The art of Balancing,” *German and Norwegian Perspectives on Euro-Atlantic Security*, Frankfurt am main: Peter Lang, 2014, pp.199-218.

⁵² Siemon T. Wezeman, “Military capabilities in the Arctic,” *SIPRI Background paper*, March 2012, p.7.

⁵³ Page Wilson, “Between A Rock and a Cold Place? NATO and the Arctic,” January 15, 2014, www.atlanticcouncil.org/blogs/natosource/between-a-rock-and-a-cold-place-nato-and-the-arctic/ (Accessed on December 20, 2020).

イ ロシアの評価：ノルウェーによって拡大される NATO の意図

ロシア国際経済組織部門長のホロドコフ (Vyacheslav Kholodkov) は、スヘップェル発言は NATO が北極における戦略的利益を公然と宣言し、ロシアを脅威と位置づけた上で、北極に軍事的対立を持ち込む動きであると指摘した⁵⁴。またロシア国際問題評議会 (Russian International Affairs Council: RIAC⁵⁵) のシャパロフ (Alexander Shaparov) も、2010 年戦略概念が明記する「同盟として直面するエネルギーと輸送セキュリティ上の課題⁵⁶」は、NATO の北極関与を示唆するものと分析している⁵⁷。さらに NATO が 2010 年戦略概念で新たに掲げた協調的安全保障とは、同盟のドアを開放し続けることを意味し、非敵対的な安全保障を実現するという従来の概念とは似て非なるものといえる⁵⁸。ロシアからすればスヘップェル発言への評価も相俟って、NATO 拡大が北極にも指向されるという、脅威認識へと直結する。

さらに、ロシアは早期から CR に深い懸念を表明している。ラブロフ外相は資源競争を紛争へ転化しかねない演習がノルウェー海域で行われていると発言する⁵⁹とともに、ロシアを明らかに仮想敵としていると NATO を非難した⁶⁰。これに対し NATO は、同演習は司令部所掌ではないとの声明を発表している⁶¹。確かに軍事演習には NATO 司令部が主催する演習と、加盟国主催に NATO が加わる演習が存在する⁶²ものの、北極への関与示唆も相俟って、ロシアは他ならぬ NATO 主体演習と判断していたのである。

ロシアはノルウェーによって拡大される NATO の意図を脅威と認識しており、これが対立へのエスカレーションをもたらしたと考えられる。

⁵⁴ В.М. Холодков, “НАТО и Арктика,” January 7, 2012, riss.ru/article/10837 (Accessed on September 22, 2020).

⁵⁵ 2011 年大統領令で設立されたシンクタンクであり、幹部の多くはロシア政府関係者である。russiancouncil.ru/about/ (Accessed on August 10, 2020).

⁵⁶ NATO HQ, “NATO Strategic Concept 2010,” 第 13 項。

⁵⁷ Александр Шапаров, “НАТО и новая повестка дня в Арктике,” September 24, 2013, russiancouncil.ru/analytiks-and-comments/analytiks/nato-i-novaya-povestka-dnya-v-arktike?sphrase_id=89934942 (Accessed on July 10, 2020).

⁵⁸ 小林正英「パートナーシップ」『冷戦後の NATO』ミネルヴァ書房、2012 年 213 頁。

⁵⁹ Михаил Ё-Зыгарь, “Северный полюс превращается в горячую точку,” March 27, 2009, www.kommersant.ru/doc/1144847 (Accessed on June 30, 2020).

⁶⁰ 非民主主義的な大国が民主的な小国内の地下資源に対する権利を宣言するが、NATO 介入により勝利するというシナリオであった。岡田「ロシアの北極政策—日本への含意—」、39 頁を参照。

⁶¹ Зыгарь, “Северный полюс превращается в горячую точку.”

⁶² Supreme Headquarters Allied Powers Europe, “Exercises & Training,” shape.nato.int/exercises (Accessed on July 10, 2020).

(3) 対立～対峙へのエスカレーション要因

ア ノルウェーが支える NATO の機能

2014 年 11 月、ノルウェーは新たな北極政策を策定し、対ロシアを含む北極での幅広い国際協力の必要性を述べる傍ら、ノルウェー北部における軍事的プレゼンスの増強を通じて、NATO との同盟強化を目指している⁶³。他方、ソーライデ (Ine Marie Eriksen Soride) 国防相は 2014 年のウクライナ危機を踏まえ、「NATO は北極加盟国を守るために、より注意を払う必要がある」と発言し、さらなる安心供与を求めつつ NATO への不満を表明した⁶⁴。こうしたノルウェーをはじめとする加盟国の不満に対し、NATO は 2014 年 9 月、「即応行動計画 (Readiness Action Plan: RAP)」を発表し、集団防衛機能の強化を図った。RAP は危機や脅威に迅速に対処する適応措置と、防衛態勢の強化により加盟国の安全を確保する保証措置で構成されており⁶⁵、まさしく対ロシアを念頭に置いたものとなっている。

そして NATO は 2016 年 7 月、北極におけるロシアの戦略的影響力に対応するという方針を示し⁶⁶、北極への RAP 適用に踏み切った。具体的には適応措置としノルウェーが主催する CR を通じて脅威対処能力を加盟国に顕示し⁶⁷、保証措置としては 2018 年、NATO 司令部主催による、冷戦後最大規模の演習“Trident Juncture: TJ”を実施した⁶⁸。軍事演習は同盟結束と相互運用性の高さを示し、加盟国へ脅威に対する抑止力を提供しうる手段といえる⁶⁹。なお TJ2018 はノルウェーが NATO に司令部主催の演習を提

⁶³ Norwegian Ministry of Foreign Affairs, “Norway’s arctic policy,” November 2014, www.regjeringen.no/globalassets/Departementene/ud//vedlegg/nord/nordkloden_en.pdf (Accessed on June 30, 2020).

⁶⁴ Gwladys Fouche, “Wary of Russia, Norway urges NATO vigilance in Arctic,” May 20, 2014, mobile.reuters.com/article/amp/idUSBREA4J0HE20140520 (Accessed on August 25, 2020).

⁶⁵ NATO HQ, “NATO’s Readiness Action Plan,” July 2016, www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2016_07/20160627_1607-factsheet-rap-en.pdf (Accessed on July 10, 2020).

⁶⁶ NATO HQ, “Warsaw Summit Communique,” July 9, 2016, www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_133169.htm (Accessed on June 30, 2020).

⁶⁷ CR2016 はまさに NRF 強化が実践された場であり、演習終了に際して NATO は、「集団防衛能力の強化に資するものであった」と報道した。NATO HQ,

“Exercise cold response 2016 wrap up in Norway”, shape.nato.int/2016/exercise-cold-response-2016-wraps-up-in-norway (Accessed on June 30, 2020).

⁶⁸ Vasco Cotovio and Frederik Pleitgen, “NATO back on the hunt for Russian submarines in the Arctic,” *CNN World*, November 1, 2018.

⁶⁹ 広瀬佳一「国際環境の変化と NATO の戦略・防衛態勢—「適応」と「保証」をめぐる課題—」『戦略研究』第 22 号、2018 年、9 頁。

言し、ホスト国を買って出たことから実現に至っている⁷⁰。ここから、北極に対する NATO の RAP はノルウェーによって支えられているといっても過言ではない。

さらにノルウェーは 2014 年 3 月、約 130 億円を投じて NATO 受入態勢向上のため国内に新たなふ頭を建設し⁷¹、北極における NATO の軍事力発揮基盤を強化した。これは、ノルウェーが冷戦期から NATO 軍の基地設置を拒否することでロシア (ソ連) に配慮し、地域の軍事的危機を下げることで安全保障を追求してきた⁷²という歴史的経緯を鑑みると、特筆すべき動向といえる。さらに 2017 年 4 月には北極戦略を改訂し、ロシアの北極における軍事活動の増加を指摘しつつ、この脅威に対する NATO の協力は必要不可欠であると明記した⁷³。他方で、ノルウェーは国防の強化と地域共通の問題解決を主な目的として、北欧防衛協力 (Nordic Defence Cooperation: NORDEFECO⁷⁴) を主導的に組織した。そして NORDEFECO を通じて、NATO 加盟国とスウェーデン、フィンランドといった非加盟国との結束も図っている⁷⁵。

イ ロシアの評価：ノルウェーによって増幅される NATO の能力

NATO の動向は、ロシアの戦略文書に如実に反映されている。例えば RAP は 2014 年軍事ドクトリンにおける「軍事的ポテンシャルの強化⁷⁶」、2015 年安保戦略における「NATO 加盟国軍の軍事活動の活発化⁷⁷」または 2016 年対外政策概念における「北極へ軍事対立を持ち込む行為⁷⁸」に、それぞれ該当すると考えられる。またプーチン大統領が「ロシア国境付近での NATO

⁷⁰ Norwegian Armed Forces, “Facts and information-Exercise Trident Juncture 2018,” October 29, 2018, forsvarent.no/en/ForsvaretDocuments/Facts-English.pdf (Accessed on October 30, 2020).

⁷¹ Julian E. Banes 「北極海下の冷戦」『The Wall Street Journal 日本版』2014 年 3 月 26 日。

⁷² 大島美穂「ノルウェー内外の変容の中での独自路線の模索－津田由美子、吉武信彦共編著『世界政治叢書－北欧・南欧・ベネルクス－』ミネルヴァ書房、2011 年、64-65 頁。

⁷³ Norwegian Ministry of Foreign Affairs, “Norway’s Arctic Strategy,” April 21, 2017, www.regjeringen.no/en/dokumenter/arctic-strategy/id2550081 (Accessed on October 15, 2020).

⁷⁴ ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド及びスウェーデンの 5 か国で構成される、www.nordefco.org/the-basics-about-nordefco (Accessed on November 5, 2020)。

⁷⁵ ファマン・ミハエル「欧州の北極圏戦略－アイスランドとノルウェーの EU 加盟可能性も視野に入れて－」『上智ヨーロッパ研究』第 2 号、2010 年、120 頁。

⁷⁶ Путин, “Военная доктрина 2014,” 2 章 12 節 a 項を参照。

⁷⁷ Путин, “Стратегия национальной безопасности 2015.” 2 章 15 節参照。

⁷⁸ “Концепция внешней политики,” 4 章 76 節参照。

軍事演習や軍事インフラの接近は明らかな脅威である⁷⁹⁾と発言するなど、ロシアは NATO への強い危機感を露わにしている。

また 2016 年 8 月、オスロのロシア大使館が「ノルウェーは北極に NATO を引き込み、北欧を不安定化している⁸⁰⁾と警告するなど、ロシアの目にはノルウェーが北極における NATO の脅威を増幅しているように映っている。さらにロシアにとって、NORDEFCO は「ミニ NATO」に他ならず⁸¹⁾、NATO と NORDEFCO がつながる可能性を警戒し、ノルウェーによる NATO 加盟国と非加盟国を結びつける行動を、北極における NATO の能力強化と拡大を企図するものと捉えている⁸²⁾。NATO 拡大はロシアにとって戦略的縦深の喪失に他ならず⁸³⁾、戦略正面として重視するようになった北極への拡大に対し、ロシアはさらに危機感を募らせることになる。

ロシアはノルウェーによって増幅される NATO の能力に強い危機感を示しており、これが対峙へのエスカレーションを招いたといえよう。

3 ノルウェーを介した、北極におけるロシアと NATO 間関係

これまでの分析を通じて、ロシアの対 NATO 北極戦略におけるエスカレーションは、ノルウェーを介した、NATO の意図と能力によってもたらされているという因果関係を明らかにした。そこで本節ではロシアと NATO にノルウェーが介在することにより、どのような作用がもたらされているのかという観点から、北極における 3 者間関係について分析する。

(1) ロシアと NATO が志向する、協調と対立の均衡

ロシアの北極政策を専門とするブキャナン (Erizabeth Buchanan) は、ロシアは北極における国益確保に向けた活動を推進する傍ら地域協力を重

⁷⁹⁾ 『ロシア月報』第 902 号、61 頁。

⁸⁰⁾ Jackie Northam, "In A Remote Arctic Outpost, Norway Keeps Watch On Russia's Military Buildup," November 3, 2019, www.npr.org/2019/11/03/775155057/in-a-remote-arctic-outpost-norway-keeps-watch-on-russias-military-buildup (Accessed on August 17, 2020).

⁸¹⁾ Alexander Shaparov, "NATO and a New Agenda for the Arctic," September 24, 2013, rusiancouncil.ru/en/amp/analytics-and-comments/analytics/nato-and-a-new-agenda-for-the-arctic/ (Accessed on November 5, 2020).

⁸²⁾ Рик Розофф, "Военный альянс НАТО в Арктике," January 1, 2011, inosmi.ru/amp/world/20110124/165922113.html (Accessed on October 15, 2020).

⁸³⁾ 小泉悠「ロシアの軍事戦略における中・東欧—NATO 東方拡大とウクライナ危機のインパクト—」『国際安全保障』第 48 巻第 3 号、2020 年 12 月、54 頁。

視しており、紛争を望んではいないと指摘する⁸⁴。確かにロシアは、北極政策の基本で北極諸国との良好な関係を戦略的優先事項に挙げたほか⁸⁵、2015 年海洋ドクトリンでは、北極諸国との地域の安定的発展に資する協力を方針として掲げた⁸⁶。また NATO に対しても、2015 年安保戦略で、北極における対等性を前提とした関係発展に前向きな姿勢を示している⁸⁷。

ロシアは北極の問題に関しては、国連海洋法条約に基づく解決を図るほか、国家間で各種協力を推進するという、AC のイルリサット宣言⁸⁸を重視している。ここには、北極沿岸国で運営される狭いサークルを維持し、NATO が何らかの役割を担う事態を避けたいという、ロシアの企図が含まれている⁸⁹。いわばロシアは、北極における主体的な国際秩序の形成を通じて、沿岸国とその背景に控える NATO への牽制を目指しているのである。ケナン研究所のクロッソン (Stacy Closson) は、これをロシアによる、北極での協調と対立の均衡と称した⁹⁰。

なおロシアは戦略文書上、引き続き NATO を軍事的危険から軍事的脅威へ格上げしていない。これはロシアが NATO へ不満を表明することとどめ、軍事的脅威として対応することを回避しているためとされる⁹¹。いわば、ロシアは協調と対立の均衡を図り、北極における NATO との緊張を低レベルに抑えたいのである。

一方、NATO もまたロシアとの協調を追求している。NATO-ロシア理事会はその代表的な機関であり⁹²、さらに 2010 年からはロシアと北極にお

⁸⁴ Elizabeth Buchanan, “Russia and China in the Arctic: assumptions and realities,” September 25, 2020, www.aspistrategist.org.au/russia-and-china-in-the-arctic-assumptions-and-realities (Accessed on October 28, 2020).

⁸⁵ “Основы государственной политики Российской Федерации в Арктике,” 1 章 4 節 6 項及び 3 章 6 節 e 項参照。

⁸⁶ Путин, “Морская доктрина,” 3 章 60 節 d 項参照。

⁸⁷ Путин, “Стратегия национальной безопасности 2015,” 4 章 107 節参照。

⁸⁸ Arctic ocean conference, “2008 Ilulissat Declaration,” May 28, 2008, cil.nus.edu.sg/wp-content/uploads/2017/07/2008-ilulissat-Declaration.pdf (Accessed on September 10, 2020).

⁸⁹ ドミトリー・トレーニン『ロシア新戦略—ユーラシアの大変動を読み解く—』河東哲夫ほか訳、作品社、2012 年、240-241 頁。

⁹⁰ Stacy Closson, “Russian Foreign Policy in the Arctic: Balancing Cooperation and Competition,” *Kennan Cable*, No. 24, January 2017.

⁹¹ Carolina V. Pallin and Fredrik Westerlund, “Russia’s Military Doctrine - Expected News,” *RUFUS Briefing*, No. 3, Swedish Defence Research Agency, February 2010, www.foi.se/upload/RUFUS/RUFUS_Briefing_feb_10.pdf (Accessed on October 25, 2020).

⁹² パートナーシップ醸成に資するための協議、協力及び合意形成のメカニズムである。NATO HQ, “NATO-Russia Council,” March 23, 2020, www.nato.int/cps/en/natohq/topics_50091.htm (Accessed on June 2, 2020).

ける協力と信頼を構築するためのワークショップを開催している⁹³。またストルテンベルグ NATO 事務総長は TJ2018 に際し、北極加盟国の保護を宣言しつつも、ロシアと対立する意思はないと明言した⁹⁴。さらに加盟国から北極への具体的戦略を望む声は小さくないものの、NATO は、ロシアに対して防衛 (Defense)、抑止 (Deterrence) 及び対話 (Dialogue) で構成される 3D の方針を打ち出すに留まっている⁹⁵。ここから NATO もまた協調と対立の均衡から、北極におけるロシアとの緊張抑制を目指しているといえよう。

(2) ノルウェーがもたらすセキュリティージレンマ

ロシアと NATO は、北極において協調と対立の均衡を目指している。しかし互いが行動の真意を確信できず、さらに緊張は高まりつつあり⁹⁶、両者間には食い違い、いわば撞着が生じているように見受けられる。ここで、我々は両者間の狭間にあるノルウェーの存在に着目する必要がある。

ノルウェーは、戦後から「大国の渦から身を守る」という現実主義と「大国の間を取り持ちたい」という理念から、大国間の架け橋にならんとする、“Bridge-Building”というイニシアティブを有している⁹⁷。そしてこれが、ロシアと NATO への双方向的な安全保障上の姿勢に結びついている。しかし今やノルウェーは、ロシアの脅威復活により北極が冷戦期へと回帰したとの認識にあり、これを新常態 (New Normal) と評している⁹⁸。そこでノルウェーは、北極における NATO の戦略的存在感を高めることで安全

⁹³ Scott Polar, “NATO and Russia to join in dialogue at icebreaker,” October 13, 2010, www.cam.ac.uk/research/news/nato-and-russia-to-join-in-dialogue-at-icebreaker (Accessed on October 26, 2020).

⁹⁴ Levon Sevunts, “NATO’s Arctic dilemma—Two visions of Arctic collide as NATO and Russia flex muscles-,” February 18, 2021, www.rcinet.ca/eye-on-the-arctic-special-reports/Norway-nato-trident-juncture-exercise-kirkenes-russia-military-defence-tensions (Accessed on March 10, 2020).

⁹⁵ Mathieu Boulegue, “NATO Needs a Strategy for Countering Russia in the Arctic and Black Sea,” July 2, 2018, www.chathamhouse.org/expert/Comment/nato-needs-strategy-countering-russia-arctic-and-black-sea?amp (Accessed on December 20, 2020).

⁹⁶ Christopher Woody, “Russian and NATO militaries are getting more active in the Arctic, but neither is sure about what the other is doing,” July 21, 2020, www.businessinsider.com/russia-nato-increasing-military-activity-in-the-arctic-2020-7?amp (Accessed on December 20, 2020).

⁹⁷ 竹澤由記子「戦後ノルウェーのセキュリティー・アイデンティティに関する一考察：NATO 加盟プロセス—1945 年から 1949 年までを中心に」『国際公共政策研究』第 19 巻第 2 号、2015 年 3 月、66、77 頁。

⁹⁸ Fridtjof nansen institute, “Tensions with Russia ‘the new normal’,” October 26, 2016, www.fn.i.no/news/tensions-with-russia-the-new-normal-article-1131-330.html (Accessed on December 7, 2020).

保障を追求しており⁹⁹、新常态における”Bridge-Building”は、NATO に大きく比重が傾けられている。

またノルウェーは NORDEFECO を通じて NATO との幅広い協力の価値を補完、追加することを目指し、北欧の非 NATO 加盟国との連携を強めている¹⁰⁰。特にノルウェーが NORDEFECO 内で担当した演習は、同機構における最も成功した活動と位置付けられ、他 NORDEFECO 加盟国からは有事における NATO との柔軟な連携に資するものであると評価された¹⁰¹。さらにノルウェーは 2018 年、NORDEFECO 議長国として北欧地域の全面防衛に関する相互運用性や抑止力を強化するという、より野心的な「北欧防衛協力ビジョン 2025」を取りまとめている¹⁰²。

ロシアと NATO 間にはノルウェーを介することによって、対立と協調の均衡に関する撞着が生じているといえよう。そしてこれがロシアに北欧における勢力均衡 (Nordic Balance) の崩壊を認識させ、NATO による被包囲網意識を強めさせる¹⁰³ことで、ロシアの北極における対 NATO 戦略にエスカレーションをもたらしている。またこれが NATO の目には、ロシアが北極に対して積極的に戦略的影響力を増大しているものとして映っている。いわばノルウェーがもたらす撞着が結果として、ロシアと NATO の間にセキュリティジレンマ¹⁰⁴を生じさせ、互いが望んでいないにも関わらず、両者間の緊張をさらに発展させるという構図を形成しているのである。

⁹⁹ Julie Wilhelmsen and Kristian Gjerde, “Norway and Russia in the Arctic: New Cold War Contamination?” *Arctic Review on Law and Politics*, Vol. 9, September, 2018, p. 387.

¹⁰⁰ Nordic Ministers of Defence, “Nordefco Annual Report 2018,” www.nordefco.org/Files/AnnualReport-NORDEFECO.digital_compressed.pdf (Accessed on November 30, 2020).

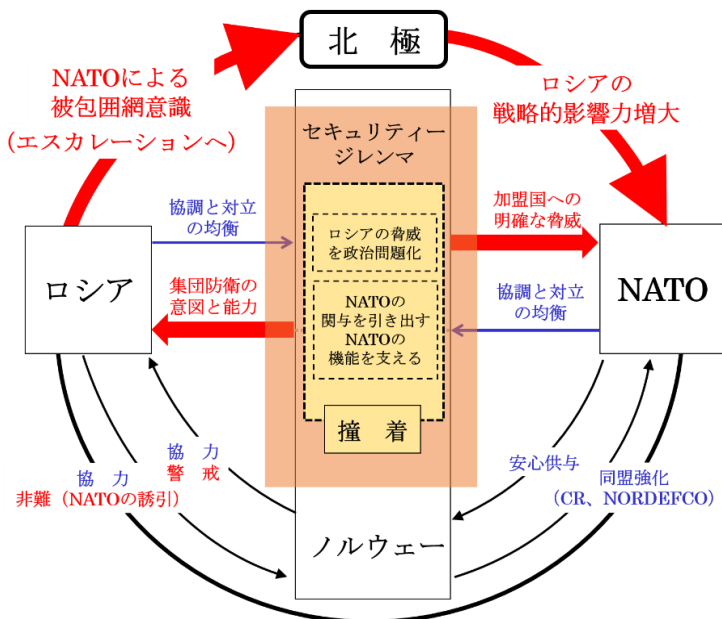
¹⁰¹ 特に TJ2018 がその一例である。なお NORDEFECO における協力活動に関しては、①武器 (COPA/ARMA)、②能力 (CAPA)、③人的資源・教育 (HRE)、④訓練・演習 (TEX) 及び⑤運用 (OPS) の 5 つの分野から構成されており、それぞれに 2 年周期で担当国を割り当てている。Pauli Järvenpää, “NORDEFECO: Love in a Cold Climate?” April 3, 2017, icds.ee/wp-content/uploads/2017/ICDS_Analysis-Paul_jarvenpaa-April_2017.pdf (Accessed on July 20, 2020).

¹⁰² Nordic Ministers of Defence, “Nordefco Annual Report 2018.”

¹⁰³ 小泉悠「北極圏の軍事化をめぐるパラドックス」川名晋史編『共振する国際政治学と地域研究』勁草書房、2019 年、101 頁。

¹⁰⁴ 安全を求める相手方の意図をめぐる不確実性とそこから来る不安が悪循環を生じさせるものと定義する。土山實男『安全保障の国際政治学—焦りと傲り—』有斐閣、2014 年、108-111 頁参照。

図 2 ノルウェーを介した、北極におけるロシアと NATO 間関係



(出所) 筆者作成

おわりに

2020年3月、ロシアは「2035年までの北極圏におけるロシア連邦の国家政策の基本」を策定し、他国の軍事的プレゼンスによる紛争の可能性に言及する一方、北極諸国との高レベルな協力を目指すとした¹⁰⁵。一方で、プーチン大統領は北極で強化される NATO の軍事的プレゼンスを批判するとともに、これに対する確固たる対応を宣言しており¹⁰⁶、2020年段階でロシアの対 NATO 北極戦略は引き続き対峙の段階にあったといえる。他方、ストルテンベルグ事務総長は北極におけるさらなる緊張の増大を回避する

¹⁰⁵ Владимир В.Путин, “Об Основах государственной политики Российской Федерации в Арктике на период до 2035 года,” March 5, 2020, www.garant.ru/products/ipo/prime/doc/73606526 (Accessed on January 4, 2020), 2章8節r項と3章16節参照。

¹⁰⁶ “Российские военные заявили о росте военной активности НАТО в Арктике,” *Коммерсант*, November 11, 2020, www.kommersant.ru/doc/4566982 (Accessed on January 4, 2020)。

ことと NATO が存在することの間にバランスを見つけていくと発言した¹⁰⁷。ロシアと NATO は北極で紛争の可能性が高まりつつあるとの認識の下、両者共に協調と対立の均衡を目指していたといえよう。しかし 2022 年 2 月から強行されているロシアによるウクライナ侵攻によって、ロシアと NATO の関係は危機的な段階に移行したと判断できる。そして日々深刻化するウクライナ情勢が北極での衝突へと波及する可能性が高いと分析する見方もあり¹⁰⁸、今後の北極におけるロシアと NATO 間関係の見通しは困難な状態に陥っている。

ノルウェーは 2018 年以降もロシアに対する危機感を強め、NATO との同盟を強化する方針を示す¹⁰⁹ほか、NORDEFCO を通じた北欧地域の平和と安定の維持に努めている¹¹⁰。なおウクライナ侵攻を受けて、NATO 加盟に向けた動きを加速化させているフィンランドとスウェーデンにとって、NORDEFCO はその大きな足掛かりとなると期待されている¹¹¹。また 2022 年 3 月から 4 月にかけて、ノルウェーは NATO 加盟国のみならず、非加盟国のフィンランドとスウェーデンも参加した、1980 年代以来史上最大規模の CR2022 を主導した¹¹²。さらにロシアのウクライナ侵攻に対しては大幅な外交政策の転換を図り、ウクライナに対する武器供与支援を決定するほ

¹⁰⁷ Paul Taylor, “Under the Ice in the Arctic, You Have Some of the Most Dangerous Weapons in the World,” September 9, 2020, www.highnorthnews.com/en/stoltenberg-under-ice-arctic-you-have-some-most-dangerous-weapons-world (Accessed on December 20, 2020).

¹⁰⁸ Peter B. Daninov, “Ukraine Tension between NATO and Russia may Affect the Arctic, Researchers Say,” January 11, 2022, www.highnorthnews.com/en/ukraine-tension-between-natoand-russia-may-affect-arctic-researchers-say (Accessed on April 26, 2022).

¹⁰⁹ Atle Staalesen, “Norway strengthens its Arctic military in new defense plan as security concerns grow in the region,” April 20, 2020, www.rcient.ca/eye-on-the-arctic/2020/04/20/Norway-strengthens-its-arctic-military-in-new-defense-plan-as-security-concerns-grow-in-the-region (Accessed on January 4, 2020).

¹¹⁰ Frank B. Jensen, “New steps towards a stronger Nordic Cooperation on Defense,” November 20, 2019, www.regjeringen.no/en/aktuelt/new-steps-for-a-stronger-nordic-cooperation-on-defense/id2677909/ (Accessed on November 5, 2020).

¹¹¹ Gerard O’Dwyer, “Finland and Sweden may take unhurried route to NATO membership,” March 5, 2022, www.defensenews.com/global/europe/2022/03/04/finland-and-sweden-may-take-unhurried-route-to-nato-membership/ (Accessed on March 11, 2022).

¹¹² 27 か国から 3 万人以上が参加した。ウクライナ侵攻後に NATO 加盟を検討することとなったフィンランドとスウェーデンが参加したという点で、NATO にとっては非常に象徴的な演習といえる。“NATO Arctic exercises get under way in Norway,” March 14, 2022, www.arctictoday.com/nato-arctic-exercises-get-under-way-in-norway/. (Accessed on March 24, 2022).

か¹¹³、ノルウェーはリトアニアの NATO 駐留軍にも部隊を派遣し¹¹⁴、同盟の結束に尽力している。以上のことから、本稿で明らかにした 3 者間の関係構造が受け継がれ、今後はさらにノルウェーがロシアと NATO 間にセキュリティジレンマをもたらし、軍事紛争に向けたロシアのエスカレーションを招く可能性¹¹⁵が考えられる。

本稿において試みた、一般的には客体として扱われるロシアの視点に立つこと及び地域小国と位置づけられるノルウェーを影響因子として見出すというアプローチは、ややもすると固着的になりがちな国際政治学に 1 つのインプリケーションを与える。すなわちロシアもまた NATO から確かな脅威を感じていることに加え、両者が共に衝突を望んでいないものの、ノルウェーという地域小国が緊張を高めているという関係が浮かび上がるのである。こうしたセキュリティジレンマが生じているという構造に立脚し、ウクライナ情勢をにらみながら、今後もノルウェーの動向と北極の安全保障に対する影響力を注視していく必要がある。

2021 年 5 月、ロシアは AC 議長国に就任し、自ら望んだ大国の役割を北極において担うこととなった。AC は安全保障問題を扱わないという制約を有するものの、ロシアと西側諸国間の対話を良好に保っている数少ない国際フォーラムの 1 つであり¹¹⁶、NATO にとっては、AC を通じたロシアとの対話が、北極の緊張緩和を見出す有効な手段であった¹¹⁷。しかしロシアのウクライナ侵攻を受けて、2022 年 3 月、ロシアを除く北極沿岸 7 か国に

¹¹³ ノルウェーは 1950 年代以来、非 NATO 加盟かつ紛争状態またはその危機にある国家への武器供与をしないという外交政策を顕示していた。“Norway to send weapons to Ukraine, in change of policy,” March 1, 2022, www.reuters.com/markets/europe/norway-send-weapons-ukraine-change-policy-2022-02-28/ (Accessed on March 11, 2022).

¹¹⁴ Norwegian government, “Norway strongly condemns Russian attacks,” February 24, 2022, www.regjeringen.no/en/aktuelt/norway-strongly-condemns-russian-attacks/id2902211/ (Accessed on March 11, 2022).

¹¹⁵ 特に CR2022 がロシアとの緊張をさらに高めるという危険を指摘しつつ、ノルウェーは今後もロシアに対する抑止と防衛のバランスをとることが重要と分析している。Astri Edverdsen, “The Norwegian-Russian Border Relationship will not Necessarily be Hard Hit,” March 1, 2022, www.highnorthnews.com/en/high-north-expert-norwegian-russian-border-relationship-will-not-necessarily-be-hard-hit (Accessed on March 11, 2022).

¹¹⁶ Siri G. Tømmerbakke, “Why Finland and Iceland want security politics in the Arctic Council,” October 25, 2019, www.arctictoday.com/why-finland-and-iceland-want-security-politics-in-the-arctic-council/ (Accessed on January 4, 2020).

¹¹⁷ Tyler Cross, “The NATO Alliance’s Role in Arctic Security,” July 19, 2019, www.maritime-executive.com/editorials/the-nato-alliance-s-role-in-arctic-security (Accessed on November 20, 2020).

より AC は事実上休止することが決定された¹¹⁸。これは AC による海洋汚染防止や生態系保護、または沿岸警備協力などの広範多岐にわたる意義ある活動を停止させ、沿岸国の意思疎通を阻害することに他ならない¹¹⁹。またロシアという巨大な沿岸国を除いた状態で、今後も AC がその目的を果たしていくことができるのかは不透明である。

このような情勢下において、ノルウェーは 2024 年からロシアに継ぐ AC 議長国に就任する予定である。ノルウェーが議長国としてどのような形で AC の再開を主導するのか、また AC を通じてロシアと他沿岸国との関係を再構築していくのか否か。さらにこうした活動を通じて、ノルウェーが北極におけるロシアと NATO との対話を取り持つのか否かによって、今後の北極における安全保障が左右されるといっても過言ではない。

¹¹⁸ Thomas Nilsen, “Arctic Council “in pause mode” as seven of eight member states condemn war,” March 03, 2022, thebarentsobserver.com/en/arctic/2022/03/arctic-council-pause-mode-seven-eight-member-states-condemn-war (Accessed on March 11, 2022).

¹¹⁹ Melody Schreiber & Krestia DeGeroe, “Russia’s invasion of Ukraine will have spillover effects in the Arctic,” February 24, 2022, www.arctictoday.com/russias-invasion-of-ukraine-will-have-spillover-effects-in-the-arctic (Accessed on March 11, 2022).

トランプ政権の核態勢の変化

— NPR2010 と NPR2018 の比較から —

田中 信也

はじめに

2018 年 2 月、トランプ (Donald Trump) 政権は核兵器の増強が戦争抑止につながるとして、『核態勢見直し (Nuclear Posture Review: NPR) ¹』(以後、2018 年度版 NPR を NPR2018 と表記する。)を発表した。NPR とは米国の核政策に係る方針を取りまとめた重要文書である。NPR2018 は、オバマ (Barack Obama) 政権下で発表された NPR2010 に次ぐ 4 番目の NPR であり、「核なき世界」を表明した前オバマ政権で作り出した核廃絶への流れに逆行し、核使用の敷居を下げ、新たな核軍拡競争を招くとした批判的な評価が多数見受けられる²。トランプ政権は、核態勢をどのように見直したのであろうか。

これらの評価を分析する上で、核兵器をめぐる問題に関しては、全く異なる知的方向性を持つ二つの集団により議論されていることを理解する必要がある。一つが、核兵器の存在を所与のもの、あるいは抑止力の中核として捉え、いかにして核兵器による抑止を安定的に機能させるかを考える「核抑止重視派」であり、もう一つが、核兵器を存在悪として捉え、核軍縮や核廃絶を最優先すべきと考える「核軍縮重視派」である³。NPR2018 に批判的な論者は、おおかた後者の核軍縮重視派であるが、両派の間で共通

¹ 国防省が公式サイトで発表した NPR2018 (日本語版) では『核態勢の検討』とあるが、多くの書籍、論文で『核態勢の見直し』としているため、本稿においても『核態勢の見直し』とする。

² 例えば、J. ウォルフスタール (オバマ政権時の核政策担当特別補佐官) やフィン (ICAN 事務局長) 等は軍拡の恐れがあるとして、NPR2018 に対し否定的な見解をみせている。その他、戸崎洋史「米国の抑止態勢と北朝鮮—トランプ政権の核態勢見直しと政策展開—」『国際安全保障』第 46 巻第 2 号、2018 年 9 月; Anna Peczel, “The Trump Administration’s Nuclear Posture Review: Back to Great Power Competition,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 1, No. 2, August 2018; Seyom Brown, “The Trump Administration’s Nuclear Posture Review (NPR): In Historical Perspective,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 1, No. 2, August 2018 等、否定的な文献が多数存在する。

³ 秋山信将、高橋杉雄『「核の忘却」の終わり』勁草書房、2019 年 6 月、2-3 頁。

の基盤に基づいて議論を進めていこうとする機運は国内的にも国際的にも希薄であるため、今後も議論の応酬は絶えないであろう。

一方、抑止における核兵器の役割についても同じような対立概念の構図があり、核兵器は存在していれば抑止力になるという考え方(「秩序の兵器」と、使用することを前提とし、準備しておかなければ抑止力にはならないという考え方(いわゆる「実践の兵器」)がある⁴。冷戦後から 21 世紀初頭にかけて、核兵器はこの「秩序の兵器」としての意義が大きく、まさに存在こそが重要であった。しかし現在は、国際安全保障環境の悪化により、核兵器は実際に使用する可能性から目をそらすことはできなくなっており、同時に、地域や国によって異なる傾向が見てとれるとの分析もある⁵。その分析が正しければ、オバマ政権からトランプ政権にわたる数年間は、まさにその過渡期と言えるのではないだろうか。

そこで本稿は、上記に示した核兵器の役割の対立した 2 つの概念(以後、本稿ではこの概念を「核兵器役割の対立概念」という。)、特に「秩序の兵器」から「実践の兵器」への潮流の変化に注目しつつ、NPR2018 (トランプ政権)において、NPR2010 (オバマ政権)から変化した点及びその要因を明らかにすることを目的とする。ただし、それらを分析する上で、核問題においては国内外の要因を含めると分析が複雑になるため、国内的な要因(軍需産業や国防予算等の影響)は捨象し、国外的要因のみを取り扱うものとする。

本稿では、まず、米国を取り巻く安全保障環境や米ロ核戦略の変遷を概観、整理した上で、NPR2010 と NPR2018 を比較し、相違点を確認する。そして、それらを安全保障環境の変化や主としてロシアの核政策が与えた影響等、様々な観点から分析し、それらの変化要因を明らかにする。

1 オバマ政権期とトランプ政権期の情勢の変化

まず、両 NPR を比較する前に、まず、冷戦後から現在まで、特にオバマ政権期からトランプ政権期を中心に、米国を取り巻く安全保障環境、両政権の NPR の概要を概観する。次に、米国の核抑止戦略の変遷とその軸であるテーラー抑止の概念について確認する。最後に、もう一つの核大

⁴ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』9 頁。なお、当該書籍では「秩序の兵器」のみ記述がされているが、その対立概念として本稿では「実践の兵器」という用語を使用する。

⁵ 同上。

国であり、米国の核戦略に大きな影響力を与えてきたロシアの核戦略について整理する。

(1) 米国を取り巻く安全保障環境の変遷と NPR

冷戦期の米国の最大の脅威はソ連であった。しかし、冷戦の終結により、人類滅亡に至る危険性が高いと考えられていた米ソの全面核戦争の可能性は極小化し、核戦略の前提は一変した⁶。冷戦後の安全保障環境は、これまで大国により管理されていた地域的、宗教的要素を含んだ紛争が顕在化し、ならず者国家及び大量破壊兵器の拡散という脅威が様々な文献で取り沙汰された⁷。

2000 年初頭、核抑止への関心は著しく低下し、とくに 9.11 テロやイラク戦争の影響から、国際テロリズムや中東の安全保障が国際安全保障における主要な関心事項であった⁸。この頃、キッシンジャー(Henry Kissinger) 元国務長官ら 4 が連名で、世界的核軍縮を促進するために米国が一方的に大幅な核軍縮を行うことを提言し、これを契機に大幅な核軍縮を主張する声が世界的に高まることになった⁹。そしてこの機運は、2009 年 4 月にオバマ大統領が行ったプラハ演説「核なき世界」と 2010 年 4 月に発表した NPR2010 に繋がることになる。

2010 年代に入ると、米国の度重なる圧力をよそに、北朝鮮は核実験やミサイル発射を繰り返し¹⁰、イランの核兵器開発の疑念も熾り続けた。

このような情勢を受けて作成された NPR2010 では、当時の安全保障環境を、世界的核戦争の脅威は遠のいたとしつつも、まず「核テロリズム」が「今日の差し迫った非常に危険なもの」としている¹¹。次に、「核拡散」が「もう一つの差し迫った脅威」とした。核武装を目論む北朝鮮、イランの活動が地域の不安定さを増大し、ひいては核不拡散体制を弱体化させ、国際社会の安定に悪い影響を与えるとした。そして、最後に核保有国であ

⁶ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』22 頁。

⁷ 浅井基文「アメリカ政権の脅威認識と核抑止政策—核兵器廃絶のカギ・アメリカの変化の可能性を探る」『立命館平和研究』第 11 号、2010 年 3 月、3 頁。

⁸ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』27 頁。

⁹ 同上、29 頁。

¹⁰ 防衛省『令和元年度版 日本の防衛—防衛白書—』日経印刷株式会社、2019 年 9 月、94-107 頁。北朝鮮は、核実験については 2006 年～17 年の間で計 6 回、ミサイル発射は特に 2016 年来、新型とみられるものも含め 50 発もの弾道ミサイルの発射を強行している。

¹¹ Office of the Secretary of Defense (OSD), *Nuclear Posture Review (NPR2010)*, April 2010, p. iv.

るロシアと中国との戦略的安定を確保する必要があるとしている。当時、ロシアは核戦力において米国に唯一匹敵する国であるが、冷戦後に米ロ関係は根本的に変化し、もはや対立はしていないと認識していた。また、中国に関しては、「力強く繁栄し、成功した責任ある国家」として世界的な大きい役割を担うことを歓迎する一方で、核兵器の質・量的な近代化を含む中国の軍事力の近代化のスピードと範囲を懸念するとし¹²、ようやくこの頃、中国の脅威に言及し始めた程度であった¹³。このように、今日とは対照的に、ロシア・中国との関係は戦略的安定性を維持するという認識しかなく、両国と対決するのではなく協力することによって、核テロリズムや核拡散に立ち向かっていくとの方向性を NPR2010 では鮮明に示している¹⁴。

上記のような脅威認識のもと、オバマ政権は NPR2010 において非核手段 (通常・化学・生物兵器) による攻撃を抑止する核兵器の役割を大幅に低減することを高らかに宣言した¹⁵。また、「核の 3 本柱」¹⁶は引き続き保持しつつも、核弾頭海洋発射型巡航ミサイル「トマホーク」(TLAM-N) を退役させる等、戦略的抑止の維持と核戦力レベルの低減を図った¹⁷。後述するが、TLAM-N の退役は、結果的に極東地域を不安定にしたと考えられる。

これらの方針からも分かるように、NPR2010 はリベラリストの見解とリアリストの見解のハイブリッド (折衷) であるとの評価が拭いきれない¹⁸。つまり、「核廃絶に向け具体的措置を講じる」ことを強調するリベラリストのアプローチに、「核のある時代には抑止力を維持する」ことを論じるリアリストのアプローチの両者のバランスをとったものと捉えることができよう¹⁹。

2010 年代も後半に入ると、大国間関係の緊張が高まりを見せ、核軍縮に関するオバマ政権の楽観的な見通しは、米ロ、米中関係の緊張によって現

¹² OSD, *NPR2010*, p. 5; 川上高司「米国の核政策の動向～8年ぶりの「核態勢の見直し (NPR) を読み解く～」『立法と調査』No. 309、2010年10月、44頁。

¹³ 日本安全保障戦略研究所編著『日本人のための「核」大事典—核兵器 核軍縮・不拡散 核政策・戦略など核に関する疑問に答える』国書刊行会、2018年、94頁。

¹⁴ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』29頁。

¹⁵ 川上「米国の核政策の動向」45頁。

¹⁶ 大陸間弾道弾 (ICBM)、潜水艦発射型弾道ミサイル (SLBM) 及び戦略ミサイル原潜 (SSBN)、戦略爆撃機からなる NPR1994 から引き継いだ考え方。

¹⁷ Department of Defense (DOD), *Quadrennial Defense Review (QDR2010)*, February 2010, pp. 19-30.

¹⁸ 川上「米国の核政策の動向」43頁。

¹⁹ 同上、42頁。

実性を失った²⁰。ロシアは中距離核戦力 (INF) 全廃条約²¹に違反して、地上発射型巡航ミサイル (GLCM) である SSC-8²² (戦域核戦力) やイスカンドル 9K720²³ (戦術核戦力) の実戦配備を始める一方²⁴、クリミア併合に際して核兵器の使用に言及した。中国は、移動式大陸間弾道ミサイル (ICBM) の配備をはじめ、各種ミサイル戦力を拡充・強化して²⁵、南シナ海での配備を準備していた。また、北朝鮮は核実験を繰り返しながら、短距離・中距離の弾道ミサイルを増強、米本土の中枢を狙う ICBM の開発に走るなど、核戦略をめぐる攻防はむしろ厳しさを増していった。

これらの情勢を受け、NPR2018 では明確にロシア、中国、北朝鮮、イランを安全保障環境悪化の根源として指摘している²⁶。NPR2018 では、NPR2010 の戦略的前進に対する批判的な総括と過去 8 年間の逆行を出発点として、より悲観的な記述をしているのが特徴であり²⁷、多くの部分で前 NPR を踏襲しているものの、核兵器の役割など随所に一步踏み込んだ表現や強硬な姿勢が垣間見ることができる。

このように、2010 年以降、国際安全保障環境は大国間競争時代へと回帰しており、結果的に中ロの軍拡が進んだと言える。中ロは通常戦力面でも近接阻止・領域拒否 (Anti-Access/Area Denial: A2/AD) と呼ばれる各種能力を高めた。2010 年以降、米国の絶対的軍事的優位性は崩壊し、米国に同調して核兵器の役割を低下させたり、配備させた核兵器の数を減らしたりする潜在的な敵対国は存在しなかった。むしろ、それらの敵対国は核戦力の増強に動き、米国の核削減の努力は模範として機能しなかったのである。

²⁰ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』31 頁。

²¹ 1987 年に米ソ間で保有している射程 500km~5500km の地上発射型弾道ミサイル及び地上発射型巡航ミサイル (GLCM) 並びにそれらの発射台等を破棄し、じ後その保有を禁止する条約。

²² 名称: 9M729、3M14 カリブルの地上発射バージョンであり、INF 条約に違反する 500km 以上の射程で発射試験を行ったことはないと反論している。

²³ INF 条約の制限ぎりぎりの 500km の射程を有するとともに、精密攻撃能力や MD 突破能力が大幅に強化されているとされる。

²⁴ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』65 頁。

²⁵ 中国は 2050 年までに世界で「第一戦の戦力」を持つことを目指しており、陸上で起動可能な ICBM や先進的な SLBM、核弾頭搭載可能な IRBM (DF-26)、海上配備型の中間段階迎撃用のミサイル防衛システム等を開発している。

²⁶ Office of the Secretary of Defense (OSD), *Nuclear Posture Review (NPR2018)*, February 2018, p. v.

²⁷ Peczeli, "The Trump Administration's NPR," p. 242.

（2）米国の核抑止戦略の変遷とテーラード抑止

核抑止という概念は、第2次世界大戦後まもなく誕生した²⁸。1950年代末から、アメリカの学者達は、コストが計算できないくらい大きいために相手が特定の行動をとらないように納得させられることを狙った「懲罰的抑止」や、相手に作戦面での目標を達成できないことを認識させて特定の行動をとらせないようにする「拒否的抑止」などを論じてきた²⁹。特に、この頃の核抑止理論の専門家、ブロディ（Bernard Brodie）は、効果的な抑止の中心的な要件の一つとして「信頼性」（credibility）を挙げており、さらには「核の先制不使用政策」（no first use: NFU）の愚かさを指摘している³⁰。

こうした核兵器の信頼性による「懲罰的抑止」の考え方を基礎として、アイゼンハワー政権下で採用されたのが、いかなる戦争も核の大量使用により報復するというで戦争を抑止する「大量報復戦略」である³¹。その後、1960年代には、大量報復戦略の硬直性から提唱された柔軟応答戦略が採用され³²、米ソは「核の均衡」に到達し、先制核攻撃に対する確実な報復核攻撃の確保によって核攻撃を相互に抑止する「相互確証破壊」（Mutual Assured Destruction: MAD）を採用することになる。

冷戦後、脅威が国家だけでなく、「ならず者国家及びテロリスト」と多様化したことを受け、それぞれ異なる相手に適合させる抑止概念が「適合型抑止（tailored deterrence）」³³である。1990年代中頃には、ペイン（Keith Payne）によってこの概念が提唱され³⁴、2006年の『4年国防見直し』

²⁸ 1949年の原子力国際管理案（バルーク案）がその起点とされる、日本安全保障戦略研究所『日本人のための「核」大事典』85頁。

²⁹ エリノア・スローン『現代の軍事戦略入門〈増補新版〉—陸海空からPKO、サイバー、核、宇宙まで—』奥山真司、平山茂敏訳、芙蓉書房、2019年3月、127頁。

³⁰ Bernard Brodie, *Strategy in the Missile Age*, Princeton University Press, 1959, pp. 271-277.

³¹ 日本安全保障戦略研究所『日本人のための「核」大事典』85頁。

³² 後瀉桂太郎「抑止概念の変遷—多層化と再定義—」『海幹校戦略研究』2015年12月、24頁。

³³ U.S. Department of Defense (DOD), *Quadrennial Defense Review Report 2006 (QDR2006)*, February 6, 2006, p. 49. 米国防省の公式文書で初めて使用されたのはQDR2006であるが、その概念は1990年代に遡る。後瀉「抑止概念の変遷」37頁などを参照。

³⁴ 福田毅「抑止理論における「第4の波」と冷戦後の米国の抑止政策」『日本国際政治学会2012年度研究大会部会13「地域抑止」の現状と課題』2012年10月、1頁。

(QDR2006) で同概念が初めて強調された³⁵。以後、この「テーラード抑止」戦略は、現行 NPR まで引き継がれることになる。

この頃の核抑止の専門家、ペインやグレイ (Colin Gray) は、冷戦後の状況を「第 2 の核時代 (second nuclear age)」の到来と論じた³⁶。そして、ペインらは、ミサイル防衛や通常戦力による損害限定能力を重視していく必要性を説いた。これは NPR2002 で示された、核及び非核の打撃力、ミサイル防衛能力、核兵器産業インフラからなる「新たな 3 本柱」の議論に結びついていくことになるし、地域ごとに「テーラード抑止」の体制を整備していく発想もこの延長線上にあった³⁷。

一方、このような多層にわたる抑止の考え方の中には、「安定—不安定の逆説 (パラドクス)」という問題が存在する。これは、エスカレーション・ラダーの高位において抑止が機能し、均衡がとれることにより、事態のエスカレートがないという予測が低位のラダーにおける不安定を惹起するというものである。この概念を提唱したスナイダー (Glenn Snyder) は、「戦略レベルでの恐怖の不均衡が安定すればするほど、そのエスカレーション・ラダーの低位レベルの安定性は低下する」と述べており、冷戦期にもみられた状況である³⁸。近年の極東アジアの様相はまさにこの状況に該当し、低次の挑発的行動等が散発的に発生する有力な根拠として挙げることができる³⁹。

(3) ロシアの INF 条約違反とディエスカレーション戦略

最後に、冷戦以降、米国の核戦略との関連が深いロシアの核戦略に関する動向について概観する。ロシアは、米国との INF 全廃条約に基づき、1991 年までに当該戦力を廃棄し、翌年に艦艇配備の戦術核も各艦艇から撤去し

³⁵ 石川卓「トランプ政権の核態勢見直しと軍拡管理・不拡散の含意」『国際問題』第 672 巻、2018 年 6 月、18 頁。

³⁶ Keith B. Payne, *Deterrence in the Second Nuclear Age*, The University Press of Kentucky, 1996; Colin S. Gray, *The Second Nuclear Age*, Lynne Rienner Publishers, 1999, グレイは本著で、米ソ間で争われていた「第 1 の核時代」と比べ、現代はリスクを恐れない無数の地域同士の国々の争いに象徴される時代「第 2 の核時代」であると指摘している。

³⁷ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』25 頁。

³⁸ 後瀉「抑止概念の変遷」41 頁。なお、後瀉は、Glenn Snyder, “The Balance of Power and the Balance of Terror,” Paul Seabury ed., *Balance of Power*, Chandler Publishing Company, 1965, pp. 198-199 から引用。

³⁹ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』12 頁。秋山・高橋は、欧州、東アジア、南アジアといった、核兵器が安全保障上重要な影響を及ぼしている地域のほとんどで、「安定—不安定の逆説」が分析概念として有効であると分析している。

て陸上に保管したが、その他の多岐にわたる核戦力を依然として保有し続けていた。こうした中、2014年7月、米国政府は、ロシアがINF条約に違反する地上発射型巡航ミサイル「SSC-8」を保有している旨の結論を下し、ロシア政府に対しINF条約違反であるとの宣言を行い、以後、条約を遵守するようロシアに圧力をかけ続けた⁴⁰。これに対して、ロシアは条約違反を一貫して否定するとともに、米国のイーゼス・アショアがトマホークも発射可能な発射機を備えており、同条約違反であると非難するなど、米ロの主張は平行線を辿っている⁴¹。

これらのINF条約違反に係る動向と同時に、ロシアには核使用の敷居を下げかねない動きも見られた。2000年初頭のロシアの安保概念・ドクトリンの核抑止規定を詳細に解説したとされる『ロシア連邦軍発展に関わる喫緊の課題』(いわゆるイワノフ・ドクトリン)では⁴²、戦時の戦略抑止(核抑止)の目的を侵略の「ディエスカレーション」としており、「敵に対して通常兵器、および(あるいは)核兵器を使用した様々な規模の打撃の脅威を、そのような打撃を直接加えることにより、敵に軍事行動の中止を強要すること」としている⁴³。これは、地域紛争(欧州戦域)での限定的な核使用想定をより明確に示したものと捉えることができ、米国はこれらを根拠に、ロシアの限定的な核の先行使用の可能性を示唆し⁴⁴、西側とロシアとの武力紛争生起時、ロシアが低出力核を先行使用することで西側がそれ以上対抗するのを断念させる、いわゆる「ディエスカレーション戦略」をとっていると分析したのである⁴⁵。この戦略にロシアが乗った場合、ロシアの低

40 日本安全保障戦略研究所『日本人のための「核」大事典』160頁。

41 防衛省『令和元年度版 日本の防衛』122頁。

42 小泉直美「ロシアの核兵器政策—その宣言と実際」『国際安全保障』第42巻2号、2014年9月、55頁。小泉は、“Aktual'nye zadachi razvitiia vooruzhennykh sil Rossiiskoi Federatsii (ロシア連邦軍発展に関わる喫緊の課題)” *Krasnaya Zvezda*, October 11, 2003, p. 5を引用し、当該文書が国防省の現状認識や軍建設の課題が述べられたものであり、イワノフ(Sergei Ivanov)国防大臣の名をとってイワノフ・ドクトリンと呼ばれているとしている。

43 同上、56頁。

44 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』48頁において、第2章「ロシア」を担当した小泉の分析によると、1993年版軍事ドクトリンには核先行不使用宣言は曖昧になり、2000年版軍事ドクトリンには通常戦力による侵略であってもロシアにとって危機的なものであれば核兵器を使用することがより明確化されたと分析している。

45 高橋杉雄「現在の安全保障環境における適切な核兵器の役割とは?—米国の『核態勢の見直し』—」『NIDS コメンタリー』第70号、2018年3月、4頁; 小川伸一、菊池茂雄、高橋杉雄「冷戦後の核兵器国の核戦略」『防衛研究所紀要』第3巻第1号、2000年6月、26頁。なお、菊池の分析によると、2000年頃には核の先行使用と

出力核攻撃に対して米国は高出力の戦略核弾頭で報復せざるをえなくなるが、これが「相互確証破壊」へとエスカレートするため、米国は核攻撃を行わない(躊躇する)という戦略的計算が成り立つことで、米国にとって核戦略上不利になることは明白であった。

このように、ロシアは米国を含む NATO との大規模戦争の蓋然性は低下したとの脅威認識から、新 START に見られるように、ロシアは米国との間で戦略核の一定の削減に同意した。一方で、グルジア紛争を踏まえて⁴⁶、ロシアの脅威認識が国境周辺部における地域紛争(極地紛争)に焦点が移ったことから、2010 年版「軍事ドクトリン」はより一層、核戦力重視の姿勢を強めており、しかも地域紛争(極地紛争)における戦術核の先行使用の可能性も排除していなかった⁴⁷。ロシアは、INF 条約違反ともいえる地上発射型巡航ミサイル「SSC-8」を開発・配備することで、欧州地域の低威力核の階層において、米国との間にギャップを生じさせたというのは大方間違っていない。

2 NPR2010 と NPR2018 の比較

本項では、前項で整理した情勢の変化を踏まえ、両 NPR を比較し、具体的にどのような相違点があるのかを確認する。

(1) 個別の抑止戦略の明示

NPR2018 では、それぞれの脅威の様相に応じた「テーラード(tailored)」アプローチの必要性が説明されている⁴⁸。こうした考え方は、多少の表現の違いはあっても歴代 NPR において踏襲されてきた。しかしながら、特筆すべきは、NPR2018 では、NPR 史上初めて国別(ロシア、中国、北朝鮮、イラン)に対する具体的な抑止戦略を明示したことにある。

その記述を要約すると、ロシアについては限定的な核の先行使用の可能性を示唆し、ディエスカレーション戦略をとっていると分析した上で、米国や地域諸国に対する核の先制使用は限定的であったとしても受け入れら

ディエスカレーションを目的とした戦術核の使用を 6 段階に区分することの効能をロシア軍専門家が論じていることを確認している。

⁴⁶ 「グルジア」の国名呼称は 2015 年 4 月 22 日以降、「ジョージア」に変更されているものの、同変更以前に生じた紛争のため、「グルジア」を使用する。

⁴⁷ 兵頭慎治「序論—ロシアの国家安全保障政策」『国際安全保障』第 39 巻第 1 号、2011 年 6 月、8 頁。

⁴⁸ OSD, *NPR2018*, p. 26.

れず、ロシア指導部にとって耐えがたいコストが生じることを理解させる必要があるとしている。その上で、西側諸国は、「核の 3 本柱」、欧州に展開された NATO の非戦略核戦力、英仏の核戦力を組み合わせた高い残存性と柔軟性、即応性を備えた核・非核の能力によって、ロシアに対抗する必要があるとしている。また、欧州における拡大抑止については、核・非核双方の任務を担う戦術航空機 (dual-capable aircraft: DCA) の残存性やその計画立案能力の改善を図り⁴⁹、核作戦計画を含む NATO 同盟国の役割を拡大することを訴えている⁵⁰。

中国については、「中国の軍事近代化と地域ドミナンスの追求はアジアにおける米国の利益に対する主要な挑戦」であり、周辺国と歴史・領土問題を抱えていることや、米国に到達しうる ICBM や SLBM、地域の同盟国や米軍基地・戦力をカバーする戦域弾道ミサイル能力を警戒するとともに、米国の戦力投射を阻害する A2/AD 能力について警戒している。そして、対中戦略として、限定的な核使用であっても、それによって中国が有利になると中国指導に誤解を与えないよう核・非核の侵略に対し、断固として対応する用意があると明記している⁵¹。

北朝鮮については、米国や同盟国に対する核攻撃は体制の終わりを招くと警告した上で、金体制と重要な指揮統制能力、地下化された兵器は米国の核・非核攻撃の対象となっており、北朝鮮のミサイル発射前に弱体化させることができる早期警戒・攻撃能力を米国は保持しているとして、具体的な対抗能力を強調している⁵²。このように、北朝鮮に対する懲罰的抑止をここまで明確にかつ厳しく記述したのは、4 本の NPR の中で NPR2018 が初めてであり⁵³、異例とも言える。

さらに、これらの戦略との関連で注目を集めるのが、アジアにおける拡大抑止に関する説明である。そこでは、アジアは欧州と異なり、①脅威が多様であること、②NATO のような単一の集団防衛システムが存在せず、二国間同盟・協力を通じてそれぞれ程度の異なる協力と役割分担を行っていること、③TLAM-N を退役したことにより、アジアにおける核態勢は戦

⁴⁹ 米国は「核共有 (nuclear sharing)」の枠組みで幾つかの NATO 諸国と DCA 機を用いた戦略核の共同運用を行っている。具体的な DCA 機は、F-15、F-16、ユーロファイター、タイフーン等であり、将来的には F-35 も導入される。

⁵⁰ OSD, *NPR2018*, pp. 30-31.

⁵¹ *Ibid.*, pp. 31-32.

⁵² *Ibid.*, pp. 32-33.

⁵³ 戸崎「米国の抑止態勢と北朝鮮」24 頁。

略核戦力への依存が強くなっていることなどから、拡大抑止に関する協議・調整の形式が欧州と異なっていると強調されている⁵⁴。

(2) 核兵器の役割拡大

ア 核兵器の「唯一の目的」否定の信憑性

NPR2010 では、核兵器の役割について、「合衆国は現段階においては、核攻撃の抑止を核兵器の唯一の目的 (sole purpose) とする普遍的な政策を採用する用意はない」と記述した⁵⁵。これは、歴代 NPR において踏襲されてきた方針であり、特異性はない。しかし、オバマ政権は、「唯一の目的」態勢を発表する時期ではないことを認めつつも、地域の安全保障構造を強化し、弾道ミサイル防衛と通常戦力を強化することで、非核シナリオにおける核兵器への依存度を究極的に低減することができるとオバマ政権独自の理想論を展開し、それを宣言した⁵⁶。つまり、同一政権が核を単一目的に限定しない (核の役割拡大) が、低減していくこと (核の役割縮小) を表明したため、結果的に矛盾を生じることになったのである。NPR2010 の特徴が、軍縮を重視するリベラリストの見解と、核抑止を重視するリアリストの見解のハイブリッド (折衷) であると評価されるよう、ここにおいても「唯一の目的」否定の方針が曖昧になった印象は拭いきれない。

一方、NPR2018 では、核兵器の役割について「核攻撃を抑止することが核兵器の唯一の目的ではない」と明記した上で⁵⁷、核兵器の 4 つ役割の一つとして「核・非核攻撃の抑止」を強く (1 番目に) 打ち出した。これは、NPR2010 と比べ、核兵器の役割を再確認し、前政権の理想論 (方針の矛盾) を排除した上で、核の役割について再定義 (回帰) したものである。

両 NPR とも、核兵器の「唯一の目的」は採用しないことを述べているが、全体の表現からも、NPR2010 の「唯一の目的」には矛盾や曖昧さが包含され、NPR2010 のテーマである「核の役割の低減」という観点からも、核兵器の価値 (有用性) について NPR2010 と NPR2018 では大きな差異が確認できる⁵⁸。両 NPR における「唯一の目的」否定の信憑性が明らかに異なるのだ。

⁵⁴ OSD, *NPR2018*, pp. 36-37.

⁵⁵ OSD, *NPR2010*, p. 16.

⁵⁶ Peczei, "The Trump Administration's NPR," p. 243.

⁵⁷ OSD, *NPR2018*, p. 20.

⁵⁸ 兵頭慎治「序論—ロシアの国家安全保障政策」『国際安全保障』第 39 巻第 1 号、2011 年 6 月、8 頁。

イ 「極限的な状況」の解釈拡大

加えて、両 NPR に、米国が核使用を考慮する状況は「極限的な状況」に限られると述べられているものの、NPR2010 における「極限的な状況」は基本的には敵による生物化学兵器の大規模な使用を意味しているのに対し⁵⁹、NPR2018 での「極限的な状況」は非核の戦略攻撃を主として念頭に置いていると述べられている⁶⁰。

例えば、NPR2010 では核兵器の使用について、「合衆国の核兵器は、ごく限られた非常事態において、… (中略) …、合衆国もしくは同盟国及びパートナー国に対する従来の攻撃もしくは化学・生物兵器攻撃を抑止する役割を果たす可能性がある」と化学・生物攻撃を名指し⁶¹、これに対して核攻撃を使用する可能性があることを示唆する表現となっている。さらに、NPR2010 では、「米国は、米国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器を使用するであろうということである。過去 65 年以上続いてきた核兵器不使用の記録をさらに更新することこそが、合衆国とすべての国にとっての利益である。」と⁶²、慎重に核を使用する状況を限定し、核使用の挑発的意味合いを薄めようとする意図も見られる。

一方、NPR2018 では、核兵器の使用については、「米国と同盟国の死活的国益を守る極限の状況でのみ核使用を検討する」と記し、前 NPR が示した核の使用条件を原則として踏襲した。その上で、「極限の状況は米国や同盟国の国民、インフラ、核施設、指揮統制、警戒システムに対する重大な戦略的非核攻撃も含む」と追記しており、解釈を拡大することで非核（通常兵器など）の大規模な攻撃に対して核兵器で反撃する余地を確保する方針を明確にした⁶³。これは、他の種類の大量破壊兵器（化学兵器や生物兵器）による攻撃だけではなく、通常攻撃や新種の非従来型攻撃（インフラへのサイバー攻撃やロボット兵器等）、さらには大規模なテロ行為に対しても核報復を行う余地を残したことになる⁶⁴。

総括すると、NPR2010 においては、核兵器の「基本的な役割」を相手国の核兵器を抑止することとした上で、今後核兵器の役割をより低減させて

⁵⁹ OSD, *NPR2010*, p. 17.

⁶⁰ OSD, *NPR2018*, p. 21.

⁶¹ OSD, *NPR2010*, p. 16.

⁶² Ibid.

⁶³ OSD, *NPR2018*, p. 34; 日本安全保障戦略研究所『日本人のための「核」大事典』101-102 頁。

⁶⁴ Brown, “The Trump Administration’s NPR,” p. 277.

いく努力を払っていく方針を示し、その一部としてアジア太平洋地域における拡大核抑止の一部を担っていた TALM-N を退役させた。それとは対照的に、NPR2018 では、「核攻撃を抑止すること唯一の目的ではない」と明記した上で、核兵器の役割を核攻撃の抑止以外にも拡張したのである⁶⁵。一般的に、この核報復の条件が具体的であればあるほど抑止効果は高いと言えるので、核兵器の役割の文脈においては、NPR2010 に比して NPR2018 の方が抑止効果は高いと言える。

(3) 低威力核オプションの導入

NPR2018 において、核近代化の一環として特に注目を集めたのが、低威力核オプションの導入である。しかしながら、低威力核オプションについては NPR2018 で初めて出現したわけではなく、NPR2010 で明確な記述はないものの、オバマ政権でも少なからず保有していたことも留意しなくては行けない⁶⁶。特徴的なのは、NPR2018 では、従来保有していた非戦略自由落下核爆弾とは意味合いが大きく異なる核オプションとして⁶⁷、短期的には潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) トライデント D5 の弾頭を低威力化し、より長期的には低威力核弾頭を搭載した海洋発射型巡航ミサイル (SLCM) を追求するという方針が明確に示されたことである⁶⁸。

具体的には、トライデント D5 に搭載されている水素爆弾は、第 1 段階として起爆用に核分裂反応を発生させ、その高温・高圧をトリガーとして第 2 段階の核融合反応を発生させるが、低威力型は核弾頭を改造し、第 2 段階の核融合反応を起こさず、第 1 段階の原子爆弾の爆発に限定することで、低出力化するものとみられている。また、INF 条約違反をロシアが継続する場合、NPR2010 の決定に伴い解体してしまった TLAM-N に代わる潜水艦発射型の核搭載巡航ミサイルを開発するとしたのである⁶⁹。

これらの SLBM 弾頭の低威力化は、ロシア指導部による米国の地域抑止能力における搾取可能な「間隙」(gap) [の拡大] という誤った認識を正す

⁶⁵ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』32 頁。

⁶⁶ 米空軍が保有する非戦略自由落下核爆弾 (B61-3) が具体例。0.3 キロトンから 170 キロトンまで爆発の威力を調整することが可能、「オバマ・トランプ両政権の「核態勢の見直し」『核情報 HP』2018 年 3 月、kakujo.net/npt/npr2018。

⁶⁷ 核シェアリングで渡される B61 戦術核爆弾は、射程の短い戦術用途の核兵器であり、目の前に迫ってきた敵の侵攻部隊に対して使用される兵器とされ、敵国の拠点を攻撃することを目的とする長射程の巡航ミサイルとは運用が異なる。

⁶⁸ 石川卓「トランプ政権の核態勢見直しと軍拡管理・不拡散の含意」『国際問題』第 627 巻、2018 年 6 月、19 頁。なお、石川は NPR2018, p. 55 を解釈。

⁶⁹ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』33 頁。

ため有益な方策と考えられている。低威力核弾頭搭載の SLCM は、必要とされている非戦略的手段の地域的なプレゼンスをもたらすものとされ、INF 全廃条約に違反しない手段として、ロシアの INF 条約違反などを正すテコになりうると位置づけられた⁷⁰。一方、これらの低威力化された SLCM は、万一それを戦時において使用した場合、高出力の戦略核なのか、低出力の戦術核なのか相手が判断できず、相手の過敏なエスカレーションを招来するリスクが同時に存在することも留意する必要がある。

さらに、核兵器開発に関して、オバマ大統領は NPR2010 において、新たな核兵器は造らないという公約を掲げていたが⁷¹、NPR2018 では、ロシア(さらには中国や他の敵対国)が示す新たなタイプの脅威に対する答えは、より多様な低威力核能力であると結論付け⁷²、開発を正当化したという点も、前 NPR との相違点として注目に値する。

3 変化要因の分析

前項では、両 NPR を比較し、相違点として①個別の抑止戦略の明示、②核兵器の役割拡大、③低威力核オプションの導入の3つを挙げた。本項では、これらの変化要因を分析する。併せて、「核兵器役割の対立概念」の視点から、それぞれがどのように評価することができるか、核兵器に大きく関連性する②、③について付言する。

(1) 拡大抑止環境の改善

まず、なぜ NPR2018 において脅威とする国を名指し、それぞれに対する戦略をあえて明記したのかという点に関して分析する。

もちろん、多様で高度な核脅威、すなわち NPR2018 で繰り返し述べられている「4 か国の脅威」が深刻化していることが第一に挙げられよう。NPR2010 における序論には、オバマ大統領の「核なき世界」への理想論に終始しているのに対して⁷³、NPR2018 の序論においては、「米国はいま、

⁷⁰ 石川「トランプ政権の核態勢見直しと軍拡管理・不拡散の含意」19頁。なお、石川は NPR2018, p. 55. を分析。

⁷¹ OSD, *NPR2010*, p. xiv.

⁷² Peczei, "The Trump Administration's NPR," p. 243.

⁷³ OSD, *NPR2010*, pp. 1-2.

過去のいかなる時よりも多様で高度な核脅威の環境に直面している」と表現しており、米国政府の危機感を強く感じ取ることができる⁷⁴。

その本質にあるのは、抑止環境、特に極東地域や欧州地域における拡大抑止環境を改善する必要があるとの強い認識ではないだろうか。安全保障環境の変遷においても触れたように、大国間の戦争は蓋然性がなくなりつつあるが、「安定－不安定の逆説 (パラドクス)」が有効と分析されるように、地域紛争はより現実味が帯びてきている。ロシアによる紛争への介入、中国による A2/AD や南西諸島海域の現状変更、さらには北朝鮮によるミサイル発射実験等、2010 年後半の動きは地域紛争が予期されるものである。これらは少なくとも欧州・極東地域における拡大抑止の弱まりを示すものであり、拡大抑止によって抑えられていた様々な事象が顕在化してきたものと捉えることができよう。特に極東アジアにおける安全保障環境の不安定さと抑止の弱体化を強く認識したからこそ⁷⁵、NPR2018 において明確な脅威国の明示と国別 (テーラード抑止) 戦略の明示に至ったと分析することができる。

これに関して、安全保障の専門家は、NPR2018 では、これら国ごとの地域特性に応じたテーラード抑止として、ロシア・中国・北朝鮮・イラン、それぞれに対する戦略を具体的に示すことで、宣言政策のみならず、より具体的な能力の裏付け伴う形となり、東アジアの核抑止に関して、これまでよりもさらに力強いコミットメントを示したと評価しており⁷⁶、その妥当性を補強できる。それゆえに、特に係争地の防衛に不安を募らせている同盟・友好国が、通常戦力の使用をも核使用の威嚇で抑止する姿勢を明示した NPR2018 を高く評価するのは、決して不思議ではないのである⁷⁷。

(2) 現実乖離と懲罰的抑止向上

NPR2018 で核兵器の役割を拡大させた理由としては、オバマ政権で謳った「核兵器の役割低減」が、その前提条件が崩れたことで期待効果と現実が大きく乖離が生じたという点と、懲罰的抑止効果の向上を企図したことが挙げられる。

⁷⁴ OSD, *NPR2018*, p. v. 及び国防省『核態勢の検討 (NPR2018 日本語版)』2018 年 2 月、1 頁。

⁷⁵ NPR2018 では、報告書要約の翻訳版としてロシア語、中国語、日本語、韓国語等が米国防省サイトにアップされており、このことからメッセージの送り先として日本、韓国を含む北東アジア地域が重視されていることが伺える。

⁷⁶ 高橋「現在の安全保障環境における適切な核兵器の役割とは？」 6 頁。

⁷⁷ 石川「トランプ政権の核態勢見直しと軍拡管理・不拡散の含意」 21 頁。

そもそも、オバマ政権の「核のない世界」に代表される核廃絶論や NPR2010 における「核兵器の役割低減」の前提条件は、冷戦後の米国の一極的優位性が前提となっており、通常戦力面での圧倒的優位性の維持があったの核廃絶論や「核兵器の役割低減」であった⁷⁸。しかし、オバマ政権は核廃絶を主張しつつ、同時に国防費の削減で通常戦力の優位性低下を招いたことで、米国の抑止力のみならず同盟国・パートナー国への拡大抑止力も低下させた。さらに、敵対国は軍事技術の開発を促進し、軍備を増強することで、米国の通常兵力の絶対的軍事的優位性は崩壊した。すなわち、NPR2010 で米国が示した「核兵器の役割低減」に対して、中ロが追随することがなかったばかりか、北朝鮮などへの核拡散の抑制にも寄与しなかったという現状認識が方針転換の大きな要因になったと言えよう⁷⁹。これらの前政権の誤算を修正するために、「役割低減」方針を覆し、核兵器の役割を拡大させ、抑止力を強化するよう変更をせざるを得なかったと見るべきである。したがって、NPR2018 では、その核抑止軽視の流れを是正し、本来の米国の核抑止戦略の姿へ回帰させるために、核兵器の役割を拡大させる必要があったと分析できる。

もう一つは、広範囲な攻撃に対して核報復の可能性を示唆することで、その懲罰的抑止力を向上させる効果を狙ったものである。前 NPR では、核の「唯一の目的」使用の曖昧さや「極限的な状況」の認識を狭めることで、核兵器の役割を低減した。これは、反目すると懲罰的抑止効果を低下させたことになる。

そもそも、北朝鮮など地域敵対国に対する抑止の根本的な問題として、懲罰的抑止の信頼性の低さが論じられている⁸⁰。「ならず者国家」の指導者には核の脅しが利くとは考えにくく、攻撃的な核兵力だけに依存した戦略抑止の態勢は不適切であり、信頼性に乏しい。また、米国の生き残りにリスクを及ぼさない地域レベルの危機事態では、米国の核の脅しによる抑止も信頼性に欠けると考えられた⁸¹。

さらに、オバマ政権では曖昧な「唯一の目的」否定や「極限的な状況」の解釈限定による「核兵器の役割低減」により、核抑止を縮小してしまっ

⁷⁸ 矢野一樹「米「核戦力態勢の見直し」(2018NPR)(米国トランプ政権の国家安全保障戦略に関する一考察)『安全保障を考える』第 757 号、2018 年 6 月、10 頁。矢野は「核兵器の役割低減」は米国の通常戦力の圧倒的な優越の上にあると主張している。

⁷⁹ 高橋「現在の安全保障環境における適切な核兵器の役割とは？」3 頁。

⁸⁰ 戸崎「米国の抑止態勢と北朝鮮」24-25 頁。

⁸¹ 日本安全保障戦略研究所『日本人のための「核」大事典』92 頁。

た。一部の論者が主張するように、核廃絶の向けた取り組みの流れが逆転し、むしろ大国間（国家間）における武力衝突の蓋然性を背景に、抑止の信頼性向上のための核兵器の役割拡大の流れが生じてきたというのは、妥当な評価であろう⁸²。

それでは、核兵器の役割拡大は、「核兵器役割の対立概念」としての視点から見たとき、どのように評価できるか。結論から言うと、「秩序の兵器」と「実践の兵器」の両面の考え方ができると言えよう。核兵器の役割を拡大することは、懲罰的抑止効果の向上としてみると、「秩序の兵器」としての補強と考えられる一方、他方では、さらに先に予見される核の使用を前提とした役割拡大とみれば、「実践の兵器」として真に使用するための足かせを除去したものとも考えられる。どちらにしても、NPR2018 では、戦略環境の悪化と現実との乖離を真摯に受け止め、以前にも増して核兵器の役割を実際に使用する想定も含めて、真剣に検討する方向性がみられることは明らかである。

(3) ロシア核戦略への対抗と地域抑止力の間隙是正

低威力核オプションの導入に対する要因として挙げられるのが、ロシアのディエスカレーション戦略への対抗と地域抑止力の間隙是正である。

まず、米国には、西側とロシアとの武力紛争が生起した場合、ロシアが「ディエスカレーション戦略」を採用するという強い警戒感が存在する。このロシアの戦略に対抗すべく、米国も同様の低出力核オプションを整備していく必要があるという論法で抑止オプションの柔軟性・多様性を強化したものと分析できる⁸³。

もし、ロシアの A2/AD 能力を突破しうる低出力核オプションを米国が保持しているとすれば、ロシアの低出力核弾頭の使用に対して同程度の低出力核弾頭による報復を行うとロシアに認識させることができる。そうすれば、低威力核弾頭を先行使用したとしてもディエスカレーションに結びつかないとロシアも予測することになり、結果的にロシアは低出力核弾頭の先行使用そのものを断念せざるを得ない。したがって、米国にとっては、低出力 SLBM や新型核搭載 SLCM によって米国の核戦略上のオプション

⁸² 福田潤一「書評『「核の忘却」の終わりー核兵器復権の時代』』『国際安全保障』第 47 巻第 4 号、2020 年 3 月、45 頁。

⁸³ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』33 頁。

が広がり、核兵器が実際に使用される可能性を局限することができるのである⁸⁴。

その証拠に、NPR2018 本文において、米国は敵対国に対し低威力の核オプションに後れをとっており、敵対国はこれを利用して画策していると主張している⁸⁵。これは、ロシアが戦術核を 3,000 発保有しているのに対し、米国は 200 発しか保有せず、著しいアンバランスを生じていたためであり、それゆえ低出力核は、主にロシアの動き (戦略) に対応する措置と見ることが妥当なのである⁸⁶。

他方、柔軟な核兵器のオプション拡大は、その他の地域的侵攻に対する信頼性ある抑止を維持するのに必要であり、地域抑止力の間隙を是正する効果がある。ディエスカレーション戦略をとるロシアが、2017 年 2 月には米国が INF 条約違反になると主張してきた地上配備巡航ミサイル (GLCM) 「SSC-8」を配備し始めた。このような戦術・戦域核戦力 (運搬手段) の増強は INF 条約に縛られない中国や北朝鮮でも顕著にみられ、すでに事実上の退役状態にあった TLAM-N をオバマ政権が正式に退役させたことでアジアにおける核態勢は戦略核戦力への依存が強くなった。これについて、核抑止の専門家が、米国が「地域抑止能力における搾取可能な『間隙』」が拡大しているとの懸念を強めたと評価したのは的確である⁸⁷。この地域抑止力の間隙を是正するために、低威力核オプションの柔軟性、多様性が必要となったと分析できる。

一般的にも、「安定—不安定の逆説 (パラドクス)」の作用による低烈度の軍事力使用が今後増える可能性が指摘されるようになっており、一部の専門家は、低威力核オプションの重視には、核使用の威嚇であるから当然大きなリスクを伴うとはいえ、抑止論的には相当の妥当性があると分析している⁸⁸。さらには、米国の信頼性のある抑止はどれだけ損害をもたらすかではなく、損害をどれだけ管理できるかに依拠するとして、低威力核兵器の有用性を論じる主張もあり⁸⁹、低威力核導入の妥当性を補強する根拠となり得る。

また、NPR2018 において、この低威力核オプションの導入は、ロ中や北朝鮮など、直面する多様で高度な核脅威に対する抑止力を高めるとともに、

⁸⁴ 同上、34 頁。

⁸⁵ Peczeli, “The Trump Administration’s NPR,” p. 243.

⁸⁶ 日本安全保障戦略研究所『日本人のための「核」大事典』101 頁。

⁸⁷ 石川「トランプ政権の核態勢見直しと軍拡管理・不拡散の含意」20 頁。

⁸⁸ 同上、20 頁。

⁸⁹ 戸崎「米国の抑止態勢と北朝鮮」28 頁。

核の傘を含む同盟国への拡大抑止を強化するためには、「多様な核戦力を持つことで抑止に向けた柔軟性のある選択ができる」と繰り返し主張していることから⁹⁰、拡大抑止の強化も併せて狙ったものだと評価できよう。

このように、米国の NPR2018 における低威力核オプションの導入に代表される核抑止重視的な方針は、ロシアが 2000 年初頭にディエスカレーション戦略をいち早く採用し、着々と積み上げてきた柔軟性のある核戦力に対して、ようやく正しい反応を示したとの分析は一理あり、その内容には妥当性があると言える。したがって、低出力核オプションに対しては「核使用の敷居を下げる」という批判があるが、ロシアのディスカレーション戦略によって「核使用の敷居」はすでに下げられていると指摘することができ、米国 (とかく NPR2018) だけに責任を押し付けるのは、やや一方的であろう。

この低威力核オプションは、「核兵器役割の対立概念」の視点からすると、ロシアもまた、ディエスカレーション戦略を採用することによって、「核兵器を実際に使うことを考えなければ抑止できない」という考え方に立っていると言え、米ロ双方とも共通の抑止観に立つようになったということもできる⁹¹。すなわち、低威力核オプションの導入という変化に関して言う場合、核兵器の役割における世界的な視点は、「秩序の兵器」から「実践の兵器」に移行しつつあると捉えることができる。ペインらは、大量破壊兵器の拡散が進み、「第 2 の核時代」が到来しつつあることを指摘した。ただ、この「第 2 の核時代」に関する議論は、報復 (懲罰的抑止) よりも損害限定 (ミサイル防衛) を重視する方向性であったが、「核兵器役割の対立概念」の視点では、実際に使うことを考えていない点からいうと「秩序の兵器」の発想に近い⁹²。現在米ロ両国が採用している核戦略の一部は、もはやその先にある、限定核戦争における低威力核の使用を前提とした「実践の兵器」としての発想であり、新たな核時代を予見するものと捉えることができよう。

おわりに

本稿では、NPR2010 と NPR2018 の相違点として、①個別の抑止戦略の明示、②核兵器の役割拡大、③低威力核オプションの導入の 3 つを挙げ、

⁹⁰ E.g., OSD, *NPR 2018*, p. 35; 日本安全保障戦略研究所『日本人のための「核」大事典』100 頁。

⁹¹ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』33 頁。

⁹² 同上、41 頁。

その変化要因を①拡大抑止環境の改善、②現実乖離と懲罰的抑止向上、③ロシア核戦略への対抗と地域抑止力の間隙是正にあると分析し、結論付けた。こうした変化の根底には、トランプ政権下の核政策では、オバマ政権下での核廃絶に向けた取り組みの流れが逆転し、むしろ大国間（国家間）にける武力衝突の蓋然性を背景に、抑止の信頼性向上のための役割拡大の必要性があった⁹³。そして、NPR2018 は、安全保障環境の悪化を踏まえ、核兵器を「実際に使うことを考えなければ抑止できない」という考え方に基づき、低出力核オプションの導入による、核兵器を用いた損害限定への道を開こうとしているものと言えよう⁹⁴。ただし、その「秩序の兵器」から「実践の兵器」への新たな潮流は今始まったばかりであり、今後も注意深く見ておく必要がある。

序論でも述べたとおり、NPR2018 には様々な批判がなされているが、NPR2018 は、NPR2010 とは明確に異なる核軍縮へのスタンスの違いから、核軍縮における非連続性と同時に核抑止力の整備における連続性も観察されており、核戦略そのものや今後の方向性は、同盟国、とりわけ日本の安全保障の観点から高く評価すべきである⁹⁵。そして、今回指摘した相違点と変化要因は、トランプ政権だからこれらのアウトプットに繋がったというのではなく、どのような政権であったとしても 2018 年までの米国を取り巻く安全保障環境や各国の対応を真剣に考えると同じような結果になった可能性が高い。これまでの分析を総括すると、NPR2018 には一定の妥当性があると考えられる。

ペインが「第 2 の核時代」についての問題提起を行ってから 20 年余りが経ち、その間も核拡散が進行していった中、核兵器の役割そのものに対しても根本的な見直しが必要となりつつある⁹⁶。我々は早急に、核兵器が「実践の兵器」として支配する「第 3 の核時代」が出現するリスクとその対応策を考える必要があるだろう。

⁹³ 福田「書評『「核の忘却」の終わり』」45 頁。

⁹⁴ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』34 頁。

⁹⁵ 高橋「現在の安全保障環境における適切な核兵器の役割とは？」7 頁。

⁹⁶ 秋山、高橋『「核の忘却」の終わり』43 頁。

米国の同盟に実体を与える価値の共有について

— 米国と台湾の非公式な同盟を事例として —

北山 貴弘

はじめに

2020 年 7 月 23 日、米国のポンペオ (Michael Pompeo) 国務長官はリチャード・ニクソン図書館・博物館における演説で、米国の中華人民共和国 (以下、「中国」と記す。) に対する対中政策の転換を明らかにした¹。

今週、我々はヒューストンの中国領事館を閉鎖した。スパイ活動と知的財産窃盗の拠点だったからだ。南シナ海での中国の国際法順守に関し、8 年間の侮辱に甘んじる方針を転換した。国務省はあらゆるレベルで中国側に公正さと互惠主義を要求してきた。自由主義諸国が行動するときだ。全ての国々に、米国がしてきたことから始めるよう呼びかける。(中略) 自由世界が共産主義の中国を変えなければ、中国が我々を変えるだろう。中国共産党から我々の自由を守ることは現代の使命だ²。

これまで米国は、台湾を「核心的利益」と位置付ける中国との無用な緊張を避けようと、中国が台湾に侵攻した際に米国はいかに関与するかを明確にしておかなかった。しかし、近年、米国と中国の間の緊張が経済に留まらず安全保障全般に広がってきたことを背景に、「戦略的曖昧さ」の限界が指摘されるようになり、現実にも米国は台湾との関係を明確に強化し始めている³。2020 年 8 月 4 日に米国厚生省はアザー (Alex Azar) 厚生長官が代表団を率いて台湾を訪問したことを発表した⁴。この訪問の目的は、コロ

¹ U.S. Department of State, “Communist China and the Free World’s Future,” July 23, 2020, www.state.gov/communist-china-and-the-free-worlds-future/.

² 「共産主義の中国変えなければ」米国務長官の演説要旨『日本経済新聞』2020 年 7 月 24 日。

³ 台湾の定義に関して、若林正丈『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会、2008 年、415 頁を参照。本稿において台湾とは、1949 年以後の国際政治の文脈で中国と対峙・対抗する政治・経済体を指し、その地理的範囲は台湾島、澎湖諸島、金門島及び馬祖島に及ぶ。

⁴ U.S. Department of Health & Human Services, “HHS Secretary Alex Azar to Lead Delegation to Taiwan in First Visit by a U.S. HHS Secretary,” August 4,

ナウウイルスの全世界的な流行に際して経済及び公衆衛生の分野での協力を強化するためとしており、1979 年の断交以降で最高レベルの台湾訪問となる⁵。2020 年 9 月に元国務省政策企画局長のハース (Richard Haass) は、「戦略的曖昧さ」では軍事的に強大化した中国を抑止できず、米国は台湾防衛意図を明確化すべきとの論文を発表した⁶。2021 年 1 月 9 日にポンペオ国務長官は、中国政府に配慮して長年続けてきた米国と台湾の当局者の接触に関する自主規制を解除すると発表した⁷。同発表は、台湾が活気あふれる民主主義の場所で、信頼できる米国のパートナーであるとし、外交関係への規制はもはや有効でないともしている⁸。

米台関係の変化は何を示しているのか。米国は中華民国との米華相互防衛条約が 1979 年に失効した後、台湾関係法において台湾の安全保障への関与を公約することで、非公式な同盟関係を継続してきた⁹。なお、本稿において非公式な同盟とは、条約が存在しない同盟を指す¹⁰。米国は、この非公式な同盟を維持することによって中国の台湾への武力侵攻を抑止するとともに、中国との関係維持の両立を図ってきた。しかし、トランプ (Donald Trump) 政権は政権成立時における蔡英文総統との電話会談を皮切りに、慣例を破る形で台湾との関係の緊密化を強めてきた¹¹。バイデン (Joseph Biden) 政権においても、対中強硬路線及び親台湾路線は基本的には変わらない見通しである¹²。

非公式な同盟に関する代表的な先行研究として石川卓による理論研究があるが、非公式な同盟の方が公式な同盟よりも緊密な関係を有するケース

2020, www.hhs.gov/about/news/2020/08/04/hhs-secretary-alex-azar-lead-delegation-taiwan-in-first-visit-by-us-hhs-secretary.html.

⁵ Ibid.

⁶ Richard Haass and David Sacks, “American Support for Taiwan Must Be Unambiguous,” *Foreign Affairs*, September 2, 2020, www.foreignaffairs.com/articles/united-states/american-support-taiwan-must-be-unambiguous.

⁷ 「米国務長官、米台関係に制約不要と：台湾との公的接触規制を解除へ」『BBC NEWS JAPAN』2021 年 1 月 10 日、www.bbc.com/japanese/55599899。

⁸ 同上。

⁹ 石川卓「超大国アメリカにとっての同盟：理論的分析への試論」久保文明編著『アメリカにとって同盟とはなにか』中央公論新社、2013 年、57 頁。

¹⁰ 同盟とは「将来の安全に共通の不安をもつ国家が共同軍事行動を約束するもの」を指す。土山實男『安全保障の国際政治学：焦りと傲り』有斐閣、2014 年、283 頁。

¹¹ 「トランプ氏台湾総統と電話会談：米国と断交以来初めて」『朝日新聞 DIGITAL』2016 年 12 月 3 日、www.asahi.com/articles/ASJD32TN3JD3UHBI00M.html。

¹² The Democratic Party, *2020 Democratic Party Platform*, July 27, 2020, p. 88, [2020-07-31-Democratic-Party-Platform-For-Disribution.pdf](https://www.democrats.gov/2020-07-31-Democratic-Party-Platform-For-Disribution.pdf).

を十分に説明していない¹³。同盟条約の有無は同盟の信頼性を左右する 1 つの重要な要因ではあるが、唯一の要因ではないのではないか。イスラエルは、その端的な例である。米国は、利害関係が錯綜する中東の地域秩序に配慮して、今日に至るまでイスラエルとの同盟条約を結んでこなかった¹⁴。しかし、米国はイスラエルとの安全保障上の緊密な協力関係を一貫して維持してきた¹⁵。同じような問題が米国と東アジアの国際秩序、とりわけ台湾との関係にいえるのではないだろうか。

本稿の目的は、非公式な同盟の理論的な分析を介して米台関係の実態を分析することにある。米台関係の実態を分析する上で、台湾の民主化及び米国から台湾への防衛用兵器売却という 2 つの要素に特に焦点を当てる。

本稿の構成は、以下ようになる。第 1 節で同盟条約の有無について考察する。第 2 節で米台関係の緊密さについて考察する。第 3 節で中国に対する台湾の経済的依存関係について考察する。

1 米国と台湾の公式な同盟の終焉 (1970 年代)

第 1 節では同盟を分析するための視座として、既存の研究において考察されている同盟条約の有無について考察する。以下に、米国と台湾の公式な同盟から非公式な同盟への変遷を歴史的に概観する。

(1) 米華相互防衛条約終結の経緯

米国と中国の和解は戦略的利害関係に基づいてニクソン (Richard Nixon) 政権が始め、カーター (Jimmy Carter) 政権が完成し、レーガン (Ronald Reagan) 政権が保護するというプロセスを踏んだ¹⁶。米中が国交を樹立したことに伴い、米国は中華民国と断交するとともに米華相互防衛条約を破棄した¹⁷。ただし、米国は台湾関係法の制定、準公的機関としての米国在台

¹³ 石川「超大国アメリカにとつての同盟」54-57 頁。

¹⁴ 池内恵「同盟国を求めて：米国の中東政策の難問」久保編『アメリカにとつて同盟とはなにか』224 頁。

¹⁵ 同上、223 頁。

¹⁶ Richard Bush, *At Cross purposes: U.S.-Taiwan relations since 1942*, An East Gate Book, 2015, p. 178.

¹⁷ 阿部純一「溶解する米台「非公式」同盟」久保編『アメリカにとつて同盟とは何か』192 頁。

協会の設置、台湾への防衛用兵器の売却に基づく非公式な同盟へと移行した¹⁸。

1971年7月15日にニクソン大統領は、キッシンジャー(Henry Kissinger)国家安全保障担当大統領補佐官が極秘裏に北京を訪問したこと及びニクソン自らが中国を訪問することを演説し、米中和解の事実を明らかにした¹⁹。それまで米中接近の事実を知らされていなかった台湾は、米国に嚴重に抗議するとともにニクソンの訪中決定を非難した²⁰。ニクソンは蒋介石総統に親書を送ることで、米華相互防衛条約の堅持を保証した²¹。

1972年2月にニクソンが訪中することで米中両国は国交正常化の一步を踏み出したが、この時点で米華相互防衛条約の帰趨は明らかにされなかった²²。1972年2月27日の米中共同コミュニケにおいて、米国軍隊と軍事施設を撤退ないし撤去することが確認されたが、撤退期限や米華相互防衛条約をどうするかには言及されなかった²³。

1978年12月15日に米国は中国との国交を樹立するとともに、米国と台湾の同盟条約が終焉を迎えることが決まった²⁴。米中国交樹立に関する共同コミュニケに引き続く米国政府の声明において、「1979年1月1日に米国は台湾に対し外交関係断絶と米・中華民国間の相互防衛条約を同条約の規定に従って終結し、台湾に残留中の軍事要員を4か月以内に引き揚げる」とされた²⁵。以後の米台関係に関して、米国側は米華相互防衛条約を除

¹⁸ 同上。

¹⁹ Richard Nixon, “Remarks to the Nation Announcing Acceptance of an Invitation to Visit the People’s Republic of China,” The American Presidency Project, July 15, 1971, www.presidency.ucsb.edu/documents/remarks-the-nation-announcing-acceptance-invitation-visit-the-peoples-republic-china.

²⁰ 戴天昭『台湾戦後国際政治史』行人社、2001年、294頁から引用。なお、戴は『中央日報』1971年7月17日を参照。

²¹ 戴『台湾戦後国際政治史』294頁。

²² Bush, *At Cross purposes*, p. 135.

²³ Office of the Historian, “Joint Statement Following Discussions with Leaders of the People’s Republic of China,” February 27, 1972, history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76v17/d203.

²⁴ Office of the Historian, “Address by President Carter to the Nation,” December 15, 1978, history.state.gov/historicaldocuments/frus1977-80v01/d104.

²⁵ U.S. Department of State, “U.S. Normalizes Relations With the People’s Republic of China,” *bulletin*, January, 1979, p. 26, babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=msu.31293000745624&view=1up&seq=1.

き全ての既存条約を維持するとともに、米国の国内法の規定により新たな機構を設立することで関係を維持するとした²⁶。

(2) 米台の公式な同盟が終焉を迎えた要因

同盟はなぜ、どのように終わるのか。土山實男は同盟終焉の要因として①国際体系の変化、②余分の安全、③同盟相手国のパワーの低落、④同盟のクレディビリティ・ギャップ、⑤国内基盤の融解の5つの側面から論じている²⁷。米華相互防衛条約が終結した直接の原因は米中国交樹立であるが、そこに至る要因として台湾に関しては特に①によって説明できる。以下、公式な同盟が終焉を迎えた要因を土山の枠組みに基づいて述べる。

国際体系が変化することで、同盟の組み方や同盟政策の内容は変わる²⁸。中ソ対立の激化は冷戦構造を変化させ、米中関係が改善される契機となった。

1950年代後半に、中ソ対立はイデオロギーの対立として始まり、エスカレーションの一途をたどった²⁹。1958年にソ連側が提起した2つの軍事協力案件は中国側の対ソ不信を爆発させた³⁰。ソ連は原子力潜水艦を主とした海軍の共同及び原子力潜水艦用の長波レーダー観測所の設置を提案したが、中国側は軍事主権の侵害ととらえ反発した³¹。1958年9月に中国がソ連に事前通告することなく金門島砲撃を開始したことも中ソ双方の不信感を高め、亀裂は広がる一方となった³²。1960年に入るとソ連は中ソ友好同盟相互援助条約に背いて、ソ連専門家の引き揚げを一方的に決定し、貿易面でも中国に対して制限をかけた³³。

中ソ対立は1960年代半ばに、武力衝突にまで激化する。1966年頃までは中ソ国境一帯の兵力は抑制されるとともに、軍事的バランスは維持され

²⁶ 戴『台湾戦後国際政治史』394頁から引用。なお、戴は李大維『台湾関係法律法過程』洞察出版社、1988年を参照。

²⁷ 土山『安全保障の国際政治学』320-332頁。なお、土山は同盟条約が存在する同盟に限定して議論している。

²⁸ 同上、320頁。

²⁹ Henry Kissinger, *White House Years*, Little Brown & Co., 1979, p. 166.

³⁰ 太田勝洪、朱建榮編『原典中国現代史：外交』岩波書店、1995年、91-95頁から引用。なお、太田は中共中央文献研究室『党的文献』を参照。

³¹ 同上。

³² 日本国際問題研究所現代中国研究会『中国大躍進政策の展開：資料と解説 上巻』日本国際問題研究所、1973年、290頁から引用。なお、日本国際問題研究所は『中国政府發言人声明』1963年9月1日を参照。

³³ 太田、朱『原典中国現代史』98頁から引用。なお、太田は外文出版社『国際共産主義運動の総路線についての論戦』を参照。

ていた³⁴。しかし、1966 年 1 月にソ連がモンゴルと友好・協力・相互条約を締結してモンゴルに軍隊や基地を置く権利を得たことで、中国の不安が高まった³⁵。1969 年 3 月に、シベリアの中ソ国境にある珍宝島(ダマンスキー島)をめぐる中ソの軍事衝突が生じたことを受けて、中国はソ連を初めて主要な敵として位置付けた³⁶。

毛沢東がソ連との本格的な衝突に恐怖を感じて米国との関係打開に前向きになったことで、米国にとって対中和解が東西関係の改善とベトナム戦争からの出口を得る一挙両得の策として登場した³⁷。

(3) 台湾関係法に基づく米台の非公式な同盟の成立

米国は 1979 年に台湾と断交・同盟条約を解消した後、米国の国内法である台湾関係法により非公式な同盟に移行した³⁸。以後の台湾有事の際、米国は重大な関心をもって危機に対する能力を維持するものの、その対処と発動は米国の政治的配慮と道徳的良心に基づくことになる³⁹。

台湾関係法の成立過程において連邦議会は、政府の中国寄りの政策を修正する役割を果たした。米国の外交交渉は行政府が行うが、連邦議会上院が条約の批准を行うことで外交における権力分立が保障されている⁴⁰。しかし、米華相互防衛条約は、連邦議会に対する十分な相談が行われない状況において行政府が終了を通告した⁴¹。他国との同盟条約という安全保障上極めて重要な性格を持つ条約の終了を行政府が議会への相談なしに実行に移したことは、連邦議会の機能に対する挑戦と受け止められた⁴²。連邦議会は政府が提出した台湾関係法の原案に対して大幅かつ重大な修正や追加条項を付け加え、1979 年 4 月 10 日に台湾関係法を成立させた⁴³。

³⁴ Kissinger, *White House Years*, pp. 166-167.

³⁵ Ibid.

³⁶ 太田、朱『原典中国現代史』143-144 頁から引用。なお、太田は『北京周報』1969 年 4 月 29 日を参照。

³⁷ 佐橋亮『共存の模索：アメリカと「二つの中国」の冷戦史』勁草書房、2015 年、114 頁。

³⁸ 阿部「溶解する米台「非公式」同盟」192 頁。

³⁹ 戴『台湾戦後国際政治史』407 頁。

⁴⁰ 久保文明、砂田一郎、松岡泰、森脇俊雅『アメリカ政治：第 3 版』有斐閣アルマ、2018 年、285-286 頁。

⁴¹ Steven Goldstein and Randall Schriver, "An Uncertain Relationship: The United States, Taiwan and the Taiwan Relations Act," *The China Quarterly*, No.165, 2001, p. 148.

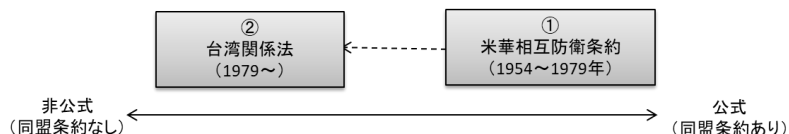
⁴² 佐橋『共存の模索』199 頁。

⁴³ 宇佐美滋『米中国交樹立交渉の研究』国際書院、1996 年、262-263 頁。

台湾関係法には公式な同盟との類似点及び決定的な相違点が存在する。類似点としては、台湾関係法には台湾の安全保障に関して米華相互防衛条約に近い内容が規定されている。米華相互防衛条約は第 5 条に「各締約国は、西太平洋地域においていずれか一方の領域に対して行われる武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであると認め、自国の憲法上の手続きに従って、共通の危険に対処するため行動することを宣言する」と規定している⁴⁴。一方で台湾関係法第 2 条 B 項は、「平和的手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含みいかなるものであれ、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、合衆国の重大関心事と考える。（中略）台湾人民の安全または社会、経済の制度に危害を与えるいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる合衆国の能力を維持する」と規定している⁴⁵。相違点は、台湾関係法はあくまでも米国の国内法であり、外交承認のない国に国際法上の制約を受けることはない⁴⁶。

これまで概観してきた米国と台湾の同盟の変遷を、既存理論の視座で図式化したものが図 1 である。条約が存在しない同盟に関して、石川は見捨てられの不安が生じやすくなるという弱点がある一方で、潜在的な敵国とのセキュリティ・ディレンマを抑制しうるという利点を指摘している⁴⁷。

図 1：米台同盟の変遷（既存理論の視座）



出所：筆者作成

⁴⁴ The Avalon Project, *Mutual Defence Treaty Between United States of America and the Republic of China*, December 2, 1954, avalon.law.yale.edu/20th_century/chin001.asp. 訳文は東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室データベース『世界と日本』に記載されている日本外交主要文書・年表(1)、680-683 頁のものを参照。

⁴⁵ Taiwan Relations Act of 1979, §22, U.S.C. 3301(1979). 訳文は東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室データベース『世界と日本』に記載されている『日中関係基本資料集』、880-887 頁のものを参照。

⁴⁶ 戴『台湾戦後国際政治史』407 頁。

⁴⁷ 石川「超大国アメリカにとっての同盟」57 頁。

2 米国と台湾の非公式な同盟の緊密化 (1980 年代以降)

第 2 節においては同盟を分析するための視座として、米台関係の緊密さについて考察する。以下に、米台関係の緊密さに影響を及ぼす要因として台湾の民主化、米国の台湾への防衛用兵器売却について述べる。

(1) 台湾民主化の経緯及び意義

1980 年代以降の台湾の民主化は、米国と台湾の非公式な同盟に具体的な内実を与えるものであった。米国が台湾の安全保障に関与する主要な動機は台湾の戦略的価値にあり、同盟は直接的には安全保障上の関心によって根拠づけられる。しかし、米国にとって地政学的根拠のみに基礎づけられて自由民主主義的な価値の共有を一切欠いた同盟は、信頼性を低下させることが指摘されている⁴⁸。また、価値という概念を導入することで、米国にとって非対称的な同盟を対等な同盟として演出できる⁴⁹。

台湾は冷戦期に自由主義陣営の一員を名乗ってはいたが、1980 年代に緩やかな民主化に舵をきるまで国府は人権や自由を抑圧し続けた⁵⁰。1947 年の二・二八事件は台湾社会のエリート層に壊滅的な打撃を与え、一般住民の深層心理に政治に対する恐怖を刻み込んだ⁵¹。二・二八事件は、1947 年 2 月 28 日に台北市内の路上でヤミ煙草を売っていた寡婦が取締中の省公売局職員に殴打される事案に端を発する⁵²。憤慨した民衆に取り囲まれた公売局職員が発砲し、流れ弾で民衆の 1 人が死亡した⁵³。翌日、台湾省行政長官公署へ抗議に赴いた民衆に対し警備兵が発砲して多くの死傷者が出たことが引き金となり、暴動が台湾全土に波及した⁵⁴。3 月 8 日に増援部隊が到着すると台湾住民に対し無差別殺戮を含む過酷な弾圧を加え、1 万 8000

⁴⁸ 中山俊宏「『理念の共和国』が結ぶ同盟とは」久保編『アメリカにとって同盟とはなにか』77 頁。

⁴⁹ 米国が結ぶ同盟の多くは必然的に非対称なものが多い。その非対称性はそれぞれの同盟により幅があり、非対称性の性格も異なるが、たいてい米国の同盟へのコミットメントは同盟国を大きく上回っている。また、米国と同盟関係にある国は、国力に関して米国のそれを大きく下回っている。中山「『理念の共和国』が結ぶ同盟とは」84 頁参照。

⁵⁰ 小笠原欣幸『台湾総統選挙』晃洋書房、2019 年、9-12 頁。

⁵¹ 何義麟『台湾現代史：二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』平凡社、2014 年、7-8 頁。

⁵² 同上、85 頁。

⁵³ 同上。

⁵⁴ 同上。

人から 2 万 8000 人が犠牲となった⁵⁵。1948 年 5 月、初代中華民国総統に選出された蒋介石は、共産党の反乱を鎮圧するまでの間の緊急事態として総統に強大な権限を与え国家総動員を行う動員戡乱時期臨時條款を布告した⁵⁶。これによって中華民国憲法の選挙や人権保障の規定が停止された⁵⁷。1949 年には戒厳令によって言論・集会・結社・出版の自由などが大きく制限されるとともに、国民党以外の政党を結成できなくなった⁵⁸。

台湾にとって、米国からの民主化要求は外部からの強力な圧力として作用した。台湾関係法制定時に、台湾において絶対的多数派の本省人が外省人の無法な統治を受けているとの証言を受けて人権条項が盛り込まれた⁵⁹。台湾関係法第 2 条 C 項には、「本法律に含まれるいかなる条項も、人権、特に約 1800 万人の台湾全住民の人権に対する合衆国の利益に反してはならない。台湾の全ての人民の人権の維持と向上が、合衆国の目標であることをここに再び宣言する」と定められている⁶⁰。1979 年の美麗島事件は台湾民主化運動の転換点となった⁶¹。美麗島事件とは、1979 年 12 月 10 日に高雄で生じた民衆と治安部隊の衝突である⁶²。民主化を唱える美麗島雑誌主催の集会在軍や警察によって阻止され、数百人の負傷者が出た⁶³。美麗島事件以後、在米台湾人は北米台湾人教授会や台湾人公共事務協会などを結成し、米国議会のロビー活動を通じて国民党を牽制した⁶⁴。美麗島事件に続く政治警察とその周辺の暴力の暴発を契機として、米国議会は台湾の人権問題に積極的に介入した⁶⁵。

外部からの圧力を契機として、蔣経国は 1980 年代に政権の世襲の否定、暴走する特務機関の抑止、民進党の結党容認、戒厳令の解除など重要な決断を行い、緩やかな民主化に舵をきった⁶⁶。同時期に台湾がグローバルな経済体制の中で成功したことは、外交的孤立の中でも広範な実質関係維持を可能にし、民主化期の対外的自己主張の基盤ともなった⁶⁷。

⁵⁵ 同上、8 頁。

⁵⁶ 小笠原『台湾総統選挙』6 頁。

⁵⁷ 同上。

⁵⁸ 同上。

⁵⁹ 戴『台湾戦後国際政治史』408 頁。

⁶⁰ Taiwan Relations Act of 1979, §22, U.S.C. 3301(1979).

⁶¹ 何『台湾現代史』191-192 頁。

⁶² 同上。

⁶³ 同上。

⁶⁴ 若林『台湾の政治』164 頁。

⁶⁵ Bush, *At Cross Purposes*, pp. 179-218.

⁶⁶ 小笠原『台湾総統選挙』12 頁。

⁶⁷ 若林『台湾の政治』139 頁。

1988 年に蔣経国総統が死去した後は、李登輝総統が民主化を進めた。李登輝は動員戡乱時期臨時條款を廃止し、内戦非常時態勢を解除した⁶⁸。次いで、国民大会及び立法院の全面改選を成し遂げるとともに、政治犯の特赦、二・二八事件の謝罪も行った⁶⁹。クリントン (William Clinton) 大統領は李登輝総統による台湾民主化改革に高い評価を示し、米台関係を実質的に前進させた。1993 年にクリントン政権は新台湾政策を発表し、政府高官の相互訪問や総統の米国通過を可能とした⁷⁰。

台湾の民主化は 1990 年代に冷戦構造が消滅した後も、米国が台湾の安全保障に関与する意義を与えた。1989 年の天安門事件以降、人権問題が米中間の争点となったことは、米国にとって価値を共有するパートナーとしての台湾の位置付けを相対的に高めた⁷¹。

(2) 米国から台湾への防衛用兵器売却の経緯及び意義

米国から台湾への防衛用兵器売却は軍事的な意義以上に、政治的・心理的な意義を持つ。台湾への防衛用兵器売却は、軍事的には中国が台湾へ武力侵攻するのを抑止・対処する役割を担っている。また、政治的・心理的には、米国が台湾の現状維持への関与を継続することを象徴している。

米国から台湾への防衛用兵器売却は、3 つの根拠に基づく。第 1 に台湾関係法第 2 条 B 項において、米国が防衛的な性格の兵器を台湾に供給することを定めている⁷²。第 2 に 1982 年 8 月 17 日に発表された米中共同コミュニケにおいて、米国は台湾向け兵器売却政策を長期政策としないこと、台湾に売却する兵器は性能、数量の面で米中国交樹立後の数年の水準を超えないこと、台湾向け兵器売却は段階を追って減らし、一定期間後に最終的に解決する用意があることを声明している⁷³。第 3 にレーガン大統領が国府に対して表明した 6 つの保証において、米国は台湾への防衛用兵器売

⁶⁸ 小笠原『台湾総統選挙』14 頁。

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 戴『台湾戦後国際政治史』563 頁。

⁷¹ 飛鳥田麻生「米中関係における「人権」問題：中国の視点から」高木誠一郎編『米中関係－冷戦後の構造と展開－』日本国際問題研究所、2007 年、143 頁。

⁷² Taiwan Relations Act of 1979, §22, U.S.C. 3301(1979).

⁷³ Office of the Historian, “U.S.-China Communiqué on Arms Sales to Taiwan,” August 17, 1982, history.state.gov/milestones/1981-1988/china-communicue.

却について終了期限を設けないこと及び中国と事前協議の約束がないことを保証している⁷⁴。

台湾への防衛用兵器売却は、米国が中国に台湾への武力不行使を誓約させることを諦めた帰結である⁷⁵。米中国交正常化交渉において、米国は中国に台湾問題への平和的解決を望んだ⁷⁶。しかし、中国側は台湾が自国の不可分の領土の一部であるとの認識から、そのような誓約は主権侵害であるとして頑なに拒んだ⁷⁷。解決の糸口として、米国は防衛用兵器を台湾に売却することで、台湾の安全保障上の不備を補完する方針に転換した⁷⁸。これは中国には同意しがたいものだったが、ベトナムへの懲罰戦争を控えているという戦略的理由から同意せざるを得なかった⁷⁹。

台湾への防衛用兵器売却の軍事的意義に関して、中国による武力侵攻を抑止・対処するために台湾が重視すべき能力を考察する。第 1 に防空作戦能力が重要であり、この強化のためには早期警戒システム、戦闘機、空中給油機及び電子戦機等の兵器が必要となる⁸⁰。航空攻撃は、以後の地上戦力による戦闘のコストを下げるとともに、地上戦力を投入する前に戦場における任務遂行をも可能にする⁸¹。そして、台湾海峡の幅が最狭部において 130km と短く縦深性も有していないという地理的条件は、中国大陸からの台湾への航空攻撃を容易にしている。第 2 に人民解放軍による武力侵攻を海上で阻止する能力及び台湾周辺海域の海上交通路を確保する能力が重要である。海上における武力侵攻の阻止に関して特に重要な兵器は潜水艦であり、着上陸阻止の手段以上に戦略的な効果を発揮する。海上交通路の確保に関して特に重要な兵器は掃海艇であり、全周を海洋に面しており海上封鎖に脆弱な台湾にとって、不可欠な兵器である。第 3 に弾道ミサイル防衛能力が重要であり、拒否の抑止のための早期警戒レーダー、イージス艦、地上配備型の迎撃ミサイル等が必要となる。そのため、中国大陸からは台

⁷⁴ American institute of Taiwan, “Declassified Cables: Taiwan Arms Sales & Six Assurances (August 17, 1982),” www.ait.org.tw/our-relationship/policy-history/key-u-s-foreign-policy-documents-region/six-assurances-1982/.

⁷⁵ 宇佐美『米中国交樹立交渉の研究』173-175 頁。

⁷⁶ 同上、174 頁。

⁷⁷ 同上。

⁷⁸ 同上、175 頁。

⁷⁹ 戴『台湾戦後国際政治史』389 頁。

⁸⁰ 門間理良「台湾の軍事戦略」安田淳、門間理良『台湾をめぐる安全保障』慶應義塾大学出版会、2016 年、104-105 頁。

⁸¹ Robert Pape, *Bombing to Win: Airpower and Coercion in Warfare*, Cornell University Press, 1996, p. 326.

湾海峡越しに、いずれの射程の弾道ミサイルでも台湾全土への攻撃が可能である。

台湾への防衛用兵器売却の政治的・心理的意義は、米国による台湾の現状維持への関与を象徴している点にある。米国がいつ、何をどれくらい防衛用兵器として台湾に売却するかは、中台双方への強いメッセージ性を有しており、米国は台湾の安心と中国の不安のバランスをとっている。防衛用兵器の中でも特に潜水艦、戦闘機及びイージス艦の売却は政治的・心理的に強いメッセージ性を有する。その理由としては第 1 に、これらの兵器は攻撃用兵器としての側面を有する。第 2 に、前述した重要性に関わらず台湾は潜水艦、戦闘機エンジン、イージス艦の開発技術を有しておらず、完全に輸入に頼らざるを得ないためである⁸²。

(3) 米台の非公式な同盟を実質的に支えた要素

米台の非公式な同盟を多角的に分析する第 2 の視座として、米台関係の緊密さを自由民主主義的な価値の共有及び防衛用兵器の売却の議論に基づいて述べる。

まず、1990 年頃から台湾の民主化は急速に進展しており、この時期を境に米台関係の緊密さが高まったと評価できる。米台関係は 1954 年の米華相互防衛条約締結以降、軍事的価値のみに基づいたものであり、内容的価値を欠いてきた。1990 年頃を境として台湾が急速に民主化を達成したことが、内容的価値を生み出し、米国のパートナーとしての台湾の存在意義を強めた。

次に、米国から台湾への防衛用兵器売却額や売却した（あるいは売却しなかった）兵器は、米台関係の緊密さの指標となる。第 1 に、米国の台湾への武器輸出推移は図 2 に示すとおりであり、売却額の減少は米国の同盟への関与の低下を示す。2007 年以降、ブッシュ (George Bush) 政権は台湾向け防衛用兵器輸出に冷淡となった⁸³。これは 2000 年代に入って台湾が自国の防衛努力を怠りながら、中国を刺激しているという印象を米国に与えたことによる⁸⁴。第 2 に、要請された兵器を売却しないことが米国の同

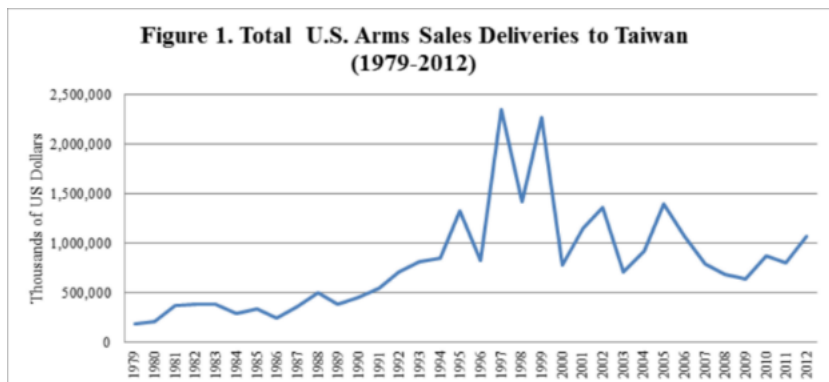
⁸² 門間「台湾の軍事戦略」87 頁。

⁸³ 松田康弘『『最良の関係』から『相互不信』へ』若林正丈編『ポスト民主化期の台湾政治：陳水扁政権の 8 年』アジア経済研究所、2010 年、286-292 頁。

⁸⁴ 2001 年にブッシュ政権は大規模な台湾への武器輸出計画を発表した。しかし、台湾側の購入プロセスは、国内政治の影響で遅々として進まなかった。特にペトリオット PAC-3 ミサイル、P-3C 哨戒機、ディーゼル潜水艦を調達するための巨額の費用を捻出することが難しく、次第に米国側のいら立ちが募る結果となった。

盟への関与の低下を示す。2006 年以降、台湾は F-16C/D 戦闘機の調達を米国側に要請してきた⁸⁵。しかし、ブッシュ政権は台湾国内政治に振り回されることへの嫌気や、戦闘機の輸出に極めてセンシティブな中国への配慮から、その売却を拒否している⁸⁶。

図 2：米国から台湾への武器輸出推移（調達ベース）



出所：Yeh-Chung Lu, “The Taiwan Relation Act at 35 Years: The Path Ahead,” Policy Brief III(April 2014), Wilson Center, p. 4.

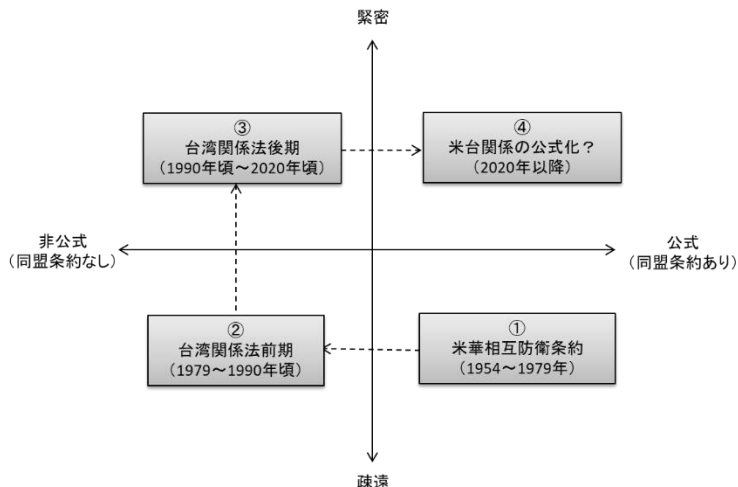
以上の議論を基に、米台同盟の変化を 2 次元的に図式化したものが図 3 である。民主化の度合いによって米台関係の緊密さを明確に区分している。また、米国から台湾への防衛用兵器売却の変遷は、各象限における米台関係の緊密さの変動に影響を及ぼしていると類推される。

山口信治「米国にとっての台湾問題」防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート 2017—変容を続ける中台関係—』2017 年、51 頁参照。

⁸⁵ F-16C/D は台湾が保有していた F-16A/B よりも高性能な戦闘機であり、その調達により中華人民共和国に押され始めていた航空戦力のバランスを挽回することが期待されていた。山口「米国にとっての台湾問題」51 頁参照。

⁸⁶ Shirley Kan, “Taiwan: Major U.S. Arms Sales Since 1990,” Congressional Research Service, August 29, 2014, pp. 20-24, fas.org/sgp/crs/weapons/RL30957.pdf.

図3：米台同盟の変遷（2次元モデル）



出所：筆者作成

3 米国と台湾の非公式な同盟の揺らぎ（1990年代以降）

第3節において、中国に対する台湾の経済的依存関係という視座を導入することにより、米台関係の変遷を多角的に捉える。そして、台湾にとって中国の安全保障上の脅威が増大する一方で、台湾が中国への経済的依存関係を深めた経緯について述べる。

(1) 台湾の中国への経済的依存の深化

民主化によって緊密さが増した1990年代以降の米台関係は、台湾の中国への経済的依存度に応じてさらに区分できる。

第1の契機は、2005年以降の中国の戦略転換によるものである。中国が施策として台湾農産物の優遇、台湾商人の合法權益保護、パンダ贈呈、台湾人留学生優遇措置等を進めることで、台湾が中国への経済的依存を深めるきっかけとなった⁸⁷。

第2の契機として、2008年以降に台湾の中国への経済的依存が構造的に進んだ。これは、馬英九政権が中国活用型発展戦略を進めたことによる⁸⁸。

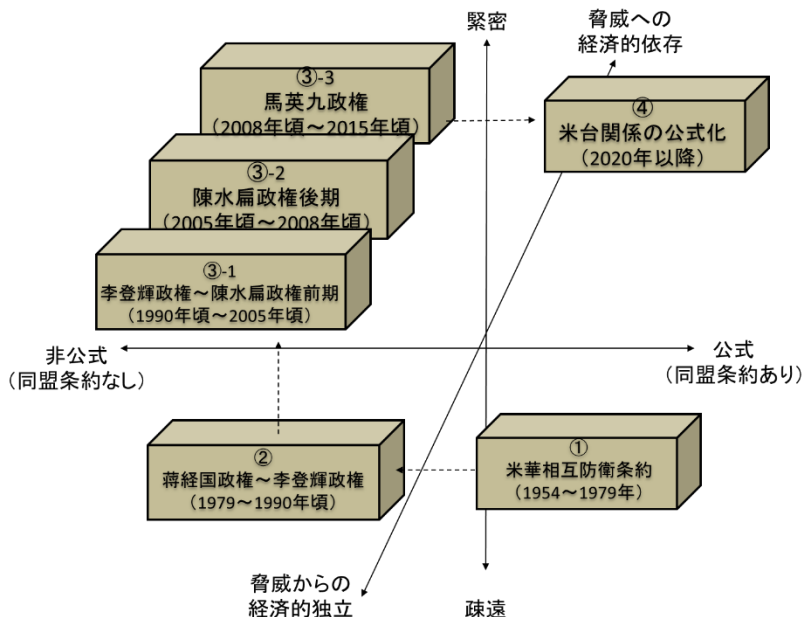
⁸⁷ 小笠原『台湾総統選挙』180頁。

⁸⁸ 伊藤信悟「馬英九政権の「中国活用型発展戦略」とその成果」松田康博、清水麗編著『現代台湾の政治経済と中台関係』晃洋書房、2018年、41頁。

中国から台湾への外貨収入は、2008年の136億ドルから2014年には1874億ドルへと拡大し、台湾の経済的繁栄に貢献している⁸⁹。

上記の時期区分に基づいて、米台同盟の変化を3次元的に図式化したものが図4である。2005年以降の時期に、米台の非公式な同盟は緊密さを増してはいるものの、台湾が中国への経済的依存を一方的に深めることで同盟に不利に作用している。

図4：米台同盟の変遷（3次元モデル）



出所：筆者作成

(2) 中国の軍事的脅威の増大

中国は急速な経済成長を背景に継続的に高い水準で国防費を増加させ、これをベースに軍事力の質・量を広範かつ急速に強化した⁹⁰。その結果、2000年代から中台間の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に変

⁸⁹ 伊藤「馬英九政権の「中国活用型発展戦略」とその成果」49頁から引用。なお、伊藤は『行政院大陸委員會網站』を参照。

⁹⁰ 『令和2年版防衛白書』防衛省、2020年、88頁。

化し、その差は年々拡大する傾向がみられる⁹¹。また、中国の軍事力は、東アジアにおける米国の地位を脅かすほどに拡大している⁹²。

天安門事件以後、米国が中国内の人権に関して批判を強めたことは米中関係に転換点をもたらした⁹³。これを契機として、中国は米国に関する脅威認識を自国の体制を脅かしうる唯一の存在へと変更した。

1991 年に湾岸戦争において米国がイラクを打ち破ったことは、中国の懸念を現実化させた。第 1 に、米国が湾岸戦争において戦力投射、状況認識及びスタンドオフ精密攻撃において圧倒的な軍事力の格差を示した⁹⁴。第 2 に、米国は新たな世界秩序において広範な国際的支援を動員することを可能とし、その行動に関して国連の支援が得られることを示した⁹⁵。

1995 年から 1996 年に及ぶ第 3 次台湾海峡危機を経て、中国は米国の空母艦載機を具体的な脅威として認識した。1995 年から 1996 年にかけて、人民解放軍は台湾周辺海域における弾道ミサイル発射訓練、実弾射撃演習及び三軍協同の上陸作戦演習を強行した⁹⁶。人民解放軍の前例のない示威行動の目的は、1995 年 6 月の李登輝総統訪米とそれを受け入れた米国政府に対する警告であった⁹⁷。この軍事力の誇示に対抗してクリントン政権が台湾周辺海域に 2 つの空母打撃群を展開したことに中国は手出しできず、事態は収束した⁹⁸。

1999 年のコソボ紛争を経て、中国は懸念をさらに強めた。コソボ紛争において米国は、分離主義者を支持するために NATO の同盟国を一部動員することで国際的な正統性を示した⁹⁹。この事実は、国内にチベット、ウイグルといった独立勢力を有する中国政府の不安をかきたてた¹⁰⁰。また、NATO

⁹¹ 同上。

⁹² Aaron Friedberg, *Beyond Air-Sea Battle: The Debate Over US Military Strategy in Asia*, The International Institute for Strategic Studies, 2014, p. 15.

⁹³ 高木誠一郎「米国と中国の対外戦略における相手方の位置づけ」高木編『米中関係—冷戦後の構造と展開』日本国際問題研究所、2007 年、18 頁。

⁹⁴ Elinor Sloan, *Modern Military Strategy: An Introduction Second edition*, Routledge, 2017, pp. 43-44.

⁹⁵ Friedberg, *Beyond Air-Sea Battle*, p. 17.

⁹⁶ 平松茂雄『台湾問題：中国と米国の軍事的確執』勁草書房、2005 年、149-153 頁から引用。なお、平松は『人民日報』及び『解放軍報』を参照。

⁹⁷ 平松『台湾問題』188 頁。

⁹⁸ Robert Ross, "The 1995-1996 Taiwan Strait Confrontation: Coercion, Credibility, and Use of Force," *International Security*, Vol. 25, No. 2, Fall, 2000, p. 87.

⁹⁹ Friedberg, *Beyond Air-Sea Battle*, p. 19.

¹⁰⁰ *Ibid.*

軍の高い精度を誇る空爆作戦において、中国大使館が誤爆されたことで、中国は米国に対する脅威認識をさらに強めた¹⁰¹。

1990 年代の 3 つの事象は、中国の軍事力拡大に直結した。第 1 に中国の国防費増大に正当性を与えた。中国の公表国防予算は 1989 年度から 2015 年度までほぼ毎年二桁の伸び率を記録する速いペースで増加してきた¹⁰²。第 2 に、人民解放軍の接近阻止・領域拒否 (Anti-Access, Area-Denial: A2/AD) 能力強化につながった¹⁰³。人民解放軍は空母打撃群を攻撃対象とした対艦弾道ミサイル (Anti-Ship Ballistic Missile: ASBM) DF-21D を配備することで、第 1 列島線内における米国に対する海上拒否能力強化を図っている¹⁰⁴。

(3) 台湾の対中経済依存の深化

中国の脅威が不可逆的に増す一方で、台湾は中国に対する経済的依存を深め、繁栄と自立のディレンマに陥った¹⁰⁵。中国は台湾を経済的に依存させることで独立阻止をほぼ達成するとともに、将来の統治の基礎を固めようとしている¹⁰⁶。これは、米国の視点からは、経済というハードパワーによって米台関係に楔を打ち込む行為と捉えられる。

2005 年以降、胡錦濤政権は台湾の独立傾向をエスカレーションさせずに経済的に取り込む方針に転換した¹⁰⁷。切り口として、当時の野党であった国民党との改善を図り、台湾の民意に積極的にアピールする施策を行うことで、中国脅威論を唱える陳水扁政権の足元を揺さぶった¹⁰⁸。この変化は、中国共産党と国民党が「1 つの中国」という用語の互いの解釈に異議を唱

¹⁰¹ Ibid., p. 20.

¹⁰² 『令和 2 年版防衛白書』防衛省、2020 年、59 頁。

¹⁰³ A2/AD の定義に関しては『令和 2 年版防衛白書』57 頁を参照。A2/AD は米国によって示された概念で、接近阻止 (A2) 能力とは主に長距離能力により、敵対者がある作戦領域に入ることを阻止するための能力を指す。また、領域拒否

(AD) 能力とは、より短射程の能力により、作戦領域内での敵対者の行動の自由を制限するための能力を指す。

¹⁰⁴ 『令和 2 年版防衛白書』62 頁。

¹⁰⁵ 松田康博「馬英九政権下の中台関係—経済的依存から政治的依存へ?—」松田、清水編『現代台湾の政治経済と中台関係』179 頁。

¹⁰⁶ 同上、189 頁。

¹⁰⁷ 小笠原『台湾総統選挙』179-180 頁。

¹⁰⁸ 同上、180 頁。

えないことにより可能になった¹⁰⁹。2005 年以降、「1 つの中国」は中華民国を指すと台湾内部で主張しても、中国側は事実上異議を唱えなくなった¹¹⁰。

2008 年に馬英九政権が中国活用型発展戦略として、①対中経済交流の正常化②海峡兩岸経済協力枠組み協定 (Economic Cooperation Framework Agreement: ECFA) ③政府主導の産業協力を推進することで、中台間の人的・経済的な流れは構造的に変化した¹¹¹。第 1 の変化として、中台間の貿易・投資・観光に関する規制が緩和され、中台間の人的・経済的交流が双方向的・直接的・全面的なものへと伸展した¹¹²。この変化は、台湾における観光外貨収入による経済的恩恵をもたらした¹¹³。第 2 の変化は、中台間の非対称的相互依存関係の高まりである¹¹⁴。陳水扁政権末期の 2007 年から馬英九政権末期の 2015 年にかけて、台湾の対中貿易依存度は高まったが、中国の対台湾貿易依存度は低下した¹¹⁵。

もともと米国も、こうした中台関係の経済関係の発展と、台湾の対中経済依存の深まりを傍観していたわけではない。米国は、米台の経済関係を強化することで、中国の戦略に対抗している。米国は、台湾とのサプライチェーンの構築、インフラ、エネルギー面のほか、ハイテク分野で協力を深めることを確認することで、自由な市場への米台の共通の関与を強化している¹¹⁶。

おわりに

本稿では、非公式な同盟の理論的な分析を介して米台関係の実態を分析することを目的とした。そのため、台湾の民主化及び米国から台湾への防衛用兵器売却という 2 つの要素に特に焦点を当てた。

本稿の結論は以下のとおりである。第 1 に、同盟条約の有無は同盟の唯一の要因ではなく、非公式な同盟の方が公式な同盟よりも強い関係を伴う場合が存在する。台湾への防衛用兵器売却や台湾の民主化の事例から、緊

¹⁰⁹ 松田「馬英九政権下の中台関係」167 頁。

¹¹⁰ 同上。

¹¹¹ 伊藤「馬英九政権の「中国活用型発展戦略」とその成果」41 頁。

¹¹² 同上、46 頁。

¹¹³ 同上、49 頁。

¹¹⁴ 同上、46 頁。

¹¹⁵ 同上。

¹¹⁶ 「アメリカと台湾：新たな経済対話で中国けん制」『NHK ニュース』2020 年 11 月 21 日、www.nhk.or.jp/news/html/20201121/k10012724301000.html。

密な関係性は条文の有無だけではなく実体を与える要素によって左右される。第 2 に、米国と台湾の非公式な同盟の緊密さをもってしても、台湾海峡兩岸の現状を維持するのに不十分な方向へ形勢が傾いている。米台の非公式な同盟は、地域大国である中国に配慮した形をとることにより東アジアの地域秩序を維持してきた。しかし、米国の負担分担外交に象徴されるように米国のパワーは相対的に低下しており、より公式な米台関係の在り方が模索されている¹¹⁷。

本稿から得られる日本への含意として、日米同盟は条約が存在するから安泰ではなく、同盟の信頼性を向上させるためには実態を形作る必要がある。台湾は米国との関係において不安定な立場だったが、その不安定な立場ゆえに米国と実質的な関係を築く努力が継続されてきた。一方、冷戦構造以外に同盟の意義が問われてこなかった日米同盟は、冷戦後にその存在意義をめぐってすれ違いが表面化した。現在も日本は、安全保障に関して日米同盟に依存せざるを得ない状況にはある。しかし、同盟はあくまで国益追求のための手段である。日米同盟それ自体を目的や前提とみなして思考停止に陥ることなく、その意義を常に問い直す必要がある。

最後に今後の研究の方向性として、米国との非公式な同盟に関する他の事例との比較研究が不可欠である。米国は東アジアと同様に安全保障環境が複雑な中東において、イスラエルやサウジアラビアと緊密な関係を維持してきた。これらを米台関係との比較対象として考察することで、米国の同盟行為に対する理解を深めていく。

¹¹⁷ Haass and Sacks, “American Support for Taiwan Must Be Unambiguous”.

サイバー空間における効果的な抑止メカニズム

熊取谷 行

はじめに

インターネット人口は 2019 年には 41 億人を超え、パソコンのみならずスマートフォン、IOT 機器など、社会のネットワーク化が急速に進展しインターネットへの依存度が増すことに比例して、サイバー攻撃は大きな脅威になっている。

軍事面においても、軍事空間が従来の陸・海・空の空間から、サイバー空間へと拡大するとともに、エストニアやジョージアの事例、あるいはイランに対するスタックスネット・ウイルス攻撃の事例が示すとおり、サイバー攻撃への対処は安全保障上の重要な課題となっている。このため、世界各国は、国家レベルのサイバーセキュリティ政策を推進するとともに、米軍はサイバー・コマンド、中国人民解放軍は戦略支援部隊を新編する等、各国軍隊はサイバー戦専任部隊を設置し、サイバー戦への備えを進めつつある¹。

抑止メカニズムに目を向けると、冷戦期、米ソ対立構造に一定の安定性を与えた核及び通常戦力によって構成される従来の抑止メカニズムは、敵に受け入れ難いコストを強要する懲罰的抑止が中心であり、その他に敵の特定の行動の利得を拒否する拒否的抑止も存在する²。ところが、サイバー空間には陸・海・空といった物理空間とは異なる特徴により、従来の抑止メカニズムが十分に機能しない可能性があるため、サイバー空間における効果的な抑止が模索されているが、必ずしも意見は一致したものではない。特に、サイバー攻撃の報復手段として物理攻撃を用いるかどうかについては意見が分かれており、サイバー攻撃が武力攻撃に相当するか否かの基準となる国際規範の策定に際しても、専門家間で意見は一致していない現状がある³。

¹ 山口嘉大「サイバー防衛における官民連携の強化について—エストニア共和国との比較を通じて—」『防衛研究所紀要』第 21 巻第 1 号、2018 年 12 月、163 頁。

² 八木直人「抑止概念の再考—新たな脅威様相と「テラロード」抑止—」『海幹校戦略研究』第 2 巻第 2 号、2012 年 12 月、109 頁。

³ 中谷和弘、河野桂子、黒崎将広『サイバー攻撃の国際法—タリン・マニュアル 2.0 の解説—』信山社、2018 年、77-78 頁。

本稿は、サイバー空間における特徴及び従来の抑止の概念を踏まえた上で、サイバー空間における効果的な抑止メカニズムについて分析、整理することを目的としている。まずは、サイバー空間における抑止を理解するのに必要な、同空間の特徴について述べ、次に、冷戦期の抑止メカニズムとその制約について述べる。そして、サイバー空間において冷戦期の抑止メカニズムが適用できるかどうか述べた後、サイバー空間における効果的な抑止の可能性とその制約について、整理、分析する。

1 サイバー空間の特徴と冷戦期の抑止理論

(1) サイバー空間の特徴

言うまでもなく、サイバー空間は、陸・海・空・宇宙という他の空間が自然空間であるのに対し人工的に作られた空間である。その実態は、パソコン、サーバーといった端末と、それらを接続するネットワークで構成されており、情報の交換、蓄積ができる空間と定義されている⁴。サイバー空間は、このような人工空間であることが影響して、陸・海・空・宇宙という物理空間にはない、いくつかの特徴がある⁵。このうち、本稿では抑止に大きく関係する、「アトリビューション問題」、「攻撃側の優位性」、「効果予測の困難性」、「非対称的なリスク」、「武力攻撃との関係」の五つの特徴に絞って説明する。

第一に、サイバー空間における最大の問題の一つである、アトリビューション問題である。アトリビューションとは、一般的には「所属や属性」という意味だが、サイバー空間においては、サイバー攻撃の主体が誰なのかということの意味する⁶。サイバー空間におけるアトリビューション問題は、インターネット構造、アプリケーションやプログラム設計、攻撃者の社会的属性（特に国家との関係）と多岐にわたるが、大きく分けて技術的なものと社会・政治的なものに区分できる。技術的な問題は、発信元を識別するための IP アドレスを偽装したり、マルウェアによって乗っ取った複数のコンピューターを中継して攻撃を行うボットネットと呼ばれる攻撃手

⁴ 持永大、村野正泰、土屋大洋『サイバー空間を支配する者—21世紀の国家、組織、個人の戦略—』日本経済新聞出版社、2018年、23頁。

⁵ サイバー空間の特徴は論者によって多少の違いがあるため、本稿では抑止に影響を及ぼす主に攻撃に関する特徴を取り上げた。）

⁶ 土屋大洋『サイバーセキュリティと国際政治』千倉書房、2015年、14頁。

法などが、攻撃源の特定を困難にしている⁷。社会・政治的な問題は、サイバー攻撃の主体は国家や軍隊に限定されず、個人や犯罪組織など多様であること、また、攻撃者が個人であっても、その背後に国家や組織が存在する場合は挙げられる⁸。攻撃を行ったコンピューターの特定は、技術が進展すれば解決できるかもしれないが、その攻撃を指示した者のアトリビューションを特定することはインテリジェンスの問題となり、技術的な問題よりも困難を極める可能性がある⁹。アトリビューション問題の実事例を示すと、2007 年、エストニアがサーバーやウェブサイトで大規模なサイバー攻撃を受けた際、その多くはロシアからのものであり、攻撃はロシア国内から来ているように見えたが、これが国家が行ったものなのか、国家以外が行ったものなのかは確認できなかった¹⁰。

第二に、サイバー空間におけるもう一つの大きな問題である、サイバー空間では攻撃側が圧倒的に優位という点である。これは、サイバー空間は侵入や攻撃が極めて容易な空間であり、それらに対する防御が困難という面を持つためである。この性質の要因は複数あるが、根本的には、サイバー空間、とりわけインターネットがその設計上、情報の伝達・拡散を自由かつ容易にすることを目的としているため、リスクマネジメントや安全保障を優先する概念がないことに起因する。また、攻撃側は、自身が攻撃をするための防御側の脆弱性を十分な時間をかけて一つ又は複数見つければよいが、防御側は、常に様々な攻撃に対して防御をしなければならず、わずかな脆弱性を見落としただけで対策が意味をなさなくなる可能性もある¹¹。さらに、サイバー攻撃対策は単体のシステムにとどまらず、他のシステムへ被害が拡散する恐れがあるため、ネットワーク全体の横断的な対策が必要となる¹²。よって、少ないコストや資源で実施できる攻撃側に対して、防御側に必要なそのコスト差はあまりに大きい。例えば、1,000 万行のセキュ

⁷ 川口貴久「サイバー空間における安全保障の現状と課題ーサイバー空間の抑止力と日米同盟ー」『平成 25 年度外務省外交・安全保障調査研究事業 (調査研究事業) 「グローバル・コモンズ (サイバー空間、宇宙、北極海) における日米同盟の新しい課題』、2014 年 3 月、14-15 頁。

⁸ 土屋『サイバーセキュリティと国際政治』15-19 頁。

⁹ 持永ほか『サイバー空間を支配する者』150 頁。

¹⁰ Martin C. LibiCki, *Cyberdeterrence and Cyberwar*, RAND Corporation, 2009, pp. 2-3.

¹¹ 川口「サイバー空間における安全保障の現状と課題」16-17 頁。

¹² 持永ほか『サイバー空間を支配する者』148 頁。

リティプログラムに対して、わずか 125 行の強力なマルウェアが作成されることもある¹³。

第三に、サイバー空間においては、攻撃による効果の予測が困難で不確実であり、意図しない結果を招く可能性がある。これは、標的の脆弱性は修正プログラムを適用することにより攻撃を受ける前に是正されるかもしれないが、また、ネットワークが予想よりも回復力が高い可能性もあるため、攻撃をしても効果が低い又は効果がない可能性がある¹⁴。反対に、攻撃の効果がネットワークを通じて広範囲に拡散することで大規模な被害をもたらす、意図しない付随的被害が発生する可能性もある¹⁵。この実事例として、2010 年にイラン核施設に対して、スタックスネット (Stuxnet) と呼ばれるマルウェアを用いたサイバー攻撃が発生したが、このマルウェアは同施設の遠心分離機のみを標的としていたものの、意図せずインターネット上に流出し、インドネシア、インド、アゼルバイジャン、さらには米国のコンピューターにまで感染が拡大した¹⁶。

第四に、攻撃に対する非対称的な脆弱性リスクがある。これは、当然のことであるが、コンピューター・ネットワークインフラの環境が進んでいない国は、サイバー攻撃に対する影響が小さくサイバー攻撃を受ける恐れは小さいが、同環境が進んでいる国は、逆にサイバー攻撃に対する影響が大きくサイバー攻撃を受ける恐れが大きいという非対称な脆弱性リスクがあることを意味する。例えば、社会的に ICT が進んでいる米国はサイバー空間への依存度は高いが、米国へサイバー攻撃を仕掛けてくる攻撃国は米国に比べて ICT が進んでいない場合があり、その場合は仮に攻撃を受けた米国はサイバー攻撃で反撃しても、自国が受けた被害と同程度の効果を与えられる可能性は低くなる¹⁷。

第五に、サイバー空間における攻撃は、それが武力攻撃になり得るかという問題がある。攻撃効果の面だけをみれば、「サイバー攻撃」と呼ばれる

¹³ Department of Defense, *Defense.gov Deputy Secretary of Defense Speech: Remarks on Cyber at the RSA Conference*, February 15, 2011, archive.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1535.

¹⁴ Joseph S. Nye Jr., "Deterrence and Dissuasion in Cyberspace," *International Security* Vol. 41, No. 3, Winter 2016/2017, p. 48.

¹⁵ エリノア・スローン『現代の軍事戦略入門 (増補新版)』奥山真司、平山茂敏訳、芙蓉書房、2019 年、305、322 頁。

¹⁶ Symantec, "W32. Stuxnet Dossier," *Symantec Security Response*, November 2010.

¹⁷ Clorinda Trujillo, "The Limits of Cyberspace Deterrence," *Joint Force Quarterly*, Vol. 75, 4th Quarter, 2014, pp. 47-48.

もののほとんどは、他の空間において「攻撃」と呼ばれるものと同等視できるものではなく、武力攻撃になり得るものではない。一方で、電力設備や鉄道管制システム等の重要インフラへのサイバー攻撃では大規模な被害が起り得るとして、武力攻撃になり得ると論じる専門家もいる¹⁸。また、サイバー空間を既存の国際法に照らして作成された「サイバー戦に適用される国際法タリン・マニュアル 2.0 (Tallinn Manual 2.0 on the International Law Applicable to Cyber Warfare)」¹⁹ (以下「タリン・マニュアル 2.0」という。)では、規則 71 (武力攻撃に対する自衛) において「武力攻撃の水準に至るサイバー行動の目標となる国家は、固有の自衛権を行使することができる。サイバー行動が武力攻撃に該当するか否かは、その規模と効果による」とされており、明確には定義されていない。タリン・マニュアル 2.0 策定に当たった専門家の間においても、前述のスタックネットを用いたサイバー攻撃や国際証券取引所が機能停止、あるいは重要インフラに深刻な影響をもたらすサイバー攻撃が武力攻撃になり得るかどうかについて、意見は一致しなかった²⁰。

本稿では、これらの特徴のうち、アトリビューション問題を中心に以降において抑止理論との関連性を分析する。

(2) 冷戦期の抑止理論

シェリング(Thomas Schelling)が『軍備と影響力(*Arms and Influence*)』で示した概念は、現在においても抑止概念の基本となっている。シェリングは、抑止の脅威が潜在敵国に理解される場合に限り、抑止の信頼性が保たれると主張し、抑止の脅威と行動が比例均衡していれば、抑止が機能すると分析した²¹。抑止とは戦略的相互作用であり、主体が敵に対して、特定の措置を執るためのコストが増加する可能性を確信させることによって、その措置の採用を防ぐ行為といえる²²。この抑止の概念は、一般的に懲罰的抑止と拒否的抑止に分類される。懲罰的抑止とは、相手が獲得しようとする

¹⁸ スローン『現代の軍事戦略入門』319 頁。

¹⁹ 2017 年に NATO サイバー防衛センター (NATO Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence: NATO CCD COE) の専門家らが起草し刊行されたもので、非公式文書ではあるものの、政府機関の要請を受けて作成されたものであるため、一定の権威を有している。「タリン・マニュアル 2.0」の詳細は、中谷ほか『サイバー攻撃の国際法』を参照のこと。

²⁰ 中谷ほか『サイバー攻撃の国際法』77-78 頁。

²¹ Thomas C. Schelling, *Arms and Influence*, Yale University Press, 1966, pp. 141-151.

²² 八木「抑止概念の再考」108 頁。

る利益を上回る損失を与えるという報復の脅しによって相手に行動を踏みとどまらせることを意味し、核兵器による報復戦略がその典型的な例である。一方の拒否的抑止とは、相手の目的達成を阻止する可能性を高めて相手に行動は無意味だと悟らせることを意味し、侵略行為の撃退、ミサイル防衛 (MD)、重要施設のテロ攻撃からの防護等が該当する²³。抑止の概念は第二次世界大戦以前にも存在したが、その研究の進展は核兵器の発展と密接に関連している。これは、核兵器はその破壊力と効果的な防衛の困難性に鑑み、抑止によって相手の核兵器使用を防止することが研究の大半となったためである。したがって、抑止といえ、核兵器による報復を示唆しながら相手に核兵器使用を思いとどまらせる懲罰的抑止が一般的となり、拒否的抑止の重要性は大幅に低下した²⁴。

懲罰的抑止が成立するためには、被抑止側に攻撃したら容認できないほどの被害を受けると信じさせることが必要となる。ここで重要なのは、このような被害を与えられる能力を抑止側が持っていることを被抑止側が信じて、その被害が容認できないと結論付けさせることであり、これが攻撃しない理由となる²⁵。そのためには、アトリビューション、伝達及び信ぴょう性の三つの要件が必要となる²⁶。アトリビューションは、サイバー空間におけるものと同じく、攻撃が発生した場合に、それがどこの国家、組織等からのものか特定できることを意味している。冷戦期においては、米ソ二極対立構造であったため対象となる相手が明確であったが、もし、攻撃されても攻撃源が特定できなければ報復攻撃をしようにもできないため、被抑止側に対して攻撃を踏みとどまらせる抑止機能が働かなくなることになる。伝達は、抑止のためには、被抑止側に明確に意図を伝達することで、抑止側が何を思いとどませようとしているのか、仮に抑止側の警告を無視して攻撃に踏み切った場合、どのような報復を招くことになるのかということを理解されることを意味している。信ぴょう性は、抑止が成立するか否かは、最終的には被抑止側の意思決定であるため、被抑止側が攻撃に踏み切った場合には、抑止側が報復攻撃をする意思と能力を有することを

²³ 福田毅「抑止理論における『第 4 の波』と冷戦後の米国の抑止政策」『日本国際政治学会 2012 年度研究大会部会 13「地域抑止」の現状と課題』、2012 年 10 月、1 頁。

²⁴ 川口「サイバー空間における安全保障の現状と課題」13 頁。

²⁵ Patrick M. Morgan, "Applicability of Traditional Deterrence Concepts and Theory to the Cyber Realm," National Research Council of The National Academies, ed., *Proceedings of a Workshop on Deterring Cyberattacks*, The National Academies Press, 2010, p. 61.

²⁶ Trujillo, "The Limits of Cyberspace Deterrence," p. 45.

被抑止側が信じることを意味している。理論的には、これら三つの要件が満たされる場合、つまり、抑止側が対象である被抑止側を特定し、同相手に正しく意図を伝達し、同相手の行動を踏みとどまらせるに足る信ぴょう性を持っていれば、被抑止側は、攻撃に踏み切ることによって得られる利益と報復攻撃で負わされるコストを比較し、後者が上回る場合には、攻撃を踏みとどまることになる²⁷。よって、懲罰的抑止は、相手に関する信頼性の高い知識、信ぴょう性の高い軍事力、そして相手との一定の共有された意思疎通が必要になると言える²⁸。

他方、このような抑止メカニズムには制約もある。冷戦期に発展した抑止理論は、結果的に米ソ超大国間での核戦争が起こらなかつたため成功したと考えられている。しかし、それは核戦争が「起こらなかつた」という事象によって判断されているものであり、果たして抑止が本当に機能したのかどうかを評価することは非常に困難である²⁹。この点を、元米国家安全保障担当補佐官キッシンジャー(Henry Kissinger)は、「抑止とは、実際に『起こらなかつた』ことから否定的な形でのみ検証出来るだけであり、また、何かが起こらなかつたことを示すことは不可能である」と指摘している³⁰。また、抑止には技術、軍事、政治、外交等、いくつもの変数があり、これらが時間とともに変化するため、長期にわたって同じ抑止メカニズムが機能することはほぼ不可能である。さらに、抑止は特定の相手には有効であっても、その他の相手には有効とは限らず、潜在的な攻撃者の全てを抑止できるとは限らない³¹。抑止は、このような制約と予期せぬ事態によって脆く崩れる危険性をはらんでいることを認識する必要がある。

2 サイバー空間における抑止の問題

サイバー空間における抑止は、前節で述べた攻撃側の優位性が冷戦期の核抑止も同様に攻撃側が優位であったという特徴による類推もあり、サイ

²⁷ 栗田真広「サイバー攻撃に対する『抑止』の現状—米国の安全保障政策の事例から—」『科学技術に関する調査プロジェクト調査報告書「情報通信をめぐる諸課題(科学技術に関する調査プロジェクト2014)」』、2015年3月、160頁。

²⁸ アントゥリオ・エチェヴァリア『軍事戦略入門』前田祐司訳、創元社、2019年、85頁。

²⁹ スローン『現代の軍事戦略入門』130頁。

³⁰ ヘンリー・A・キッシンジャー『外交(下)』岡崎久彦監訳、日本経済新聞社、1996年、231頁。

³¹ エチェヴァリア『軍事戦略入門』74-75頁。

バー空間における懲罰的抑止の議論へとつながった。しかし、同じく前節で述べたアトリビューション問題等のその他のサイバー空間の特徴によって、サイバー空間の抑止についての政策・研究の多くは、冷戦期の懲罰的抑止モデルはサイバー空間では機能しないという見方を示した³²。

オバマ政権で米国防副長官を務めたリン (William Lynn) は「一度のクリックは 0.3 秒で地球を 2 周する。その一方で、攻撃源を特定するには数か月を要する。ほぼリアルタイムでサイバー攻撃者を特定しなければ、我々の抑止プログラムは破綻する。ミサイルは『返信先』を明らかにしてやってくるが、サイバー攻撃の多くはそうではない。このような理由で、既存の抑止モデルは、サイバー空間では全く当てはまらない」と言っている³³。また、クラーク (Richard Clarke) らによる『サイバーウォー (Cyber War)』では、サイバー戦争を「損害ないし破壊を引き起こす目的のために他の国家のコンピューターないしネットワークに侵入する国民国家による行動」と定義した上で、核兵器と比較しながらサイバー空間における抑止について、「核戦略の概念の中では、抑止理論はおそらくサイバー戦争には最も適用しにくいものである。実際、サイバー空間における抑止力は、ハーマン・カーンや 1960 年代の戦略家の作品の中での抑止力とは、全く異なる意味を持つことになるだろう」と論じている³⁴。

このような、サイバー空間において冷戦期の抑止メカニズムをそのまま適用した場合には、十分に機能しない可能性が高いとする主張の理由は、次のとおりサイバー空間では懲罰的抑止と拒否的抑止の両方に問題が存在するためである。

(1) 懲罰的抑止の問題

懲罰的抑止は前節で述べたとおり、抑止側は被抑止側を特定し、その相手に対して攻撃を行った場合には報復するという脅しを伝達し、それを信頼させなければならないというアトリビューション、伝達、信ぴょう性の要件が必要だが、サイバー空間においては次の三つの問題がある。

第一に、第三者のコンピューターを中継する等の、攻撃源を偽装することの多いサイバー攻撃のアトリビューションを特定するには、高度な技術

³² 栗田「サイバー攻撃に対する『抑止』の現状」161頁。

³³ Kevin P. Chilton and William J. Lynn III, *2010 Cyberspace Symposium: Keynote – DoD Perspective*, May 26, 2010, archive.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1477, accessed July 12, 2020.

³⁴ Richard A. Clarke and Robert K. Knake, *Cyber War*, Harper Collin Publishers, 2010, pp. 92.

と多大な時間・労力を要するため、攻撃者の特定は極めて難しい。仮に抑止側が攻撃源を特定した場合であっても、攻撃源が本来の攻撃者なのか、中継として利用された第三者なのか確実な判断ができない場合は、報復攻撃を躊躇せざるを得なくなる³⁵。また、サイバー攻撃は、国家に限らず犯罪組織、個人といった主体が多様であるため、対象となる相手が単一でなく、何を抑止の対象とするのかという面も懲罰的抑止を困難にしている³⁶。

第二に、アトリビューションが不確実であることは、正しい相手に伝達することが困難であり、間違った相手に伝達した場合は、新たな紛争の火種になる可能性がある³⁷。また、アトリビューションが特定できた場合であっても、被抑止側にサイバー攻撃によって標的を危険に晒すと伝達すると、被抑止側は標的をネットワークから切り離す等の防御手段を講じる可能性があり、報復攻撃が役に立たなくなる可能性がある³⁸。

第三に、核攻撃の破壊力はよく知られており、核戦略における懲罰的抑止の信ぴょう性はこの十分な確実性から生まれた。一方、サイバー攻撃の多くは、攻撃効果が限定的又は情報の窃取やネットワークへの侵入といった諜報的なものであり、核兵器ほど相手の信ぴょう性を得られるような説得力のあるものではない。仮に強力なサイバー兵器を持っていた場合は、被抑止側から十分な信ぴょう性を得るために、その能力や攻撃方法等の詳細を伝達する必要があるが、詳細を伝達した場合は相手が攻撃に対抗する防御手段を講じる可能性が生じてしまう³⁹。

サイバー空間には、このような懲罰的抑止の要件に係るものの他にも問題が存在する。抑止を確立する上で報復攻撃効果の予測は非常に重要であるが、報復のサイバー攻撃の対象である標的の脆弱性は、相手に発見されればたちまち修正されて攻撃が役に立たなくなるという不確実性がある⁴⁰。また、攻撃による被害が相手国のみならず、意図せず第三国や自国にまで及ぶかもしれないという、効果の予測が困難という問題もある⁴¹。さらに、核攻撃は、攻撃と報復の応酬が一巡するころには双方ともに反撃できる能力が残っていない程の被害を受けている可能性が高いが、サイバー攻撃で

³⁵ 山口「サイバー防衛における官民連携の強化について」165頁。

³⁶ 栗田「サイバー攻撃に対する『抑止』の現状」161-163頁。

³⁷ Mariarosaria Taddeo, "The Limits of Deterrence Theory in Cyberspace," *Philosophy & Technology*, Vol. 31, No. 3, September 2018, p. 352.

³⁸ Trujillo, "The Limits of Cyberspace Deterrence," p. 48.

³⁹ Clarke and Knake, *Cyber War*, pp. 92-95.

⁴⁰ LibiCki, *Cyberdeterrence and Cyberwar*, p. 55.

⁴¹ スローン『現代の軍事戦略入門』322-323頁。

は核攻撃ほどの破壊力はなく、攻撃と報復が繰り返し行われる可能性がある⁴²。その場合は、米国のような ICT 先進国は、サイバー空間における非対称的な脆弱性リスクのため、報復の相手よりもサイバー能力が優位であるにも関わらず、相手よりも大きな被害を受けるリスクが高くなる⁴³。

(2) 拒否的抑止の問題

このようなサイバー空間における懲罰的抑止の問題から、冷戦期には重要性が低下した拒否的抑止が注目され議論されるようになり、例えば、リビッキー (Martin LibiCki) は懲罰よりも防衛 (拒否的抑止) がより大きな役割を果たしていると主張した⁴⁴。また、2010 年にリン米国防副長官が『フォーリン・アフェアーズ・リポート (Foreign Affairs Report)』誌に寄せた論説においては、「抑止を機能させるには、報復措置でコストを強いるのではなく、攻撃者のあらゆる利益を否定することを重視する必要がある」として、サイバー空間における拒否的抑止の重要性について主張している⁴⁵。

しかしながら、前節で述べたとおり、そもそもサイバー空間においては攻撃側が圧倒的に優位であり、防御は困難という特徴がある。仮に防御が一時的に成功しても、サイバー空間のアトリビューション問題により攻撃源の特定は困難なため、サイバー攻撃は継続する場合があります、攻撃者の攻撃意図を抑止することができない可能性がある⁴⁶。また、ソフトウェアのセキュリティ上の脆弱性で一般的に知られていないものは「ゼロデイ脆弱性」と呼ばれるが、このゼロデイ脆弱性を完全に除去して完全な防御を実現しようとした場合、莫大なコストが必要となる。一方で、攻撃者は、安価に脆弱性を選択して攻撃を実施することができるため、拒否的抑止を機能させることが困難となる⁴⁷。

⁴² LibiCki, *Cyberdeterrence and Cyberwar*, pp. 30-31.

⁴³ *Ibid.*, p. 32.

⁴⁴ *Ibid.*, p. 7.

⁴⁵ ウィリアム・J・リン三世「ペンタゴンの新サイバー戦略—なぜアメリカはサイバー軍を立ち上げたか」『フォーリン・アフェアーズ・リポート』、2010 年 10 月号、18-27 頁。

⁴⁶ Taddeo, “The Limits of Deterrence Theory in Cyberspace,” pp. 346-347.

⁴⁷ 山口「サイバー防衛における官民連携の強化について」165-166 頁。

3 サイバー空間における抑止の可能性と制約

(1) サイバー空間における効果的な抑止理論の模索

前節で述べたとおり、サイバー空間において冷戦期の抑止メカニズムを適用することは、様々な問題があるため困難と考えられてきたが、専門家において冷戦期の抑止メカニズムの適用の可能性も含めて、サイバー空間における効果的な抑止が模索されている。

懲罰的抑止の最も大きな問題であるアトリビューション問題については、ナイ (Joseph Nye) は、「アトリビューションは程度の問題である。法廷で立証されるような質の高いアトリビューションを得ることは難しいが、抑止が可能になるアトリビューションが存在することは多い。また、迅速で質の高いアトリビューションは困難でコストがかかるが、不可能ではない。不完全なアトリビューションがあるからといって、懲罰的抑止ができないわけではない」と、現状においてもある程度のアトリビューションは可能と主張している⁴⁸。また、2011 年 11 月に米国防省が議会に提出した「サイバースペース政策報告 (Department of Defense Cyberspace Policy Report)」の中では、攻撃の発信源を特定する能力の向上に向けた努力と、その成果を強調しており、詳細は明らかではないがアトリビューション問題解決に向けた技術的な能力が向上していることが推察できる⁴⁹。技術的な能力が向上しても、サイバー攻撃の主体が国家なのか、背後に国家や組織が存在するかどうかという社会・政治的な問題は残るが、この問題については、「誰が攻撃を行ったのか」ではなく、「誰がその行為に対して責任を取るのか」を追及することによって、アトリビューション問題を解決していこうとする新しいアプローチの主張がある⁵⁰。

拒否的抑止の問題については、全ての脆弱性への対応は難しいものの、国家レベルと比較すると技術レベルが劣るとされる非国家や犯罪組織を対象とする場合は、縦深的な防御装置の設置等による強力な防御によって、拒否的抑止が機能するという主張がある⁵¹。また、米商務省国際安全保障諮問委員会の「国際的なサイバー安定性の枠組みに関する報告」(2014 年 7

⁴⁸ Nye, “Deterrence and Dissuasion in Cyberspace,” pp. 51-52.

⁴⁹ Department of Defense, *Department of Defense Cyberspace Policy Report: A Report to Congress Pursuant to the National Defense Authorization Act for Fiscal Year, Section 934*, November 2011, p. 4.

⁵⁰ Jason Healey, “Beyond Attribution: Seeking National Responsibility for Cyber Attacks,” *Atlantic Council Issue Brief*, January 2012, pp. 1-7.

⁵¹ Dorothy E. Denning, “Rethinking the Cyber Domain and Deterrence,” *Joint Force Quarterly*, Vol. 77, 2nd Quarter, 2015, p. 12.

月)の中で、サイバー空間の抑止力は拒否的抑止、懲罰的抑止の他に、攻撃対象のアーキテクチャがレジリエントであると思わせること(レジリエンスによる抑止)から構成されるとし、レジリエンスによる抑止という概念が追加されている⁵²。レジリエンスとは、米国防省サイバー戦略(2015年4月)において、その目的は国防省のネットワークが破壊的又は妨害的なサイバー攻撃を受けたとしても機能を継続させるものとされている⁵³。

このように、困難とされてきた懲罰的抑止と拒否的抑止のサイバー空間への適用については、様々な考え方や手段によって解決の可能性を見出そうと模索されているが、この他にも伝達や信ぴょう性といった多くの問題が残っている。そこで提唱されているのが、懲罰的抑止、拒否的抑止を含めた複数の手段を組み合わせる考え方である。

ナイは、サイバー空間で抑止が機能するかどうかは、「どのように」、「誰が」、「何をするか」であり、アトリビューションの困難さや主体の多様性があるからといって、サイバー空間での抑止が不可能になるわけではないとして、従来の「懲罰(Punishment)」、「拒否(Denial)」に加えて「絡み合い(Entanglement)」、「規範(Norms)」の4つの抑止機能を提唱している⁵⁴。「懲罰」は、懲罰的抑止が冷戦期ほどの役割を果たすことはないとしながらも、抑止の重要な部分であることは変わらないとして、報復攻撃の手段をサイバー攻撃に限定せず、外交、経済、物理という他の手段の使用を肯定している。「拒否」は、攻撃者のリソースと時間は限られているため、優れたサイバー防御は攻撃者のコストを押し上げ、攻撃を抑止できる効果があるものとしている。「絡み合い」とは、様々な相互依存関係を指しており、この依存関係によって、たとえ攻撃に対する報復の恐れがなかったとしても関係悪化を恐れて、現状維持の継続にメリットがある場合は攻撃を行わないとしている。「規範」とは、規範とタブーを指しており、攻撃者が攻撃によって得られるメリットよりも規範やタブーを破ることで著しく信頼や評判が低下する等、コストがそれを上回る場合があるとしている。そして、これら「懲罰」、「拒否」、「絡み合い」、「規範」の4つの機能は、いずれも完璧なものではないが、表のように、これを「どのように」、「誰が」、「何をするか」によって組み合わせることで、効果的な抑止が機能すると主張している⁵⁵。また、ナイが主張するような抑止の対象によってその方法

⁵² United States Department of State, *Report on A Framework for International Cyber Stability*, July 2014, p. 11.

⁵³ Department of Defense, *The DoD Cyber Strategy*, April 2015, p. 11.

⁵⁴ Nye, "Deterrence and Dissuasion in Cyberspace," pp. 54-69.

⁵⁵ *Ibid.*

を変える考え方は、米国が 2006 年の「4 年毎の国防見直し (Quadrennial Defense Review: QDR)」で示した、抑止をオーダーメイドなアプローチへ転換する「テーラード抑止 (tailored deterrence)」と呼ばれる抑止概念と共通するものがある⁵⁶。クレイマー (Franklin Kramer) らは、2013 年発表の報告書でサイバー空間での安全保障政策において、テーラード抑止を採用することの重要性を提唱している⁵⁷。

表 「懲罰」「拒否」「絡み合い」「規範」を組み合わせたメカニズム

| どのように (HOW) | 懲罰 (Punishment) | 拒否 (Denial) | 絡み合い (Entanglement) | 規範 (Norms) |
|----------------|-------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|--|
| 誰を (WHO) | 国家と非国家の 両方 | 小規模国家や非 国家 | 中国などの大国 | 主要国家、非国 家、犯罪者 |
| 何を (WHAT) | 主要な武力行使： 武力紛争未満の レベルの行動 | 犯罪やハッキング (ただし、先進国 に対しては不完 全) | 主要な武力行使： 武力紛争未満の レベルの行動 | 武力行使レベル (武力紛争法で 対応)、民間人(規 制で対応)、犯罪 (規範で対応) |

(出所) Joseph S. Nye Jr., “Deterrence and Dissuasion in Cyberspace,” *International Security*, Vol. 41, No. 3, Winter 2016/2017, p. 69.

モーガン (Patrick Morgan) は、ナイと同じように攻撃に対して報復によって対応することは抑止がある程度機能するとして、慎重かつ適切に行うものとした上で、経済的、軍事的、外交的といった物理攻撃を含むサイバー攻撃以外の様々な対応が必要と述べている。また、懲罰的抑止は機能するかどうか不確実であるため、拒否的抑止の強化が一層重要として、攻撃を迅速に検知・対応する能力や、ネットワークやシステムに侵入されても防御できる能力が重要であると主張している。さらに、紛争や武器に関する多国間の安全保障の取り組みのように、サイバー空間における集団的な軍備管理を積極的に推進し、サイバー空間の再編と同空間の規範を監督するための新たな組織作りを提唱している⁵⁸。

⁵⁶ Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, February 2006, p. 49.

⁵⁷ Franklin D. Kramer and Melanie J. Teplinsky, “Cybersecurity and Tailored Deterrence,” *Atlantic Council Issue Brief*, December 2013, pp. 2-3.

⁵⁸ Morgan, “Applicability of Traditional Deterrence Concepts and Theory to the Cyber Realm,” pp. 75-76.

第 1 節で述べたように、抑止は機能しているかどうか評価することは非常に困難であるため、これらの主張が適切かどうか評価することは難しい。しかし、少なくとも複数の専門家等からこのような複数の手段を組み合わせる考え方が提唱されていることは、根本的な抑止問題の解決には至らないものの、これらは抑止効果が期待できる考え方の趨勢と言ってよいだろう。

(2) サイバー空間における抑止の制約

提唱されているサイバー空間における効果的な抑止の可能性のある主張には問題も残っている。サイバー空間における抑止の議論において、主張が大きく分かれているのが、報復攻撃の手段に物理攻撃を用いるかどうかという点である。

前述のとおり、サイバー攻撃による報復攻撃は攻撃効果が予測困難であり、また、被抑止側から信ぴょう性を得られない可能性があるという問題がある。このため、報復攻撃の手段をサイバー攻撃に限定せず物理攻撃を用いることで、確実性及び信ぴょう性を確保して抑止を機能させようとするのが、報復手段に物理攻撃を用いることを主張する理由である。これに対し、報復手段に物理攻撃を用いることに否定的な主張は、報復攻撃（物理攻撃）が受ける攻撃（サイバー攻撃）に対して比例したものではなく、攻撃者は報復に応じて物理攻撃、場合によっては核攻撃にまでエスカレーションを招くリスクがあるため、物理攻撃を用いるべきではないとするものである。また、サイバー攻撃に対してサイバー攻撃により報復することは、サイバー空間から物理空間への敷居を踏み越えないという、これ以上のエスカレーションを回避するシグナルを送ることであるとも述べている⁵⁹。リビッキーは、「もし米国が物理手段を使ってエスカレートすれば、他国をサイバー空間に留めることで得られるかもしれない利点を失い、なぜ最初に暴力を使ったのか説明しなければならない（サイバー攻撃で死傷者を出さない限り）」と、サイバー攻撃に対する過剰な報復はエスカレーションを招くと警鐘を鳴らしている⁶⁰。また、タデオ (Mariarosaria Taddeo) は、報復手段に物理攻撃を用いることは、報復措置の均衡性、比例性が成り立たず、物理攻撃による報復を正当化してエスカレーションを招く危険性があると主張している⁶¹。

⁵⁹ 栗田「サイバー攻撃に対する『抑止』の現状」164-165頁。

⁶⁰ LibiCki, "Cyberdeterrence and Cyberwar," pp. 70-71.

⁶¹ Taddeo, "The Limits of Deterrence Theory in Cyberspace," p. 350.

このようなエスカレーションを回避するためには、「対象」と「手段」を考慮したエスカレーション・コントロールが求められるが、現状では、主要国間でいわゆるエスカレーション・ラダーの共通認識が存在しない。よって、たとえ報復が攻撃に対して比例したものであっても、攻撃者は報復が自分の認識の閾値を超えた場合は攻撃をエスカレートさせる可能性があり、低烈度で発生したサイバー攻撃が急速に深刻なサイバー攻撃の応酬、最終的には物理的な戦争へと発展する危険性をはらんでいる⁶²。

報復手段に物理攻撃を用いることはエスカレーション問題の他にも、このような報復が国際社会の理解を得られるかどうかは定かではないという問題もある⁶³。前述のとおり、タリン・マニュアル 2.0 規則 71（武力攻撃に対する自衛）においても明確な基準は示されておらず、また、どのようなサイバー攻撃が武力攻撃になり得るか、専門家の間でも意見は一致していない。よって、もし、報復手段に物理攻撃を用いる場合は、それによって得られる利益が国際的な非難を受けることによって負うコストを上回る場合、又は、受けたサイバー攻撃が武力攻撃に相当すると国際的な理解を十分に得られるほどの深刻な被害が生じた場合に限定されると考えられる。

さらに、報復手段としてサイバー攻撃をする場合であっても、前述のサイバー攻撃による効果の予測が困難で不確実な問題のため、そのリスクを回避するためには、攻撃による被害範囲の予測が十分に可能な方法又は、被害範囲が広がっても大きな影響を及ぼさない場合に限定する必要がある。ただし、サイバー攻撃による効果の予測が困難で不確実な問題は、サイバー攻撃による報復の程度を適切にコントロールすることを困難にしており、例えば、報復を均衡のとれた措置にしたつもりが、予期せぬ大きな攻撃効果が生じてエスカレーションを招くリスクも抱えている⁶⁴。

おわりに

冷戦期の抑止は、米ソ二極対立構造において核戦争を防ぐことが至上命題であったため、単一の主体に対して絶対的メカニズムが存在し得た。ところが、サイバー空間における抑止は、その空間の特徴、主体の多様性といった要因のため、現在のところ絶対的な抑止メカニズムは存在しない。懲罰的抑止、拒否的抑止の他、多様なアプローチを抑止対象に合わせて組

⁶² 栗田「サイバー攻撃に対する『抑止』の現状」165頁。

⁶³ 同上、164-165頁。

⁶⁴ 福富「サイバー対抗措置の可能性と限界」45頁。

み合わせるといった効果が期待できる考え方が主張される一方、サイバー攻撃が武力攻撃に相当するか否かという問題は残ったままである。このような問題を解決するため、国連では、安全保障問題を取り扱う第一委員会の下に、「国際安全保障の文脈における情報通信分野の発展に関する政府専門家グループ (Group of Governmental Experts on Developments in the Field of Information and Telecommunications in the Context of International Security: GGE)」を設け、サイバー空間における安全保障に関する議論を行ってきた。しかし、第5会期(2016~2017年)会合では、国際法の枠組みの中で規範を作るべく米国主導で始めた議論をまとめた最終報告を、西側主導の規範作りに警戒感を示した中国やロシアが受け入れず、報告書の作成には至らなかった。中国とロシアは、国家が国内の情報を統制する権利と責任を持つべきという立場から、サイバー空間には既存の国際法を適用するのではなく新たなルールが必要として、米国主導の報告書とは異なる「情報セキュリティのための国際行動規範(案)」を国連総会に共同提案を行っており、各国間の足並みは揃っていない⁶⁵。このような中、米国トランプ(Donald Trump)政権下では、2018年9月に発表した「国家サイバー戦略(National Cyber Strategy)」において、外国からのサイバー攻撃に対して積極的に攻撃的手段をとることも辞さない方針を表明するとともに、ロシア、中国、イラン、北朝鮮を、米国及び同盟国の経済、民主主義を損ない、知的財産を盗み、民主的プロセスを妨げる敵対国家と見なすなど、一層、攻撃色の強い政策を表明している⁶⁶。

しかし、繰り返しになるが、具体的にどのようなサイバー攻撃が武力攻撃に相当するかどうかは、国際的な合意が得られていない。例えば、2019年4月19日に行われた日米安全保障協議委員会(SCC)において、「いかなる場合にサイバー攻撃が日米安全保障条約第5条の下での武力攻撃を構成するかは、他の脅威の場合と同様に、日米間の緊密な協議を通じて個別具体的に判断されることを確認した」と判断基準は示されていない⁶⁷。このため、米国はサイバー攻撃に対して物理的な軍事対応を取り得ることを機会ある毎に繰り返し述べており、今後形成される国際的規範の策定の方向

⁶⁵ 山崎治「自衛隊、米国軍等のサイバー攻撃対処能力の強化」『レファレンス』832号、2020年5月、15-16頁。

⁶⁶ White House, *National Cyber Strategy of the United States of America*, September 2018, p. 2.

⁶⁷ 「日米安全保障協議会「2+2」共同発表(仮訳)」外務省、2019年4月19日、www.mofa.go.jp/mofaj/files/000470737.pdf。

性に影響力を行使しようと注力している⁶⁸。このような主要国の国際的な規範策定への積極的な関与の姿勢は、サイバー空間における抑止メカニズムが十分ではなく、抑止として取り得る手段の主導権争いと考えられる。

前述のとおり、抑止は証明することが非常に困難であり、また、技術や経済状況によって変化する。したがって、本稿で述べた抑止手段が適切とは限らず、また、仮に同抑止手段が適切であったとしてもいつまでも効果があるものとは限らない。サイバー空間における抑止メカニズムは今も模索中の現在進行形の問題であり、今後も注視していく必要がある。

⁶⁸ 栗田「サイバー攻撃に対する『抑止』の現状」179頁。

【研究ノート】

ソーシャル・メディア時代における戦略的情報発信

— 「客体からの拡散」によるナラティブの定着へ —

加藤 太輔

平泉 竜也

はじめに

近年、ソーシャル・メディアなどを用いて他国の世論を操作することなどが、多様な手段により、平素から恒常的に行われている¹。情報の「兵器化」によって世界が新たな局面に入ったとの危機感が高まりつつあるのは、ロシアによるクリミア併合時に見られた世論操作、情報操作が西側諸国にも大きな影響を与えるからである²。

実際に 2016 年の英国による EU 離脱や米大統領選挙において、一部、情報の誇張や偽情報の流布などが指摘され、感情的な行動によって大きく政治が動いた。そのような背景から、英オックスフォード辞典による「今年の言葉」では、ポスト・トゥルース (Post-truth) が選ばれた。ポスト・トゥルースとは「世論形成において、感情や個人的な信念に訴えるよりも客観的事実の影響力が少ない状況」とされる³。

また、国際社会においては、時にパーセプション (認知) がリアリティ (実在) となり、事実よりも重視されることがある⁴。ここにおいては、標的とする聴衆の文化や歴史を踏まえ、聴衆の共感を呼び、その心理に訴えかけることにより、戦略的な目標を達成する手段として、ナラティブとい

¹ 防衛省編『令和 2 年版日本の防衛—防衛白書』2020 (令和 2) 年 7 月 14 日閣議配布・了承、第 1 章概観、www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2020/html/n11001000.html。

² 飯塚恵子『ドキュメント誘導工作— 情報操作の巧みな罠 —』中公新書ラクレ、2019 年、4 頁。

³ 長沼加寿巳「安全保障や防衛におけるナラティブ」『NIDS コメンタリー』第 155 号、2021 年 1 月 15 日、2-3 頁。

⁴ 領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会「一戦略的情報発信の強化に向けて— 領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会報告書」2013 (平成 25) 年 7 月 2 日、2 頁。

う言葉が使われている⁵。安全保障の分野においても、2003年のイラク戦争を機に、主流の戦略研究において、ナラティブという概念への関心が高まって⁶おり、ナラティブは、読み手や聞き手の認識に働きかけ、行動を変える力を持つとされる⁷。

加えて、現代の軍事理論では、戦争は戦場で勝つものではなく、人々の心の中、つまり認知の中で勝つものだとされているという意見がある⁸。

他方、国際関係において、世論操作や情報操作のような、人間の認知領域に働きかける活動は特段新しいものではない。第1次世界大戦時には、欧州主要各国において、宣伝（プロパガンダ）が組織的に行われていた⁹。また、世論操作、情報操作は“*Influence operations*”として米国の国土安全保障省で名づけられたとされる比較的早い段階で生まれた概念である¹⁰。飯塚恵子はこの“*Influence operations*”を専門家との議論の中で、「誘導工作」と訳することが一番びったりくと指摘している¹¹。誘導工作は、マス・メディアの発達により顕在化したものであるが、ここ数年ソーシャル・メディアの登場、発達により、より一層促進されている。

これは、ソーシャル・メディアにより、情報伝達の手段が変化し、今まで以上により効果的・効率的に認知領域に介入し、世論を誘導できるようになったからである。ソーシャル・メディアの劇的な進化は、大規模な抗議活動を煽る大きな影響力として浮上し、革命運動、テロリズムの支援等に利用されている¹²。2016年の米大統領選挙、同年6月の英EU離脱をめ

⁵ 高木耕一郎「新領域から『バトル・オブ・ナラティブ』へ—新領域（宇宙、サイバー、電磁波）、心理・認知領域含む多次元環境下における将来戦」『戦略研究』第27号、2020年10月、50頁。

⁶ Lawrence Freedman, “Networks, culture and narratives,” *The Adelphi Papers*, Vol. 45, Iss. 379, November 2006, pp. 23-24.

⁷ 長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」2-3頁。

⁸ Tone Kvernbekk and Ola Boe-Hansen “How to Win Wars: The Role of the War Narrative,” Paula Olmos ed., *Narration as Argument*, Springer Nature, 2017, p. 215, www.researchgate.net/profile/Tone-Kvernbekk/publication/317138927_How_to_Win_Wars_The_Role_of_the_War_Narrative/links/5ad6f39aa6fdcc293582dcc0/How-to-Win-Wars-The-Role-of-the-War-Narrative.pdf?origin=publication_detail.

⁹ 事例については次を参照、池田徳眞『プロパガンダ戦史』中央公論新社、2015年；渋谷重光『大衆操作の系譜』勁草書房、1991年。

¹⁰ 飯塚『ドキュメント誘導工作』5頁。

¹¹ 同上、48頁。

¹² Fred Cohen, “Influence Operations,” *All.Net*, January 2012, p. 2, all.net/journal/deception/CyberWar-InfluenceOperations.pdf; Cohen は次を引用、Marc Goodman, “Killer Apps – The Revolution in Network Terrorism,” *Jane’s Intelligence Review*, July 2011.

ぐる国民投票で暗躍したとされるコンサルティング会社「ケンブリッジ・アナリティカ」の元社員、クリストファー・ワイリーはその著書において、「いいね！」を 150 分析すれば親以上に、300 分析すればパートナー以上に個人の選好を理解できる¹³と指摘し、同社の世論操作の手法について説明している。これは、ソーシャル・メディア上の「いいね!」「投稿内容」「フォロー」「見たリンク」等を AI で解析することにより、性格や傾向を分析し、その人個人に最も適合した広告やメッセージを表示し行動を促す手法、すなわち、テイラード・メッセージングを可能にした手法である¹⁴。

こうした情勢から、米海軍では「ソーシャル・メディア・ハンドブック」を作成し、部隊指揮官から兵士に至るまでソーシャル・メディアを使用する際の留意事項を周知している。この「米海軍ソーシャル・メディア・ハンドブック」は 2018 年と 2019 年に 2 年連続で公表されており、米海軍はソーシャル・メディアの使用に関して警戒感を持っている一方で、その活用を重要視していることが推察される。

本稿では、第一節で、近年、誘導工作がどのような目的で、どのようにして行われているかについて、ロシアや中国が実施しているとされる誘導工作の例示を交えて説明する。第二節では、情報の主体がマス・メディアからソーシャル・メディアへ変化していること及びソーシャル・メディア隆盛の時代における情報発信のあり方について、ナラティブの戦いとプロパガンダ戦をキーワードに考察する。第三節では、事例研究として、米海軍が作成した「米海軍ソーシャル・メディア・ハンドブック」2018 年版と 2019 年版を読み解き、その作成意図を推察するとともに、米海軍として、ソーシャル・メディアの活用を企図していることについて確認し、最後に、防衛省・自衛隊へのインプリケーションについて述べる。

1 近年の誘導工作

(1) 誘導工作とは

NATO 加盟国国会議員会議の市民安全保障委員会 (Committee on the Civil Dimension of Security :CDS) が公表した報告書によると、ロシアによるクリミア併合時に見られたようなハイブリッド戦争における脅威の諸要素は①他国への政治介入、②スパイ活動、③犯罪行為、④偽情報、⑤プ

¹³ クリストファー・ワイリー『マインドハッキング』新潮社、2020 年、162 頁。

¹⁴ 同上、77-79 頁。

ロパガンダ、⑥サイバー攻撃であると定義している¹⁵。CDSの報告書から、ハイブリッド戦争における脅威は、平時から始まっており、国家もしくは非国家主体の通常戦力の衝突まで、すなわちグレーゾーン事態まで継続するものである。CDSのハイブリッド脅威の諸要素は、平時から遂行可能なもので、④偽情報、⑤プロパガンダ、⑥サイバー攻撃は、常態的に実施されている。また、それらの3つが①他国への政治への介入を目的として行われることもあり得る。ハイブリッド戦争における誘導工作は、偽情報、プロパガンダ、サイバー攻撃により実施される。インターネットやソーシャル・メディアで情報やデータが悪用される政治の危機にはタイプが2つあり、一つはサイバー攻撃により、政府や軍、企業、重要インフラなどに障害を起こしたり、重要な国際イベントを混乱させたりする事態であり、もう一つは中長期的な時間軸の世界で、世論操作や選挙介入などを起こし誘導工作を図るものである¹⁶。この2つのタイプの誘導工作を組み合わせ、民主主義国家を混乱、分裂対立させて弱めることをロシア、中国は企図していると指摘されている。近年、特に問題視されているのは、マス・メディアを介さずに直接一国民に情報を届けるインターネットやソーシャル・メディアにおける、中長期的な世論操作である。飯塚はその著書のインタビューの中で、サイバーディフェンス研究所上級分析官の名和利男が「フェイスブックなどのソーシャル・メディアに、流したい情報を次々に送り込み、じっと待っていると、内容によっては多くの国民が注目し、誘導できるようになる。即効性はないが、一定の世論が強まると、政治家の方から有権者の主張に近寄るようになる。選挙介入というのは実際にはこうして起きるもので、政治家自身を変えることにつながる¹⁷」と指摘している。

(2) 誘導工作の手段の近代化

「ディープフェイク」は、AIの学習機能を使い、人の口元や眉毛の動きなどを、別人に合成する技術であり、膨大な試行錯誤を繰り返し、従来の偽動画とは比較にならない精巧な動画が作成できるため、偽物と見抜くこ

¹⁵ NATO Parliamentary Assembly Committee on the Civil Dimension of Security, “Countering Russia’s Hybrid Threats: An Update,” October 1, 2018, www.nato-pa.int/download-file?filename=/sites/default/files/2018-12/166%20CDS%2018%20E%20fin%20-%20HYBRID%20THREATS%20-%20JOPLING_0.pdf.

¹⁶ 飯塚『ドキュメント誘導工作』56頁。

¹⁷ 同上、61頁。

とは至難の業とされている¹⁸。近年、この動画の「ディープフェイク」が、インターネットの世界を席卷している。米国に本社を置く IT 専門メディア CNET は、「ディープフェイク」の影響力について、「内容そのものよりも、真偽が判断できないディープフェイクの存在自体が人々を惑わせる」と指摘している¹⁹。

また、「ボット」と呼ばれる、AI を使用して、ソーシャル・メディアに自動で書き込みを行う工作も確認されており、特に Twitter で頻繁に確認されている。例えば、NATO 戦略的コミュニケーションセンターの 2017 年に実施した調査では、バルト 3 国の名前と NATO について、ロシア語で言及したツイートを追跡した結果、実に 85% がボットアカウントから自動で送られたものであったと報告している²⁰。

さらに、フェイスブックが大衆の間で流行し、Twitter 等のソーシャル・メディアが勃興しつつあった 2008 年頃すでに、大統領選挙中のバラク・オバマ陣営は、選挙運動に AI を活用し、有権者に関する情報を食欲に取り込むことによりターゲティングの基準 (どのようなメッセージが心を動かすか) を分析するアルゴリズムを使用したとされている²¹。膨大なデータをもとに、当該人物にとって最も重要そうなテーマを特定し、それを踏まえて、当該人物の意見に影響を与えるための効果的なメッセージを考案することを可能とする AI である。その手法は、先述したケンブリッジ・アナリティカによって洗練され、2016 年の米大統領選挙、同年 6 月の英 EU 離脱をめぐる国民投票においても使用されたと指摘されている²²。

(3) ロシアの誘導工作

近年ロシアが狙っているのは、接戦の選挙や投票であるといわれており、大差をひっくり返すのではなく、接戦が少しでも狙う方に傾くようにすることである²³。実際に、ロシアが介入したとされる 2016 年 11 月の米大統領

¹⁸ 飯塚恵子「民主主義を揺るがす「誘導工作」脅威への備えを急げ」『Wedge』11 月号、2020 年 10 月、39 頁。

¹⁹ Joan E. Solsman, “Deepfakes’ Threat to the 2020 US Election Isn’t What You’d Think,” *US CNET*, November 3, 2020, www.cnet.com/features/deepfakes-threat-2020-us-election-isnt-what-you-d-think/.

²⁰ Rolf Fredheim, “Robotrolling 2017/2,” NATO Strategic Communications Center of Excellence, November 6, 2017, stratcomcoe.org/publications/robotrolling-20172/204.

²¹ ワイリー『マインドハッキング』24-25 頁。

²² 同上、257-264、288-292 頁；ワイリーはこのような手法をマイクロ・ターゲティングと呼称し、対象の意見に影響を与えるうえで有効な手段であるとする。

²³ 飯塚『ドキュメント誘導工作』116 頁。

領選挙、同年 6 月の英 EU 離脱をめぐる国民投票は、僅差の勝負であった。双方にロシアの介入があったとされており、以降、米英の世論は分断されたままとなっていることは事実であろう。ロシアの介入が最終的にどれだけ影響したのかは検証のしようがないが、現状の世界を見れば、ロシアが目指す戦略は、ある程度目的を達成していると言えよう。

(4) 中国の誘導工作

中国の場合は、習近平政権が、国家戦略として「ネット強国」建設を掲げ、ビッグデータ収集に関するテクノロジーレベルでは世界最強クラスとなっている。このビッグデータの収集、分析及び他国世論等への介入を図る中国の手法は、ロシアよりさらに幅広く、組織的、長期的視野でさらに経済力を背景にした圧力も絡めて活動を実施している²⁴。飯塚は、「日本においても他人事ではなく東シナ海での海洋活動などを通じ、政治的な自己主張を強める中国は、目に見える軍事的な動きだけでなく、すぐには感知できない世論操作やサイバー攻撃を本格化させる可能性は十分にある²⁵」と警鐘をならす。また、米国ランド研究所の研究員のスコット・W. ハロルド (Scott W. Harold)、ジェフリー・W. ホーナン (Jeffrey W. Hornung) は、台湾をめぐる米中紛争に人民解放軍 (People's Liberation Army: PLA) が、どのようにしてソーシャル・メディアを利用した誘導工作を仕掛けてくるかといった可能性を分析し、以下の結論を出している。

中国にとって、台湾は、ソーシャル・メディア上で偽情報を用いるにあつてのテストベットである。今まで中国は、確たる偽情報攻撃を日本、フィリピン、シンガポール等の台湾以外の米国同盟国やパートナー国に仕掛けてこなかったが、COVID-19 のパンデミック後、パンデミックにかかる偽情報展開がみられるようになり、この偽情報の展開は、危機や衝突などといった事象発生時には米国に向けられるであろう。中国は、自国にとって都合の悪い米国の政策や軍事作戦に反対するよう誘導するため、中国系アメリカ人の米軍幹部やその家族に直接接触し、併せて、中国の偽情報作戦は、米国が明確に反証することが難しいような情報の広め方をとってくるであろう²⁶。

²⁴ 同上、209-210 頁。

²⁵ 飯塚「民主主義を揺るがす「誘導工作」脅威への備えを急げ」40 頁。

²⁶ Scott, W. Harold, Nathan Beauchamp-Mustafaga, and Jeffrey, W. Hornung “Chinese Disinformation Efforts on Social Media,” Rand Corporation, July 2021, pp. 11, 113-126, www.rand.org/pubs/research_reports/RR4373z3.html.

ハロルドとホーナンは、上記のように指摘した上で、その対策として、偽情報に対する対策を戦闘作戦の中にも含めることや、中国語のソーシャル・メディアに対するプレゼンス強化などを提言している²⁷。

2 ソーシャル・メディアの時代におけるナラティブの戦い

本節では、まず、世の中を流れる情報の主流が、従来の新聞やテレビ、ラジオといったマス・メディアからソーシャル・メディアに移っている現状を確認する。そのうえで、ソーシャル・メディア隆盛の現代において、主として情報を用いて相手の意図に働きかける活動として、なぜナラティブが重要かについて、ENDS、WAYS 及び MEANS の視点で考察するとともに、その際の RISK について、主として情報を用いて相手の意図に働きかける活動の応酬を指すものとして代表的に使用されてきたプロパガンダ戦との比較により明らかにする。

(1) 情報の主流はソーシャル・メディアへ

海上自衛隊幹部学校の石原敬浩は、日本最大の広告会社電通の日本の広告費の推計値を分析し、2019 年にインターネット広告がテレビでの広告を上回っていることを指摘している²⁸

これは、情報の主体がインターネットになっていることを表している。また、日本において、ソーシャル・メディアの利用者は、平成 28 年の調査では 6 歳以上の国民の 51%²⁹であったが、令和 2 年の調査では 73.8%と大幅に増加しており、20 歳から 29 歳においては、9 割がソーシャル・メディアを利用していると回答している³⁰。

米国においても少なくとも 1 つのソーシャル・メディアを利用している成人は約 7 割³¹にも及んでおり、ソーシャル・メディアが世論に及ぼす影

²⁷ Ibid., pp. 119-138.

²⁸ 石原敬浩「マスメディアからソーシャルメディアへ—情報戦の主戦場変化、広告費から見た定量的分析—」海上自衛隊幹部学校 HP コラム 203、2021 年 9 月 8 日、www.mod.go.jp/msdf/navcol/index.html?c=columns&id=203。

²⁹ 『平成 28 年通信利用動向調査ポイント』総務省、www.soumu.go.jp/main_content/000558952.pdf。

³⁰ 『令和 2 年通信利用動向調査ポイント』総務省、www.soumu.go.jp/main_content/000756017.pdf。

³¹ US Pew Research Center “Social Media Fact Sheet,” April 7, 2021, www.pewresearch.org/internet/fact-sheet/social-media/。

響は益々大きくなってきている。これらのことから、世論形成の重心は、今やソーシャル・メディアに移っていると言っても過言ではない。

(2) ソーシャル・メディアの発達による誘導工作の構造の変化

誘導工作のような活動は、従来からプロパガンダと呼ばれ、その多くは、マス・メディア経由で実施されていた。マス・メディアにはそれぞれ編集者等がおり、情報が取捨選択されたのちに、テレビや新聞で報道されていた。その編集過程で、複数の人間がそのニュースの真偽を精査し、論調を整合していたが、ソーシャル・メディアには基本的にその編集がなく、発信者が出したいように受信者に伝えられるというのが一つの特徴である。もう一つの特徴は、新聞、テレビあるいは演説等は受信者が受信したらそこで情報の拡散は口頭程度に収束するが、ソーシャル・メディアは、受信者が受信した後も、リツイートや引用ツイートでさらに拡散するという性質を持っている。これに近年の IT 技術の劇的な発展、世界中で誰でも持てるようになりつつあるスマートフォンの浸透が相まって、ソーシャル・メディアによる誘導工作を驚異的な威力を持つものとしている³²。また、ソーシャル・メディアを使用した情報発信は、ターゲットオーディエンスを、AI で解析することにより、性格や傾向を分析し、行動を促す広告を使い分けることで、受信者もしくはそのグループごと個別に仕立て上げた (テイラード) メッセージングを実施できるという特徴を有している。

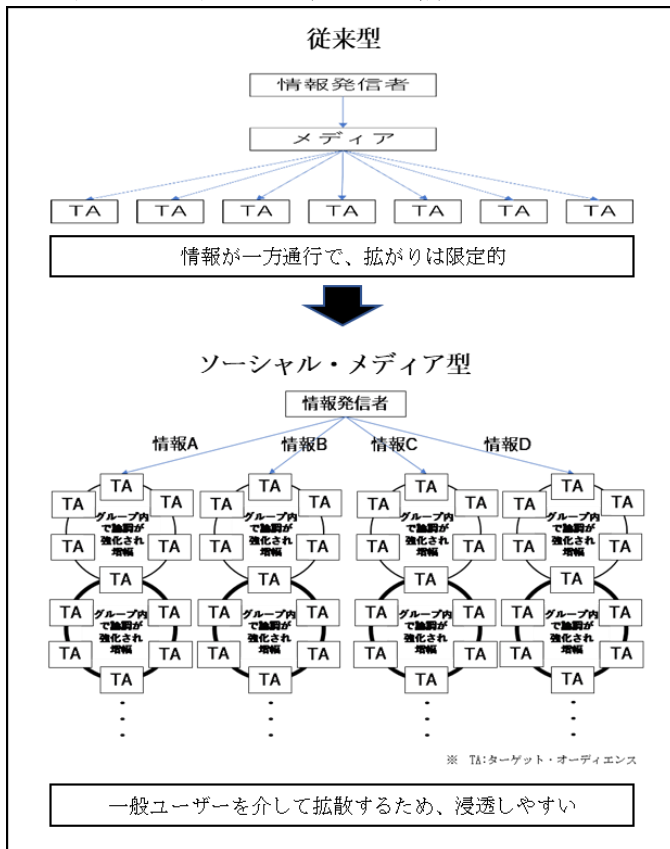
この性格の分析手法は、先述した英国のデータ分析会社ケンブリッジ・アナリティカで実際に行われたもので、性格診断から入手したデータをデータベース化し、AI により一人当たり 68 件のフェイスブックのいいね! を分析することで、肌の色は 95%、性的嗜好は 88%、支持政党は 85% の確度で特定可能とされる³³。

さらに特筆すべきは、先に述べたリツイートや引用ツイートによりそのグループ内での主義主張が強化されて増幅していくという点であり、下図のイメージのように、今までの情報拡散とは全く異なる作用を有している。

³² P・W・シンガー、エマーソン・T・ブルッキング『「いいね!」戦争一兵器化するソーシャル・メディア』小林由香利訳、NHK 出版、2019 年、83 頁。

³³ 飯塚『ドキュメント誘導工作』29-31 頁。

図 ソーシャル・メディアによる情報拡散のイメージ



(出所) 筆者作成

(3) ナラティブの戦いに関する考察

前2項で見てきたとおり、相手の意図に働きかける活動としての誘導工作は、ソーシャル・メディアを利用して行われることが多くなっている。そして、冒頭で述べたとおり、相手の意図に働きかけるには、論理性よりも感情、心理に訴える方が効果的であり、聴衆の共感と呼び、その心理に訴えかけることにより、戦略的な目標を達成³⁴する手段として、ナラティブという概念への関心が高まっている³⁵。

³⁴ 高木「新領域から『バトル・オブ・ナラティブ』へ」50頁。

³⁵ Freedman, “Networks, culture and narratives,” pp. 23-24.

また、先行研究によれば、2014 年のイスラエルによるガザ侵攻及びイスラム国 (Islamic State: IS) によるシリア並びにイラク北部での勢力拡大に際してナラティブの戦いの優劣が地上戦と密接に結びついていたとされる³⁶。さらに、同年のロシアによるウクライナ侵攻及びクリミア併合に際して、クリミア半島のロシア系住民が多く居住する地域において、「ウクライナでロシア系住民が抑圧されている」といった偽情報が流布し、非ロシア系住民及び地方政府に対する過激な言動やロシアの介入を正当化するような動きが確認されている³⁷。

このように、政治、経済、外交、安全保障・防衛分野における近年の動きは、ナラティブの有する特性を抜きにして動向を分析することが困難となりつつある³⁸。

こうした情勢を踏まえ、本項では、ソーシャル・メディア隆盛の時代における情報発信のあり方について、相手の意図に働きかける活動の応酬として行われているナラティブの戦いを、ENDS、WAYS 及び MEANS の視点で考察するとともに、その際の RISK について、主として情報を用いて相手の意図に働きかける活動の応酬を指すものとして代表的に使用されてきたプロパガンダ戦との比較により明らかにする。

ア ナラティブとは何か

フリードマン (Lawrence Freedman) によれば、ナラティブとはもともと 1960 年代後半の文学理論の中に位置づけられるものであり「人物が (意識の流れや人物間の何らかの相互作用についてではなく) 出来事について語る形式を特徴とする作品を示していた。より広義の理論へと発展した背景には、フランスのポスト構造主義の影響があった。ポスト構造主義者は意味の概念を著者の意図を反映したものとして捉えることを否定し、読み手の置かれた状況によってテキスト (文章) は様々な意味を持ちうると説いた³⁹」とされる。そして 1970 年代後半には、社会理論の領域でナラティブ・ターン (物語論的転回) が論じられるようになり⁴⁰、ナラティブ・ターンによって、実際には知っていることに関する自信の不確かさや、同じ出

³⁶ 高木「新領域から『バトル・オブ・ナラティブ』へ」68-62 頁；なお、事例の詳細は次を参照、シンガー、ブルッキング『「いいね！」戦争』；デイヴィッド・パトリカラコス『140 字の戦争 SNS が戦場を変えた』江口泰子訳、早川書房、2019 年。

³⁷ 高木「新領域から『バトル・オブ・ナラティブ』へ」62-64 頁。

³⁸ 長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」2-3 頁。

³⁹ ローレンス・フリードマン『戦略の世界史 (下)』貫井佳子訳、日本経済新聞出版、2018 年、165 頁。

⁴⁰ 同上、166-167 頁。

来事について多種多様な解釈ができるという考え方の魅力、またアイデンティティを構築する際の選択肢への認識をとらえることができた。こうした流れは、外的現実には完全に把握することが可能、という概念に異を唱える一方で、人間の想像力と共感の重要性を強調した。やがて、ナラティブは専門的な研究者の関心の的にとどまらず、広く用いられる概念となったとされる⁴¹。

なお、ナラティブには普遍的な定義が確立しておらず、ナラティブという語には現時点において定訳となる日本語が存在しない⁴²のが現状であるが、長沼加寿巳は、ナラティブに関する先行研究及び自身の論考を踏まえ、次のように定義づけを試みている。

語り手が聞き手に対して意味を伝えるための、ある特定の目的を有する語り。時間的、空間的及び因果的な一連の出来事を踏まえて編み出される。形式は口述と筆記とを問わない。態様は理性的にも感情的にもなり得る。内容は必ずしも真実だけに限定されず、虚偽、事実の誤認、論理的矛盾を含むことがある。しばしば、語り手自身の主観、信念、価値観を伴う⁴³。

併せて、安全保障や防衛分野にとってのナラティブに関しては、次のように定義づけを試みている。

政策上の目標に対して心理及び認知領域における正当性を付与するように、意図的に作成された物語。対象となるオーディエンスを誘導する目的を有し、現在の状況、将来の望ましい状況及びそこへの到達方法を含む。防衛分野では特に、既存の防衛力との組合せにより相乗効果を発揮する⁴⁴。

⁴¹ 同上、167-168 頁；他の例として、サトウタツヤは心理学の立場から、マレー (Michael Murray) と新井浩道の議論を引用しつつナラティブという言葉の意味について論述している、サトウタツヤ「ナラティブの意義と可能性」『言語文化教育研究』第16巻、2018年、2-11頁；Michael Murray, “Narrative Psychology,” Jonathan A. Smith ed., *Qualitative Psychology – A Practical Guide to Research Methods*, SAGE, 2003, pp. 111-131; 新井浩道『ナラティブ・ソーシャルワーク“〈支援〉しない支援”の方法』新泉社、2014年；ナラティブを安全保障に関連付けて議論したものとして、Mark Laity, “NATO and the Power of Narrative,” *Beyond Propaganda*, Transitions Forum, Legatum Institute, September 2015, pp. 22-28.

⁴² サトウ「ナラティブの意義と可能性」2頁。

⁴³ 長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」11頁。

⁴⁴ 同上。

また、外務省の安部憲明は、単なる「語り」としてのストーリーとは区別され、以下の 4 つの特徴があると述べている⁴⁵。

- ① 立場や主張に違いのある者が、相互に相容れない対立的なテーマを扱う。
- ② 相容れないテーマについて、関心や利害を有する話し手が、それぞれの価値観や立場を主張する。
- ③ ナラティブとは、ある目的のために、異なる価値観や利害を抱える対象の同意を求め、説得を試みるべく創作されるものである。
- ④ 語り手の主張を支える論理 (ロジック) の存在が必須である

上記の各論説及びそれぞれの先行研究を踏まえると、ナラティブの概念は以下のように整理できる。

ナラティブとは、ある主体が、自らの正当性を主張するに際し、異なる価値観や利害を抱える他の主体の認知及び感情に働きかけ、何らかの行動を喚起させるにあたり、自らの主張をストーリー仕立てにし、他の主体の共感を得ることを主眼としたものである。このため、科学的根拠による証明よりも、感情に訴えかけることが重視される。

1970 年代後半のナラティブ・ターン以降、様々な分野で用いられるようになり、国際関係や安全保障の分野においても、世論形成において、感情や個人的な信念に訴えるよりも客観的事実の影響力が少ない状況⁴⁶がみられることを踏まえ、国際社会においては、時にパーセプション (認知) がリアリティ (実在) となり、事実よりも重視される⁴⁷ことがあるため、標的とする聴衆の文化や歴史を踏まえ、聴衆の共感を呼び、その心理に訴えかけることにより、戦略的な目標を達成⁴⁸する手段として用いられる言葉である。

⁴⁵ 安部憲明「「ナラティブ」とは何か：共通の作戦図面のチカラ」『世界経済評論 IMPACT』2020 年 8 月 17 日、www.world-economic-review.jp/impact/article/1848.html；なお、ここでいうストーリーとの違い、「言説」に対する訳語としてのディスコース (ディスコースと表記されることもある) とナラティブとの関係については以下に詳しい、長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」；山本吉宣「言説の対抗と米中関係—歴史、理論、現状」『PHP 総研特別レポート』2021 年 3 月；フリードマン『戦略の世界史 下』。

⁴⁶ 長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」2-3 頁。

⁴⁷ 領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会「戦略的発信の強化に向けて」2 頁。

⁴⁸ 高木「新領域から『バトル・オブ・ナラティブ』へ」50 頁。

イ ナラティブの戦いの意義

パトリカラコス (David Patrikarakos) は、第 2 次世界大戦後の世界を指して、武力行使をほぼ不可能にする国際秩序の構築を願う声が主要国の間で上がった。その理念をもとに創設されたのが、国連であり EU である。核兵器の登場によっても、国家は武力行使のエスカレートを恐れて、自らの意思を敵に強要できなくなったと述べる一方で、従来型の戦争がなくなったわけではないが、情報革命と、それが世界にもたらした速度と相互接続性によって、戦争を取り巻く文脈はすっかり変わってしまったという、元英陸軍のエミール・シンプソンに対するインタビュー時の発言を引用しつつ⁴⁹、政治目標の達成には、軍事的手段ではなく、我に有利な条件を相手に飲ませるコミュニケーションの重要性を訴えている⁵⁰。

また、先行研究では「近年の紛争においては、紛争の当事者双方が、ソーシャル・メディア等を活用し、ナラティブを発信するようになっている。陸上、海上、航空という従来の領域に加え、双方がナラティブを発信し、どちらのナラティブがより浸透するかというナラティブの戦い (バトル・オブ・ナラティブ) が生起⁵¹」しており、2014 年のイスラエルによるガザ侵攻及び IS によるシリア及びイラク北部での勢力拡大に際して「バトル・オブ・ナラティブ」の優劣が地上戦と密接に結びついていたとされている⁵²。

そして、レイティ (Mark Laity) は「政治的・戦略的目標を達成するための非軍事的手段の役割が大きくなってきた。非軍事的手段の役割は拡大し、多くの場合、その有効性において武器の力を上回るようになった。政治的、経済的、情動的、人道的、その他の非軍事的手段を幅広く用いる方向に変化してきた⁵³」というロシアの軍事ドクトリンの一節を引用し、ナラティブの戦いの意義を言い表している。

ウ ナラティブの戦いの目的 (ENDS)

ここでは、ナラティブの戦いは、誰が、誰に対して何のために行うかという点について考察する。

⁴⁹ パトリカラコス『140 字の戦争』15-17 頁。

⁵⁰ 同上。

⁵¹ 高木「新領域から『バトル・オブ・ナラティブ』へ」51 頁。

⁵² 長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」3 頁。

⁵³ Laity, “NATO and the Power of Narrative,” p. 22; “The Military Doctrine of the Russian Federation,” Section 13, approved by Russian Federation presidential edict, February 5, 2010, www.globalsecurity.org/military/library/report/2010/2010-02-05-russian-military-doctrine.htm.

レイティによる上記の記述に鑑みれば、ナラティブの戦いの主体は、一義的には国家あるいは為政者の立場にある者と捉えることができる。ただし、先行研究において高木が、イスラエルのガザ侵攻時におけるパレスチナ人の少女ベイカー（Farah Baker）のソーシャル・メディアへの投稿を事例に、「ファラが発信したナラティブは無垢のガザ市民の被害であり、彼女自身が意図していなかったにせよ、国際社会によるイスラエルに対する憎悪を引き起こすものであった。こうした感情的なナラティブは、世界中の多くの人々の共感を呼び、国際社会に浸透した⁵⁴」と述べていることを踏まえると、ナラティブの戦いの主体としては、非国家アクターも含むと理解するのが適当であろう。

次に、ナラティブの戦いの対象、すなわち客体について考察する。

ナラティブが「政策上の目標に対して心理及び認知領域における正当性を付与するように、意図的に作成された物語。対象となるオーディエンスを誘導する目的を有し、現在の状況、将来の望ましい状況及びそこへの到達方法を含む⁵⁵」ものであること、また、前出のベイカーのソーシャル・メディア投稿の事例及びパトリカラコスが「ナラティブ戦では交戦地帯から上がってくる生のデータを組み立てる—その目的は、生のデータ（たとえ真実味を欠いたデータであっても）を戦場から拾い出して、情報領域に投入することにある。すると国際社会はそのデータを処理して、その戦争に対する態度を決める。そしてそこから、どこに同情の要素があるのかを見極め、大衆レベルと、さらに重要なことに政治レベルの両方において、支持するのか非難するのかを判断する⁵⁶」と述べたことを併せて考えてみれば、ナラティブの戦いの客体としては、競争関係にある相手国家、自国及びその国民、直接的に競争関係にない第三者的立場としての国際世論を含むと理解できる。

そして、前述のとおり、ナラティブは、自らの正当性を主張するに際し、異なる価値観や利害を抱える他の主体の認知及び感情に働きかけ、何らかの行動を喚起させることを目的とするものである。これを踏まえると、ナラティブの戦いの目的とするところは、ある主体が、競争関係にある相手国家、自国及び国際世論という客体に対して心理及び認知領域における正

⁵⁴ 高木「新領域から『バトル・オブ・ナラティブ』へ」66頁；なお、パトリカラコス『140字の戦争』においても、ファラ・ベイカーの活動が、ナラティブの戦いの事例として述べられている。

⁵⁵ 長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」33頁。

⁵⁶ パトリカラコス『140字の戦争』109頁。

当性を付与するべく、自らのナラティブをして多くの人々の共感を呼び、浸透させることにより、戦略的な目的を達成することであるということが出来る。

エ ナラティブの戦いの方法 (WAYS)

パトリカカロスは、前出のイスラエルのガザ侵攻時におけるパレスチナ人の少女ベイカーによるソーシャル・メディアの活動を事例に挙げ、「議論以上にナラティブが強い影響力を持ち、無味乾燥でただ合理的なものよりも、感情に訴えるもののほうが重視される⁵⁷」と述べている。

また、安部は、ナラティブは主観の押し付けや情緒の垂れ流しではなく、あくまでも共通の言語空間において通じる論理で構築されていなければ、多くの人の認識に訴え行動を変えるのは難しいと論じている⁵⁸。

シンガー (P. W. Singer) とブルッキング (Emerson Brooking) は、ナラティブ構築の鉄則として、以下の 3 点を挙げ、これによってナラティブが定着するか失敗に終わるかが決まると述べている⁵⁹。

- ① シンプルであること。
- ② 共鳴を得るものであること。
- ③ 目新しいものであること。

以上を踏まえると、ナラティブの戦いは、相手の感情に訴えかけ、共鳴を得ること、この際、端的な表現を用いること及び相手の関心を失わないために目新しいものを、次に述べる媒体を用いて発信、拡散させる方法によって行われるということが出来る。

オ ナラティブの戦いの手段 (MEANS)

ナラティブの戦いに用いられる手段に関しては、2003 年のイラク戦争を機に、主流の戦略研究において、ナラティブという概念への関心が高まっている背景もあり⁶⁰、ナラティブは多くの場合、今日の情報技術の発達やソーシャル・メディアの影響力と合わせて議論されることが多い⁶¹。

⁵⁷ 同上、35-36 頁。

⁵⁸ 安部「「ナラティブ」とは何か」

⁵⁹ シンガー、ブルッキング『「いいね！」戦争』252-256 頁。このなかで、「シンプル」については、ネットユーザーの集中力持続時間は 2005 年には 8 秒であったという調査結果とともに紹介。

⁶⁰ Freedman, "Networks, culture and narratives," p. 24.

⁶¹ 長沼加寿巳「認知領域における戦い：物語 (ナラティブ)、感情、時間性」『NIDS コメンタリー』第 163 号、2021 年 3 月 14 日、2 頁。

実際、先行研究で紹介されているイスラエルのガザ侵攻やロシアのウクライナ侵攻事例でも、インターネットやソーシャル・メディアを媒体として用いたことが述べられている。

しかし、先行研究において「形式は口述と筆記とを問わない⁶²」とされていることや、フリードマンが、文学理論家ロラン・バルト(Roland Barthes)の著作を引用し、話し言葉や書き言葉といった分節言語、静止画あるいは動画、身振り、これらがすべて秩序正しく混ざりあったものなどの数えきれないほどの形態のナラティブがあり、ナラティブは神話、伝説、寓話、ステンドグラスの窓、映画、漫画、三面記事、会話の中に含まれ、あらゆる時代、場所、社会に存在するとしている⁶³ことを踏まえれば、原理としては、ナラティブの戦いの手段はソーシャル・メディアに限らず、様々な媒体を用いて行われものである。

他方、「これまでにない速さでメッセージを拡散し、増幅するというソーシャル・メディアの強大な影響力⁶⁴」を鑑みれば、客体に対して心理及び認知領域における正当性を付与するべく、自らのナラティブをして多くの人々の共感を呼び、国際社会に浸透させることにより、戦略的な目的を達成するというナラティブの戦いに用いる媒体として適しているといえることができる。

つまり、ナラティブの戦いは、その時代に応じて活用し得る、あらゆる媒体を利用して行われるものであるが、近年はソーシャル・メディアがその主流になっている。その理由としては、前述した「拡散、増幅」のスピードの他に、ある情報が、その発信主体から直接届けられるよりも、第三者を介した伝達のほうが浸透しやすいという人の心の特性に鑑みれば、一般のユーザーが自分の関心事として、リツイート等により再発信、その連鎖による拡散によって広まったナラティブは、大多数の意見として浸透しやすい⁶⁵という側面もある。この点を踏まえては、ナラティブの戦いの手段としては、ソーシャル・メディアの活用が適しているといえる。

⁶² 長沼「安全保障や防衛におけるナラティブ」2頁。

⁶³ フリードマン『戦略の世界史(下)』165-166頁;なお、フリードマンは、Roland Barthes and Lionel Duisit, "An Introduction to the structural Analysis of Narrative," *New Literary History* 6, No. 2, Winter 1975, pp. 237-272 から引用。

⁶⁴ パトリカラコス『140字の戦争』70頁。

⁶⁵ 里見修は、ドイツの社会学者ノエル・ノイマンが「沈黙の螺旋理論」として述べた「大衆は孤立を恐れて多数の意見に同調するという特性があり、メディアの情報を多数の意見として自己がそれと異なる意見の場合には螺旋状に口を閉ざしていく」という見解を紹介している、里見修「東京財団報告書 2004-10 日本の対外情報発信の現状と改革」東京財団研究推進部、2004年9月、14頁;現代では、特に若者

カ ナラティブの戦いで留意すべき点 (RISKS)

「ある望ましい効果をあげるために意図的に作ったナラティブは、不自然で強制的な印象を与える危険性がある。ひとたびプロパガンダと結びつけば、そのナラティブはありとあらゆる問題に直面する。それは他者の思想や行動に影響を及ぼそうという露骨な試みのせいで、信用を失うからにはほかならない。実際、「戦略的ナラティブ⁶⁶」に対する現在の熱狂も、(全体主義的な意味合いとは無縁だった時代に) なんのやましさもなく肯定的にプロパガンダと呼ばれていたものにその起源があることへの理解が進めば、薄れていく可能性がある⁶⁷」とフリードマンが指摘するように、プロパガンダという言葉が、現在は間違いなく否定的な意味合いを持ち⁶⁸、つまり、プロパガンダという言葉自体に負のイメージが定着したために、ある主体が情報を用いて相手の意図に働きかける活動を行うに際し、その情報に触れた客体から、プロパガンダであるというレッテルを張られた時点で、当該活動は効果を失う、あるいは主体にとってマイナスの効果を生む結果になる点に注意しなければならないということが言えるだろう。

特に、ソーシャル・メディアが発達した現代では、誰でもいつでも発信者になることができ、「これまでにない速さでメッセージを拡散し、増幅するというソーシャル・メディアの強大な影響力⁶⁹」を考慮し、瞬時に、インターネットを利用可能な全ての人々のもとに拡散され、マイナスのイメージが定着してしまう恐れがあることにも注意が必要である。これに加えて、プロパガンダであるというレッテルを張られないようにする観点を併せて考えると、情報に接した客体が自分の意見としてリツイート等により拡散するように、すなわち、標的とする聴衆及び様々な第 3 者から自発的に、主体にとって有利なナラティブを形成させることを意識する必要がある。

世代において友人グループでの孤立を恐れて、友人が「いいね！」した記事に同調してリツイートにより拡散するという事象もニュース等で耳にする。

⁶⁶ 戦略的ナラティブの定義に関して、公文書としては、The United Kingdom Ministry of Defence, *Joint Doctrine Note 2/19 Defence Strategic Communication: an Approach to Formulating and Executing Strategy* に記されている。

⁶⁷ フリードマン『戦略の世界史 (下)』435-436 頁。

⁶⁸ パトリカラコス『140 字の戦争』263 頁。

⁶⁹ 同上、70 頁。

3 事例研究：米海軍の取り組み

では、具体的にどうこのナラティブ時代に対応しようとしているのか、米海軍の取り組みを例に説明する。前述したとおり、米海軍は、2018 年と 2019 年に連続でソーシャル・メディア・ハンドブックを公表しており、この内容を比べたところ当該更新は、若干の項目追加及び文言の修正のみであり、大幅に変更、削除された項目はない。以下、内容について確認するとともに、作成意図等について推察していく。

(1) ソーシャル・メディア・ハンドブック 2018 の構成と内容

米海軍ソーシャル・メディア・ハンドブック 2018 の構成は①イントロダクション、②リーダー、③海軍コミュニケーター、④海軍軍人、⑤家族、⑥オンブズマン、⑦海軍シビリアン、⑧付録であり、概要を以下に記載する。

ア イントロダクション

イントロダクションにおいて、「ソーシャル・メディアは、世界とのコミュニケーションや交流の方法から、消費するコンテンツや読むニュースまで、我々の生活に革命をもたらした。その結果、人々が情報を得る方法は劇的に変化し、個人、組織、政府機関とリアルタイムで会話したいという欲求が高まっている。これは海軍のストーリーをより広く共有するための絶好の機会となる⁷⁰」と記載されており、ソーシャル・メディアを活用することを主として考えていることが理解できる。一方で、「ソーシャル・メディアのオープンでグローバルな性質は、課題や運用、サイバーセキュリティに関する考慮点等、オンライン上の行為に関する懸念を生み出す⁷¹」と指摘しており、活用すると同時に使用に関する警戒感を持つ必要があることを認識していることがわかる。

イ リーダー

リーダーの項目においては、全般として「海軍には、一般市民にタイムリーで正確な情報を提供し、海軍軍人や海軍省の民間人とその家族に情報を提供し、地域社会との関係を築く義務があり、リーダーはこうしたコミュニケーション活動の重要な役割を担っている。ソーシャル・メディアを効

⁷⁰ US Navy, *Navy Social Media Handbook 2018*, p. IV, www.csp.navy.mil/Portals/2/documents/downloads/navy-social-media-handbook-2018.pdf (accessed on July 20, 2018).

⁷¹ Ibid.

果的に利用することにより、従来のコミュニケーションチャンネルでは接触できなかった人々により豊かで実質的な関係を築きながら、透明性のある迅速な方法で、海軍のストーリーを共有する絶好の機会を得られる⁷²⁾と記載し、リーダーにソーシャル・メディアを活用することを促す内容となっている。全般以降、小項目として「今日のオンライン状況の概要」について、ソーシャル・メディアの世間への浸透状況について説明し、続く小項目の「ソーシャル・メディアの非公式 (個人的な) 利用」では、個人的な意見を表明する場合は、海軍を代表して発言しているものではないことを明確にする責任があることを示している。また、次の小項目として、「オンラインでの行動基準の設定」について説明し、その中で、「海軍のリーダーとして、あなたは模範を示さなければならない⁷³⁾」としており、リーダーとしての責任をもって積極的にソーシャル・メディアを使用することを推奨している。残りの小項目として、「インシデントの報告」「秘密保全 (Operational security: OPSEC) について」「政治活動」「支持」「なりすましアカウント」があり、それぞれ報告義務等を説明している。

ウ 海軍コミュニケーター

海軍コミュニケーターの項目においても、「ソーシャル・メディアは、司令部のストーリーを迅速かつ直接的に伝えるための新しいクリエイティブな方法や場所をもたらした。いつもと違うことをするのを恐れる必要はない⁷⁴⁾」として、リーダーの項目と同様に、積極的にソーシャル・メディアを活用する方針を示している。また、全般の最後に、「このハンドブックはソーシャル・メディアでの海軍のストーリーを伝えるための最善の方法を示すが、プロとしての使い方を理解するためには、個人的にソーシャル・メディアを使う以外にないことを認識する必要がある⁷⁵⁾」と指摘している。この海軍のストーリーを伝えることの目的は、米中間の経済、安全保障分野での競争において、イデオロジカル (Ideational) な対立が見られる中、戦略的ナラティブとして、海軍のストーリーを広く拡散することにより、米国の活動の正当性及び優位性を保とうとする動きからであると推察する⁷⁶⁾。以降の小項目は、前述のリーダーの項目よりも担当者向けのテクニカルな部分について、詳細に述べており、フェイスブックや Twitter の使用例や

⁷² Ibid., p. 2.

⁷³ Ibid., pp. 2-3.

⁷⁴ Ibid., p. 6.

⁷⁵ Ibid.

⁷⁶ 山本『言説の対抗と米中関係』5頁。

反響の例、また、死傷者や有害事象が発生した場合のソーシャル・メディアにおける対処方法などを示している。本ハンドブックにおいては、他の項目が 3 ページ程度である一方、海軍コミュニケーターの項目は 14 ページに及び、本ハンドブックの主たる目的は、海軍コミュニケーターへの技術的な教示であることが読み取れる。

エ 海軍軍人

海軍軍人の項目においては、全般として、「個人として責任をもってコミュニケーションをとる方法を理解し、自分自身や海軍に否定的な、あるいは意図しないイメージを与えるような行動や発言をしないよう注意しなければならない⁷⁷⁾」ということを強調している。以降、オンラインでのコミュニケーションに関する注意事項等が示されているが、興味深いことにこのハンドブックでは、「インターネット上では、個人的なことと仕事上のことを区別するのは難しいので、投稿する内容が個人のキャリアや広く海軍の評判に影響を与える可能性があることを念頭に置く必要がある⁷⁸⁾」としており、仕事上の話題を一切禁ずるというものではない。また、「政治的活動」の小項目においては、「海軍軍人は、新聞の編集者に手紙を書くようにソーシャル・メディアを使って公共の問題や政治家候補について個人的な意見を述べるができる⁷⁹⁾」とされており、ソーシャル・メディアにおける個人的な活動にかかる制限は大きくないことがわかる。一方で、OPSEC の小項目において、明確に公表してはいけない事項を列挙している。その内容は、「配備・展開」「スケジュール」「個人情報」であり、ソーシャル・メディアで誰と友達になるかに気を付ける必要があるとしている⁸⁰⁾。ソーシャル・メディアで友達を選ばなくてはならない理由は明記されていないが、例えば、フェイスブックの基準では、「フェイスブックユーザーとして登録＝友人のデータの利用を承諾」とみなされており、その他のアプリでは、そのフェイスブックの友人データの収集についてユーザー本人の承諾が事実上不要となっているものもある⁸¹⁾。そういった背景から、友人登録に注意するよう呼び掛けているものと推察される。

⁷⁷⁾ US Navy, *Navy Social Media Handbook 2018*, p. 20.

⁷⁸⁾ Ibid.

⁷⁹⁾ Ibid., p. 21.

⁸⁰⁾ Ibid., pp. 21-22.

⁸¹⁾ ワイリー『マインドハッキング』158 頁。

オ 家族

家族の項目においては、全般において「家族のレディネス（準備態勢）は戦争へのレディネス（準備態勢）に等しいということ強く信じてほしい」「家族は我々海軍の大きな部分を占めているので、家族が自分のストーリーを共有する場合は、OPSEC と礼儀を守るためのガイドラインに従うことが非常に重要である⁸²」として、軍人等の家族に対しても、ソーシャル・メディア利用に際しては、一定のルールに従うことを求めている。OPSEC の小項目においては、「海軍軍人の家族は、海軍軍人の現在の配属先、予定されている異動、現在または将来の異動場所について話すときは、特に注意する必要がある⁸³」としており、例として、具体的な表現から、抽象的な表現にする例文をいくつか紹介している。また、制限事項として、家族自身の個人情報（氏名、住所、生年月日、出身地、地元の町、出身校など）や家族である海軍軍人の個人情報（配備状況、住所、電話番号、位置情報、スケジュールなど）を投稿することを控えるよう促している。また、不測自体すなわち、海軍軍人の死傷に関しては、家族に通知してから 24 時間経過するまでは、メディアや一般市民に公表しないことを要請しており、「承知していない」「推測しないでほしい」と伝えるよう記載している。また、メディアから連絡を受けた場合、所属する司令部の広報担当に連絡するよう要請している⁸⁴。

カ オンブズマン

オンブズマンの項目では、「海軍司令部のオンブズマンとして、あなたは司令部のリーダーシップと家族をつなぐ重要な存在であり、その家族は海軍のストーリーの大きな部分を占めていることから、オンブズマンであるあなたが自分の海軍でのストーリーを共有し、海軍の家族にも同じようにストーリーを共有してもらうことが重要である⁸⁵」と述べている。その他は家族の項目と同様の内容が記載されている。

キ 海軍シビリアン

海軍シビリアンの項目では、「海軍シビリアンは、世界中で海軍の任務を支える重要な役割を担っており、その行動と言葉で海軍の大使としての役割を果たしている。この事実を念頭に置き、オンラインでのコミュニケーションの意味を理解する必要がある⁸⁶」と記載されているほか、海軍軍人の

⁸² US Navy, *Navy Social Media Handbook 2018*, p. 23.

⁸³ *Ibid.*, pp. 23-24.

⁸⁴ *Ibid.*, p. 24.

⁸⁵ *Ibid.*, p. 25.

⁸⁶ *Ibid.*, p. 28.

項目と同様にサイバーセキュリティ、OPSEC 等の注意事項が述べられている。

ク 付 録

付録の項目においては、追加での注意事項や法的事項等について説明し、ボトムラインとして、当時の米海軍 CNO リチャードソン(John Richardson)提督のコメントを記載している。その内容は、「職場や家庭、インターネット上での有害な行動は、チームの結束力を弱め、信頼を損なう。有害な行動は我々を躊躇させ、憶測させ、迅速に行動することを遅らせることにより、敵に優位性を譲ってしまう。有害な行動は、勝者のためのものではなく、敗者のものであり、我々海軍には必要ない⁸⁷⁾」と述べており、ソーシャル・メディアにおける有害な行動に注意するように促している。

(2) ソーシャル・メディア・ハンドブック 2019 における追加

次に米海軍ソーシャル・メディア・ハンドブック 2019 において新たに追加された事項を見ていく。

ア 海軍コミュニケーターの項目への追加

本項目への追加事項は、「ソーシャル・リスニング」「ソーシャル・アセスメント」「公開情報の投稿」「結果の分析」「修正法」そして「ボット」であり、主としてソーシャル・メディア担当者に対する技術的な教示であることがわかる。「ボット」に関しては、第 1 節で述べたとおり、AI が自動でソーシャル・メディアに投稿するものであり、本ハンドブックでは、以下のように記載されている。「ボットとは、コンテンツを投稿したり、他のユーザーと対話したりすることができる、ソフトウェアによって運営される自動アカウントのことである。特にボットは Twitter で多く見られ、2017 年の米国調査機関 Pew Research Center の調査によると、人気のあるニュースや時事問題のウェブサイトへツイートされたリンクの 66% が、ボットの疑いのあるものであった⁸⁸⁾」として、ボットと見抜く指標を何件か紹介している。

イ 海軍軍人、家族、オンブズマンの項目への追加

この 3 つの項目に追加されたのは、「ネットいじめ」の小項目であり、近年問題が表面化している事項に関することである。内容は、「ソーシャル・

⁸⁷⁾ Ibid., p. 31.

⁸⁸⁾ US Navy, *Navy Social Media Handbook 2019*, March 2019, p. 22, www.csp.navy.mil/Portals/2/documents/downloads/navy-social-media-handbook-2019.pdf.

メディア・サイトはいじめや嫌がらせの新たな手段を提供している⁸⁹」として、その対処方法をフェイスブック、Twitter等のサイトごと紹介し、「オンラインでのいじめ、ハーシング、ハラスメント、ストーカー行為、差別、報復、および尊厳と敬意を損なう他のあらゆる行為は、海軍のコアバリューと一致せず、部隊に悪影響を及ぼす⁹⁰」と注意喚起している。

（3）ソーシャル・メディア・ハンドブックに見る米海軍の意図

以上のように、米海軍ソーシャル・メディア・ハンドブックは、家族を含めた海軍構成員のネットリテラシーの向上を意図していることが読み取れた。また、2018年、2019年と短い間にハンドブックを更新した背景は、「ボット」によるソーシャル・メディアの自動書き込み等に関するネットリテラシーの向上及び社会問題化している「ネットいじめ」に対する注意喚起が目的であることが推察された。また、同更新は、ソーシャル・メディア担当者に対し、「ソーシャル・リスニング」「ソーシャル・アセスメント」「結果の分析」「修正法」等を理解させ、適切なソーシャル・メディアの活用を図ることも目的とされていることを読み取ることができた。以上のように、ソーシャル・メディアの使用に対し警戒感を持ちつつ、積極的に活用しようとしているのは、前半で述べたように、構造上の変化により、驚異的な威力を持つようになった誘導工作に対処しつつ、海軍にとって有利なナラティブを浸透させるうえで、極めて有用なこのツールを最大限使用しようとする意図からであることが分析できる。

むすびにかえて—防衛省・自衛隊へのインプリケーション—

現在、防衛省・自衛隊でも戦略的コミュニケーションや情報発信の重要性が認識されている。

ソーシャル・メディアの時代における情報発信は、ソーシャル・メディアの特性、第3者を介した伝達のほうが浸透しやすいという人の心の特性をとらえ、マイクロ・ターゲティングにより対象ごとにテイラードしたメッセージを送り、共感を呼び、拡散させるという手法をとるべきである。

未だソーシャル・メディアを規制の対象とし、許可された者だけが公的機関の広報というかたちで、広く一般に向けて、公式見解だけの無難な情報を発信するだけでは、三戦やハイブリッド戦の時代に後れを取ることに

⁸⁹ Ibid., pp. 25, 30, 33.

⁹⁰ Ibid.

なる⁹¹。そればかりか、内容によっては、わが国の主張に否定的な見解を持つものからプロパガンダのレッテルを張られ、それがソーシャル・メディアを通じて拡散され、負のイメージが浸透するリスクがある。言い換えれば、旧態然とした手法では、ナラティブの戦いに勝つことはできないということである。

第 3 節で見てきたように、具体的にソーシャル・メディアを活用する上で、米海軍のハンドブックは参考になるものであり、防衛省・自衛隊としても、見習うべきものは多いのではないだろうか。

我に対する誘導工作に適時適切に対処し、競争相手とのナラティブの戦いに勝つためには、ソーシャル・メディア隆盛の時代における活路とリスクを理解し、情報のターゲティングも含めて、民間事業者を活用することも考慮する必要がある。

そして、誰でもいつでも発信者になれることを想定し、あるいはリツイート等による拡散を期して、標的とする聴衆及び様々な第 3 者から自発的に、我に有利なナラティブを形成、浸透させることを意識することが重要である。

⁹¹ 里見によれば「ニュース・ウィーク東京支局のジェームズ・ワグナー副編集長は「外務省のサイトは、田中真紀子外相問題など外務省が事件の渦中にあった時は見たが、それ以外は見たことはないし、見るつもりもない」と語る。ワグナーによると、「外国特派員が政治問題で参考にするのは共同、ジャパン・タイムズの英文サイトである」という。この指摘の示すように、わが国の外務省をはじめとする英文サイトは、記事の差し替えは遅く、しかも内容的にも「参考にすべきものがない」(ワグナー)などの理由から、使用者は限られているのが実情である」、里見「東京財団報告書 2004-10」151 頁。

零式艦上戦闘機の開発背景

— 超々ジュラルミン開発・量産から零式艦上戦闘機への繋がり —

梅原 博和

はじめに

零式艦上戦闘機 (以下、「零戦」と略称) の開発は、1937 年 10 月に海軍より十二試艦上戦闘機の計画要求書が三菱重工と中島飛行機 (後の富士重工) 両社に公布されたことに始まる¹。これに示された性能は、当時の技術水準からみて「甚だ過酷」なものと言われ、中島は社内事情により試作を辞退している²。当時、日本の航空機工業は欧米諸国の有名な機体やエンジンの製作権を製造機械と共に購入し、また、外国人技術者を招聘して設計・製作法を教わるといった模倣時代から抜け出し、ようやく機体やエンジン設計の自立化が始まって僅か 5 年であった³。また、航空機開発に必要な重化学工業も 1930 年代に入り進展し、電力需要も急速に増大していった時代だった⁴。しかし、まだその多くは海外に依存しており⁵、日本の航空機工業含め重化学工業の水準は発展途上にあり、欧米諸国の水準と比較すると低かったと言える。こうした状況の中、零戦を開発したのが三菱重工名古屋航空機製作所の主任設計技師であった堀越二郎である。堀越は、零戦設計における課題としてエンジンの決定、プロペラの選択、重量軽減対策及び空力設計の 4 つを挙げており、最大の難関は重量軽減対策であったとしている⁶。当時の日本製エンジンは馬力不足という理由から、機体重量の軽減対策は必須であった。そのため、零戦開発において、軽くて頑丈な軽合金である超々ジュラルミン開発は必要不可欠であった。

この超々ジュラルミンは、1935 年 8 月から住友金属工業 (以下、「住友金属」と略称) の研究部員であった五十嵐勇博士を中心に研究開発が進め

¹ 日本海軍航空史編纂委員会編『日本海軍航空史 第 3 制度・技術編』時事通信社、1969 年、416 頁。

² 同上、417 頁。

³ 林克也『日本軍事技術史』青木書店、1957 年、255-256 頁。

⁴ 梅本哲世『戦前日本資本主義と電力』八潮社、2000 年、218 頁。

⁵ 林『日本軍事技術史』256 頁。

⁶ 吉田英雄「超々ジュラルミンと零戦—超々ジュラルミン開発物語—(その 2)」『住友軽金属技報』第 54 巻第 1 号、2013 年、282 頁。

られたもので、1936 年 6 月には基礎研究を終えて特許を出願し、1938 年 12 月に海軍航空規格として採用されるまでに至っている⁷。そして、この超々ジュラルミンが零戦の主翼桁材に採用され、1940 年 7 月には零戦が海軍の制式機として採用されている⁸。それまで、技術後進国であった日本が、高度な技術を要する超々ジュラルミン開発から零戦開発に至るまで僅か 5 年という短期間で実施したのである。現代における戦闘機開発が約 15 年の歳月をかけて実施していることと比較すれば⁹、非常に短期間で実施である。何故、技術後進国であった日本が、この短期間で材料開発から戦闘機開発まで実施できたのか。これまでの先行研究では、超々ジュラルミン開発に関して、主に研究員による開発の発想や技術面に焦点をあてた記述がなされ、それが零戦開発に結び付いたと結論付けている。その上で、この超々ジュラルミンを採用した零戦は機体重量の軽減化が図られ、速度、上昇力、格闘戦性能、航続力等の総合性能において当時の世界水準を抜き、日華事変及び太平洋戦争では大戦果を挙げたとされている¹⁰。しかし、これらの先行研究では、研究開発を支える産業基盤についての視点が見落とされている。

近年、日本における研究開発は応用研究に主眼が向けられている。研究開発に関して村山裕三は、技術の発展においては、産官学が一体となったテクノシステムを形成し、技術は其中で育つと指摘する。その上で、順調な発展を遂げるには技術の発展方向、すなわち技術をどのような分野に発展させていくかといった「技術の流れ」に合致するようテクノシステムを転換させることが必要だと論じている¹¹。これは、技術発展や再生に主眼を置いたものである。基礎研究の成果が実らない場合があるのは知られているが、近年では、研究開発が事業化に至らない現象が生起している¹²。三菱総合研究所による研究論文では、このデスバレーと呼ばれる状況の要因

⁷ 住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属年表—平成元年版—』住友軽金属工業、1989 年、65 頁。

⁸ 日本海軍航空史編纂委員会編『日本海軍航空史 第 3 制度・技術編』421 頁。

⁹ 2030 年代半ばに退役する F-2 戦闘機の後継機開発への着手が挙げられている。防衛省『令和元年版 日本の防衛—防衛白書—』日経印刷株式会社、2019 年、234 頁参照。

¹⁰ 日本航空学術史編集委員会編『日本航空学術史 1910-1945』日本航空学術史編集委員会、1990 年、第 1 篇個人篇 5 頁。

¹¹ 村山裕三『テクノシステム転換の戦略—産官学連携への道筋—』日本放送出版協会、2000 年、9 頁。

¹² 魚住剛一郎「日本におけるデスバレーと技術戦略の再構築」『研究開発リーダー』第 4 巻 10 号、2008 年 1 月、7 頁。

として、ビジョンの描出や需要コンセプト化の問題、人材面の問題、部門及び組織間の連携問題、企業文化の問題、資金面の問題などを指摘している¹³。これらは、全て技術を支える基盤となる事項であり、研究開発は優れた技術のみならず、それを支える基盤がなければ成立しない。超々ジュラルミン開発当時は、この基盤そのものが十分に整備されていなかった。

以上を踏まえて本稿の目的は、何故、超々ジュラルミンの開発から量産まで、技術や産業水準が劣っていた日本で実現できたかを明らかにすることである。そのために、零戦の素材である超々ジュラルミン開発が短期間で成功したのは何故か、産業化の実現基盤がどう整えられたのか、以上を村山の提示する21世紀におけるテクノシステム・モデルを参考に検討する。よって本稿は次のように構成される。

第1節は、何故、超々ジュラルミン開発が可能だったのかを、開発に至る経緯、日本のジュラルミン技術の歩み、超々ジュラルミン開発について先行研究を踏まえつつ整理する。第2節は、開発及び量産を支える基盤となる工場の規模、アルミニウム及び電力の確保、軽金属産業に対する政策、研究員及び技術者の教育について明らかにする。第3節は、超々ジュラルミン開発という基礎研究が、何故これほどまで上手く零戦開発という応用研究に活かすことができたのかについて分析する。

1 超々ジュラルミンの開発

(1) 超々ジュラルミン開発に至る経緯

住友金属が超々ジュラルミン開発を開始した契機は、当時の海軍航空廠から住友金属に対し開発依頼があったことによる¹⁴。超々ジュラルミンの開発が開始された1935年当時、既に日本には超ジュラルミンという軽合金が実用化されていた。これは、米国のアルミニウム会社であるアルコア(Alcoa)社で開発された24Sという軽合金を主目標に住友金属で材質改良の研究を進めて開発されたものであった¹⁵。当時、日本国外における軽合金の開発は、英独仏米で行われていたが、いずれの国でも軽合金の強度を向上させると、時期が経つにつれて割れが発生する時期割れ(応力腐食割れ)の課題があり実用化できていなかった。この課題は日本にとっても同様であり、

¹³ 井上隆一郎、二瓶正、石川健「デスパレー現象と産業再生—高い技術力を産業競争力へ転換する仕組み—」『三菱総合研究所所報』第42号、2003年、12頁。

¹⁴ 日本海軍航空史編纂委員会編『日本海軍航空史 第3制度・技術編』859頁。

¹⁵ 住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属年表』60頁。

当時、日本電工(後の昭和電工)では、トム合金という24Sよりも高い強度の軽合金を開発していたが、時期割れの課題が解決できておらず実用化には至っていなかった¹⁶。このトム合金の強度に関しては海軍も相当気にしており、時期割れを解決し実用化できるよう住友金属に対して指令が出されていた¹⁷。

この当時、住友金属が開発した超ジュラルミンを採用し試作された九試単戦(後の九六式艦上戦闘機)の社内飛行試験が三菱重工で行われていた。結果は、上昇力と速度において世界に類例のない驚異的性能を発揮し、実に日本の航空発祥以来20年にして、ようやく世界水準を抜く純国産機が出現したとされている¹⁸。しかし、九試単戦の開発において、「艦戦」ではなく「単戦」とした背景には、海軍航空本部が航続力、着艦といった艦上戦闘機としての要求を除外し、専ら速度と上昇力の優れた戦闘機を試作する狙いがあり、開発は多分に実験的な性格を帯びていた¹⁹。そのため、これより後に艦上戦闘機として実用化するために改修が加えられた²⁰。それでも、超ジュラルミンを採用した国産戦闘機が世界水準を抜く性能を示したことで、日本の航空産業における国産機開発の自信に繋がったと言える。

こうした九試単戦の開発実績から、海軍は更に高度な戦闘機開発には、超ジュラルミンよりも高強度の軽合金が必要であり、その開発の重要性を認識したと言える。このように、住友金属における超々ジュラルミン開発は、米国の24Sよりも高強度の軽合金開発という海軍の具体的な要望によって始まり、その目的が明確であった。こうした要望が住友金属の研究課における研究開発を後押ししたと考えると、明確な高強度の軽合金開発という目的の存在意義は極めて大きかったと言える。

(2) 日本のジュラルミン技術の歩み

以上の日本におけるジュラルミン技術の発展について、村山が主張するテクノシステムを援用し考察していく。村山によると、テクノシステムは、

¹⁶ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」272頁。

¹⁷ 石田四郎「軽金属工業発達史(其の一) 航空機用軽金属材料について-第1回軽金属座談会記録-」『軽金属』第6号、1953年2月、123頁。

¹⁸ 日本海軍航空史編纂委員会編『日本海軍航空史 第3 制度・技術編』416頁。

¹⁹ 岡村純編『航空技術の全貌(上)一わが軍事科学技術の真相と反省 第3-1』興洋社版、1953年、114頁。

²⁰ 実用化のためエンジンの換装、降着装置の強度向上などの改修がなされた。杉田親美『三菱海軍戦闘機設計の真実-曽根嘉年技師の秘蔵レポート-』国書刊行会、2019年、63-64頁参照。

国の文化や歴史などの特質が根強く存在することにより、その技術発展の型があるとしている²¹。その中で、日本型テクノシステムは、外国で生まれた基礎研究、応用研究の成果を利用し、この上に日本での開発、設計、生産を上乗せするパターンであると主張する²²。加えて、日本型は、有望と予想される技術に最大限コミットして研究開発を行うシステムであるため、技術の流れが判明している場合には強点となるが、判明していない場合は適応しにくく弱点になると指摘する²³。こうした日本型の特徴を踏まえ、独自のテクノシステム再生の条件として、開発現場における裁量の自由を重視した「個人の自由」、技術者の開発意欲を駆り立てる「求心力」、技術立国を目指すといったイデオロギーの時代に替わって、経済的な利害関係を重視した「インセンティブ」が必要であると指摘する²⁴。以上のことから、テクノシステムとは、技術発展のために産官学連携がどのように機能しているかに重点があると言える。また、村山はこのテクノシステムが上手く機能するためには、産官学それぞれが同等の役割を果たすのではなく、必ずシステムを牽引するセクターの存在を挙げている。戦後の日本型において牽引してきたのは、政府と民間大企業であり、これら官民が協力して研究開発体制を作り上げ、技術力の向上を目指してきている²⁵。その上で、21世紀時点で既存の大企業が牽引力を発揮してテクノシステム転換の糸口を提供し、これに政府と大学が追随することで形成される日本型テクノシステムというシナリオが最も現実的だと結論付けている²⁶。

以上をまとめると、日本における技術発展の型は、外国で生まれた基礎研究、応用研究の成果を利用し、既存の大企業が技術の発展方向を的確に読み取り産官学連携を牽引しつつ発展させるパターンである。加えて大企業には、システム再生のために個人の自由、求心力、インセンティブの要素が必要なのである。こうした視点でジュラルミン技術の発展について見た場合、どうであろうか。

日本における官民でのジュラルミン研究の起源は、1916年にドイツのツェッペリン飛行船の破片であるジュラルミンの標本が日本に持ち込まれ、この研究を海軍から住友金属に委託されたことにある²⁷。このような経緯と

21 村山『テクノシステム転換の戦略』13頁。

22 同上、113頁。

23 同上、218頁。

24 同上、249頁。

25 同上、232頁。

26 同上、244頁。

27 住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属年表』19頁。

なった理由は、当初、艦政本部で研究を始めようとしたものの、海軍工廠には研究施設がなかったからである²⁸。加えて、1913 年頃から住友金属の伸銅所では、ジュラルミン研究に励んでいた実績があり、試験係の杉浦稠三氏が「工場に研究が専属することによって、官立の試験所ではできないような工場規模の研究が行える」と発案し、時を同じくして 1916 年に研究課が設立されている²⁹。民間企業である住友金属では、海軍よりも先行的にジュラルミン研究を進めており、実際にこの分野の技術開発も民主導で行われた。また、研究課が設置された 1916 年頃、欧米諸国では既にジュラルミンが実用化されており、日本の技術は遅れていたことがうかがえる³⁰。住友金属の研究課では、持ち込まれたジュラルミン破片の材料分析が行われ、この分析結果や英国金属学会誌 JIM (Journal Institute of Metals) の文献をもとに工場における試作研究がなされた。1919 年には、日本初のジュラルミン工場試作が終了し、「住友軽銀(ジュラルミン)」と命名している³¹。1922 年 1 月には、ジュラルミン製造技術の指導を受けるため英人技師ペーガン (T. W. Pagan) を雇用了。ペーガンは、横須賀海軍工廠が前年から飛行艇建造のため英国のショート・ブラザーズ (Short Brothers) 社から招いた 21 名の技術者から、海軍の推薦によって選ばれた³²。また同年、第 1 次世界大戦の戦勝国として、ドイツから航空機等の戦利品を受け取る代わりに、金属機体製造技術やジュラルミン製造技術を習得する権利を得て、海軍、三菱重工、住友金属から技術者が渡独している³³。この背景には、当時艦政本部第二部部長である山内四郎少将が、将来の戦闘機は全金属製に進化するものと判断し、金属機を三菱重工に、ジュラルミンを住友金属に製造させる方針を決めていたことがある³⁴。住友金属は、1928 年にアルコア社と提携し、ジュラルミンの主原料となるアルミニウム地金を安定的に提供できる態勢を整え、1935 年にはアルコア社が開発した 24S と同程度の超ジュラルミンを工場試作している³⁵。超々ジュラルミン開発が始まった

²⁸ 同上。

²⁹ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」265 頁。

³⁰ ドイツでは既にジュラルミンが第 1 次世界大戦における空爆兵器であったツェッペリン飛行船の骨組み材料に使用されていた。牧野光雄『飛行船の歴史と技術』(財)交通研究協会、2010 年、42・48 頁参照。

³¹ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」265 頁。

³² 住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属年表』32 頁。

³³ 同上、33 頁。

³⁴ 日本海軍航空史編纂委員会編『日本海軍航空史 第 3 制度・技術編』859 頁。

³⁵ 永田公二「わが国アルミニウム産業の明るい未来を拓くために一温故知新 Back to the Future—(その 1)」『軽金属』第 60 巻第 4 号、2010 年、194 頁。

1935 年当時は、日本のジュラルミン技術が、ようやく欧米諸国と同程度の水準に至ったところであった。

こうした日本のジュラルミン技術の発展は、海外からの豊富な文献と技術導入があった他、海軍からの積極的な関わりがあった。この発展は、民間企業である住友金属が先行的にジュラルミン研究を開始し、そこに官が加わり民と官が連携して成し得たものである。これは、村山が主張する官民が牽引セクターとなり、ジュラルミン技術の発展という明確な「技術の流れ」が存在する中で、諸外国のジュラルミン技術を応用し、発展してきた日本型テクノシステムの典型例と言える。

次に、テクノシステム再生の条件である個人の自由、求心力、インセンティブは、超々ジュラルミン開発にどのように関わっていたのであろうか。

(3) 超々ジュラルミンの開発

超々ジュラルミン開発当時、日本も含め英独仏米のジュラルミン開発における課題は、時期割れの解決であった。この課題を研究し克服したのが、当時住友金属伸銅所の研究員であった五十嵐である。五十嵐は、この時期割れの課題について、それまでの研究成果である超ジュラルミンの他、イギリスの E 合金、ドイツの Sander 合金を基に次のような実験段階を経て克服する³⁶。まず、最も時期割れの甚だしいものを試作し割れの原因を探った。何度も実験を繰り返していく中で、割れる原因は水分による結晶粒界の局部腐食であることを突き止め、次に局部腐食が割れの原因ならば、全面腐食するようなものを試作し割れが発生しない金属の実験を繰り返し実施した。イギリスとドイツで開発された合金を対象に実験が進められ、このような独創的で逆説的な発想が、超々ジュラルミン開発の成功要因の一つとされている³⁷。この研究課の設立、五十嵐の逆説的な発想に基づく実験の繰り返しに村山の主張する個人の自由が存在している。すなわち、この開発の契機は海軍からの要望であったものの、その方法には開発現場の自由度が確保されていた。求心力では、当時の社会情勢は準戦時下であり、予想される戦争への備えが必要であったことに加えて、海軍からは超ジュラルミンよりも強度の高いジュラルミン開発という明確な目標が付与されていた³⁸。そのため、開発に携わる者は、欧米諸国の技術水準を超越しよう

³⁶ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」292 頁。

³⁷ 寺井士郎「ジュラルミンと ESD 開発における創造性」『住友軽金属技報』第 29 巻 1 号、1988 年 1 月、96-98 頁。

³⁸ 永田「わが国アルミニウム産業の明るい未来を拓くために」193-194 頁。

という意欲に駆り立てられ、十分な求心力があったと言える。インセンティブでは、当時の情勢は準戦時下であり、インセンティブよりもイデオロギーが優先された時代であった。

また、超々ジュラルミンの開発は、五十嵐の発想と幾度にも及ぶ実験という苦悩があって達成されたのは間違いない。しかし、これはイギリスの E 合金、ドイツの Sander 合金、超ジュラルミンを基にその組成を変化させたもので、何もないゼロからの開発ではなかった³⁹。つまり、西欧諸国の既存技術を応用し開発したものであり、そこには日本型テクノシステムが機能していた。このように日本におけるジュラルミン技術の発展、そして、超々ジュラルミン開発によってその技術が諸外国を超越するに至るまでのプロセスについて、先行研究を整理しつつ村山の主張するテクノシステムを援用し考察すると、そこには日本型テクノシステムの存在とシステム再生の条件が揃っていた。

超々ジュラルミンが開発できた要因について、先行研究で述べられているのは、超ジュラルミンよりも高強度の軽合金開発という開発目標が明確化されていたこと、開発者の独創的で逆説的な発想とこれに基づく系統的な実験の繰り返しが行われたこと、これら実験を含む研究を支える優秀な技術者や実験工場の存在、研究成果の記録化や理論化、製品化するために協力した製造部門の存在とされている⁴⁰。これらの視点は「人」と「技術」に位置づけたものと整理できる。しかし、研究開発に必要な要素はこれだけではない。個別要素それぞれのみならず、日本型テクノシステムが活かされ、システムとして上手く機能していたことが大きな要因である。その中で研究試作を製品化する生産力、研究課の設立などの研究開発を支えた産業基盤も同時に構築されていった。つまり、研究開発を支える産業基盤がなければ、どんなに優秀な人材や技術があっても成功は成し得ない。これらの産業基盤の概念は村山モデルにもない。そのため、研究開発及び量産を支える基盤となる工場施設、試作・量産に必要な原材料及び電力の確保、産業を支える国の政策、そして、研究員及び技術者を確保するための

³⁹ 超々ジュラルミンは、研究の基礎となった E 合金、Sander 合金、D 合金 (超ジュラルミン) の頭文字をとり ESD と命名され、これが偶然にも Extra Super Duralumin の頭文字ともなり超々ジュラルミンに通じたとされている。住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属工業年表』65 頁参照。

⁴⁰ 寺井「ジュラルミンと ESD 開発における創造性」96-97 頁；吉田「超々ジュラルミンと零戦」293-294 頁；永田「わが国アルミニウム産業の明るい未来を拓くために」197 頁。

教育を明らかにしつつ、これらに関しても村山が主張するテクノシステムを援用し第2節で述べていく。

2 超々ジュラルミンの産業基盤

(1) 工場の規模拡大

軽金属の加工技術には、金属を液体に溶かして型に流し込んで加工する鑄造技術、金属を叩くことによって成形加工する鍛造技術、複数のローラーに金属を過すことにより板、棒、管などの形状に加工する圧延技術、金属を耐圧性の型枠に入れ、押棒によって金属に圧力を加えて押し出すことで所定の断面形状に加工する押出技術がある。超々ジュラルミンを量産するためには、加工工程ごとに専用の機材が必要となるが、これらは需要増加に伴って導入されていったことが既に先行研究で述べられている⁴¹。ここでは、機材導入に際し工場の規模及び資金はどのように拡大されていったのかに着目していく。

住友金属は1916年に研究課を設立して以来、英人技師の雇用やドイツからの技術習得による技術の導入、米国のアルコア社との提携により原料であるアルミニウム地金の入手、超ジュラルミン製造技術を導入することで、技術及び工場生産の基盤を確保してきた。1935年9月には、それまで軽合金の製造を担ってきた住友伸銅鋼管株式会社と鉄鋼業と銅の製造を担ってきた株式会社住友製鋼所が、経営の合理化及び技術上の改善に役立てることをねらいに合併し、住友金属工業株式会社が設立された⁴²。当時の工場の規模は、桜島工場（伸銅所）、尼崎工場（鋼管製造所）、旧製鋼所（製鋼所）であり、資本金は4000万円であった。その後、工場の規模は、海軍に加え陸軍からの軽合金生産要求も高まり、1937年6月から1938年7月の間に次々に軽合金増産を要求してくる陸海軍の需要に応えるべく、8次に渡る軽合金増産・拡張計画を立案し実行している⁴³。

この僅か1年の間に8回もの増産・拡張計画が立案され実行されている状況からすると、軍は如何に身勝手な要求を住友金属に対して実施していたのかがうかがえる。そして、1937年には工場拡張も限界を迎え、各工場とも拡張する余地がない程までに拡大した。そのため、1939年には名古屋

⁴¹ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」284-289頁。

⁴² 住友金属工業株式会社編『住友金属工業六十年小史』住友金属工業社史編纂委員会、1957年、115頁。

⁴³ 住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属年表』67-71頁。

工場、神崎工場の新規建設に着手している⁴⁴。また、資本金は、零戦開発が完了する頃の 1940 年 9 月には、2 億円に達し僅か 5 年で 5 倍もの成長を遂げている⁴⁵。こうした工場の規模拡大には、軍需急増の他、軍からの直接的な関与があった。各工場は、1938 年 4 月の国家総動員法の公布により軍による管理が始まり、1940 年には、陸海軍共同管理とされ生産又は修理の業務に関し、陸海軍大臣の指揮監督を受けるまでになった⁴⁶。

こうした 1935 年から 1940 年にかけての工場拡大、資本金の増額、軍の関与からわかるとおり、日華事変が生起した 1937 年以降、軍需の増大によって資金が増えた他、政策によって急速に工場が拡張されていった。このような背景により、住友金属は超々ジュラルミン量産に必要な設備投資が可能となり、結果としてインセンティブも得たのである。こうして研究の基盤となる工場規模は拡大されたが、これでもジュラルミンを製造するための原材料が入手できなければ量産化はできない。この点についてはどうであったのだろうか。次に原材料であるアルミニウムの入手について述べていく。

(2) アルミニウムの入手

住友金属が開発した超々ジュラルミンの代表組成は、亜鉛が 8%、マグネシウムが 1.5%、銅が 2%、マンガンが 0.5%、クロムが 0.25%で、残りの約 90%がアルミニウムである⁴⁷。これにより製造には多量のアルミニウムが必要であることが分かる。アルミニウムを製錬するには、ボーキサイト又は礬土頁岩その他の原料からアルミナを生成、次にこれを電気分解してアルミニウムに還元する⁴⁸。なお、この電気分解にアルミニウムが電気の塊とも称される程に多量の電力を必要とする⁴⁹。このアルミナ生成において、礬土頁岩、明礬石、粘土等の原料から生成したアルミナは、ボーキサイトから生成したものに比べて不純物が多く、原価が高くなる欠点がある⁵⁰。したがって、より純度が高く生産性の良いアルミナ生成が可能なのはボーキサイトになるが、日本ではこれを採取できず、主に礬土頁岩、明礬

⁴⁴ 同上、72-73 頁。

⁴⁵ 同上、74 頁。

⁴⁶ 住友金属工業株式会社編『住友金属工業六十年小史』130 頁。

⁴⁷ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」278 頁。

⁴⁸ 東洋経済新報社編『昭和産業史第 I 巻』東洋経済新報社、1950 年、223 頁。

⁴⁹ 島村哲夫、下山佳雄 監修『日本産業構造の課題第 12 生産性篇』財団法人電力経済研究所、1958 年、37-38 頁。

⁵⁰ 東洋経済新報社編『昭和産業史第 I 巻』216 頁。

石、粘土等によるアルミナ生成に限定されていた。そのため、航空機製造に適用できる程の高い純度のアルミナ生成ができなかった。住友金属は 1920 年代後半にアルコア社と提携し、アルミニウム地金の提供を受けていた。つまり、ジュラルミン製造に必要な原材料は米国に依存していたのである。その後、1931 年 9 月に起きた満州事変以降、アルミニウム地金輸入に不安が募り国産熱が高まった⁵¹。こうした情勢から純度の高いアルミニウム地金生産に向けて、アルミニウム製錬各企業は、ボーキサイトによる製錬に転化していく。住友金属においても、1934 年に住友アルミニウム製錬を設立させたことで、ようやく国産品が市場にでるようになった⁵²。超々ジュラルミンの開発が始まった 1935 年時点では、アルミニウム製錬の国産化は、ジュラルミンの量産には不十分であったと言える。住友アルミニウム製錬も 1937 年には明礬石からボーキサイトによるアルミナ生成に転換するが、軌道にのるのは 1938 年 2 月頃からである⁵³。1930 年代における日本のアルミナ生産量と住友アルミニウムによるアルミナ及びアルミニウム地金生産量は、表 1 に示すとおりである。

表 1 日本のアルミナ生産量・住友の地金とアルミナ生産量 (単位 トン)

| 西暦 | 日本のアルミナ生産量 | | | 住友の地金とアルミナの生産量 | |
|------|------------|--------|--------|----------------|-------|
| | ボーキサイト | その他 | 計 | アルミナ | 地金 |
| 1935 | 0 | 7,434 | 7,434 | — | — |
| 1936 | 0 | 13,167 | 13,167 | 627 | 601 |
| 1937 | 24,316 | 7,181 | 31,497 | 1,259 | 1,053 |
| 1938 | 38,656 | 9,618 | 48,274 | 2,334 | 2,034 |
| 1939 | 53,959 | 11,240 | 65,196 | 5,160 | 3,106 |
| 1940 | 81,873 | 15,650 | 97,487 | 11,162 | 5,480 |

出典：清水啓『戦争とアルミニウム』105、115 頁。

表 1 より、超々ジュラルミンの基礎研究が終了した以降の 1937 年から、アルミナ生産には、純度の高いボーキサイトが使用されるようになり、住友アルミニウムでもアルミニウム地金及びアルミナの生産量が急増していることが分かる。このボーキサイトは、先ほど述べたように、日本本土と

⁵¹ 清水啓『戦争とアルミニウム』カロス出版、2002 年、100 頁。

⁵² 住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属年表』60 頁。

⁵³ 清水『戦争とアルミニウム』115 頁。

各植民地、満州及び中国の占領地域である内部圏には大したものはないとされている⁵⁴。表 2 はボーキサイトの輸入高を示したもので、これによるとボーキサイトは南太平洋地域から輸入し、年々急増していることがうかがえる。

表 2 ボーキサイト輸入高 (単位 トン)

| 会計年度 | パラオ | ビンタン | マライ | その他 | 計 |
|------|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1936 | 0 | 9,192 | 958 | 14,612 | 24,762 |
| 1937 | 0 | 46,663 | 27,984 | 26,502 | 101,149 |
| 1938 | 3,655 | 117,269 | 76,505 | 23,049 | 220,478 |
| 1939 | 13,987 | 202,081 | 104,692 | 31,698 | 352,458 |
| 1940 | 22,495 | 194,729 | 62,965 | 0 | 280,189 |

出典：アメリカ合衆国戦略爆撃調査団編『日本戦争経済の崩壊』197 頁。

このように零戦開発が終了する 1940 年までに、日本独自で純度の高いアルミニウム生産ができるよう態勢を整えた。この背景には、民間企業による努力に加えて、軍からの要求も働いていた。続いて、アルミニウム製錬に必要な多量の電力はどのように確保されたのかを検討する。

(3) 量産に必要な電力確保

アルミニウム製錬の国産化が軌道に乗り出した以降の 1939 年において、アルミニウム製錬の計画目標未達成となった原因の一つに電力不足が挙げられる⁵⁵。住友金属でも電力制限を受け、操業短縮・休業等を余儀なくされていた⁵⁶。ジュラルミン量産のため工場規模の拡大、アルミニウム生産増加によって電力が不足し、需要に応じるだけのジュラルミンを供給できていなかったことがうかがえる。日本政府は電力不足の打開策として、稼働時間帯を考慮したアルミニウムの製造や電力調整令を公布し、優先企業に対し電力を優先的に供給した。住友金属は、この優先企業として扱われ、ある程度優先的に電力供給を受けることができたが、1939 年 8 月から 1940 年 3 月における電力不足による生産への影響は約 12 日間の操業不能に該当したとされている⁵⁷。当時、日本の電力生産方式は、水力発電を主に火力

⁵⁴ アメリカ合衆国戦略爆撃調査団編『日本戦争経済の崩壊』正木千冬訳、日本評論社、1950 年、21 頁。

⁵⁵ 清水『戦争とアルミニウム』122 頁。

⁵⁶ 住友金属工業株式会社編『住友金属工業六十年小史』149 頁。

⁵⁷ 同上、149 頁。

発電を併用することで発電能力を維持する機構となっていた。1939 年の電力不足は、異常渇水と石炭入手難により水力、火力ともに発電出力が減少したことが主要因である⁵⁸。これを見ると自然災害による電力不足に思われるが、これとは別に電力事業の整備が不十分であったことにも原因があった。1920 年代後半は、不況や電力資本間の競争激化により電力は過剰供給の状態であった⁵⁹。ところが、1930 年代に入ると、日本の重化学工業化に伴い電力需要が増加した。特に金属工業における増加が顕著で、1931 年から 1937 年において総電力需要増加率が 1.8 倍であったのに対し、金属工業の増加率は 4.2 倍にも及んだ⁶⁰。そのため、逓信省は 1933 年までの電力需給実績を基に以後の需要を想定した電力需給計画を作成し、長期的に安定した電力供給を試みたが、民間団体である電気協会は、電力過剰の再発生を恐れ電力事業の整備には消極的であった⁶¹。この結果、1934 年から 1938 年における計画電力による増設では、逓信省が 71 万 KW の必要性を挙げているのに対し、電気協会は約 50 万 KW としている⁶²。この逓信省による見積もりは、電力需要の増加だけでなく渇水期における電力確保も含めたものであった⁶³。つまり、1939 年における電力不足の原因は、異常渇水のみならず、将来の需要に応じた電力事業の整備が十分に施されなかったことにも原因があった。

以上を踏まえると、電力事情に関しては、官である逓信省と民である電気協会での連携が上手く機能しておらず、軽金属産業の発展に影響を及ぼす結果となった。つまり、技術を支える基盤の一つである電力に関しては、村山が主張するテクノシステムが十分に機能を果たせていなかったと言える。次に産業を支える基盤において官が施行した政策を見ていく。

(4) 軽金属産業に対する政策

超々ジュラルミン開発から零戦開発が終了する 1935 年から 1940 年にかけて施行された軽金属に関連する政策等は、表 3 に示すとおりである。

⁵⁸ 安藤良雄『昭和経済史』日本経済新聞社、1976 年、168 頁。

⁵⁹ 梅本『戦前日本資本主義と電力』219-220 頁。

⁶⁰ 同上、218 頁。

⁶¹ 栗原東洋編『現代日本産業発達史第 3 電力』現代日本産業発達史研究会、1963 年、219-220 頁。

⁶² 電気新報社編『電気年報—昭和 10 年度—』電気新報社、1935 年、第 1 編 24-26 頁。

⁶³ 栗原『現代日本産業発達史第 3 電力』220 頁。

表 3 1935 年から 1940 年にかけて施行された政策等

| 西暦 | 生産力関連 | その他 |
|------|--|--|
| 1935 | — | — |
| 1936 | — | — |
| 1937 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業五ヶ年計画 ・生産力拡充五ヶ年計画 ・日満軍需工業拡充計画 ・主要産業五ヶ年計画 | <p>【労働力関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍需工業動員法の適用に関する法律制定 (軍需工業を戦争目的のため全面的に動員) <p>【税収関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別税法 (直接及び間接税の新設、15～18%の増税) ・臨時資金調整法 (生産力拡充遂行のための経済統制) ・臨時軍事費特別会計法 (戦費を一般会計と区別して整理するもの) |
| 1938 | <ul style="list-style-type: none"> ・物資動員計画 ・国家総動員法 ・生産力拡充計画大綱 ・生産力拡充年次別拡充計画 ・生産力拡充四ヶ年計画 | |
| 1939 | <ul style="list-style-type: none"> ・物資動員計画 ・軽金属事業法 | <p>【電力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力調整令(電力使用の強制的な制限の実施) |
| 1940 | <ul style="list-style-type: none"> ・物資動員計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・電力国策要項(配電統制の強化) |

出典：以下の資料により著者作成、安藤『昭和経済史』149-170 頁；清水『戦争とアルミニウム』103 頁；東洋経済新報社編『昭和産業史第 I 巻』217 頁；住友金属工業株式会社編『住友金属工業六十年小史』126-127 頁。

表 3 の生産力関連について、1937 年から開始されている生産力拡充計画は、軍需資材必要量の確保、国民生活必需品の供給確保、国際収支の根本

的改善を目指したものである。また、1938年から物資動員計画が施行され、年間における重要物資(原則として原料)の供給力について見通しを立て、それらの配分を決めるようになった⁶⁴。アルミニウム製錬に必要なボーキサイトは重要物資にあたり、この年から毎年計画された。1938年に生産力拡張計画が何度も施行された背景には、物資動員計画において輸入計画が破綻したことに要因があった⁶⁵。また同年、国家総動員法が施行されたことで、国内の総力を動員できるような広範な権限が政府に付与され、労務、物資、資金、企業、施設の動員、統制等ができるようになった⁶⁶。つまり、政府が意図するままに政策として施行できる体制が整備されたのである。その中で 1939年には、軽金属事業法を施行しアルミニウム工業の発展を後押ししている⁶⁷。

超々ジュラルミンの基礎研究が終了した以降の 1937 年から、様々な対策を実施し生産力拡充に必死の努力がうかがえる反面、政策や計画の相次ぐ修正による民間企業への影響等、国が産業構造の理解不足と将来的なビジョンが不明確なまま政策を実施していたことが分かる。こうしたことから、ジュラルミンの量産基盤の構築においても、民主導による日本型テクノシステムを垣間見ることが出来る。

この他、1937年以降には労働力や電力確保も生産力拡充計画に合わせるように政策が施行された。資金面では、増税に次ぐ増税の他、国債券売り出しを実施した。なお、当時日本政府が発行した国債額は、1936年度までは 10 億円に達していなかったが、1941年には 87 億円までに急増している⁶⁸。1937年以降、ジュラルミンの量産、日華事変の勃発による準戦時状態であることを理由に人、物、金において、明確なビジョンを持たずに拡大していったことがうかがえる。最後に、これら産業を支えた研究員及び技術者に焦点を当て、人材はどのように教育され技術が備わっていったのかを見ていく。

(5) 研究員及び技術者の教育

本来、これまでの産官学連携の「学」について考察する場合、産業に結びつくための学、すなわち大学における基礎研究について言及していくべ

⁶⁴ 安藤『昭和経済史』149頁。

⁶⁵ 清水『戦争とアルミニウム』103頁。

⁶⁶ 安藤『昭和経済史』157頁。

⁶⁷ 東洋経済新報社編『昭和産業史 I 巻』217頁。

⁶⁸ 安藤『昭和経済史』154頁。

きであるが、ここでは、技術を支える産業基盤の考察であるため、これを支えた研究員及び技術者に対する教育について明らかにする。先行研究でも述べられているとおり、超々ジュラルミン開発では、五十嵐の逆説的な発想なくして成し得ることは不可能であった。この逆説的発想は村山が主張する個人の自由にあたる点であり、こうした個人の自由という新たな価値観を備えた学生がテクノシステム転換には必要であると指摘する⁶⁹。また、超々ジュラルミンの製造は非常に難しく、その組成は現在でも鑄造での鑄塊割れや押出での押出性など生産性で非常に問題が多く、「当時の技術でよくこれだけの生産ができたものだ」と評価されている程である⁷⁰。このような状況の中で生産力を維持するためには、高い技術力を備えた技術者なくして達成できない。そのため個人の自由という価値観をもった研究員と量産を支えた技術者は、どのようにして育成されたのだろうか。彼らに対する教育について述べていく。

超々ジュラルミンの開発において、五十嵐が住友金属の研究員に対しどのような教育を実施していたのか正式な記録は残されていない。しかし、終戦後、五十嵐は住友金属の研究所長を辞して東北大学において教授となり、当時の彼の研究手法について飯島嘉明は次のように論じている⁷¹。研究においては事実が大切であり、事実を直視し思った結果と矛盾した事実が示されたときのみ進歩があり、発展があるとし、夕方になると実験室に来て、ディスカッションをして今後の実験方向を指示していたとされている。こうした状況は、住友金属での超々ジュラルミン開発においても見られる。開発者である五十嵐を支えた研究員として、北原五郎の存在があった。北原の役割は、五十嵐の発想に対し実験をすることであり、この2人の名コンビがなければ超々ジュラルミン開発は成功しなかったとも言われている⁷²。こうした実験の繰り返しは、当時の住友金属の伸銅所副所長に、伸銅所が潰れてしまうと言わせる程のものであり、東北大学での教授時代の研究手法と変わらないと言える。つまり、超々ジュラルミン開発においても事実が大切ということを掲げ、繰り返し実験を行うことで理論化し、またディスカッションを通じて個人の自由が育まれていたことがうかがえる。そして、何より、住友金属がこうした伸銅所が潰れてしまうほどの実験を後押

⁶⁹ 村山裕三「アメリカのまねでは展望がない日本の技術力との融合が二一世紀を切り拓く」『エコノミスト』2001年1月9日号、2001年1月、65頁。

⁷⁰ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」290頁。

⁷¹ 飯島嘉明「超々ジュラルミンと五十嵐勇」『金属』第76巻10号、2006年10月、1136-1137頁。

⁷² 吉田「超々ジュラルミンと零戦」272頁。

ししつつ、研究課を潰さなかったことに企業として教育を支える基盤が存在していた。

次に量産に必要な技術者を育成するための教育について述べていく。労働者数は、超々ジュラルミンの基礎研究が終了した以降の 1937 年当時は 1 万人であったのが、その後の工場拡張に伴い 1939 年には、2 万 4 千人まで急増している⁷³。住友金属では、早くも 1905 年には、見習い工の教育を開始している。そして、1936 年 4 月には、工員の激増と青年学校の法制化に伴い、その充実を図り中堅工員の練成を目的に青年学校を開設している⁷⁴。こうしたことから、技術者の教育は、1930 年代における重化学工業化が急速に進んでから開始されたものではなく、それ以前からの基盤があってこそその教育基盤の拡大であり、住友金属は、教育の重要性を早期から認識し実行していた。

3 基礎研究と零戦開発の関わり

(1) 超々ジュラルミン開発・量産が成功した要因

超々ジュラルミン開発にあたっては、2 節で述べたとおり 1916 年に住友金属に研究課が設立された以降、海軍と連携しながら技術を発展させてきた。この超々ジュラルミン開発が成功した理由は、村山が主張する日本型テクノシステムが上手く機能した他、システム再生に必要な条件が揃っていたことが挙げられる。

次に開発及び量産を支える基盤では、工場の設備投資、アルミニウムの入手、電力確保があった。これらは、超々ジュラルミンの基礎研究が終了した以降の 1937 年頃から急速に規模が拡大され、超々ジュラルミン開発から量産に移行できる態勢が整備された。その中で、この技術基盤を整備するために、海軍との連携や国家総動員法などの政策が施行された。また、教育において、研究員に対しては、個人の自由が育まれるような教育がなされ、技術者に対しては、教育機関設立を早期から着手し技能教育がなされていた。以上を踏まえると、超々ジュラルミン開発・量産を支える基盤においても、村山がシステム再生の現実的なシナリオとして結論付けた住友金属という民間企業がシステムの牽引力を発揮し、これに官と学が追随することで形成される日本型テクノシステムが機能していたと言える。し

⁷³ 住友軽金属工業株式会社編『住友軽金属年表』73 頁。

⁷⁴ 同上、64 頁。

かし、このテクノシステムで産業基盤の構築を見た場合、電力に関しては官の政策が上手く機能することができず電力不足に陥った時期があった。仮にこれが成功していれば、海軍のジュラルミン需要に対し、より多く量産し供給できていたことは間違いない。この電力不足の事例は、多角的に見て産官学のいずれかの機能が低下することで、産業に影響を及ぼすことを明らかにし、技術発展のためには技術そのものだけではなく、その産業基盤の発展も考えなくてはならないことを端的に示している。超々ジュラルミン開発では工場の基盤のほか、原材料のアルミニウム入手、これの生成に伴う電力確保、技術者の確保がこれに該当した。つまり、ジュラルミン技術という一つの技術の発展のためには、これに関わる多くの産業基盤を発展させなければ成功は成し得なかったのである。

(2) 超々ジュラルミン開発が零戦開発に繋がった理由

零戦開発において機体重量の軽量化を実現させたのが超々ジュラルミンであった。この超々ジュラルミン開発を零戦開発における基礎研究と位置付けた場合、何故、超々ジュラルミン開発という基礎研究を零戦開発という応用研究に繋げることができたのかという論点が生まれよう。現代では、冒頭でも述べたとおりデスパレーと呼ばれる基礎研究が上手く応用研究に繋がらず消失してしまう現象が生起しており、日本における最大の要因は、ビジョンの描出や需要コンセプト化の問題であった。こうした問題は、超々ジュラルミン開発と零戦開発ではどのように対処されたのだろうか。これに関して、零戦開発における課題は何だったのか、そして、それに対する解決策としてどのような政策がなされたのか、最後に政策がどのように零戦開発に活かされたのかを分析していく。

零戦開発における最大の課題は、機体の軽量化であり、これを可能にしたのが超々ジュラルミンであった。これに対する政策として、これまで述べたとおり、ジュラルミン研究への早期着手が挙げられる。住友金属では、超々ジュラルミンを開発する約 20 年前には、研究課を設立し、海軍と連携しつつ欧米諸国からの技術導入により研究を重ねてきた。超々ジュラルミンがどのような経緯で零戦の素材に採用されたかについて、明確な資料は残されていないが、吉田英雄は次のように論じている⁷⁵。零戦開発当時、設計者である堀越が機体の軽量化に苦悩している中、住友金属によって超々ジュラルミンが開発され、試験的に生産に入れる段階にあるという話を三

⁷⁵ 吉田「超々ジュラルミンと零戦」283 頁。

菱重工の材料購入の担当であった木村隆之助技師によって伝えられた。これに興味を示した堀越が五十嵐のいる住友金属の工場に出向き、超々ジュラルミンの実物を見て零戦に採用できると判断した。この当時、海軍航空本部もこの超々ジュラルミンに注目しており、航空機の新材料として許可する一歩手前であったことから、堀越によるこの新材料を零戦に採用する願い出が承諾され、採用されることになった。

こうした分析によると、超々ジュラルミン開発が成功し、零戦開発という応用研究に繋がったのは、当時実用化されていた超ジュラルミンよりも高強度のジュラルミン開発という明確な目標があったことが大きい。そして、それは海軍からの要請であり、将来戦闘機の開発を目指して行われたものであった。つまり、現代の日本におけるデスバレーの要因であるビジョンの描出や需要コンセプト化の問題は、そもそも存在しておらず、応用する用途が決まっている中で基礎研究が始まったのであり、応用研究に繋がったことは必然であったと言える。また、堀越に住友金属が開発した超々ジュラルミンの情報を伝えたのが、海軍ではなく三菱の材料購入を担当していた社員であった。このことから、零戦開発においても民主導による日本型テクノシステムが機能していたことがうかがえる。

また、官又は民のどちらが主導すべきかについて、村山は、的確な将来の技術予想が困難な現代において、官が主導を執ることは難しく、技術革新により技術の流れが変化しても対応できるのは既存の大企業であると結論付けている⁷⁶。官及び民それぞれの組織の性質上、技術の流れの変化に柔軟な対応が可能なのは民であることは間違いない。村山が主張する民主導は、システム転換の糸口を見出すための主導であり、ジュラルミン技術の発展でも民が軍に先行して研究を進めていたことから、民主導の方が上手く機能すると考える。

おわりに

本稿では、零戦開発を成功させるために必要不可欠であった超々ジュラルミン開発に着目して述べてきた。1930年代における日本の重化学工業の水準は、世界的にみて低水準である中、超々ジュラルミン開発という基礎研究から零戦開発に至るまで、実に約 5 年間という短期間で実現できている。この背景には、超々ジュラルミン開発が始まる約 20 年前から住友金属

⁷⁶ 村山『テクノシステム転換の戦略』238-244 頁。

において研究課を設立させ研究を重ねてきたこと、研究を支える産業基盤の構築及びそのための政策があったことが挙げられる。また、これに関して、海軍をはじめ様々な政策が施行され日本型テクノシステムと言われる産官学連携が図られていたことが短期間で開発できた大きな要因であった。つまり、超々ジュラルミン開発から零戦開発まで成し得たのは、それまでの約20年間に及ぶジュラルミン技術の発展、これを支える産業基盤の構築があったからである。言い換えれば、零戦開発に要した期間は、超々ジュラルミン開発からの5年間ではなく、1916年の研究課設立によるジュラルミンの研究から、実に24年の歳月をかけて成功に至っているのである。

また、超々ジュラルミン開発から零戦開発に至るまでを明らかにしたことで、日本における研究開発には、開発ビジョンの抽出や需要コンセプトを明確化すること、日本型テクノシステムと言われる民主導による産官学連携に加え、個人の自由、求心力、インセンティブの要素が必要であることを学んだ。インセンティブについて、超々ジュラルミン開発当時の情勢は準戦時下であったため、インセンティブよりもイデオロギーが優先されたが、軍需の増大により工場規模が拡大され、結果として民間企業にはインセンティブが付与されていた。このように技術を支える基盤が構築されたことで、開発現場における研究者が自由な発想のもと自由に研究できる態勢が整えられ、技術者の開発意欲の向上にも繋がったと考えられる。超々ジュラルミン開発では、正にシステム再生の3つの条件が良き循環となって作用した例であり、これらが備わっていることの重要性を示している。現代の防衛装備品開発及びそのための基礎研究でも、技術そのものに注目が集まるが、これを支えるシステム再生の条件を備えた産業基盤の構築は必須である。特に現代においては、イデオロギーよりもインセンティブが優先される時代であり、民が官の研究開発を担うにあたって、研究者の個人の自由や求心力を尊重できる程のインセンティブが望めるのだろうか。こうした課題を零戦開発における超々ジュラルミンの開発・量産から現代を生きる我々は学ばなくてはならない。

【特別寄稿】

ASBM (対艦弾道ミサイル) 対処能力の発展と

前方展開兵力の脆弱性の克服

— 米海軍の新型電子戦システムを中心に —

布施 哲

はじめに

2000 年代初頭以来、米国における国防専門家たちの議論を支配してきた主要論点は中国のアクセス阻止・エリア拒否 (anti-access/area-denial: A2/AD) 能力をめぐるものだったと述べている¹。その A2/AD 能力を構成する兵器の中でも、特に米国が神経を尖らせてきたのが対艦弾道ミサイル (Anti-Ship Ballistic Missile: ASBM) や巡航ミサイルなどの対艦ミサイルである。

特に ASBM については米軍の戦力投射能力を担う米空母打撃群 (Carrier Strike Group: CSG) の作戦区域へのアクセスが ASBM によって拒否あるいは制限されれば²、米国の戦力投射力を担保している前方展開兵力の生存性と有効性を脅かし³、ひいては米国の軍事優位性や抑止力の信頼性が揺ら

¹ Department of Defense (DoD), *Annual Report to Congress: Military Power of the People's Republic of China*, 2009, March 25, 2009, pp. 20-24.

² Sam Goldsmith, "U.S. Conventional Access Strategy," *Naval War College Review*, Vol. 72, No. 2, Spring 2019, p. 52.

³ Evan Braden Montgomery, "Contested Primacy in the Western Pacific," *International Security*, Vol. 38, No. 4, Spring 2014, pp.115-149; Marshall Hoyler, "China's AntiAccess Ballistic Missiles and U.S. Active Defense," *Naval War College Review*, Vol. 63, No. 4, Autumn 2010, pp. 84-105; Andrew S. Erickson, Evan Braden Montgomery, Craig Neuman, Stephen Biddle and Ivan Oelrich, "Correspondence: How Good Are China's AntiAccess/Area Denial Capabilities?" *International Security*, Vol. 41, No. 4, Spring 2017, pp. 202-213; Robert S. Ross, "US Grand Strategy, the Rise of China, and US National Security Strategy for East Asia," *Strategic Studies Quarterly*, Vol. 7, No. 2, Summer 2013, pp. 32-33; Jan van Tol et al., *AirSea Battle: A Point of Departure Operational Concept*, Center for Strategic and Budgetary Assessments, 2010, pp. 20, 47; U.S. DoD, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2016*, April 26, 2016, pp. 59-60; Stephen Biddle and Ivan Oelrich, "Future Warfare in the Western Pacific: Chinese AntiAccess/Area Denial, U.S. AirSea Battle, and Command of the Commons in East Asia," *International Security*, Vol. 41, No. 1, Summer 2016, pp. 7-48.

ぎかねないことが懸念されている⁴。

その一方でこうしたASBMをめぐる論議の前提を覆すような発言も出されている。2021年1月、海軍作戦部副部長と海軍情報局長を兼務するトスラー(Jeffrey Trussler)海軍中將はASBMについて「中国は資金をどんどんつぎこんでもらいたいと願う。次の紛争はあのようなものでは勝利できない」と発言した⁵。トスラー発言はこれまでのASBMの性能発揮とそれによる脅威を前提にしてきたA2/AD論議と完全に矛盾している点で注目すべき発言であった。トスラー中將は各国海軍の装備や兵器に関する評価を統括する米海軍情報局のトップであり、ASBMの開発状況についても最新の情報に接する立場にある。発言があったウェビナーは米情報機関の現役、退役メンバーが会員のアドボカシー団体の主催で⁶、そのようなイベントを舞台に言い間違いや事実誤認、あるいは情報戦の一環のディスインフォームションを口にするとは想定し難い⁷。

トスラー発言をそのまま解釈すれば、これまでA2/ADを構成する重大な兵器としてきたASBMに対する前提とは矛盾することになり、何らかの脅威認識の変化が米軍内で起きていると推定できるのである。

これまでの先行研究を見ると、ASBMの精密誘導を支えるISRの課題が指摘されていたが⁸、その後、国防総省がASBMの初期運用能力(Initial

⁴ Air-Sea Battle Office, *Air-Sea Battle: Service Collaboration to Address Anti-Access & Area Denial Challenges*, May 2013, pp. 2-3.

⁵ The Intelligence and National Security Alliance, *Wednesday Wisdom with VADM Jeffrey Trussler: Pursuing the Mission to Modernize, Innovate, and Defend*, January 28, 2021<2021年7月8日アクセス>, www.insaonline.org/pursuing-the-mission-to-modernize-innovate-and-defend/ (当該発言は開始23:40付近) 以下の関連報道も参照。Mallory Shelbourne, “U.S. Admiral: China Can ‘Keep Pouring Money’ into Anti-Ship Ballistic Missiles,” *USNI News*, January 27, 2021, news.usni.org/2021/01/27/u-s-admiral-china-can-keep-pouring-money-into-anti-ship-ballistic-missiles.

⁶ INSA(Intelligence and National Security Alliance)と呼ばれる米国の非常利団体で、設立から40年、会員には現役、退役の軍人、情報機関員のほか、インテリジェンスに関わるシンクタンク、大学、産業界関係者がいる。

⁷ 米議会調査局レポートはASBMに関する機密情報に接する立場にあるトスラー中將の発言が欺瞞情報だと見なすべき材料はない、とする報道を引用、紹介している。Ronald O'Rourke, “China Naval Modernization: Implications for U.S. Navy Capabilities- Background and Issues for Congress,” *Congressional Research Service*, Updated July 1, 2021, pp. 50-51. 引用対象となった当該報道はここを見よ。Joseph Trevithick, “Top Navy Intel Officer Hopes China Will Keep Dumping Money into Anti-Ship Ballistic Missiles; The Navy Is Strongly Hinting that It Feels It Is Well on Its Way to Mitigating the Very Real Threats Posed by Anti-Ship Ballistic and Cruise Missiles,” *The Drive*, January 28, 2021.

⁸ Hoyler, “China’s AntiAccess Ballistic Missiles,” pp. 87-88.

Operational Capability: IOC) 獲得や、ASBM の運用を支える ISR (Intelligence, Surveillance and Reconnaissance) の向上を認めるなど⁹、概ね ASBM の性能発揮を前提に、米軍が受ける作戦行動への制約といった ASBM の戦術的、戦略的効果に議論が集中してきた。

仮に先行研究が前提としてきたように ASBM の性能発揮が安定したものであるならば、ASBM の効果を否定するかのようなトフラー発言の根拠は ASBM 自体が抱える問題というよりも、ASBM の性能発揮を妨げる対抗手段の実現など米国側の動きにあると考えられる。

対抗手段に関する先行研究は ASBM の発射台に対する直接打撃から誘導電波に対する妨害までアクティブ、パッシブ、キネティック、ノン・キネティックの対抗手段を論じている¹⁰。中でもホイラー (Marshall Hoyler) はレーダーや通信などの電波発信を制限する EMCON や、デコイ、電子攻撃などのノン・キネティックかつパッシブな手段の有効性を指摘している¹¹。ただホイラーの考察は 2010 年時点のものであるため、その後 10 年間の米軍の取り組みのアップデートがされていない。また、具体的な装備が検討されていないため、一般論に留まっており、米海軍の対抗手段の開発や配備がどのような現状にあるのかを踏まえた実際的な考察には至っていない課題を残している。

トフラー発言の背景にある米軍の ASBM に対する脅威認識の変化の有無を考察するには、ASBM の脅威に対して防御側がどのような対抗手段で対応しようとしているのか、防御側 (米海軍) の実際的な取り組みの分析が不可欠となる。

こうした問題意識に基づき本論では、米海軍の ASBM に対する対抗手段の開発、実用化を分析し、トフラー発言の背景に対抗手段の進展に伴う米海軍の ASBM に対する脅威認識の変化があったことを明らかにする。対抗手段の考察にあたっては、電子戦と機動に特に着目し、ASBM がもたらししている空母打撃群などの前方展開兵力の脆弱性の克服を米海軍が試みてきた過程を明らかにする。

⁹ DoD, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2020*, September 2020, pp. 59, 63, 72, 87.

¹⁰ Goldsmith, "Conventional Access Strategy"; Hoyler, "China's AntiAccess Ballistic Missiles"; Thomas J. Culora, "The Strategic Implications of Obscurants," *Naval War College Review*, Vol. 63, No. 3, Summer 2010; Tol et al., "AirSea Battle."

¹¹ Hoyler, "China's AntiAccess Ballistic Missiles," pp. 99, 101.

1 ASBM 運用能力の発展

(1) ASBM を支える宇宙配備型 ISR ネットワークの発展

ASBM は射程 1500km とされる DF-21D と、第 2 世代の DF-26 (射程 3000km 以上) がある。前者は 2010 年に部隊配備が始まり、IOC の獲得が米軍によって確認されている¹²。後者は 2015 年の軍事パレードで初公開されて以後、2018 年から部隊配備が始まっている。その最大の特徴は陸上から空母といった大型艦艇の洋上目標を攻撃する点にある。射程 1500km から 3000km といわれる ASBM が戦力投射可能な範囲は中国沿岸部を遥かに超え、そのインパクトは西太平洋だけでなくインド洋、南シナ海にまで及ぶと言われる¹³。

生産ペースは年間 20 発から 40 発とみられ¹⁴、米国防総省は DF-21D の移動発射台が最大 150 台、ミサイルが最大 150 発あるとしている¹⁵。DF-26 を意味するとみられる IRBM については約 200 台の移動発射台、200 発以上のミサイルが配備中としている¹⁶。

ASBM は無人、有人の ISR 機や Type055 型新型巡洋艦、漁船、超水平線レーダー、宇宙配備型の ISR センサーなどが入手した目標情報に基づいて発射されると、慣性航法や航法衛星による飛翔コースなどで中間誘導され、終末段階においてはミサイル本体から分離された終末機動弾頭 (Maneuverable Reentry Vehicle: MaRV) がオンボード・センサーによって飛翔コースを修正しながら目標に向かうとされる¹⁷。米海軍情報局によれば ASBM はアクティブ、パッシブ双方のシーカーを備え、オンボードのレーダーによって空母の位置を再確認した後は目標まで赤外線誘導によって目標に突入するとされる。放物線を描いて飛翔する通常の弾道ミサイル

¹² Andrew Erickson and Gabe Collins, “China Deploys World’s First Long-Range, Land-Based “Carrier Killer”: DF-21D Anti-Ship Ballistic Missile (ASBM) Reaches “Initial Operational Capability (IOC),” *China SignPost*, December 26, 2010.

¹³ S. Chandrashekar, Vice Admiral (Retired) R.N. Ganesh, C.R. Raghunath, Rajaram Nagappa, N. Ramani, Lalitha Sundaresan, *China’s Anti-Ship Ballistic Missile Game Changer in the Pacific Ocean*, National Institute of Advanced Studies, November 2011.

¹⁴ Tate Nurkin et al., *China’s Advanced Weapons Systems*, Jane’s by IHS Markit, 2018, p. 180.

¹⁵ DoD, *Annual Report to Congress on Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2020*, p. 59.

¹⁶ Ibid.

¹⁷ U.S. Navy Office of Naval Intelligence (ONI), *A Modern Navy with Chinese Characteristics*, August 2009, pp. 29-30.

は未来予測位置の特定が容易であるため、迎撃可能性が相対的に高いのに対して、MaRV 装備の ASBM は迎撃が困難とされる¹⁸。ASBM はミッドコースでの飛翔コースの変更が可能とされるほか¹⁹、終末段階においても MaRV が後端部にある翼を可動させることで飛翔コースを変化させることができるからである。

ASBM のキルチェーンには発射地点から遙か 1500km を航行する空母の位置を正確に探知した後も継続的に追尾しつつ、目標情報をほぼリアルタイムかつシームレスに共有し、空母の未来予測位置にミサイルを誘導して弾着させることや、その後の攻撃効果の評価までが含まれる。この実現にはレーダーから衛星まで異なるセンサーをシステムとして統合してシームレスに連携させ、複数のセンサーからもたらされる目標情報をリアルタイムに共有、処理する、システム・オブ・システムズのアプローチが必要となる²⁰。その実現に向けた技術的課題を指摘する声は多く、特に C4ISR (指揮、通信、管制、コンピューター、情報、監視、偵察) ネットワークの発展途上を指摘する声がでていた²¹。

これに対し人民解放軍はこれまで着実に宇宙配備型の ISR ネットワークの構築を進めてきた。遥感コンステレーションと呼ばれる衛星群を 2006 年に打ち上げて以降、2021 年 2 月までに合計 70 基を運用するに至っている²²。これは米国の海洋偵察衛星を模倣したものとされ、西太平洋で米空母打撃群の位置を特定するために ELINT (Electronic Intelligence 電子情報収集)、SAR (合成開口レーダー)、光学画像の 3 つのタイプの衛星で構成される²³。ELINT 衛星は空母打撃群が出す電波を探知して概略位置を特定し、SAR 衛星は全天候下で空母などの大型艦艇の識別が可能とされる。晴天の

¹⁸ Nurkin et al., *China's Advanced Weapons Systems*, p. 178; 山下奈々「中国の ASBM の開発動向」『海幹校戦略研究』特別号、2020 年 4 月、120 頁。

¹⁹ ONI, *A Modern Navy*, p. 29.

²⁰ Mark Stokes, *China's Evolving Conventional Strategic Strike Capability: The anti-ship ballistic missile challenge to U.S. maritime operations in the Western Pacific and beyond*, Project 2049 Institute, September 14, 2009, p. 14; Andrew Erickson, "Raining Down: Assessing the Emergent ASBM Threat," *Jane's Navy International*, March 16, 2016.

²¹ Richard Fisher, "DF-26 IRBM May Have ASM Variant, China Reveals at September 3rd Parade," *Jane's Defence Weekly*, September 3, 2016.

²² Trevor Sestic, "Yaogan-31-03: Long Marc 4C," *Everyday Astronaut*, February 22, 2021, <https://everydayastronaut.com/yaogan-31-03/>.

²³ S. Chandrashekar and Soma Perumal, *China's Constellation of Yaogan Satellites & the Anti-Ship Ballistic Missile*, National Institute of Advanced Studies, October 2015.

昼間であれば光学画像衛星がより精密な目標の識別をおこなうことになる²⁴。インドの一部メディアは「40 分間に 1 度の間隔」で世界中のどの地点でも目標を捜索、探知できる体制が実現しているとしている²⁵。

(2) ASBM の運用能力の向上

さらに人民解放軍は実戦に近い環境での運用能力の向上も進めている。ASBM は 2010 年前後に IOC が明らかになって以降、2013 年に地上に設定された米空母と同等サイズの目標への実射試験がおこなわれたほか²⁶、2017 年 5 月には渤海湾から内陸部に向けて DF-26 が実射されたと伝えられている²⁷。続けて 2019 年 7 月下旬から 8 月初旬にかけては合計 6 発の実射試験がおこなわれたことが明らかとなり²⁸、2020 年 8 月には南シナ海を航行中の商船に向けて DF-21D と DF-26 が発射され、いずれも標的の商船に命中したといわれている²⁹。

一連の流れを見ると 2010 年前後の IOC 獲得以後、本格運用に向けた習熟と生産配備が 6～7 年かけて進められたものと見られ、そのメドがついた 2019 年以降は毎年、実射試験を連続的に実施するなど着実に運用能力の向上をはかってきたことがわかる。2020 年の実射ではそれまでの地上での固定目標ではなく、中国内陸部から南シナ海の海上を航行する移動目標に命中させたと報じられており、遠距離からの空母への打撃を再現するかのような難易度の高い実射訓練をこなしている。また 2019 年 1 月には南シナ海を航行した米海軍イージス艦に対応するため、急速 DF-26 部隊がゴビ砂漠の発射サイトに緊急展開されている。これは実戦における即応性向上のための訓練を兼ねた部隊運用であるとみえ³⁰、より実戦に近い環境での

²⁴ Ibid.

²⁵ Younis Dar, “Why China’s Latest Military Satellite Give It Unparalleled Advantage Over BECA Allies-US & India,” *The Asian Times*, October 28, 2020.

²⁶ CSIS Missile Defense Project, DF-21(Dong Feng-21), *Missile Threat*, <https://missilethreat.csis.org/missile/df-21/>, accessed March 1, 2021.

²⁷ CSIS Missile Defense Project, DF-26(Dong Feng-26), *Missile Threat*, <https://missilethreat.csis.org/missile/dong-feng-26-df-26/>, accessed March 1, 2021.

²⁸ Xavier Vavasseur, “China Launched 6 ASBM Into the South China Sea,” *Naval News*, July 15, 2019, www.navalnews.com/naval-news/2019/07/china-launched-6-asbm-into-the-south-china-sea/, accessed March 4, 2021.

²⁹ Kristin Huang, “Chinese Military Fires Aircraft-Carrier Killer Missile into the South China Sea in ‘Warning to the United States’,” *The South China Morning Post*, August 26, 2020.

³⁰ Joseph Trevithick, “China’s Reported Anti-Ship Ballistic Missile Test in the South China Sea is a Big Deal,” *The Drive*, July 2, 2019.

性能発揮と運用能力の習熟を実現させつつあると分析できる。

これまで一部の先行研究では技術的観点からキルチェーンの実現可能性に疑義が示されていた ASBM だったが³¹、キルチェーンを支える ISR ネットワークの構築、そして実戦を想定した実射訓練による運用能力の向上ははかられてきたことで、先行研究の批判は妥当性を失いつつある。宇宙配備型 ISR ネットワークに航空機や艦艇、無人機、地上配備型レーダーなどを組み合わせていくことを考慮すれば、ASBM の第 1 列島線以内の運用基盤はすでに確立されており、今後は第 2 列島線に向けてその基盤を拡大させていくと考えるべきであろう³²。

2 ASBM に対する対抗手段の発展

(1) 対抗手段としての分散、機動

ASBM に対する対抗手段は ASBM のキルチェーンと呼ばれる探知、識別、位置特定、目標情報の共有、入力、ミサイルの発射、ミサイル本体から分離した MaRV による空母の搜索、特定、攻撃という一連のサイクルの、いずれかの各段階における機能発揮を阻害することで、ASBM そのものの性能発揮を阻止することが議論されてきた。

これまで米海軍はイージス艦に搭載される海上配備型の BMD として SM-3 および SM-6 の迎撃ミサイルの配備を進めてきた。前者は大気圏外においてミッドコース上の弾道ミサイルを迎撃するものであるのに対して、後者は防空、弾道ミサイル防衛を兼用する終末段階における迎撃ミサイルとなる。海上配備型 BMD は終末段階における一定の迎撃能力を実証しているものの、迎撃試験はあらゆる種類の脅威や攻撃スケール、状況を網羅した結果ではないという課題が残されている³³。

また、作戦コンセプト「分散型海洋作戦」（Distributed Maritime Operation : DMO）においては艦隊レベルでの部隊の分散、機動、そして電

³¹ Andrew Erickson and David Yang, “Using the land to Control the Sea? - Chinese Analysts Consider the Antiship Ballistic Missile,” *Naval War College Review*, Vol.62, No 4 Autumn 2009).

³² DoD, *Annual Report 2020*, pp. 72, 87. 一方で夜間や悪天候時、そして最大射程に近い遠方では制約条件が増すことは避けられないだろう。

³³ Ronald O'Rourke, *Navy Aegis Ballistic Missile Defense (BMD) Program: Background and Issues for Congress*, Congressional Research Service, Updated February 25, 2021, p. 22.

子戦が対抗手段として打ち出されている³⁴。部隊の分散は敵による火力や兵力の集中を妨げ、EMCON や機動などの戦術的欺瞞は隠密かつ予想外の行動をとることで位置の特定や攻撃照準を妨害あるいは遅延させることを狙いとしている。具体的には部隊の機動展開を従来のルーティンや標準作業手続きから脱却させて、予測困難な部隊展開をすることで敵の意思決定を複雑にさせる Dynamic Force Employment が始められている³⁵。たとえば空母打撃群の展開パターンの固定化を避けて、不規則な展開をすることで予測可能性を低減することで、中国の宇宙配備型 ISR センサーによる空母の捜索、捕捉を回避する可能性を高めることで、結果として ASBM の脅威を低減あるいは無力化させることが期待されている。

だが分散と機動、欺瞞戦術はあくまで ASBM 発射を可能とする目標情報の取得や入力妨害、ISR センサーによる捜索を回避するためにおこなう発射前の間接的な防御手段であり、ASBM 発射後は別の対抗手段が必要となる。そのため発射後の対抗手段として海上配備型の弾道ミサイル防衛にくわえて、オンボードの電子戦能力が重要になってくる³⁶。

(2) 対抗手段としての電子戦能力

電子戦 (Electronic Warfare: EW)³⁷は電磁スペクトラムとレーザーを利用した軍事活動で、防衛的、攻撃的手段を使って、味方による電磁スペク

³⁴ DMO は 2012 年に発表された「統合作戦アクセス構想 (Joint Operational Access Concept: JOAC) の下位に位置づけられた作戦構想だが、正式な戦略文書が公表されていないため米海軍関係者の発言や関係機関の研究結果、論文等から概要が把握できるのみとなっている。Megan Eckstein, “Navy Planning for Gray-Zone Conflict: Finalizing Distributed Maritime Operations for High-End Fight,” *USNI News*, December 19, 2018; Jason Canfield, “Fleet Design” Presentation, NPS CRUSER Warfare Innovation Continuum Workshop, Naval Postgraduate School, September 18, 2017.

³⁵ General Joseph Dunford, “Statement of General Joseph Dunford, Department of Defense Budget Hearing,” House Armed Services Committee, April 12, 2018, pp. 10-11.

³⁶ Jonathan F. Solomon, *Defending the Fleet from China's Anti-Ship Ballistic Missile: Naval Deception's Roles in Sea-Based Missile Defense*, A Thesis submitted to the Faculty of the Graduate School of Arts and Sciences of Georgetown University in partial fulfillment of the requirements for the degree of Master of Arts in Security Studies, April 15, 2011, pp. 111-112.

³⁷ 米海軍大学のアンドリュウ・エリクソンは「米海軍は ASBM の脅威を真剣に受け止め、ハードキル、ソフトキル両面に対抗策をとってきた」とし、BMD と電子戦システムを挙げている。電子戦では再突入してくる ASBM に偽情報を認識させて攻撃目標からそらせる方法を具体例として指摘している。Andrew Erickson, “China's DF-21D and DF-26B ASBMs: Is the U.S. Military Ready?” *RealClearDefense*, November 16, 2020.

トラムにおける自由な活動を確保する一方で、敵の電磁スペクトラムの利用を妨害、阻止する³⁸。具体的には敵の C5ISR (Command, Control, Communication, Computers, Combat Systems, Intelligence, Surveillance, Reconnaissance, Targeting) や防空システムなどが目標情報や位置情報を取得することを妨害あるいは拒否するために、レーダーや電波、レーザーなどを用いる。

電子戦の詳細は機密とされるが ASBM 対処における電子戦の援用は主に電子攻撃 (EA) だと考えていだろう。EA は作戦行動を支援する戦力投射のために電子攻撃を利用するもので、敵のレーダーや通信機能に対するジャミング、敵 ISR 能力を混乱させる電磁的欺瞞、敵の衛星やセンサーに対するレーザー照射などがある。ASBM 対処でいえば、MaRV に対するジャミングがこれにあたる。

米海軍がこれまで ASBM 対処にあたって主に 3 つの電子戦プログラム、つまり Surface Electronic Warfare Improvement Program (SEWIP) と滞空型デコイ Nulka の改良、そして Advanced Offboard EW (AOEW) を推進してきた³⁹。

SEWIP とはイージス艦などに装備されている艦載型電子戦システムである AN/SQ-32(V) の能力向上プログラムを指す。2014 年から順次、イージス艦などへの配備が始まっていて、ブロック 2 では探知能力、識別能力といった機能の向上がはかられたのに対し⁴⁰、ブロック 3T では巡航ミサイルなどの対艦ミサイルに対抗する EA 能力が新たに付加され「水上艦艇による戦闘の方程式を根本的に変える進化」だとされている⁴¹。EA 付加の装置は AN/SLQ-59 として中国海軍に対応する第 7 艦隊に優先配備されている。

一方、Nulka は米海軍が装備する使い捨て型のデコイで、射出後には滞空して欺瞞電波を発することでレーダー誘導の対艦ミサイルをひきつける

³⁸ 米空軍は電子戦の名称の使用をとりやめ、赤外線、レーザー、マイクロ波、衛星通信などの利用も包含した電磁スペクトラム戦という名称を利用しているが本論では電磁スペクトラム戦と電子戦を同義として位置づけた上で「電子戦」で統一する。

³⁹ Exhibit R-2A, RDT&E Project Justification: PB 2012 Navy, February 2011, p. 4, studylib.net/doc/10876246/unclassified, accessed March 17, 2021.

⁴⁰ United States Navy, Surface Electronic Warfare Improvement Program (SEWIP), Updated April 28, 2020, www.navy.mil/Resources/Fact-Files/Display-FactFiles/Article/2167559/surface-electronic-warfare-improvement-program-sewip/, accessed March 16, 2021.

⁴¹ News Release, “Northrop Grumman Advances Maritime Electronic Warfare Capability with Follow On Production Contract From US Navy,” October 2, 2020.

とされる⁴²。2018 年時点で 122 隻の米艦船に装備されていて、現在も能力向上が継続中である。2019 会計年度用に米海軍が提出した予算要望書では「High Value Unit」の防護、つまり空母を中心する空母打撃群の防護用とされており⁴³、ASBM や巡航ミサイルのレーダー誘導による精密誘導を妨害するためのデコイドと考えられている。SEWIP と Nulka の能力向上は海軍作戦部長が定める優先課題に指定されており⁴⁴、ASBM を含む中国の対艦ミサイルとの能力ギャップを米海軍が深刻に受け止めて迅速に対応しようとしていることがうかがえる。

前述の AOEW の詳細は明らかにされていないが、艦載ヘリに搭載可能な小型の電子戦装置だとみられている。この AOEW も現場部隊から出された「緊急性の高い戦術上の必要性」の高い事業に指定されており、電子戦分野における中国の優位性によるギャップを緊急的に埋めるのが目的とされている⁴⁵。

SEWIP、Nulka、AOEW と米海軍の近年の 3 つの主要な電子戦事業をみると、その緊急性、重要性の高さが予算書の記述からうかがえる。EA 能力が付加された AN/SLQ-59 は中国の脅威と向き合う第 7 艦隊への配備が優先されていること、能力向上型 Nulka は ASBM および巡航ミサイルといった対艦ミサイルから空母を防護する目的であること、AOEW が当面の能力ギャップを埋めるため空母打撃群を防護する艦載ヘリに電子戦装備を急遽、付加させるものであることから、米海軍は電子戦能力を ASBM や巡航ミサイルなどの対艦ミサイルへの対抗手段として位置づけていることがわかる。

これに加えて、新たに電子戦分野における ASBM に対する決定的な対抗手段として期待されているのが Netted Emulation of Multi-Element Signature against Integrated Sensors (NEMESIS)だ。米海軍の予算文書によれば、NEMESIS は「敵の監視、ターゲティングのセンサーに本物の水上部隊を表示させる技術」だとされている⁴⁶。つまり、電磁波を使って敵

⁴² United States Navy, MK-53 Decoy Launching System (Nulka), Updated Jan 16, 2019, www.navy.mil/Resources/Fact-Files/Display-FactFiles/Article/2167877/mk-53-decoy-launching-system-nulka/, accessed March 16, 2021.

⁴³ Exhibit R-2A, RDT&E Project Justification: PB 2019 Navy, PE 060475N: Ship Self Def (Engage/Soft Kill/EW), February 2018, p. 1, velosteam.com/wp-content/uploads/2018/05/Line-151-SEWIP-BLK-III-RDTE.pdf, accessed March 10, 2021.

⁴⁴ Ibid., p. 44.

⁴⁵ Ibid., p. 2.

⁴⁶ Exhibit R-2, RDT&E Budget Item Justification: PB 2016 Navy, 060227 1N: Electromagnetic System Applied Research, February 5, 2015, p. 1.

のレーダーやセンサーに仮想の目標を表示させて、敵のセンサーがその仮想目標を本物と誤認識し、結果として敵ミサイルを囮に誘引させる Spoofing 技術だと考えられる。その詳細は機密指定されているが、イージス艦などの水上艦艇、滞空型、水中型の使い捨てデコイ、無人ヘリや UAV、UUV といった無人プラットフォームをネットワーク化させたものだとしている⁴⁷。NEMESIS は米太平洋軍司令部 (当時) が電子戦能力の制約の解決に取り組むためのプログラムだとされていて⁴⁸、その目的は ASBM の MaRV や対艦巡航ミサイルのレーダー誘導を妨害させるためのものだと考えられている⁴⁹。

2014 年の米海軍研究所の資料によれば、NEMESIS は「ゲーム・チェンジング」および「破壊的」な技術の開発を目指す特別開発プログラム (Innovative Naval Prototype : INP) に指定されている⁵⁰。INP は「開発リスクは高いが、効果も絶大となる可能性があり、水上戦闘のあり方を劇的に変化させる能力を 4 年から 8 年以内の実戦配備すること」を目標としており⁵¹、NEMESIS がもたらす技術革新性と、その戦術効果の大きさを米軍が高く評価していることを示している。

NEMESIS は 2013 年に開発承認されて以降、2014 年に開発がスタートし、2015 年には実証のためのウォーゲームが実施されている⁵²。2016 年にはハードウェアの購入増加と実演試験を理由に関連予算が増額され、その後の 2016 年、2017 年は関連技術の統合と実地でのデモンストレーションが続けられるなど開発は順調に進行した模様だ⁵³。2018 年にはハードウェアの開発が終了したことにより開発予算は大幅に減少。開発フェーズを終えて初期配備の段階に入ったとみられている⁵⁴。SEWIP、AOEW、Nulka に加え、NEMESIS の配備が進んでいることで、米海軍の ASBM および巡

⁴⁷ Bob Smith, Disruptive Naval Technologies, NDIA 15th Annual Science and Engineering Technology Conference, *Office of Naval Research*, April 9, 2014, slide 11. 前述の SEWIP の一環で開発配備された AN/SLQ-59 も NEMESIS のネットワークに組み込まれている可能性を指摘する声もある。Brett Tingley, “The Navy’s Secretive and Revolutionary Program to Project False Fleets from Drone Swarms,” *The Drive*, November 7, 2019.

⁴⁸ Ibid., slide 11.

⁴⁹ Tyler Rogoway, “Shadowy New Electronic Warfare System Has Been Installed on U.S. Navy 7th Fleet Ships,” *The Drive*, August 30, 2019.

⁵⁰ Smith, Disruptive Naval Technologies, slide 5.

⁵¹ Ibid., slide 2.

⁵² United States Navy Program Guide 2015, p. 177.

⁵³ Exhibit R-2, RDT&E Budget Item Justification: PB 2017 Navy, 0603271, Electromagnetic Systems Advanced Technology, February 2018, p. 11.

⁵⁴ Tingley, “The Navy’s Secretive and Revolutionary Program.”

航ミサイルに対する電子戦能力を中心とする対処能力は発展を遂げつつあると推察できる。

(3) NEMESIS の開発と米海軍の脅威認識の変化

こうした電子戦能力を ASBM に対する対抗手段として位置づける政策判断は 2010 年前後に、その萌芽を見出すことができる。

2007 年以来、ASBM への懸念を公に示してきた米国防総省は、2010 年の「4 年毎の国防見直し (QDR)」において敵の監視、攻撃能力に対抗するため EA への投資強化を宣言⁵⁵。米海軍も「海軍作戦コンセプト 2010」において、アクセス阻止 (A2) 能力として ASBM や、それを支える ISR ネットワークを問題視して、こうした脅威を阻害する能力を開発中であることを明らかにしている⁵⁶。

NEMESIS は 2013 年に米海軍が開発を承認しているが、同じ 2013 年に全米研究評議会 (National Research Council) が「A2/AD 圏内におけるミサイル対処のための当面の最良の方法はネットワーク型の電子戦とサイバー攻撃だと信じる」とする中間報告を海軍作戦部長に提出している⁵⁷。

前述の通り 2015 年には NEMESIS の有効性を実証するウォーゲームが実施され、2016 年には量産に向けたハードウェアの調達などの進展があり、2016 年の時点で NEMESIS 開発は最終段階に入っていた。その 2016 年 10 月に米海軍制服組トップのリチャードソン (John Richardson) 海軍作戦部長が ASBM の脅威は「manage 可能であり、manage されるだろう」と発言している⁵⁸。この発言は公の場で初めて米軍幹部が ASBM の脅威が管理可能だと指摘したものであり、なんらかの対抗手段の存在を間接的に認めるものといえた。

リチャードソン海軍作戦部長は「敵に優位性を与えたくない」として詳細な説明を避けたが、同じ時期に米海軍の航空戦を統括するミラー (DeWofe

⁵⁵ DoD, *Quadrennial Defense Review Report*, February 2010, p. 34.

⁵⁶ Admiral Gary Roughead, Admiral Thad W. Allen, General James T. Conway, *Naval Operations Concept 2010: Implementing the Maritime Strategy*, May 2010, p. 55.

⁵⁷ The National Research Council, *Capability Surprise for U.S. Naval Forces: Initial Observations and Insights: Interim Report*, The National Academies Press, 2013, p. 16.

⁵⁸ O'Rourke, *China Naval Modernization*, p. 57. リチャードソン海軍作戦部長 (当時) は ASBM のキルチェーンを電子戦やそのほかのキネティックな手段で阻害できると指摘する。Dave Majumdar, "Here is Why the US Military Is Not In Panic Mode Over China's Carrier-Killer Missiles," *The National Interest*, June 20, 2016.

Miller) 海軍中将が ASBM への対抗として電子戦の有効性に言及している。ミラー中将は「A2/AD を過小評価するつもりはないが、情報戦、電子戦、そのほかの武器システムによってサンクチュアリを作り出して戦うことができる。同時に我々は機動できる」と述べており⁵⁹、この発言は ASBM に対する対抗手段としての電子戦能力に一定の自信を米海軍が持っていることをうかがわせている。この発言は NEMESIS 開発が加速していたタイミングと同時期であることを考慮すれば、NEMESIS や Dynamic Force Employment や部隊の分散といった対抗手段を念頭に置いた発言だといっていだろう。

米海軍大学のエリクソン (Andrew Erickson) 教授も 2020 年 11 月に ASBM について「米軍の対抗手段の追求によって両陣営の競争が拮抗しつつある」と指摘し⁶⁰、一連の発言はこれまでの ASBM の攻撃側優位の構図が転換点を迎えていることを示唆している。

これらを総合すると、これまで ASBM や巡航ミサイルなどの A2/AD 兵器の脅威を深刻に受け止めてきた米海軍が、新技術の開発、既存装備の能力向上、機動戦術の採用、電子戦能力の開発、配備を経て、ASBM および巡航ミサイルの対艦ミサイルに対するパッシブ防御に一定の自信を持つに至ったことが浮かび上がってくる。

上記の電子戦と機動による対抗策は ASBM と巡航ミサイルを区別していない一方で、上記の米海軍幹部の発言は明示的に ASBM に対する対抗手段を議論していることから ASBM に対する対抗手段の成熟が進んでいると捉えていだろう。さらに米海軍が投資を続けている、海上配備型 BMD での迎撃を合わせれば、ASBM の脅威についてそれまでの自由な作戦行動を制約する深刻なレベルから、許容可能なレベルにまで管理が可能になるとの認識を米海軍が持ちつつあると理解できるのである。

(4) 作戦コンセプトにおける ASBM に対する脅威認識の変化

こうした米海軍の脅威認識の変化は作戦コンセプトからも読み取ることができる。A2/AD の脅威に対する対処として米軍が対抗策として打ち出した最初の作戦コンセプトが Air-Sea Battle (ASB) であった。ASB は 2010 年の QDR において初めて「アクセス阻止の環境下における攻撃を抑止、

⁵⁹ Dave Majumdar, “Chief of Naval Operations Richardson: US Aircraft Carriers Can Fight Inside A2/AD Zones, *The National Interest*, August 29, 2016.

⁶⁰ Andrew Erickson, “China’s DF-21D and DF-26B ASBMs: Is America Ready?” November 15, 2020, www.19fortyfive.com/2020/11/chinas-df-21d-and-df-26b-asbms-is-the-u-s-military-ready/, accessed March 17, 2021.

打破」⁶¹するための手段として提示されると、2013 年には正式に作戦コンセプトとして秘密版の文書が確定し、その要約版が公表された⁶²。

ASB の背景にあった問題意識は中国の A2/AD がもたらす前方展開兵力の脆弱性にあった。ASB はその冒頭で「A2/AD 能力が米軍の戦力投射を著しくリスクに晒し、いくつかのケースで受け入れ難いレベルになっている」と警戒感を示している⁶³。そのうえで「米国の抑止力の信頼性が低下し、「国際安全保障に深刻な結果をもたらす」と訴えている⁶⁴。具体的シナリオとして「弾道ミサイルや巡航ミサイルによる奇襲攻撃」を挙げていて、巡航ミサイルと並んで ASBM を主要な脅威として位置づけている。前方展開兵力が開戦当初から敵の A2/AD 圏内に置かれるため、ASB は前方展開兵力を防護しつつ位置転換させる必要があると指摘し、事実上、前線からの一時退避させる必要性を説いている⁶⁵。このように ASB は A2/AD の脅威下に置かれる前方展開兵力に関する悲観的な記述が文書全体を貫いているのが特徴となっている。

その悲観的な記述は 2020 年 12 月に公表された海上戦略文書「*Advantage at Sea: Prevailing with Integrated All-Domain Naval Power*」(以降「*Advantage*」と表記)では一転して楽観的トーンへと変わっている⁶⁶。米海軍、米海兵隊、米沿岸警備隊の連名による、この戦略文書は中国に関する記述数の多さから事実上、中国の脅威に対する対抗策を主要テーマにしている。

前方展開兵力が置かれるリスク状況について ASB が「強力な敵を相手にハイリスクな作戦」になると指摘しているのに対して、*Advantage* は「前方展開海上兵力は計算された戦術リスクを受容することになる」としている⁶⁷。悲観的な記述に終始する ASB とは変わって *Advantage* では一定の A2/AD リスクの存在を認めつつも、何らかの対抗手段によって一定程度、そのリスクを受容可能なレベルにまで低減させられることをうかがわせている。

前方展開兵力が開戦初期に取り得る作戦行動についても ASB が「効果的な攻勢作戦をとる一方で、自己防御や部隊の再配置をおこなってリスクが

⁶¹ DoD, *QDR 2010*, preface, pp. 1, 8.

⁶² Air-Sea Battle Office, *Air-Sea Battle*, May 2013.

⁶³ *Ibid.*, pp. 2-3.

⁶⁴ *Ibid.*, p. 3.

⁶⁵ *Ibid.*, p. 7.

⁶⁶ U.S. Navy, U.S. Marine Corps, and U.S. Coast Guard, *Advantage at Sea, Prevailing with Integrated All-Domain Naval Power*, December 2020.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 12.

受容可能なレベルな戦域まで前方展開兵力を移動させる」と部隊の退避、後退を示唆しているのに対して⁶⁸、*Advantage* では「水上部隊はグローバルに機動展開が可能で、持続的に前方での作戦をおこなう。だからこそ開戦当初から前方に展開できることになる」と⁶⁹、ここでも ASB でのトーンとは異なり、自己の生存性を確保しつつ前方で作戦を継続する自信を見せている。

具体的な対抗手段として「コーディネートされたジャミング、機動、防御システム」を挙げて⁷⁰、前方展開兵力の生存性を確保するとしていて、これは前述の SEWIP や NEMESIS などの電子戦システムの特性と合致している。また、部隊の分散と機動についても「不確実性と奇襲効果を実現する」として重視しており⁷¹、これは米軍がすでに実施している *Dynamic Force Employment* や DMO が強調する分散と機動と合致する。

これらを踏まえれば、米海軍による電子戦能力や機動といった ASBM や巡航ミサイルといった対艦ミサイルによる A2/AD の脅威に対する対抗手段の発展は前方展開兵力の脆弱性の克服への自信となって米海軍の作戦コンセプトに表れてきているといえるのである。

結論

中国の A2/AD 脅威を代表する ASBM や巡航ミサイルなどの対艦ミサイルが米軍の前方展開兵力にもたらす脅威という課題に対して、米海軍は技術革新と新たな部隊運用の開発をもって答えを出そうと取り組んできた。10 年余りの取り組みの結果、米海軍は海上配備型 BMD に加えて分散、機動、そして SEWIP や NEMESIS などの新たな電子戦能力を確立しつつあると考えられる。

とりわけ ASBM については中国側が運用能力の向上を重ねてきたが、一方の米海軍も海上配備型 BMD の整備を続けるなど対抗策への投資を継続し、加えて電子戦能力や機動戦術の採用といった上記の成果も背景に ASBM の脅威を許容できるレベルにまで管理可能だと認識するに至りつつある。

そうした脅威認識の変化は ASB などの作戦コンセプトの記述にも随時、反映され、最終的に *Advantage* における前方展開兵力の生存性に対する自

⁶⁸ Air-Sea Battle Office, *Air-Sea Battle*, p. 7.

⁶⁹ U.S. Navy et al., *Advantage*, p. 12.

⁷⁰ *Ibid.*, p. 14.

⁷¹ *Ibid.*, p. 13.

信という形となって結実した。従来の ASBM 脅威論を否定するようなトブラー発言はまさにそうした米海軍の脅威認識の変化を反映したものであったといえるのである。

ASBM に対する対抗手段の発展と前方展開兵力の脆弱性の克服は、米海軍に中国の A2/AD 圏内における作戦行動に一定の自信をもたらすことになるだろう。そのことは米国の軍事的優位性の安定的維持という軍事的インプリケーションだけでなく、ひいては東アジアにおける米国の軍事コミットメントの信頼性の強化につながるという戦略的インプリケーションをも含む。

しかし、ゲームチェンジャーと呼ばれる新技術は決定的な解決手段を意味するわけではない。あくまで作戦目標の達成との見合いにおいて、ASBM や巡航ミサイルの A2/AD の脅威を許容なコストまでに低減させる程度であり、当然、犠牲や損失の劇的な回避を保証してくれるわけではない。さらには戦力投射能力の脆弱性を突く米中間の競争は今後も連続的に継続することで、ゲームチェンジャー技術も新たな対抗手段によって相対化されていくことになるだろう。

また、ASBM に代表される対艦ミサイルの脅威への対抗策を米海軍が技術、部隊運用の両面で模索してきた事実は、全通式甲板を備えたヘリ搭載型護衛艦といった大型艦艇の導入を進める自衛隊に対して、装備体系や作戦構想の観点から重大な課題を提起しているといえよう。

Abstract

Challenging the Binary Worldview of “Peace and War” Limits of the Gray Zone and Shift to the Competition Continuum

HASEGAWA Jun

The Competition Continuum concept was proposed by the U.S. military in 2018 as an alternative to the traditional binary worldview of peace and war. Competition Continuum shares criticality against the binary worldview with the Gray Zone concept, and both are understood in relation to each other. In this understanding, however, insufficient attention has been paid to the fact that the term Gray Zone is not used at all in the U.S. official papers which advocate Competition Continuum.

The purpose of this paper is to clarify the relationship between the concept of Gray Zone and Competition Continuum. This paper views the advocacy of Gray Zone and Competition Continuum as a series of events in which the U.S. military pursue an alternative to the binary worldview, and analyzes it using the conceptual change model of George J. Posner, Kenneth A Strike, Peter W. Hewson, and William A. Gertzog.

It is assumed that the Gray Zone concept was not adopted as doctrine by the U.S. military due to the difficulty of defining the concept and its small usefulness, leading instead to the advocacy of Competition Continuum. Therefore, it is not appropriate to understand Competition Continuum using only the term Gray Zone.

A Study of Hybrid Warfare in the Annexation Process of Crimea in 2014 How Russia was able to Annex Crimea so Shortly

INAGAKI Yoshiro

Why was Russia able to annex Crimea on March 18, 2014, in less

than three weeks, and almost bloodlessly? We know that in the operation to annex Crimea, Russia conducted a non-military campaign, mainly information warfare, in parallel with its military campaign, called “hybrid warfare (strategy)” by Western experts.

On the other hand, the intervention in eastern Ukraine that occurred after April 2014 has escalated into a violent civil war. Despite the similarities in the operational environment between Crimea and eastern Ukraine, and the analogy that Russia executed hybrid warfare in both cases, why did the results differ so much?

The Crimea operation was so vividly successful that the utility of hybrid warfare may have been overestimated while the impact of contingencies may have been underestimated. Therefore, in order to examine the effectiveness of hybrid warfare in the annexation of Crimea, I divided the factors that influenced the operation into non-contingent factors that are not affected by changes in the situation and other factors.

As a result, it was concluded that the hybrid warfare did not work by Russia's own efforts alone, but that the contingency factors that arose during the operation complemented Russia's efforts and brought about the success of the operation.

Changes in Russia’s Strategy toward NATO over the Arctic

— Norwegian Interference —

TAKAHASHI Keita

This paper focuses on Russia strategic interests in the Arctic and analyzes the evolution of its strategy toward NATO in the region. It also focuses on the influence of Norway, a small Nordic country, and its impact on the changing relationship between the three countries.

Based on Russia's various strategic documents and specific actions, Russia's strategy towards NATO in the Arctic has escalated in terms of competition, antagonism, and confrontation, and tensions have increased. This thesis proposes that this situation is the result of recent requests from Norway for increased intervention by NATO in the Arctic. As a result of these actions, Russia has been threatened by the expansion of NATO's intentions and capabilities in the region.

On the other hand, however, both NATO and Russia desire a relationship, in which both sides aspire to contain tensions by balancing cooperation and confrontation in the Arctic. It is concluded that Norway's intervention between the two sides in the Arctic created a security dilemma, which has in turn led to increased tensions.

Changes in the Nuclear Posture of the Trump Administration

A Comparison between NPR2010 and NPR2018

TANAKA Shinya

The Nuclear Posture Review (NPR2018), released in February 2018, has received much critical acclaim for opposing the trend of leaning toward nuclear abolition and leading to a new arms race. So, what kind of nuclear posture review has the Trump Administration done? This article identifies what has changed between NPR2018 and NPR2010, and the factors that have led to these changes, focusing on the changing role of nuclear weapons, in the following order:

(1) Reviewing the security environment surrounding the United States and the evolution of the U.S.-Russian nuclear strategy.

(2) Comparing the NPR2010 and NPR2018 to identify any differences.

(3) Analyzing the factors of change in NPR2018 from various perspectives, including changes in the security environment and the impact of Russia's nuclear policy.

This study has identified three aspects of change between the NPR2010 and NPR2018 which are: (a) clarification of individual deterrence strategies, (b) expansion of the role of nuclear weapons, and (c) introduction of the low-powered nuclear option.

It concludes by analyzing that the factors for change should be: (a) improvement of the extended deterrence environment, (b) divergence from reality and improvement of punitive deterrence, (c) counteracting Russia's nuclear strategy and correcting gaps in regional deterrence.

Points (b) and (c) argue that the roles of nuclear weapons are evolving and support the argument that NPR2018 remains a relevant and valid document today.

How can the Alliance be Sustained? The U.S.-Taiwan Informal Alliance

KITAYAMA Takahiro

Previous literature does not explain the case that an informal alliance can be stronger than a formal one. My thesis is that Taiwan's security treaty is important, but there is another element concerning alliance reliability.

The academic contribution of this paper is to introduce new perspectives to the theory of alliances. In the case of the Taiwan-U.S. relationship, the first perspective is to consider the existence of a security treaty versus an informal alliance. The second perspective is to consider the strength of the relationship between U.S. and Taiwan. The last perspective is to consider the degree of Taiwan's economic dependence to China. The relationship can be understood from these three perspectives.

Firstly, the close relationship between the U.S. and Taiwan is evident through Taiwan's democratization and U.S. arms sales to Taiwan. Second, Taiwan's economic dependence to China is evident through the Taiwanese governments' policies and China's strategy.

The security treaty is important, but it is not decisive concerning the alliance's reliability. The substance of the alliance relationship is important.

As a Japanese author, the addition of these perspectives to alliance theory also has significant implications to the U.S.-Japan alliance. The U.S.-Japan alliance needs not only a security treaty, but also substance.

Effective Deterrence Mechanisms in Cyberspace

KUMATORIYA Susumu

Conventional deterrence mechanisms developed during the Cold War mainly consist of deterrence by punishment that impose unacceptable cost to the enemy. In addition, there is deterrence by denial that denial of the benefit from specific actions of the enemy. However, cyberspace has different characteristics from physical space, such as land, sea, and air, and conventional deterrence mechanisms may not work well enough. Therefore, effective deterrence theory in cyberspace are being explored, but there is not necessarily a consensus on them.

So, this paper analyzes and organizes the effective deterrence in cyberspace, based on the characteristics of cyberspace and the conventional concept of deterrence. As a result, although the conventional deterrence mechanism can be partially applied due to the advancement of technology, but they are not sufficient. Therefore, there are several new assertions that combine several different means, and this way of thinking can consider to be the trend. However, since deterrence is very difficult to prove and changes with technology and economic conditions, the deterrence measures described in this paper may not be appropriate. Deterrence in cyberspace has issues that is currently being debated, and we need to continue to monitor it closely.

Strategic Information Dissemination in Age of Social Media

Narrative Fixation by Diffusion from the Third Parties

KATO Daisuke
HIRAIZUMI Tatsuya

This paper examines how to strategically transmit information in the age of social media. In the international community, perception sometimes becomes reality and is more important than facts, so it is important to achieve strategic goals by appealing to the audience's sympathy and psychology.

Based on this recognition, we will examine the nature of information dissemination in the age of social media prosperity, using narrative warfare and propaganda warfare as keywords. Based on this, I attempted to conduct a case study on how the U.S. Navy is trying to utilize social media by reading the U.S. Navy Social Media Handbook as a concrete example of its use.

As a result, it was concluded that information dissemination in the age of social media should be based on the characteristics of social media, i.e., the characteristics of the human mind, which is more easily penetrated when communicated through a third party.

Background of Zero Fighter Development

Transition from Development and Mass Production of Extra Super Duralumin to Zero Fighter

UMEHARA Hirokazu

This paper discusses the development of Extra Super Duralumin (ESD), the material for the Zero Fighter, the construction of industrial infrastructure for ESD, and ESD, which was adopted as the standard material for the Zero Fighter.

Research and development are not feasible without not only the development of technology but also the construction of an industrial infrastructure that supports technology. Therefore, this paper focuses on the construction of industrial infrastructure necessary for the development of technology and mass production of ESD. In 1935, when the development of ESD was started, the level of Japanese technology was inferior to that of Western countries, and its industrial infrastructure was not well constructed. Despite these circumstances, the development of Zero Fighter from ESD had been carried out in only five years.

In order to discuss the factors that realized ESD development in a short period of time and the construction of an industrial infrastructure, the author use a techno system model that focuses on how industry-government-academia collaboration worked for technological development as presented by MURAYAMA Yuzo. In conclusion, it will be revealed that a Japanese-style techno system that applied and developed technologies imported from foreign countries had been functioning and discretionary freedom, centripetal force, incentive at the development site in the industrial infrastructure.

Development of Counter-ASBM Capabilities and Overcoming the Vulnerability of Forward Deployed Force: Focusing on the U.S. Navy's New Electronic Warfare System

FUSE Satoru

The U.S. Navy has been tackling with the challenge of the threat to U.S. forward-deployed forces posed by PLA's anti-ship missiles such as ASBM (Anti-Ship Ballistic Missile) and cruise missiles, which represent the Chinese A2/AD threat, with technological innovation and the development of new operational concept.

As a result of more than a decade of work, the U.S. Navy is establishing countering measurements such as electronic warfare capabilities of SEWIP (Surface Electronic Warfare Improvement

Program) and NEMSIS (Netted Emulation of Multi-Element Signature against Integrated Sensors) in addition to sea-based BMD.

The development of countermeasures against ASBMs and overcoming the vulnerability of forward-deployed forces may provide the U.S. Navy a certain degree of confidence in operating within the A2/AD environment. This has not only the military implication of maintaining America's freedom of maneuverability at tactical level, but also the strategic implication of strengthening the credibility of U.S. military commitments in case of conflict with China.

執筆者紹介

長谷川 惇 (はせがわ じゅん) 3 等海佐 海上自衛隊幹部学校戦略研究室
東北大学 (法学部) 卒。政策研究大学院大学公共政策プログラム (政策研究
研究修士)。

護衛艦いかづち航海長、護衛艦あけぼの船務長、護衛艦隊司令部などを経て、現職。

稲垣 芳朗 (いながき よしろう) 1 等海佐 海上幕僚監部運用支援課訓
練班長 (執筆時 海上自衛隊幹部学校第 80 期幹部高級課程)

防衛大学校 (国際関係学科) 卒。米海軍大学幕僚課程。

統合幕僚監部運用第 2 課、潜水艦まきしお艦長、練習潜水艦みちしお艦
長、統合幕僚監部防衛課などを経て、現職。

高橋 慶多 (たかはし けいた) 3 等海佐 海上幕僚監部防衛部防衛課
(執筆時 海上自衛隊幹部学校第 68 期指揮幕僚課程)

防衛大学校 (国際関係学科) 卒。

第 2 航空隊、第 51 航空隊調査研究隊などを経て、現職。

田中 信也 (たなか しんや) 1 等海佐 佐世保地方総監部第 3 幕僚室長
兼第 5 幕僚室長 (執筆時 海上自衛隊幹部学校第 80 期幹部高級課程)

防衛大学校 (機械システム工学) 卒。

第 4 護衛隊群司令部幕僚、護衛艦たかなみ砲雷長、幹部候補生学校教
官、海上幕僚監部補任課、護衛艦あしがら砲雷長兼副長、護衛艦せんだい
艦長、第 1 護衛隊群司令部首席幕僚などを経て、現職。

北山 貴弘 (きたやま たかひろ) 3 等海佐 統合幕僚監部防衛課 (執筆
時 海上自衛隊幹部学校第 68 期指揮幕僚課程)

東京大学 (思想文化学科) 卒。政策研究大学院大学公共政策プログラム
(政策研究修士)。

潜水艦うずしお水雷長、練習潜水艦おやしお機関長、潜水艦たかしお船務
長などを経て、現職。

熊取谷 行(くまとりや すすむ) 1等海佐 海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課情報保証班長(執筆時 海上自衛隊幹部学校第80期幹部高級課程)

県立越谷北高校卒。

横須賀地方総監部防衛部、練習艦かしま通信長、海上幕僚監部指揮通信課、指揮通信開発隊システム第2科長、システム通信隊群司令部保全監査幕僚などを経て、現職。

加藤 太輔(かとう だいすけ) 1等海佐 海上幕僚監部運用支援課運用支援班長(執筆時 海上自衛隊幹部学校第82期幹部高級課程)

防衛大学校(電子工学)卒。

第6航空隊、第3航空隊、第4護衛隊群司令部、第1航空隊、統合幕僚監部運用部運用第2課、第31飛行隊長、海上幕僚監部総務部総務課広報室などを経て、現職。

平泉 竜也(ひらいずみ たつや) 2等海佐 海上幕僚監部教育課(執筆時 海上自衛隊幹部学校第82期幹部高級課程)

法政大学(法学部)卒。

統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課、鹿屋運航隊長、下総運航隊長、統合幕僚監部防衛計画部計画課などを経て、現職。

梅原 博和(うめはら ひろかず) 3等海佐 第51航空隊調査研究隊(執筆時 海上自衛隊幹部学校第67期指揮幕僚課程)

高校卒。

航空学生として入隊後、第124航空隊、第21航空隊、第51航空隊、海上幕僚監部人事教育部教育課などを経て、現職。

布施 哲(ふせ さとる) テレビ朝日ワシントン支局長

上智大学(法学部)卒。防衛大学校総合安全保障研究科(国際安全保障学修士)。慶応義塾大学政策メディア研究科博士課程在学中。

テレビ朝日政治部記者(与党キャップ、野党キャップ、政治部デスク)、報道ステーション番組ディレクターのほか、ジョージタウン大学客員研究員、米CSBA戦略・予算評価センター客員研究員、埼玉大学教養学部非常勤講師などを経て、現職。

【編集委員会よりお知らせ】

『海幹校戦略研究：Japan Maritime Self-Defense Force Command and Staff College Review』は、海上自衛隊幹部学校職員・学生等の研究成果のうち、現代の安全保障問題に関して、海洋国家日本の針路を考えつつ、時代に適合した海洋政策、海上防衛戦略を模索するという観点から取り扱ったものを中心としてまとめ、部外の専門家に向けて発信することにより、自由闊達な意見交換の機会を提供することを目的として公刊するものです。

なお、本誌に示された見解は執筆者個人のものであり、防衛省または海上自衛隊の見解を表すものではありません。論文の一部を引用する場合には、必ず出所を明示してください。無断転載はお断りいたします。

Japan Maritime Self-Defense Force Command and Staff College Review is the editorial works of the staff and students' papers from the viewpoint of security issues concerning the course of action of Japan as a maritime nation, and seeking maritime defense strategies and policies suited for today. The purpose of this publication is to provide an opportunity for free and open-minded opinion exchange to the experts of security studies all over the world.

The views and opinions expressed in *JMSDF Command and Staff College Review* are solely those of the authors and do not necessarily represent those of Japan Maritime Self-Defense Force or Japan Ministry of Defense. To cite any passages from the review, it is requested that the author and *JMSDF Command and Staff College Review* be credited. Citing them without clearly indicating the original source is strictly prohibited.

【戦略研究会役員】

会 長 関口 雄輝

副 会 長 永井 一成 星野 正彦

【『海幹校戦略研究』編集委員】

委 員 長 石原 敬浩

委員総括 後瀉 桂太郎

【戦略研究会事務局】

事務局長 能條 将史

企画調整 長谷川 惇

『海幹校戦略研究』第 12 巻第 1 号 (通巻第 24 号)

発行日：2022 年 6 月 20 日

発行者：海上自衛隊幹部学校

(ホームページ) : <http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/>

〒153-0061 東京都目黒区中目黒 2 丁目 2 番 1 号

TEL : 03-5721-7010 (内線 5621) FAX : 03-3719-0331

e-mail : navcol-cintpln@inet.msdf.mod.go.jp

担 当：戦略研究会事務局

印刷所：海上自衛隊東京業務隊